

平成元年版

消 防 白 書

消 防 庁

はじめに

昭和63年中の総出火件数は5万9,674件、火災による死者数は2,116人となっており、それぞれ前年に比べ841件、259人の増加となっている。

また、昭和63年中の救急出場件数は254万7,700件、救助活動件数は1万9,809件となっており、それぞれ年々増加している。

昭和63年中は、ソ連客船プリアムーリエ号の船舶火災、西日本を中心とした大雨による災害などが発生し、さらに平成元年に入ってからインド貨物船ジャグドゥート号の船舶火災、伊豆半島東方沖の群発地震や海底噴火、全国各地を襲った台風、大雨による災害などが発生しており、災害に対する備えはますます重要となっている。

今年の白書は、このような状況を踏まえ、住民生活の安全確保をめざして、今後の消防防災体制の方向と当面の諸問題に言及するとともに、主に昭和63年中の資料を中心に、火災をはじめとする各種の災害の実態と消防防災行政の現況について解説したものである。

この白書が、国民の生命、身体及び財産を守る消防防災活動について、国民各位の認識と理解を深め、また、国、地方公共団体のみならず住民、企業をも含めた消防防災体制の確立に広く活用されることを願うものである。

平成元年11月

消 防 庁

目 次

- 第1章 総 説 1
 - 第1節 住民生活の安全確保をめざして 1
 - 1 消防防災行政の現状 1
 - 2 今後の消防防災体制の方向 6
 - 第2節 最近の災害の動向 14
 - 1 火 災 14
 - (1) 出火件数と出火率 14
 - (2) 死者数と死因 14
 - (3) 損害額と焼損面積 15
 - (4) 出 火 原 因 15
 - 2 地震災害及び風水害等 16
 - (1) 地 震 災 害 16
 - (2) 風水害、火山噴火災害等 16
 - 3 その他の災害 17
 - 第3節 当面の諸問題 18
 - 1 消防体制の整備 18
 - (1) 消防力の重点的整備 18
 - (2) 消防職団員の教育訓練と処遇 21
 - (3) 消防職員の高齢化対策の推進 22
 - (4) 消防団の活性化対策の推進 23
 - 2 救急体制の充実 24
 - (1) 救急業務実施体制の強化 24
 - (2) 救急隊員の教育訓練の充実強化 25
 - (3) 救急業務の通信システム化の推進 25
 - (4) 救急医療体制 26

- (5) 住民に対する応急手当の普及等……………26
- 3 救助体制の整備……………27
- 4 防災体制の強化……………28
 - (1) 防災に関する組織・計画の整備……………28
 - (2) 情報通信体制の整備……………29
- 5 広域応援体制の整備……………31
- 6 風水害対策等の推進……………32
 - (1) 風水害対策の推進……………32
 - (2) 土砂災害対策の推進……………33
 - (3) 活動火山対策の推進……………33
- 7 震災対策の推進……………34
 - (1) 震災予防体制の整備……………34
 - (2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化……………35
- 8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立……………36
 - (1) 防災意識の高揚……………36
 - (2) 地域の自主防災体制の強化……………36
 - (3) 事業所の自主防災体制の強化……………38
- 9 予防行政の充実……………38
 - (1) 防火管理制度の充実……………38
 - (2) 消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化……………39
 - (3) 表示・公表制度の普及による防火安全……………40
 - (4) 自動通報システムの構築……………40
 - (5) 大規模建築物群等における防火安全対策の推進……………41
 - (6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進……………42
 - (7) 旅館・ホテル、百貨店・マーケット等における防火安全
対策の推進……………43
 - (8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進……………44
- 10 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進……………45
 - (1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進……………45

- (2) 危険物施設における保安体制の確立……………46
- (3) 石油コンビナート防災体制……………47
- (4) 石油備蓄基地への対応……………48
- (5) 石油パイプラインの保安……………49
- 11 林野火災対策の推進……………49
- 12 特殊災害対策の推進……………50
 - (1) ガス災害対策の推進……………50
 - (2) 大深度地下空間の防災対策の推進……………51
 - (3) 原子力災害対策の推進……………51
 - (4) 航空機災害対策の推進……………52
 - (5) 海上災害対策の推進……………53
- 13 研究開発の推進……………54
- 14 国際化への対応……………55
 - (1) 国際協力・国際交流の推進……………55
 - (2) 国際消防救助隊派遣体制の整備……………57
 - (3) 国際防災の10年……………58
 - (4) 基準・認証制度の国際化の推進……………58
- 第2章 火災等の災害の実態……………61
 - 第1節 火 災……………61
 - 1 出火件数……………61
 - (1) 出火件数は増加……………61
 - (2) 建物火災は全火災の62.2%……………61
 - (3) 冬季、春季に火災が多い……………61
 - (4) 出火率は4.9……………65
 - (5) 出火率の高いのは広島県、茨城県、宮崎県、低いのは
富山県、京都府……………65
 - (6) 火災通報は119番、初期消火は消火器……………66
 - 2 損害額……………66

3	死 者	67
(1)	建物火災による死者は133人増加	68
(2)	火災による死者は冬季と夜中に多い	68
(3)	火災による死者の数が多いの は東京都及び大阪府、 少ないのは沖縄県	69
(4)	火災による死者は専用住宅、 木造建物で多い	71
(5)	死因は火傷が51.2%、 中毒・窒息が40.2%	74
(6)	高齢者、乳幼児の死者が過半数を 占めている	74
(7)	1件で3人以上の死者を出した火災は 31件	74
(8)	放火自殺者は死者総数の44.9%	76
4	出 火 原 因	76
(1)	「こんろ」による火災が首位	76
(2)	「たばこ」による火災は減少	78
(3)	「たき火」による火災は減少、 「火あそび」による火災は増加	78
(4)	「放火及び放火の疑い」による火災は 増加	79
(5)	「ストーブ」による火災も増加	80
(6)	着火物は「枯れ草」が首位	81
5	火災種別ごとの状況	82
(1)	建物火災	82
(2)	林野火災	87
(3)	車両火災	89
(4)	船舶火災	91
(5)	航空機火災	91
6	平成元年上半期における火災の発生状況	91
7	外国の火災状況	92
第2節	地震災害等	95
1	地震災害	95
2	風水害、火山噴火災害等	95
(1)	昭和63年中の災害	95

(2)	平成元年上半期の災害	96
第3節	ガス等によるその他の災害	97
1	ガスによる災害	97
(1)	事故の発生件数	97
(2)	事故による死傷者数	99
(3)	自損行為によるガス事故	100
2	石油コンビナート災害	101
(1)	災害件数と被害	101
(2)	災害の特徴	101
3	危険物施設等における災害	103
(1)	火 災	103
(2)	危険物流出等の事故	105
4	海上災害	106
5	航空機災害	106
第3章	消防行政の現況	109
第1節	消防体制	109
1	消防組織	109
(1)	常備消防機関	109
(2)	消防団	112
2	消防施設	113
(1)	消防機械等	113
(2)	消防水利	114
(3)	消防通信施設	115
第2節	救急業務	117
1	実施状況	117
(1)	救急出場件数及び搬送人員の状況	117
(2)	医療機関別搬送人員の状況	118
(3)	傷病程度別搬送人員の状況	119

- (4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況…………… 119
- (5) 収容所要時間別搬送人員の状況…………… 119
- (6) 転送の状況…………… 122
- (7) 救急隊員の行った応急処置の状況…………… 123
- (8) 交通事故に対する実施状況…………… 123
- 2 実施体制…………… 124
 - (1) 実施市町村…………… 124
 - (2) 救急隊…………… 125
 - (3) 救急隊員…………… 125
 - (4) 救急自動車…………… 126
 - (5) 救急指令装置…………… 126
 - (6) 救急医療情報センター…………… 126
 - (7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制…………… 126
 - (8) 救急業務における感染防止対策…………… 127
- 3 救急医療体制…………… 127
- 第3節 救助活動…………… 129
 - 1 実施状況…………… 129
 - (1) 救助活動件数及び救助人員の状況…………… 129
 - (2) 事故種別救助活動の状況…………… 129
 - 2 実施体制…………… 130
 - (1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村…………… 130
 - (2) 救助隊数及び救助隊員数…………… 131
 - (3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材…………… 131
 - (4) 救助隊員の教育訓練…………… 132
- 第4節 防災体制…………… 134
 - 1 防災に関する組織・計画…………… 134
 - (1) 防災体制…………… 135
 - (2) 地域防災計画…………… 136
 - (3) 防災訓練の実施…………… 136

- 2 情報通信体制…………… 137
 - (1) 国(消防庁)と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網…………… 137
 - (2) 都道府県防災行政無線通信網…………… 137
 - (3) 市町村の消防・防災無線通信網…………… 138
 - (4) その他の防災通信…………… 139
- 第5節 広域応援体制…………… 140
 - 1 消防広域応援体制の整備…………… 140
 - (1) 広域応援体制の推進…………… 140
 - (2) 広域航空消防応援…………… 141
 - 2 広域防災応援体制の整備…………… 142
- 第6節 風水害対策等…………… 144
 - 1 風水害対策…………… 144
 - (1) 防災体制の確立…………… 144
 - (2) 災害危険箇所に対する措置…………… 145
 - (3) 警戒避難体制の確立…………… 145
 - (4) 二次災害防止対策の強化…………… 146
 - 2 活動火山対策…………… 147
 - (1) 地域防災計画…………… 147
 - (2) 関係機関との連携…………… 148
 - (3) 広域的な連絡・協力体制の整備…………… 148
 - (4) 避難体制の整備…………… 148
 - (5) 観光客対策の整備…………… 148
 - (6) 防災訓練の実施…………… 148
- 第7節 震災対策…………… 149
 - 1 消防庁の震災対策…………… 149
 - (1) 震災対策施設等の整備…………… 149
 - (2) 地震防災対策強化地域における震災対策…………… 149
 - (3) 南関東地域における震災対策…………… 153
 - (4) その他の地域における震災対策…………… 153

(5) 総合防災訓練の実施	153
(6) 震災対策に関する研究	154
2 地方公共団体における震災対策	154
(1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況	155
(2) 避難場所・避難路の指定状況	155
(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況	155
(4) 備蓄物資・備蓄倉庫の状況	156
(5) 震災対策施設の整備事業	156
(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況	158
(7) 調査研究の実施状況	158
第8節 地域防災計画の見直しの推進	160
1 地域防災計画の現況	160
2 防災アセスメントの推進	160
(1) 防災アセスメントの推進	160
(2) 防災アセスメントの実施状況	161
3 地区別防災カルテの整備	161
(1) 地区別防災カルテの整備	161
(2) 地区別防災カルテの整備状況	162
第9節 防災意識の高揚と自主防災体制	163
1 防災意識の高揚	163
(1) 火災予防運動	163
(2) 防災知識の普及啓発	165
(3) 119番の日	166
2 自主防災体制	166
(1) 地域の自主防災体制	166
(2) 事業所の自主防災体制	169
第10節 予 防 行 政	171
1 防火管理制度	171
2 消防用設備等の規制	173

(1) 防火対象物の実態	173
(2) 消防用設備等の設置の現況	175
(3) 消防用設備等の性能の確保	177
(4) 防 炎 規 制	178
3 防火基準適合表示制度	181
(1) 「適マーク」交付状況	181
(2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場、百貨店等)	181
4 消防同意及び予防査察等	184
(1) 消防同意の実態	184
(2) 予防査察及び違反状況の改善	184
5 消防用機械器具等の検定等	191
(1) 検 定	191
(2) 鑑定及び受託試験	191
(3) 自 己 認 証	191
第11節 危 険 物 行 政	193
1 危 険 物 規 制	193
(1) 危険物規制の体系	193
(2) 危険物施設	194
(3) 危険物取扱者	195
(4) 事業所における保安体制の整備	197
(5) 保 安 検 査	198
(6) 立入検査及び措置命令	199
2 石油パイプライン事業の保安規制	200
第12節 石油コンビナート災害対策	202
1 石油コンビナート等特別防災区域の状況	204
(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況	204
(2) 防災緩衝緑地等の整備状況	204
2 防 災 体 制	204
(1) 石油コンビナート等防災本部	204

(2) 消防本部等	205
(3) 防災資機材の整備	205
3 自衛防災組織等	205
(1) 自衛防災組織等の現況	205
(2) 自衛防災体制の充実	206
4 事業所のレイアウト規制	207
(1) レイアウト規制対象事業所の実態	207
(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況	207
第13節 林野火災対策	209
1 林野火災特別地域対策事業	209
(1) 林野火災特別地域対策事業の実施	209
(2) 林野火災用消防施設等の整備	209
2 広域消防体制の整備	210
(1) 広域消防体制の整備	210
(2) 空中消火の実施状況	210
3 出火防止対策	211
(1) 出火防止対策の徹底	211
(2) 林野火災に係る調査研究	211
第14節 特殊災害対策	213
1 ガス災害対策	213
2 原子力災害対策	213
(1) 原子力発電所等の防災対策	213
(2) 放射性物質輸送の安全対策	215
3 高層建築物及び地下街等の火災対策	216
(1) 高層建築物	216
(2) 地下街及び準地下街	216
4 海上災害対策	217
5 大規模交通災害対策	218
(1) 地下交通機関の防災対策	218

(2) 航空機災害対策	219
6 消防活動阻害物質の災害対策	220
第15節 消防の教育訓練等	221
1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助	221
(1) 教育訓練	222
(2) 消防学校等に対する技術的援助	224
2 消防学校における教育訓練	224
(1) 消防学校の設置状況	224
(2) 教育訓練の基準	224
(3) 教育訓練の実施状況	225
(4) 教職員の状況	226
3 全国消防救助技術大会等の実施	227
第16節 消防防災の国際化	229
1 国際協力・国際交流	229
(1) アジア諸国等消防職員の研修	229
(2) 諸外国からの研修員受入	229
(3) 諸外国への専門家派遣	229
(4) 国際交流	231
2 消防救助隊の海外派遣体制	232
3 国際防災の10年	233
4 基準・認証制度	233
第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇	235
1 活動状況	235
2 公務災害の状況	235
3 安全衛生体制の整備	235
4 処遇	238
(1) 消防職員の処遇	238
(2) 消防団員の処遇改善	239
5 消防表彰等	244

(1) 叙 位	244
(2) 叙 勲	244
(3) 褒 章	245
(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰	245
(5) 自治大臣表彰	246
(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰	246
(7) 退職消防団員報償	248
第18節 消防の科学技術の研究	250
1 建物の火災安全技術の高度化に関する研究	250
(1) 火災時の有毒ガス発生に関する研究	250
(2) 建物火災時における初期消火法に関する研究	251
(3) 火災性状把握システムに関する研究	251
(4) 避難救助時の行動力改善に関する研究	251
2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究	251
(1) 消防職員の高齢化に伴う消防装備等の軽量化・機械化等に関する研究	251
(2) 要救助者探査機器の開発に関する研究	251
(3) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究	252
3 危険物災害防止に関する研究	252
4 放射性物質の輸送容器の耐火性に関する研究	252
5 その他の経常的研究	252
6 情報交換等	253
第19節 消防財政	255
1 市町村の消防費	255
(1) 消防費の決算状況	255
(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費	255
(3) 経費の性質別内訳	255
2 市町村消防費の財源	256
(1) 財源構成	256

(2) 地方交付税	256
(3) 国庫補助金	257
(4) 地方債	261
(5) その他	262
3 都道府県の消防防災費	262
4 国の消防費	264

— 図 表 索 引 —

第2章 火災等の災害の実態

第1表 火災の概況.....62

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況.....63

第3図 火災の傾向.....63

第4表 火災種別出火件数の構成割合.....64

第5表 火災種別出火件数の推移.....64

第6表 四季別出火状況.....64

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化.....65

第8図 都道府県別出火率.....65

第9表 覚知方法別出火件数.....66

第10表 初期消火器具等の使用状況.....66

第11表 損害額の推移.....67

第12表 火災による死傷者の推移.....67

第13表 火災種別死傷者数.....68

第14表 月別死傷者発生状況.....68

第15図 時間帯別死者発生状況.....69

第16表 人口に対する死者数の割合.....69

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況.....70

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況.....71

第19表 死因別死者発生状況の推移.....71

第20表 死に至った経過と年齢別の死者発生状況.....72

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数.....74

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況.....75

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物火災の建物用途別死者発生状況.....75

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況.....76

第25表 出火原因別出火件数.....77

第26図 出火原因別の出火件数と損害額.....77

第27表 こんろによる火災の損害状況.....78

第28表 たばこによる火災の損害状況.....79

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況.....79

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況.....80

第31表 ストーブによる火災の損害状況.....81

第32表 主な着火物別出火件数.....81

第33図 建物火災の月別出火件数.....82

第34表 用途別建物火災の損害状況.....83

第35表 火元建物の構造別損害状況.....84

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数.....84

第37図 建物火災の主な出火原因と経過.....85

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積.....86

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況.....87

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況.....88

第41図 林野火災の月別出火件数.....89

第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況.....89

第43図 林野火災の主な出火原因と経過.....90

第44図 車両火災の主な出火原因と経過.....90

第45図 船舶火災の主な出火原因.....91

第46表 平成元年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況).....92

第47表 1987年の諸外国の火災状況.....93

第48表 風水害等による被害状況.....96

第49図 ガス事故の態様別発生件数.....97

第50表 ガス事故の発生場所別発生件数.....98

第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数.....99

第52図 ガス事故による死傷者数.....100

第53表 石油コンビナート災害件数の推移.....101

第54表 主な石油コンビナート災害.....102

第55表 特定事業所区分別災害件数.....103

第56表 業態別災害件数.....103

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況.....104

第58図 危険物施設別火災発生件数…………… 104
 第59表 出火原因別(類別品名別等)火災発生件数…………… 105
 第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数…………… 106
 第61図 危険物施設別流出等事故発生件数…………… 106
 第62表 主要港湾における消防機関の出動状況…………… 107
 第63図 民間航空事故等の推移…………… 107

第3章 消防行政の現況

第1—1表 市町村の消防組織の現況…………… 109
 第1—2図 消防本部・消防署所数の推移…………… 110
 第1—3図 消防職団員数の推移…………… 110
 第1—4表 消防団員の年齢構成…………… 113
 第1—5表 消防機械の保有数…………… 113
 第1—6表 消防水利(人工水利)の保有数…………… 114
 第1—7図 消防通信施設等の状況…………… 115
 第2—1表 救急出場件数及び搬送人員の推移…………… 117
 第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合…………… 118
 第2—3図 医療機関別搬送人員の状況…………… 119
 第2—4表 傷病程度別搬送人員の状況…………… 120
 第2—5表 急病に係る疾病分類別搬送人員の状況…………… 120
 第2—6図 収容所要時間別搬送人員の状況…………… 122
 第2—7表 転送回数別搬送人員の状況…………… 122
 第2—8表 医療機関別転送理由の状況…………… 123
 第2—9表 救急隊員の行った応急処置の状況…………… 124
 第2—10表 救急業務実施市町村数の推移…………… 125
 第2—11図 救急業務実施形態の内訳…………… 125
 第2—12表 救急隊数の推移…………… 126
 第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移…………… 128
 第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移…………… 129
 第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況…………… 130
 第3—3表 救助隊の設置状況…………… 130

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数…………… 131
 第3—5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材…………… 132
 第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況…………… 133
 第5—1表 消防広域応援交付金制度適用事例…………… 142
 第7—1表 大震災火災対策施設の整備状況…………… 150
 第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表…………… 151
 第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況…………… 151
 第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容(消防用施設関係)…………… 152
 第7—5表 都市における避難場所の指定状況…………… 155
 第7—6表 都市における震災訓練の実施状況…………… 156
 第7—7表 備蓄物資の状況…………… 157
 第7—8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業…………… 157
 第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況…………… 158
 第7—10表 震災対策調査関係事業の実施状況…………… 158
 第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況…………… 166
 第10—1表 全国の防火管理実施状況…………… 172
 第10—2表 全国の共同防火管理実施状況…………… 173
 第10—3表 防火対象物数…………… 174
 第10—4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリン
 クラー設備の設置状況…………… 175
 第10—5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の
 設置率の推移…………… 176
 第10—6表 社会福祉施設及び病院におけるスプリンクラー設備等の設置
 状況…………… 177
 第10—7表 消防設備士の数…………… 177
 第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況…………… 179
 第10—9表 防災製品の認定件数…………… 180
 第10—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)…………… 180
 第10—11表 表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)…………… 182
 第10—12表 点検項目別不備率(劇場、百貨店等〔(-)項、(四)項])…………… 183
 第10—13表 消防同意事務処理状況…………… 184

第10—14表	火災予防査察実施状況	185
第10—15表	特定違反対象物改善状況の推移	186
第10—16表	防火管理に関する命令等(消防法第8条及び第8条の2)の状況	187
第10—17表	消防用設備等に関する命令等(消防法第17条の4)の状況	188
第10—18表	防火対象物に関する命令等(消防法第5条)の状況	190
第10—19表	検定申請状況	192
第11—1図	危険物施設数の状況	194
第11—2表	危険物施設数の推移	195
第11—3図	危険物施設の規模別構成比	196
第11—4表	危険物取扱者試験実施状況	197
第11—5表	危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳	197
第11—6表	自衛消防組織等を設ける事業所数の推移	198
第11—7表	保安検査の実施状況	199
第11—8表	危険物施設に対する立入検査の実施状況	200
第11—9表	危険物施設等に関する措置命令等の推移	200
第12—1図	石油コンビナート等特別防災区域の指定状況	203
第12—2表	第一種事業所の新設等の届出の状況	208
第13—1表	国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況	209
第13—2表	空中消火の実施状況	210
第14—1図	原子力発電所立地図	214
第15—1表	教育訓練課程	222
第15—2表	教育訓練の実施状況	223
第15—3表	消防職員に対する教育訓練の科別受講状況	225
第15—4表	初任教育期間別消防学校数	226
第15—5表	新規採用者の初任教育受講状況	226
第15—6表	消防学校教職員数	227
第16—1表	消防行政管理者(集団)研修受講状況	230
第16—2表	救急救助技術研修受講状況	231
第16—3表	消火技術研修受講状況	231
第17—1表	消防職員及び消防団員の活動状況	236

第17—2表	消防職員及び消防団員の公務による死傷者数	236
第17—3表	消防団員報酬等の地方交付税算入額	240
第17—4表	公務上における消防団員の死傷者数の推移	241
第17—5表	補償基礎額改定状況	241
第17—6表	消防協力者等の死傷者数の推移	242
第17—7表	退職報償金支給額	242
第17—8表	消防基金の公務災害補償費の支払状況	243
第17—9表	消防基金の福祉施設の実施状況	244
第17—10表	消防関係者の表彰者数等	249
第19—1表	普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移	255
第19—2表	市町村消防費の性質別歳出決算額の推移	256
第19—3表	市町村消防費決算額の財源内訳	257
第19—4表	消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移	257
第19—5表	国庫補助金による年度別消防施設等整備状況	258
第19—6表	市町村の消防防災施設整備事業等に対する地方債許可額の推移	261
第19—7表	都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移	263
第19—8表	平成元年度消防庁関係予算主要事項別一覧表	263

附 属 資 料

1	昭和63年度の法令の制定	265
2	昭和63年中の主な火災	267
3	都道府県別火災損害状況	270
4	月別火災損害状況	278
5	出火原因別火災損害状況	280
6	主な出火原因の推移	280
7	用途別の主な火災事例	282
8	昭和21年以降の火災損害状況	284
9	昭和21年以降の火災損害比較	288
10	昭和21年以降の大火記録	290
11	風水害等による都道府県別被害状況	292

第1章 総 説

第1節 住民生活の安全確保をめざして

1 消防防災行政の現状

我が国の消防は、昭和23年3月に自治体消防として新たな出発をして以来、昭和63年3月をもって満40年を経過したところである。

この間、各種の災害から国民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じ、幾多の制度改正を経て、今日では消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助、防災など非常に広範な活動を行っている。

また、組織、人員、施設等各般にわたって着実に整備が進み、今や我が国の消防は、国際的にも高い水準に到達している。

ところで、この間の災害の状況を振り返ってみると、まず、火災については、戦後、昭和30年代までは、焼損棟数1,000棟を越すような大火が相次いだ。その後、建物の不燃化、消防力の充実、消防用設備等の整備、防火管理体制の徹底等により、昭和51年の酒田市大火以降はこのような大火は発生していない。

昭和40年代以降になると、社会経済の発展を反映し、ホテル火災、デパート火災、トンネル火災、社会福祉施設火災、ガス爆発火災、石油コンビナート火災など多様な火災が発生してきた。

また、近年、大都市地域を中心として、高層建築物が増加し、あるいは、地下空間の利用が進められているが、平成元年8月の東京都江東区の高層マンション火災の例にみられるように、高層建築物の火災が、また、昭和55年8月の静岡市駅前ゴールデン街ガス爆発火災、昭和58年8月の名古屋市地下鉄駅火災にみられるように、地下における火災も発生している。

さらに、昭和59年11月に発生した東京世田谷地下通信ケーブル火災の例に

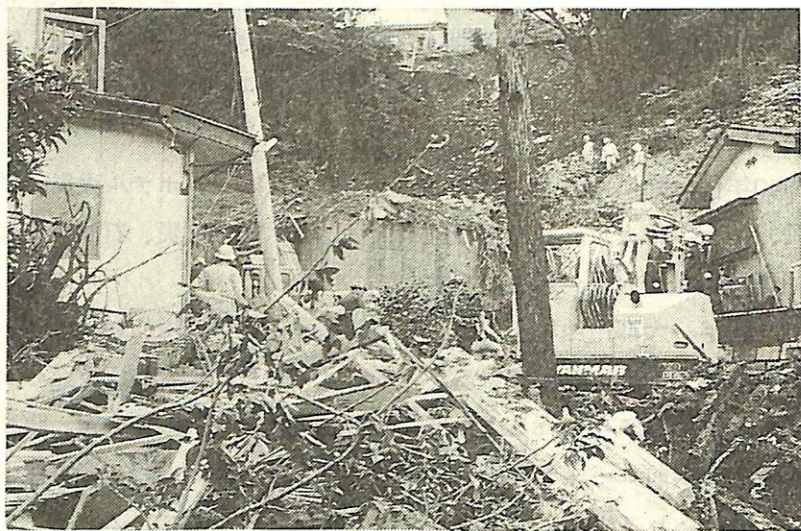
みられるように、災害により、一旦そのシステムが停止すれば、住民生活や経済活動に重大な支障をもたらす火災も発生している。

このほか、危険物を積んで移動し、一旦発生すると周囲への影響の大きいタンクローリー火災も発生している。

一方、地震、風水害等の自然災害については、死者、行方不明者を多数出した昭和34年の伊勢湾台風をピークとして、災害対策基本法が公布施行された昭和30年代後半からは、治山、治水等の国土保全事業等の推進、国、地方を通じての防災体制の整備と災害応急対策の強化等により、人的被害については、総じて漸減傾向にある。

しかしながら、昭和57年の長崎豪雨災害、昭和58年の島根豪雨災害、昭和60年の長野市地附山地すべり、昭和63年7月の広島県加計町の土砂災害、平成元年8月の川崎市高津区の崖崩れ災害の例に見られるように、土砂災害は各地において依然発生している。

また、昭和58年5月の日本海中部地震、昭和59年9月の長野県西部地震、昭和62年12月の千葉県東方沖地震等地震災害も相次いで発生しており、平成元年7月には、伊豆半島東方沖で群発地震に続いて海底噴火が発生してい



川崎市高津区崖崩れ（平成元. 8. 1）

る。

以下、消防防災行政の主な点について現状を概観することとする。

まず第1に消防力についてである。

自治体消防発足直後の昭和24年当時は、全国の常備化市町村数は218にすぎず、また、同年4月現在の消防職員数は2万1,871人であった。その後、着実に常備化が進展し、平成元年4月1日現在、常備化市町村数は3,001を数え、全国市町村数に対する常備化率は92.5%に達し、国民のほとんど（全人口の98.8%）が常備消防によってカバーされている。また、消防職員数も、平成元年4月1日現在で13万2,437人となっている。

一方、消防団は、平成元年4月1日現在100万2,371人の団員を擁し、常備消防とともに地域の消防防災体制における車の両輪をなしており、特に、地震、風水害、林野火災等の大規模災害時においては、地域における防災活動の中で極めて重要な役割を果たしている。

また、消防施設面についてであるが、常備消防にあっては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、救助工作車、ヘリコプター等の科学消防力を中心とした整備が進められ、消防団にあっては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、小型動力ポンプ積載車の増強等その機動力の強化が図られている。

また、消防職団員の教育訓練については、消防大学校及び都道府県等の消防学校が連携した体制により実施されており、昭和63年度中に全校あわせて25,067名の学生が各課程を修了している。

第2に予防行政についてである。

予防行政は、昭和23年の消防法の施行により火災の予防、危険物、消火の設備等に関する規定が設けられたことによって初めて体系化されたが、その後時代の進展に伴う災害等の複雑多様化に対処するため、今日のように著しい発展を遂げてきている。

具体的には、危険物施設の構造等に関する技術基準、危険物の貯蔵、取扱い基準の整備、スプリンクラー等消防用設備等の基準の整備、予防査察の強化、防災規制、事業所等の防火管理体制の整備、防火基準適合表示制度（い

いわゆる「適マーク」制度)などの整備充実が図られている。また、昭和51年の石油コンビナート等災害防止法の施行により、事業所の防災体制が整備されるなど総合的な防災対策の確立が図られている。

さらに、最近では、新たな危険物品の出現、国際的な動向等を踏まえた危険物品の全面的な見直し、社会福祉施設及び病院のスプリンクラー及び屋内消火栓の設置基準の強化、旅館・ホテル、病院等における夜間の防火管理体制の指導強化を行ったところである。

平成元年3月現在、150m²以上の防火対象物は274万4,117件、危険物施設数は57万8,881施設、石油コンビナート等特別防災区域は同年7月現在80地区となっている。また、1万人余りの職員が予防業務に従事し、昭和63年度中の各種防火対象物に対する査察件数は約125万件、危険物施設に対する立入検査件数は約43万件にも達している。今や消防は、非常緊急の場合のみならず、その日常活動によって地域社会の安全確保に大きな役割を果たしている。

第3に救急業務についてである。

救急業務は、昭和38年の消防法の一部改正により制度化されたが、平成元年4月1日現在、全市町村の93.6%に当たる3,037団体が実施し、全人口の99.0%をカバーするに至り、全国民のほとんどが常時救急サービスを受けられる状態にある。

昭和63年中の出場件数は254万7,700件で、12.4秒に1台の割合で救急車が出場したことになる。また、昭和63年中の搬送人員は246万8,239人で、国民の49人に1人の割合で救急車により搬送されたことになる。このように、現在では、救急業務は国民になくてはならない行政サービスとして消防行政の大きな柱となっている。

救急業務については、これまでその内容の質的向上を図るため、救急隊員の行う応急処置等の基準の制定、救急隊員の資格要件の法定化などを行ってきたが、昭和61年には、緊急やむを得ない場合は救急業務として応急手当を行うことを消防法に定め、また、事故による傷病者のほか急病人の搬送について法定化した。

また近年、離島、山村、へき地等を中心に、ヘリコプターを用いた救急搬送が行われており、救命率の向上に大きく寄与している。

さらに、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深めるため、昭和57年に「救急の日」及び「救急医療週間」を制定し住民の啓発等を実施しているほか、昭和61年には「救急基金」を設置し、救急業務に関する各種の公益的事業を展開している。

第4に救助活動についてである。

火災消火の際の人命救助や自然災害における救助活動は、古くから消防業務として行われてきたところであるが、近年、交通事故、労働災害、水難事故等人命救助を必要とする多種多様な災害が発生し、消防機関の救助活動件数も著しい増加を示している。

このような状況を踏まえ、昭和61年4月の法改正により、市町村は一定の基準に従い、人命救助に必要な特別の救助器具を装備した消防隊、いわゆる救助隊を配置するものとされた。昭和63年中の消防機関の救助活動件数は、1万9,809件、救助人員は1万8,183人となっている。

また、海外で大規模な災害が発生した場合、我が国の国際緊急援助体制の一環として、市町村の消防救助隊により編成される国際消防救助隊を派遣するための体制整備を進めてきたが、昭和61年10月のエル・サルバドル地震災害に際して、消防史上初めて海外の地において被災国民の人命救助に活躍した。

なお、昭和62年8月には、救助活動、医療活動等の総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的とした国際緊急援助隊の派遣に関する法律が成立し、翌月から施行されている。

第5に防災対策についてである。

我が国は、地形、気象条件等から地震、風水害等の自然災害に見舞われやすい宿命を有しており、また、都市化の進展や国民の生活様式の変化等により災害の危険性も高まっている。

昭和36年に制定された災害対策基本法は、このような災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、国、都道府県、市町村及び住民が一

体となって総合的な防災体制の整備を図ることとしている。各地方公共団体においては、地方防災会議を設置し、地域防災計画の策定を行い、地方公共団体の長が中心となって組織的、計画的な防災体制を整備し、各種災害に対処している。また、災害時に迅速かつ的確に対応するためには、日ごろの訓練が大切であることから、消防機関をはじめとする防災関係機関及び住民が連携して総合的かつ実戦的な防災訓練が行われている。

世界有数の地震国である我が国においては、地震に対する備えが必要であり、従来から都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及等の対策が講じられてきた。特に、昭和53年には、大規模地震対策特別措置法が制定され、地震防災対策強化地域においては、地震防災強化計画の策定、地震対策緊急整備事業の推進等各般にわたる震災対策が進められている。

また、災害情報の収集、伝達手段として重要な役割を果たす消防防災無線の整備も積極的に進められ、現在では、消防庁と都道府県間はずべて、都道府県と市町村間は42都道府県、市町村と集落間は43.6%（同報系）の市町村でそれぞれ整備運用されている。

このように、防災対策の整備強化が図られている中で、消防機関は、地域防災に関する豊富な知識と経験を活かし、市町村防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として防災対策に大きな役割を果たしている。

一方、住民や事業所における自主防災組織の整備が進められており、防火・防災知識の普及、出火防止や初期消火、避難誘導など地域における消防防災活動の大きな力となっている。

2 今後の消防防災体制の方向

我が国は、もともと地震、風水害等に見舞われやすい地理的、気象的条件下にあることに加え、都市化の進展等により、ひとたび自然災害が発生すると、その被害が甚大となる危険性が增大している。また、社会経済の進展や、高層建築物の増加など都市構造の変化等により、災害の態様も複雑化、多様化してきている。

本年には、伊豆半島東方沖の群発地震や海底噴火、全国各地を襲った台

風、大雨による災害、さらに東京都江東区の高層マンション火災など各種災害が相次ぎ、これらの災害の脅威が改めて認識されたところである。

自然災害をはじめ各種の災害に対しては、消防力を中心とする消防防災体制を充実強化していくことが基本的に重要なことであるが、特に大規模地震をはじめとする大規模災害に対しては、平常時から備えを着実に強化していく必要がある。大規模地震については、これまで、東海地震について各般の対策が講じられてきているが、昭和63年12月に「南関東地域震災応急対策活動要領」が中央防災会議において決定されるなど、南関東地域の地震に備えた対策の強化についても課題となっている。今後、これらの地域をはじめ全国各地域において対策の一層の推進を図っていく必要がある。

また、災害に際しては、消防機関はもとより、地域の自主的な防災活動が重要である。しかし、人口の高齢化をはじめ、都市化の進展、国民の意識の変化等により、地域の連帯意識の希薄化、消防団員の減少等を通じて地域における防災意識、防災能力が低下していく恐れが生じており、これに対応して住民、事業所等が一体となって地域社会を守る防災体制を強化していくことが重要となっている。

さらに、国際的な面では、来年度から国連決議による「国際防災の10年」が推進されることを踏まえ、我が国においても消防防災の分野における国際協力を一層推進していくことが期待されている。

以上のような見地から、今後の消防防災体制の整備に当たっての基本的方向として次の諸点があげられる。

第1は、各種災害に的確に対処していくための消防防災体制の充実強化である。

地震、風水害等の自然災害をはじめ都市化の進展等により複雑多様化する各種災害に的確に対処していくためには、消防防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実を着実に進めていかなければならない。

消防の施設、装備の面では、都市化の進展等に対応して、消防ポンプ自動車等の基礎的消防力の整備が必要であるとともに、今後、消防力の科学化を推進する必要がある。特に建築物の高層化が地方都市においても進んでいる

状況に対応して、はしご付消防ポンプ自動車の整備を促進していく必要がある。また、化学消防ポンプ自動車の整備水準も低く、その整備促進を図っていかねばならない。

さらに、消防ヘリコプターの整備が大きな課題となっている。ヘリコプターは、その活動性能から、大規模災害時はもとより、林野火災における消火活動、高層ビル火災等における救助活動、救急活動などにおいてきわめて有効であり、今後消防においてますます活用されることが期待される場所である。現在、消防ヘリコプターは全国で17機に過ぎず、今後消防ヘリコプターの整備を積極的に進めるとともに、全国をカバーする広域航空消防体制を確立するため、市町村の共同による整備運用、あるいは都道府県が関与する整備運用の方式などヘリコプターの全国配置を進めるための仕組みを構築する必要がある。

また、災害発生時における機動的な対応を確保するため、消防機関など防災関係機関、災害現場、住民を結ぶ情報の収集、伝達のための通信体制を強化していくことが重要である。

消防活動に関する情報通信体制の強化としては、消防緊急情報システムの整備があげられる。消防緊急情報システムは、災害時において消防本部と消防署所、災害現場との間で必要な情報の収集や指令を行うなど、地域において機動的な連絡、指示の体制を確保する上で大きな効果を有しており、今後その整備を早急に進めていくとともに、発信地表示システムの導入など機能の高度化を図る必要がある。

このほか、大規模災害時においては、消防防災無線通信ネットワークの果たす役割も大きい。しかし、市町村における同報系無線の整備率は43.6%にとどまっており、今後とも消防防災無線通信ネットワークの整備を引き続き推進する必要がある。さらに、近年の情報通信技術の進歩に対応して、その機能の高度化や信頼性の向上を図っていくことが課題であり、コンピュータ等高度化された技術、機器の活用や衛星通信の一層の活用により、より高度な通信ネットワークの構築を進めていく必要がある。

さらに、災害に備えて、防災面に配慮した安全なまちづくりを進めること

も重要である。このため、防災まちづくり事業の積極的な活用により、防火水槽や防災資機材備蓄施設等の消防防災施設や避難地、避難路等の防災基盤の整備を一層推進する必要がある。

以上のような、災害に備えた消防力の充実強化、安全なまちづくりの推進とともに、自然災害、大規模災害において重要な役割を担っている消防団の充実を図ることも重要である。消防団は、かつては、200万人を超える団員数を擁していたが、現在では約100万人に減少してきている。消防団の役割の重要性を考えると、現在の消防団の体制をさらに充実し、活動能力を高めていくことが必要であり、このため、消防団活性化総合整備事業により施設、装備の充実強化を図っているところであるが、この事業を一層推進していく必要がある。

第2は、大規模災害に対する広域応援体制の整備と特殊災害対策等の推進である。

大規模災害をはじめとする各種災害への対応として、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となる地域防災計画を社会環境の変化等に対応して常時見直し、防災アセスメントの実施、地区別防災カルテの作成等により、より実戦的、具体的なものにしていくとともに、情報収集伝達体制、警戒避難体制の強化を図る必要がある。さらに、大規模災害に備えて、総合的、広域的な防災訓練を実施することにより、住民を含めた災害への対応力の向上に努めることが必要である。

また、地震、風水害等その被害が大規模又は広域に及ぶ災害に際しては、地方公共団体の区域を超えて機動的に対処し得るよう消防機関など防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域的な応援体制を整備することが重要である。このため、都道府県間の広域防災応援マニュアル及び広域応援協定モデルを作成したところであり、これらを参考として広域応援体制の一層の整備を推進する必要がある。また、各都道府県と消防本部が協議して消防広域応援基本計画を策定し、それに基づく体制の整備を図ることも必要である。

さらに、大規模災害においては、ヘリコプターが情報収集、救助、救援物

資の搬送等の活動において大きな効力を有しており、今後、ヘリコプターの整備と活用を図っていくことが必要である。

特殊災害対策としては、大深度地下空間の利用に係る消防防災対策の検討が大きな課題となっている。大深度地下空間の利用については、地価高騰等に対応した土地の高度利用の一つとして、現在、各方面において検討が行われている。このような大深度地下を利用する施設については、その特性から消防防災活動上種々の制約が予想されるところであり、その利用に当たっては、安全性の確保、特に消防防災対策が十分講じられることが必要である。このため、法的な措置を含め、所要の消防防災対策を検討する必要がある。

また、危険物については、消防法令の改正により、その範囲の全面的な見直しが行われるとともに、試験による判定方法が導入されたほか、危険物施設の構造等に関する技術基準の整備が行われたところである。改正法令の施行は、平成2年5月とされており、施行に向けて危険物の判定に係る体制の整備など新しい危険物保安体制の充実とその円滑な推進を図っていく必要がある。

第3は、高齢者、身体障害者等の災害弱者のための対策の推進である。

高齢者、身体障害者等のいわゆる災害弱者を災害から守ることは、高齢化社会を迎えてますます重要な課題となっている。

火災による災害弱者の死者は、放火自殺者を除いた死者数の半数以上を占めており、防火安全対策の一層の推進を図ることが災害弱者を火災から守るためにも重要である。このため、社会福祉施設をはじめ、多数の者が利用する旅館・ホテル等において、夜間等における防火管理体制の強化を図るとともに、火災発生時の通報、初期消火、避難誘導等の初動体制を確立するためのマニュアルの作成等防火安全対策の充実を図っているところである。また、火災発生時において、視聴覚障害者等に対して必要な情報を伝達し、避難誘導を容易にする消防用機器の開発等について検討を進めることも必要である。さらに、今後、より広く住宅を対象とした防火対策を推進することが重要な課題であり、家庭用消防機器の開発改良と普及を促進するなど効果的な住宅防火対策の推進に努める必要がある。

救急業務についても、高齢化の進展とともに、その重要性はますます増大しており、救急業務の一層の充実を図り、救命率の向上に努めていかなければならない。そのひとつとして、災害弱者による消防機関への通報の確保があげられる。一人暮らしの老人をはじめ、身体障害者等の災害弱者が、突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合において、容易にかつ確実に消防機関への通報が行えるシステムとして、災害弱者と消防機関とを結ぶ緊急通報システムの整備や、消防機関が119番通報を受けた際に通報地点を即時に把握できる発信地表示システムの整備を推進する必要がある。

また、近年、民間の事業として、例えば家庭と病院との間で傷病者の搬送を行う患者等搬送事業が普及しつつある。これについては、消防機関との連携をはじめ搬送の際の安全衛生の確保など、消防機関による適切な指導を推進していく必要がある。

さらに、医療機関との連携の緊密化など救急業務実施体制の強化とともに、救急隊員の教育訓練を充実し、応急処置の範囲拡大に向けその質的向上を図っていかねばならない。

災害弱者を災害の発生時に適切に避難させ、安全を確保するためには、とりわけ地域の自主防災組織等の適切な対応が不可欠である。このため、地域防災計画において災害弱者対策を盛り込むとともに、その周知を図り、地域における災害弱者対策の一層の推進に努める必要がある。

第4は、国際化への対応である。

災害から住民の生命、身体、財産を守るという消防の役割は世界各国共通のものであり、世界的にもトップレベルに成長した我が国消防も、国際化に積極的に対応していくことが期待されている。

特に、来年から始まる1990年代は、国連決議により、主として開発途上国を対象として自然災害による被害の軽減のための国際協力を促進する「国際防災の10年」とされており、この趣旨を踏まえ、我が国においても消防防災の分野における国際協力を一層充実していく必要がある。

大規模災害の際における国際協力としては「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、国際緊急援助隊の一員として、地方公共団体の協力を得

て、国際消防救助隊を編成しているが、今後とも関係省庁や関係機関等との連携強化を図るとともに、合同訓練の実施など派遣体制の充実に努める必要がある。

また、国際協力事業団の協力のもとに、開発途上国に対し消防職員の集団研修の実施、消防専門家の派遣、個別研修の受け入れ等の事業を行っている。平成元年度においては、新たに消防行政管理者研修を実施したところであるが、今後ともこれらの施策をさらに充実し、開発途上国の期待に十分に答えられるような国際協力を推進していく必要がある。

さらに、国際規格の問題については、我が国はISO（国際標準化機構）の行っている消火器、スプリンクラー等の消防用機器に係る国際規格策定作業に従来から積極的に参画しているところであるが、引き続きこの策定作業に我が国が重要な役割を果たしていく必要がある。

第5は、地域における防災体制の充実強化である。

地域における防災は、住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域連帯の精神に基づき、自主的な防災体制を築きあげることが基本でなければならない。特に、大規模災害を想定するとき、消防機関の活動はもとより、住民一人ひとりが自らを守り、互いに助け合うという自主的な防災活動が極めて重要である。

このような観点から、消防庁では、テレビ放送による啓発のほか、春秋の全国火災予防運動、防災週間、救急の日、119番の日等を通じて防災意識の高揚を図っているところである。

地域防災については、消防団が、常備消防とともにその中核として重要な役割を果たすとともに、地域連帯の要ともなっているが、団員数の減少、高齢化等から団員の確保など活性化を図ることが重要な課題となっている。このため、地域住民の消防団に対する理解と認識を深めるための広報活動を積極的に実施するとともに、青年、婦人の消防団への加入の促進を図っていく必要がある。

また、住民の自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、町内会、自治会等を活用した自主防災組織の育成強化が重要である。たとえ

ば、昭和57年7月の長崎豪雨や昭和58年7月の島根豪雨の際には、住民組織の自主的な避難活動によって多くの人命が救われている。さらに、地域における災害弱者対策の推進においても自主防災組織が大きな役割を果たすことが期待されている。

このような自主防災組織については、その活動拠点となる防災センターの整備等も図りつつ、育成強化を推進するとともに、さらに、婦人防火クラブ、幼年、少年消防クラブの育成強化を図る必要がある。

民間事業所についても、地域社会の一員として、安全を確保する社会的責任を有しており、防災上重要な役割を果たすことが期待される場所である。

今後、消防団の活性化をはじめ、地域住民及び民間事業所の自主防災組織の整備を促進し、これらが一体となった地域ぐるみの防災体制の確立に努めていく必要がある。

第2節 最近の災害の動向

1 火 災

(1) 出火件数と出火率

昭和63年中の総出火件数は、5万9,674件で、前年に比べ841件増加している。これは、戦後最悪であった昭和48年の出火件数より1万3千件余り減少し、過去10年間では昨年次いで2番目に少ない件数である。

なお、昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船プリアムーリエ号で火災が発生し、死者11人、負傷者35人という大きな被害が生じた。

昭和63年中の出火件数を火災種別ごとにみると、建物火災は3万7,090件で前年比1.6%の増加となったが、林野火災は3,589件で前年比12.9%の減少となり昭和35年以来の少ない件数となっている。また、車両火災は、昭和50年以降毎年増加しており、昭和63年中も5,591件で、前年比6.1%の増加となっている。

出火率（人口1万人当たりの出火件数）は、全国平均で4.9となっており前年に比べ0.1ポイントの増加となっている。

平成元年上半期における総出火件数（概数）は、3万499件で前年同期に比べ3,408件（10.1%）の減少となっている。

なお、平成元年2月16日横浜港で修理中のインドばら積貨物船ジャグドゥート号で死者10人、負傷者13人を出す船舶火災が発生した。

(2) 死者数と死因

昭和63年中の火災による死者は、2,116人で、前年に比べ259人の増加となっている。そのうち、放火自殺者を除いた死者は1,166人で前年に比べ80人増加した。また、放火自殺者も前年に比べ179人増加して950人となったが、死者総数に占める割合は4割を超えている。

次に死者数を火災種別ごとにみると、建物火災によるものが前年に比べ138人増加し1,355人（全体の64.0%）となっている。このうち約9割の1,204人が専用住宅又は併用住宅の火災によるものであり、例年と同様、居住用建

築物の火災による死者が多くなっている。

また、火災により犠牲となった者は、例年、自力で避難できない寝たきり老人など身体の不自由な高齢者に多く、昭和63年中においては放火自殺者を除くと死者では、61歳以上の高齢者が524人（前年522人）、5歳以下の乳幼児が92人（同66人）でともに前年より増加しており、この両年齢層の死者は、死者全体の52.8%（同54.1%）を占めている。

さらに、昭和63年中における高齢者10万人当たりの死者数は3.62人で、これは高齢者を含む全人口10万人当たりの死者数1.82人の2.0倍となっている。

なお、放火自殺者を除いた火災による死者の死因別の発生状況をみると、火傷死が597人（51.2%）、一酸化炭素中毒・窒息死が468人（40.2%）となっているが、死者の発生状況から推察すると、火傷死の中にも出火時に煙にまかれて一酸化炭素中毒あるいは酸欠等で倒れ、死に至った者が相当数あると考えられる。

(3) 損害額と焼損面積

昭和63年中における火災による損害額は、1,440億円で、前年に比べ21億円（1.5%）減少している。1日当たりの損害額は3億9,350万円、火災1件当たりの損害額は241万円、国民1人当たりの損害額は1,182円となっている。

建物焼損面積は186万m²で、前年に比べ約5,000m²（0.3%）増加しており建物火災1件当たりの焼損面積は50m²で、ほぼ横ばいとなっている。

なお、平成元年上半期の火災による損害額（概数）は、659億円で、前年同期に比べ142億円（17.8%）減少しており、また、建物焼損面積（概数）は、96万m²で、前年同期に比べ7万m²（6.8%）減少している。

(4) 出火原因

昭和63年中の火災の出火原因としては、失火によるものが依然として圧倒的に多く、4万2,158件で、全火災の70.6%を占めている。なかでも、こんろによるものが7,101件（全火災の11.9%）と最も多く、次いでたばこの6,319件（同10.6%）、たき火の5,438件（同9.1%）となっており、こんろが昨年に引き続き、出火原因の第1位となっている。

また、放火が5,052件、放火の疑いが3,860件で両方合わせると、8,912件（同14.9%）であり、前年に比べ313件増加している。特に、大都市地域（11大都市）においては、放火（放火の疑いを含む。）による火災が全火災の26.5%を占め、その比率は他の地域よりも高く、東京都特別区、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市の各都市においては、放火（放火の疑いを含む。）が出火原因の第1位となっている。

2 地震災害及び風水害等

（1）地震災害

昭和63年中の有感地震は、836回（前年743回）で、前年より若干増加している。このうちの290回は、7月～8月にかけて発生した伊豆半島東方沖の群発地震活動によるものである。

昭和63年中は、地震による被害は比較的少なかったが、被害の大きかった地震についてみると次のとおりである。

昭和63年3月18日に発生した東京都東部を震源とする地震において、東京、千葉、埼玉、静岡の1都3県で、負傷者9人のほか、住家、道路、河川等に被害を生じた。

（2）風水害、火山噴火災害等

昭和63年中の風水害、雪害等の異常な自然現象に伴う災害（地震を除く。）による死者・行方不明者は93人（前年66人）、負傷者は355人（同682人）であり、また、公共土木施設等の被害総額は、9,899億円（同7,914億円）となっており、死者・行方不明者数、公共土木施設等の被害額とも前年より増加している。また、住家被害をみると全壊・流失は203棟（前年336棟）、床下浸水は51,076棟（同60,330棟）でありいずれも減少しているが、床上浸水は9,421棟（同8,457棟）であり、前年より増加している。

昭和63年中の主な災害を見ると、まず、5月3日から4日までの九州を中心とする大雨により、死者7人、負傷者27人、被害総額587億円の被害を生じている。また、6月2日から3日にかけての近畿・中国地方を中心とする大雨により、死者5人、負傷者3人、被害総額692億円の被害を生じた。さらに、6月7日から7月29日にかけて、西日本を中心に全国各地で大雨がふ



十勝岳の噴火(昭和63. 12. 25)

り、死者・行方不明者31人、負傷者70人、被害総額2,264億円の被害を生じた。

火山噴火災害については、62年から活発な火山活動が続いていた桜島で噴石等による被害が発生したほか、12月に十勝岳が26年ぶりに噴火し、その後噴火に伴う小規模な泥流が発生したことから関係機関において警戒避難体制がとられた。

3 その他の災害

昭和63年中の石油コンビナート災害の発生件数は63件で、前年に比べ6件（8.7%）減少している。発生形態別には、危険物等の火災と漏えいが全体の65%を占めている。主な事故としては、昭和63年8月1日、兵庫県尼崎市の関西電力(株)尼崎第三発電所において、ボイラーの空気予熱器が爆発し、死者2人が発生する事故があった。

第3節 当面の諸問題

1 消防体制の整備

(1) 消防力の重点的整備

ア 常備消防体制の充実

火災の鎮圧、救急、人命救助等の消防活動においては、現場到着の時期がその成否を決するといっても過言ではなく、消防体制の整備に当たっては、初期出動体制の確保が最も肝要である。

加えて、近年は、危険物施設、高層建築物の増加等に伴う災害の複雑多様化に対応して、消防力の充実強化と予防査察体制の一層の充実が必要となってきた。また、救急業務についても、その需要が高まってきている。このため、これら消防需要に対応できる常備消防体制が全国の市町村で逐次整備されてきている。

この消防常備化の状況については、平成元年4月1日現在、常備化市町村数は3,001を数え、全国市町村数に対する常備化率は92.5%に達し、我が国の全人口の98.8%をカバーしているが、その大部分は昭和40年代後半に常備消防を発足させたものであるだけに、その体制の整備と強化を図ることが今後の課題といえよう。なかでも、小規模消防や組合消防は、財政基盤がぜい弱であること、職員の年齢構成の不均衡により将来人事管理上の支障が予測されること等運営上の問題を抱えているところも少なくない。

これらの問題は、消防機関、構成市町村等関係者の一層の努力と相互理解によって解決されるべきものと考えられるが、国や都道府県においても、諸施策の充実と適切な指導、助言に努めるとともに、組織の再編成による広域化を含め、長期的な視野に立った組織の在り方について検討することも必要である。

特に都道府県においては、これらの小規模消防や組合消防の個々の実情に即して、関係市町村間の調整、消防本部間の協力体制の確立、人事交流のあっせん等積極的な対策を講じることが期待される。

イ 消防力の整備

近年の都市化の進展による地域生活環境の変化、また、これに伴う消防に対するニーズの増大、多様化等は消防力の整備の在り方に大きな影響を及ぼしてきており、消防機関としてこれらに適切に対応することが今日の急務となっている。したがって、消防施設及び人員の効率的、重点的な整備充実に配慮しつつ消防力の整備を更に一層進める必要がある。

消防機関の消防施設については、国の示す「消防力の基準」及び「消防水利の基準」を指針として、地域の実情に即し、逐年その整備が進められてきているが、今後における整備の方向としては、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備を重点的に図り、高層建築物、地下街、危険物施設等における災害に対処する必要がある。

特に、ヘリコプターは、機動性、空中停止能力等の優れた性能を有しており、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防機関の活動にとって極めて有効な装備であるので、引き続きその導入を進めていかなければならない。さらに、空からの的確な災害情報を即時に消防本部及び災害現場の消防車両等に動画像電送する通信技術等を活用して、ヘリコプターテレビ電送システムによる災害情報の収集伝達機能の充実・強化を図る必要がある。

また、救助隊の編成、装備及び配置の基準に従った救助体制が早急に充実強化されるよう、救助工作車及び救助用資機材の総合的な整備を推進していく必要がある。

さらに、高度情報化社会に即応した適切で効果的な消防救急活動を行うため、災害地点の確認、消防車両の選別等の指令管制に必要な情報、消防水利、資機材、搬送可能病院等の支援情報の迅速な収集、伝達を行う消防緊急情報システムについて、昭和61年度から国庫補助対象事業として重点的に整備を推進しているところである。

一方、消防水利については、自然水利を積極的に活用するとともに、大規模地震対策等の観点から防火水槽や大型の耐震性貯水槽の設置を促進することが必要であり、これらと消火栓を適切に組み合わせて設置することにより、水利の多元化を一層推進する必要がある。

次に、消防施設とともに消防力の基幹をなす人員についてみると、消防職員は、平成元年4月1日現在で13万2,437人となっており、その充実強化が図られているが、今後とも地域の実情に即して、一層効率的、重点的な人員配置と機動力の強化に努めるとともに、災害の複雑多様化に対応した教育訓練を更に充実し、消防職員の資質の向上を図らなければならない。

消防団員は、平成元年4月1日現在で100万2,371人となっており、団員数は現在なお減少の傾向にある。消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核であり、また、地域連帯の要であることから、今後とも消防団の機動力の強化、装備の充実及び団員の資質向上に努めるとともに、地域社会に対し、広報活動や交流活動の活発化により消防団活動への一層の参加促進を図る必要がある。

ウ 消防財源の強化

消防力の充実強化の基盤となる消防財源については、地方交付税における消防費の基準財政需要額の算定において逐年増額措置を講じるとともに、国庫補助金、地方債資金の確保等従来から鋭意その増強に努めているところである。その結果、昭和62年度における市町村の消防費決算額は1兆794億円（前年度比371億円、3.6%増）で、その普通会計歳出総額に占める割合は3.4%となっている。

消防力は逐年整備されているものの、今後ますます大規模化し、複雑多様化することが予想される災害に対処して、市町村がその消防の責務を十分に果たすためには、なお一層消防力の整備を推進することが必要である。このため、国庫補助金の確保のほか、地方債等の活用を図ることにより、従来にも増して消防費に対する財源の充当を積極的に行っていくことが望まれる。

さらに、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強いまちづくりを推進するため、地方債と地方交付税措置による防災まちづくり事業を実施し、その充実を図っているところであるが、今後その積極的な活用により、事業を一層推進することが望まれる。

なお、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワークを整備する事業についても、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業により、その財源措置

が講じられることとなっている。

(2) 消防職団員の教育訓練と処遇

ア 消防職団員の教育訓練

消防の業務は、最近における災害の複雑多様化、大規模化に対応して、質的にも量的にも大きな変容を見せている。これらの業務を的確に遂行していくためには、消防本部等で消防職団員に対し、日ごろから行われている各種の教育訓練の充実強化が重要であるとともに、消防学校及び消防大学校における専門的かつ高度の教育訓練が必要不可欠である。

消防学校の教育訓練の中で最も基本となる初任教育について昭和63年度の受講状況をみると、新規採用者のうち初任教育を受けた者が88.8%となっているが、初任教育は、消防職員として最低限備えるべき基礎的知識と技能を修得させるものであり、新規採用者全員が初任教育を受講できるよう一層努力する必要がある。

また、消防学校においては、このほかに専門的かつ科学的な知識と技能を修得させるための専科教育、消防幹部としての管理能力のかん養を目的とした幹部教育を併せて実施している。これらの教育訓練の拡充を図るためには、施設の整備及び教材等の充実を図り、専門的な知識と技能を有する優れた教官の確保を図っていく必要があることはもちろんであるが、さらに、近年における災害の複雑多様化、救急・救助等の消防業務の多様化、高度化に対応し、消防職団員の知識、技能の一層の向上を図るため、逐次消防学校の教育訓練の基準の見直しを行っているところであり、平成元年度には救助課程について内容を見直し救助科として編成しなおしたところである。

消防職団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行う消防大学校においては、毎年その教育内容の拡充強化を図ってきたが、消防大学校に対する教育需要は今後、質・量ともに一層増大する傾向にあり、これに対応するためには、今後とも人的、物的両面において整備拡充に努める必要がある。

特に、教育訓練課程については、環境の変化に対応しながら、今後とも消防大学校における教育の拡充強化を図る必要がある。

イ 消防職団員の処遇改善

消防職団員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を充分考慮したものでなければならず、このためには勤務条件の改善はもとより、健康管理、安全管理にも十分配慮し、その改善を積極的に図らなければならない。

消防職員の処遇については、特に交替制勤務という勤務の特殊性及び職務の危険性等を考慮して、所要の人員の確保及び勤務体制の整備を図るとともに、①給料、手当等については、業務の特殊性に見合った適切なものとする、②4週6休制の実施を推進し、勤務時間の短縮を図ること、③仮眠室、食堂等の施設の備品の整備等執務環境の改善を促進すること、④消防活動時の防護性を高めるため安全装備品（防火衣、防火靴等）の充実強化を図ること、⑤安全管理体制の整備を図り、事故防止に努めていくことを中心として、常に配慮する必要がある。

特に、勤務時間の短縮については、昭和62年の労働基準法の一部改正により、消防職員にあっても平成3年3月31日までに週46時間勤務体制を達成すべきこととされており、未達成の一部消防本部は早急にそのための体制整備を図る必要がある。

消防団員については、従来から、報酬、出勤手当、公務災害補償、賞じゅつ金、退職報償金等の充実及び叙勲、各種表彰等の拡充などの諸施策を講じてきているが、消防団員は、自らの手で災害から郷土を守るため献身的な活動を行っていることにかんがみ、今後ともこの労苦にできる限り報いるよう引き続き処遇の改善を図っていく必要がある。

(3) 消防職員の高齢化対策の推進

消防職員の年齢構成は、60歳定年制の導入、消防司令以下の消防職員における特例退職共済年金の支給開始年齢の段階的引き上げ等により、今後ますます高齢化していくことが予想されるところであり、今後の消防活動の適切な水準を確保していくために検討すべき課題が生じている。

このため消防庁では、昭和61年10月に「消防職員高齢化対策検討委員会」を設置し、①消防装備の軽量化・動力化・安全化、②消防部隊の編成、消防戦術、③職員の人事管理について検討を重ね、昭和63年3月に報告書を取り

まとめ、これに基づき、消防機関に対して、職員の高齢化対策の推進について指導しているところである。

消防職員の高齢化対策は、今後各消防機関が長期にわたって計画的に取り組まなければならない共通の課題であり、組織としてもまた個々の職員においても積極的な対応が求められるところである。

消防職員の高齢化対策としては、まず、職員がその能力を最大限に発揮できるよう中高齢職員はもちろん、若い世代の職員を含め、長期的な展望に立った体力錬成を計画的に推進する必要がある、この観点から消防庁では、平成元年度から「消防職員体力管理検討委員会」を設けて、消防職場における体力管理体制の在り方、体力錬成マニュアル等について検討を行っているところである。

さらに職員の能力開発、適正な人事配置、市町村部局との人事交流等の取り組み、消防装備の軽量化・動力化・安全化、高齢化の影響の少ない消防活動の採用等、総合的に対策を実施し、活力ある消防組織づくりを推進する必要がある。

(4) 消防団の活性化対策の推進

消防団は、既に述べたとおり、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしており、昭和61年11月の伊豆大島噴火災害における消防団の活躍で示されたとおり、消火活動のみならず、多数の動員を必要とする大規模災害時の避難誘導、災害防ぎょ活動等に大きな役割を果たしている。他面、近年の社会経済情勢の変化の影響を受けて、消防団についても団員数の減少、団員の高齢化等の問題が生じてきており、消防団の活性化を一層推進することが喫緊の課題となっている。

このため、消防庁では、昭和63年2月に「消防団活性化総合計画策定要綱」を定め、各市町村が消防団活性化対策を総合的、計画的に推進するよう指導しているところであるが、今後は特に過疎地域、離島地域における地域防災の状況に配慮した指導を進める必要がある。また、昭和63年度からは、これまでの消防団活性化モデル事業の成果を踏まえ、更に多くの消防団の活性化を推進するため、国庫補助事業として消防団活性化総合整備事業を創設した

ほか、①「消防団の装備の基準」に基づき無線機器、防火衣をはじめとする消防団の装備の充実強化を図る、②青年、婦人を中心として住民の消防団への加入の促進を図る、③団員の処遇の改善を図る等の措置を講じているが、今後も引き続き消防団の活性化を推進していく必要がある。

2 救急体制の充実

(1) 救急業務実施体制の強化

救急業務は、平成元年4月1日現在、全市町村の93.6%に当たる3,037市町村が実施し、救急隊3,955隊、救急隊員4万6,925人で全人口の99.0%をカバーしており、ほぼ全国的に普及している。

救急業務が昭和38年に法制化された当時においては、救急業務の概念は、事故により生じた傷病人を医療機関に搬送することとされていたが、現実には、社会的、医学的見地からの要請を踏まえ、急病人をも搬送の対象とし、また、傷病人が医師の管理下におかれるまでの間において必要な応急処置が救急隊員により実施されていた。

このような救急業務の実態を背景として、昭和61年4月には、消防法及び消防法施行令の一部が改正され、救急業務には、「傷病者が医師の管理下に置かれるまでの間において、緊急やむを得ないものとして、応急の手当を行うこと」が含まれるものと明確に規定され、また、救急業務の対象として、「生命に危険を及ぼし、又は著しく悪化するおそれがあると認められる症状を示す疾病」が加えられた（以上の法律及び改令の改正は、いずれも昭和62年1月1日施行）。

このように救急隊員の行う応急処置の法的根拠が明確化されたことを踏まえ、今後、一層救急隊員の資質の向上に努め、救命率の向上という観点から応急処置の在り方について検討を加えていく必要がある。

また、離島、山村、へき地等地理的制約の大きい地域での救急事由で、通常の体制では十分な活動が行えない場合の対策として、ヘリコプターを利用した救急搬送が極めて有効である。このため、「消防におけるヘリコプターの活用とその整備のあり方」について消防審議会に諮問し、平成元年3月に

その基本方針に関する答申を得たところである。

答申においては、ヘリコプターを活用した消防活動の新たな展開を図るためには、消防活動に活用するヘリコプターの整備を全国的に推進し併せてこれを広域的かつ機動的に運用し得る広域航空消防体制をそれぞれの地域の実情に適した形で整備していく必要があるとしている。今後は、この答申を踏まえ、これら地域における救急搬送にヘリコプターを活用する体制の整備を積極的に推進していく必要がある。

(2) 救急隊員の教育訓練の充実強化

高齢化社会の進展、住民意識の変化等に伴い、増大化、多様化、複雑化する救急需要に的確に対応し、住民の期待に応えた救急業務を実施するためには、救急隊員の資質の向上が必要不可欠である。

救急隊員に対しては、昭和57年度から135時間以上の資格取得講習が、義務づけられているが、この講習内容の一層の充実強化を図るため、平成元年3月、救急隊員の教育訓練に関する全国標準的な教育指導基準及び効果測定基準が定められたところである。今後、これに基づき、救急隊員全般のレベルアップを図るとともに、救急隊員のリーダーとしてより高度な知識や技能が求められる救急隊長に対する特別の教育訓練課程の創設、さらには、救急業務に関する指導者を計画的に養成するための新たな教育課程の創設、現任隊員に対する再教育の実施など、なお一層、救急隊員に対する教育訓練の充実強化に努めていく必要がある。

(3) 救急業務の通信システム化の推進

本格的な高齢化社会の到来を迎え、高齢者、身体障害者、持病を有する者等いわゆる災害弱者が突発的に災害、事故、急病等に見舞われた場合における救急活動をより一層機動的で迅速なものとし、これらの者の救命率の向上を図っていくことが重要な課題である。このため、消防庁においては、平成元年度から「防災まちづくり事業」の一環として、「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、災害弱者と消防機関との間のホットラインとなるワンタッチ式のペンダントを利用した緊急通報システムの整備に積極的に取り組んでいるところである。

また、医療機関と消防機関との連絡協力関係を強化し、救急業務の適切かつ円滑な実施を図るため、現在、傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置等の促進を図っているが、本格的な高齢化社会を迎え、救急医療を必要とする急病等は一層増加するとともに、在宅医療の進展等により傷病者の症状、態様もますます多様化するものと予想されることから、今後、救急隊、消防本部指令センター、救急医療機関等との間において、よりきめ細やかな情報が相互交換できるシステムの確立を図っていく必要がある。

(4) 救急医療体制

傷病者の救命率を高めるためには、救急医療機関が適切に配置され、救急現場から傷病者の症状に応じた適切な救急医療機関へ迅速に搬送することが必要である。傷病者を収容する救急告示医療機関の数は、平成元年4月1日現在、5,930箇所であるが、今日の多様化した救急医療に対応するためには、箇所数、診療科目等の面で一層の改善が期待されるところである。

また、昭和52年度から、休日や夜間に発生する救急患者や重篤救急患者に対する医療を確保することを目的として、初期、第2次、第3次の救急医療施設の整備及び各施設の応需体制に関する情報を常に把握し、傷病者の症状に応じた適切な搬送医療機関を指示できる救急医療情報システムの整備が進められているが、今後ともこの体制の整備及び運用の円滑化を一層推進していく必要がある。さらに、昭和60年12月に医療法が一部改正され、都道府県が地域医療計画の作成を行うものとされ、その内容として救急医療の確保に関する事項を定めることができるとされたので、今後、救急医療機関の配置の適正化が進むことが期待される。

(5) 住民に対する応急手当の普及等

救急隊が現場に到着するまでの間において関係者が必要な応急手当を行うことが救命率の向上につながることは医学的にも明らかにされており、住民の間に応急手当の知識と技術を広く普及し、その自主救護能力の向上を図ることは、今後の救急行政を推進する上で重要な課題である。このため、消防機関においては、昭和57年に制定された「救急の日」及び「救急医療週間」

において、応急処置講習会や救急フェア等を開催し、住民に対する応急手当の普及等に努めているところであるが、今後さらに医療機関との従前以上の緊密な連携の下に、あらゆる機会をとらえてその普及を図っていく必要がある。また、昭和61年9月9日の救急の日に財団法人消防科学総合センターに「救急基金(アンビュランス・トラスト)」が創設された。この基金は、救急業務及びこれと関係の深い救助活動について、先進的又は科学的な調査研究事業を行うとともに、救急自動車の市町村に対する寄贈事業を行っているが、今後これが幅広い国民の浄財によって拡充され、救急業務の発展に資することが期待される。

3 救助体制の整備

消防機関の行う救助活動は、火災をはじめ、交通事故、水難事故、風水害等の際に要救護者の生命、身体の危険を排除するために行われており、昭和63年中の救助活動件数は、1万9,809件、救助人員は、1万8,183人となっている。

昭和61年においては、このような状況を踏まえ、消防機関の救助体制の整備を図るため、市町村は自治省令で定める基準に従い、人命の救助のため必要な特別の救助器具を装備した消防隊を配置するものとする消防法の改正が行われ、また、昭和61年10月には、市町村が救助隊を配置する場合の基準を定めた救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令が制定された(いずれも昭和62年1月1日施行)。

これを受け、消防機関の救助体制の整備充実を図るため、昭和62年度においては、新たに救助工作車や救助資機材に対する国庫補助制度(救助資機材等総合整備事業)を創設し、救助隊の整備を促進するとともに、救助活動を行うに当たっての基本的な指針である救助活動に関する基準の制定を行い、昭和63年度においては、救助器具の基本的な取扱い及び操作並びに救助操作の基本を定めた消防救助操法の基準の改正を行ったところである。今後、市町村においては、早期に省令の基準に到達するよう救助隊の計画的な配置に努め、救助活動実施体制の整備を図っていくことが緊急の課題である。

また、一方、救助体制の整備に伴って救助隊員の資質の向上を図るため、平成元年6月には、「消防学校の教育訓練の基準」(昭和45年消防庁告示第1号)を改正(平成2年4月1日施行)し、救助活動に関する講習内容の充実強化を図ったところである。今後、各消防学校においては、この新しい基準に基づく教育訓練実施体制を速やかに整備することが必要である。

4 防災体制の強化

(1) 防災に関する組織・計画の整備

ア 地方防災会議の機能の充実強化

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき、国、都道府県及び市町村にそれぞれ防災会議が設置され、防災計画の作成等、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通ずる総合的な防災体制の整備が進められてきた。

都道府県及び市町村が設置する地方防災会議は、それぞれの地域において防災関係機関が行う防災活動の組織化、計画化を図るための総合調整機関である。近年、防災体制の一層の強化を図るため、地方防災会議の中に、震災対策部会、原子力防災部会、救急医療部会等の専門部会が設けられ、機能の充実、強化が図られているが、災害時においては防災関係機関相互、地方公共団体内の部局相互の連携が極めて重要であることから、地方防災会議の総合調整機能の一層の強化が望まれる。

イ 地域防災計画の見直しの推進

地域防災計画は、地方公共団体の総合的な災害対策の基本となるものであり、住民の防災活動の指針として、また、災害に強い安全な地域社会づくりや発災時の迅速かつ適切な応急対策の実施に大きな役割を果たすものであるが、その実効性を確保するためには、社会環境等の変化に対応して、常に点検を加え、必要に応じて修正することにより、常時具体的、実戦的なものとしておく必要がある。

このため、消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知「地域防災計画の見直しの推進について」により、地方公共団体に対し、①防災

アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ、地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところであり、この通達に沿って地域防災計画の内容の充実を図っていく必要がある。

(2) 情報通信体制の整備

ア 消防防災無線通信ネットワークの整備促進

消防庁と47都道府県を結ぶ消防防災無線には、地上通信系と衛星通信系とがあり、特に衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく回線設定の柔軟性に優れていることから、大規模地震対策の一環として、地上通信系の補完回線網として東海地域を含む9都県に対し整備を推進している。

現在では、6県との間で運用しており、2県が平成元年度中に新たに整備を開始するが、今後更にその整備の促進を図る必要がある。

都道府県と市町村を結ぶ防災行政無線については、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図ってきた結果、42都道府県が運用中、2府県が整備中であるが、未だ未整備県が3県あるので、その解消を早急に図る必要がある。また、現在整備済みの都道府県の中には整備後10年以上経過して機器を更新しなければならない時期を迎えているところがあるので、その再整備に当たっては、防災行政無線の高度化・信頼性の向上のために衛星通信やコンピュータ等の活用を検討する必要がある。

市町村と集落を結ぶ防災行政無線については、昭和53年度から国庫補助制度を設け、整備の促進を図っているところであるが、平成元年3月末現在の整備率(同報系)は43.6%にとどまっているので、今後一層その整備の促進を図る必要がある。

なお、同報系の整備の促進をするに当たって、屋外拡声装置のみでは聞き取りにくい地域にあっては、戸別受信機の活用が望ましい。

また、市町村の消防機関の通信施設である消防・救急無線及び有線による専用回線等の通信施設については、消防機関の常備化の進展に伴い着実に整備が進んでいる。今後は、これら通信施設の設備の促進を図るとともに、高度情報化に対応した機能の高度化や信頼性の向上を推進する必要がある。特

に、緊急時における迅速かつ的確な処理を行うための消防緊急情報システムや消防・防災のためのヘリコプターテレビ伝送システムの整備の促進を図る必要がある。

イ 情報通信システムの機能の充実強化

あらゆる災害に備え、迅速かつ的確な情報の収集・伝達を行う体制を確立するためには、前述の各情報通信システムの整備を積極的に推進するとともに、各システムの信頼性を高めるために機能の充実強化を図っていくことが重要である。

そのためには、各情報通信システムにファクシミリ、データ伝送及び画像伝送の導入による情報伝達のための機能の高度化、高能率化の推進を図るとともに、近年技術革新の著しい各種の情報通信システムとしての地震、水位、雨量等に関する防災センサー、地域雨量等の総合的監視システム、あるいは画像消防情報の伝送・検索システム等が開発されてきていることから、今後、その特性に応じた消防防災活動への適用を検討するなど総合的な消防防災情報システムの構築を検討する必要がある。

ウ 情報収集伝達体制の強化

災害時の応急対策を実施する上で、極めて重要となるものは、気象情報等の収集・伝達、住民に対する避難の勧告・指示の伝達、被害状況等の把握などである。これら災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達できるようにするためには、都道府県、市町村、消防機関、警察等の関係する各防災関係機関相互の連携を強化するとともに、防災行政無線、有線放送、サイレン、広報車、消防職団員の巡回等による住民への伝達手段についてハード・ソフト両面から絶えず点検を行う必要がある。特に、夜間・休日等における緊急時の情報連絡体制の強化を図る必要がある。

さらに、災害の発生に際し、住民に対して予警報、避難指示等を迅速、的確に伝達できるよう、あらかじめ住民への情報伝達の手段、手順、ルート等を定め、これを地域防災計画に明示するとともに、住民に周知徹底しておく必要がある。

5 広域応援体制の整備

地震、風水害、林野火災等の大規模災害やコンビナート火災等の特殊災害に際し、個々の市町村がその消防力をもって対処することができない場合等に対処するため、広域的な消防防災体制を確立しておくことが必要である。

すなわち、市町村あるいは都道府県の区域を越えた消防力等の広域的な運用を図り、大規模特殊災害に円滑に対応できるよう地方公共団体間等の広域応援体制の強化を図る必要がある。

広域応援体制としては、まず、消防組織法においては、消防に関する市町村間の相互応援協定の制度のほか、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要があるとき、都道府県知事は、市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関し指示することができ、さらに、消防庁長官は、都道府県知事の要請により他の都道府県知事に対し、災害発生市町村への消防応援のため必要な措置をとることを求めることができることとされている。

消防庁では、昭和62年度から「消防広域応援体制検討委員会」を設けて市町村間の消防広域応援体制の整備に係る検討を行っており、昭和63年4月には委員会の報告を受けて、各消防機関及び都道府県に対し、①消防広域応援基本計画の作成、②派遣要請システムの整備、③代表消防機関の設置、④応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しているところである。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を作成し、委員会の報告を受けて各消防本部及び都道府県に送付した。なお、全県下を統一した消防相互応援協定は、平成元年6月1日現在、28府県（常備化市町村のみを対象とした協定も含む。）で締結されている。

また、災害対策基本法においては、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対して応援を求めることができる

ことが定められている。

平成元年4月1日現在、都道府県間の広域防災応援協定は5つあるが、これらの応援協定については、内容が抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分なものとはいえない状況にある。そのため、消防庁では、同じく昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成し、適切な協定の締結を指導している。

なお、広域的な消防防災体制の強化に当たっては、今後、こうした広域応援体制の整備を推進するとともに、あわせて必要資機材の備蓄、合同訓練の実施、無線通信体制の強化及び地震、風水害等の災害別の広域応援活動マニュアルの整備を行う等、発災時において広域応援の的確な運用を図る上で必要な対策をあらかじめ講じていく必要がある。

さらに、大規模災害をはじめ、林野火災、救急救助活動等においては、ヘリコプターの活用が極めて有効であることから、ヘリコプターを迅速かつ的確に活用しうる体制の整備が強く望まれるところであり、そのため、今後、消防防災ヘリコプターを増強するとともに、全国的な広域航空消防防災体制を構築することにより、広域応援体制の充実を図る必要がある。

6 風水害対策等の推進

(1) 風水害対策の推進

台風、集中豪雨等による風水害は、昭和63年6月7日から7月29日までの間の豪雨による災害にみられるように、毎年のように大きな災害をもたらしている。

このため、各地方公共団体は、関係機関と連絡調整を図りつつ、災害危険箇所の把握、避難場所及び避難経路の確保、気象予警報、雨量等各種情報の的確な把握及びこれに基づく適切な避難の勧告・指示等警戒避難体制の強化に努め、これを地域防災計画に明示するとともに、広報紙等様々な手段により住民への周知の徹底を図る必要がある。

また、風水害による被害を最小限にとどめるためには、住民自らの災害に対する備えが不可欠であり、住民への防災知識の普及啓発に努めるとともに、自主防災組織の育成強化を進める必要がある。

(2) 土砂災害対策の推進

近年、昭和57年の長崎豪雨災害、昭和58年の島根豪雨災害、昭和59年の長野県西部地震、昭和60年の長野市地附山地すべり、昭和61年の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年の広島県加計町における土石流など、豪雨に伴う崖崩れ、地すべり、土石流といった土砂災害により、多くの人的被害が生じており、風水害対策のなかでも特に土砂災害の防止、被害の軽減を図ることが緊急の課題となっている。

このため、昭和63年3月15日、中央防災会議において、「土砂災害対策推進要綱」が決定され、国の関係省庁、地方公共団体及び関係公共機関等が一体となって総合的な土砂災害対策に取り組むこととされたところであり、消防庁としても、同日付けで「土砂災害対策の強化について」の長官名通知を発し、地方公共団体に対し、人命の安全の確保を最重点として土砂災害対策の充実強化に努めるよう指導しているところである。

土砂災害の発生するおそれの多い地方公共団体においては、これらの要綱及び通知の趣旨を踏まえ、地方防災会議の充実等の総合的な土砂災害対策推進体制の整備、情報収集・伝達体制の整備、警戒・避難基準の設定等による警戒避難体制の強化、二次災害防止対策の強化など、総合的な土砂災害対策の推進に努める必要がある。

(3) 活動火山対策の推進

活動火山対策については、従来から活動火山対策特別措置法に基づき、諸対策が講じられているが、特に、噴火災害による人的被害の発生を防ぐためには、火山観測体制の強化とともに、地域防災計画の整備充実、関係機関との連携、防災行政無線の整備、避難体制の整備、観光客対策の整備並びに防災訓練の実施等に努めることが必要である。また、周辺地方公共団体が複数存在する火山については、関係地方公共団体が連携して対策に取り組むことができる広域的な防災体制の確立に努める必要がある。

7 震災対策の推進

(1) 震災予防体制の整備

大規模な地震の発生が予知されることを前提として、昭和53年6月、大規模地震対策特別措置法が制定されたが、同法の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された6県169市町村においては、予想される東海地震の発生に備え地震防災強化計画を作成し、地震防災応急対策、各種施設整備等それぞれの地域の実情に即した震災予防体制づくりを計画的、総合的に推進しており、その周辺地域においても地震防災対策強化地域に準じて震災予防対策を進めている。

また、人口、産業、都市機能の集積が著しい南関東地域においては、昭和63年12月6日の中央防災会議において決定された「南関東地域震災応急対策活動要領」を踏まえ広域的応援体制の確立、南関東地域をとりまく周辺地域も一体となった防災訓練の励行等の対策強化を図っている。

今後は、更にこれらの地域に係る地震予知のための研究、観測体制を強化するとともに、地震災害の防止及び被害の軽減のため、都市防災化の推進、防災体制の整備、防災知識の普及、防災訓練の実施などの震災予防対策の充実を図っていく必要がある。

国並びに地震防災対策強化地域及びその周辺地域の地方公共団体では、大規模な地震が発生した場合に備えて、昭和54年以降、毎年総合的な防災訓練を防災週間の主たる行事として、9月1日（防災の日）を中心に実施している。これらの地域のうち、南関東六都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市）においては、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練を実施している。

これらの訓練は、逐年、訓練規模の拡大、訓練内容の充実が図られているが、今後とも、防災関係機関のほか事業所、自主防災組織等の積極的な参加及び協力による地域社会の総合防災体制の確立を図るため、なお一層の指導の強化を図っていく必要がある。

石油コンビナートの震災対策として、地震防災対策強化地域内の石油コン

ビナート等特別防災区域に係る県の石油コンビナート等防災本部は、警戒宣言が発せられた場合の保安対策、消防対策、情報収集伝達対策等を内容とする地震防災強化計画を定めるとともに、当該特別防災区域内の特定事業者は、警戒宣言発令時における危険物、高圧ガスを取り扱うプラント等の緊急シャ断、タンカー、タンクローリーの荷役作業の停止等の保安対策、地震防災応急体制の確立等を内容とする地震防災応急計画を定めている。

地震防災対策強化地域及びその周辺地域以外の地域においても、防災知識の普及、防災訓練の実施、震災対策施設の整備等各般の施策が推進されている。

消防庁においても、昭和60年度から昭和62年度にかけて地震災害の予防、応急対策及び復旧の各般にわたる震災対策計画策定マニュアルを作成し、都道府県及び市町村に示して「震災対策編」の策定について指導を行っているところであり、全国の28都府県において、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画において他の災害と区分して「震災対策編」を定めている。平成元年度においては、震災時に市町村等が行う災害応急対策における情報活動を主に具体的処理の面から見た検討及び南関東地域に係る大規模な地震に対する関係都府県が一体となった広域的かつ総合的な地震防災対策に係る計画の検討を行っており、震災対策の一層の充実・強化を図ることとしている。今後とも、自主防災組織の育成強化、無線通信網の整備等による情報伝達体制の整備、広域的な応急活動体制の確立等を重点に震災対策を総合的に進めていく必要がある。

(2) 震災対策のための消防用施設等の整備の強化

大規模な地震の発生時に消防活動を有効に行うためには、消防用施設、通信施設等の整備強化を図っていくことが重要である。

震災対策のための消防用施設の整備強化については、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車、震災救援車等大震火災対策施設の整備について順次補助を行い、その充実を図ってきた。特に、地震防災対策強化地域については、昭和55年5月に成立した地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基

づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図り、あわせて、財政負担の軽減を図るため、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置により、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽について計画的に整備を促進している。

また、地震災害に伴う災害情報等の的確かつ迅速な情報交換を図るため、消防防災無線通信施設の整備も進めている。

8 防災意識の高揚と自主防災体制の確立

(1) 防災意識の高揚

昭和63年中の火災を原因別にみると失火が全体の70.6%を占めていること、地震時において出火等の二次災害を防止したり風水害時において迅速に緊急避難等を行うためには、地域住民の一人一人が適切に行動することが基本となることなどからみてもわかるように、災害に強い安全な地域社会をつくるためには、国民の防災意識の高揚に待つところが極めて大きいといつてよい。そのため、家庭、職場を問わず国民一人一人が常に防災に関心を持つとともに、それぞれが災害を他人事と受けとめずに日ごろから自主防災の意識を持ち、災害が発生した場合、冷静に対処できるよう防災に関する基礎知識を身につけておくことが大切である。

このような観点から、消防庁では、年間を通じてテレビ放送を利用した啓発を行っているほか、毎年春秋2回の全国火災予防運動、昭和57年度から設けられた「防災週間」（毎年8月30日から9月5日）、「119番の日」（11月9日）などあらゆる機会をとらえて、国民の防災意識の高揚を図っている。また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消防庁長官表彰を行っている。

今後とも国民の防災に対する関心を喚起し、防災知識の普及に努める必要がある。

(2) 地域の自主防災体制の強化

住民が防災活動を行う場合、各自がばらばらに行動するのでは大きな効果

が期待できない場合でも、地域の住民が一致団結し、組織的に行動することによりその効果が高められることが多い。したがって、消防機関をはじめとする防災関係機関のみならず、住民、事業所等も加わった地域ぐるみの防災体制を確立することが必要である。特に、大規模災害時には、電話が不通となり、道路、橋りようは損壊し、電気・ガス施設、水道等が寸断され、また、消防機関等の活動は著しく制限されることが予想される。このような状況下では、地域住民の一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下に、組織的に、出火の防止、初期消火、情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出救護、応急手当、給食給水等の自主的な防災活動を行うことが必要不可欠である。

このような自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるためには、地域ごとに自主防災組織を整備し、平常時から、災害時における情報収集伝達・警戒避難体制の整備、防災用資機材の備蓄等を進めるとともに、大規模な災害を想定しての防災訓練を積み重ねておくことが必要である。

また、地域の防火防災意識の高揚を図るためには、地域の自主防災組織（平成元年4月1日現在、5万9,712組織、1,539万7,349世帯）の育成とともに



自主防災組織の訓練（静岡県由比町）

に、婦人防火クラブ（同1万4,114団体、233万2,709人）、少年消防クラブ（平成元年5月1日現在、6,154団体、61万2,147人）、幼年消防クラブ（同9,110団体、83万9,088人）等の育成強化を図ることも重要である。

なお、防火防災訓練の際の負傷者等に対する災害補償を行うため、昭和56年度から防火防災訓練災害補償等共済制度が設けられており、今後、更にもその普及を図っていく必要がある。

（3）事業所の自主防災体制の強化

事業所における防災体制として、百貨店、ホテル、病院及び地下街等一定の防火対象物、一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業所及び石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所においては、消防用設備等の設置や施設の規制等の防災対策に加えて、資機材等を備えた自衛消防組織や自衛防災組織等の設置により防災対策の万全を図ることとしている。これらの施設の自衛防災組織等は、防災教育、訓練等により、その充実・強化に努めるとともに、地域社会の一員として、他の防災組織等と緊密な連携をとり、地域全体としての防災活動に積極的に協力していくことが必要である。

また、このような自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事業所においても自主的な防災組織が設置される場合が多くなってきているが、地域防災体制の充実のためにもその設置の促進を図ることが望まれる。

消防機関をはじめとする防災関係機関も、それぞれの事業所、施設と密接な連絡を取り、その実態に即した事業所の自主防災体制の育成・強化に努める必要がある。

9 予防行政の充実

（1）防火管理制度の充実

消防法では、防火対象物の防火安全性を確保するため、百貨店、ホテル、病院、地下街等一定の防火対象物について、その管理について権原を有する者（管理権原者）に対して、防火管理者を選任し、それぞれの防火対象物の実態に即した消防計画の作成、これに基づく消火・通報・避難の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する監督等防火管

理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

しかしながら、防火管理者の選任率、消防計画の作成率及び避難訓練の実施率はいまだ十分とはいえない状況にあり、また、防火管理者が選任され、消防計画が作成されていても、それらが形がよい化している場合も見受けられる。実効ある防火管理を実施するためには、経営者（管理権原者）への防火管理指導等を通じて、防火管理が経営の重要な一分野であることを十分に認識させ、防火に対する高い意識を持たせることが特に重要である。

また、消防用設備等が法令に適合するように設置されていたとしても、平常の維持管理や訓練等の防火管理業務が適切に行われていなければ、火災の際、その被害を最小限に食い止めることができないことは、過去の火災事例からも明らかである。したがって、今後とも一層の防火管理業務についての指導體制を整備していくとともに、防火管理体制の不備な防火対象物については、適時適切に法令に基づく措置命令を発する等の厳正な措置をとり、防火管理の徹底を図っていく必要がある。

（2）消防用設備等の設置の促進及び維持の適正化

消防法では、一定の防火対象物については、消防用設備等の設置及び維持を義務付けており、特に不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、既存のものであっても、現行の技術上の基準に従って設置し維持しなければならないこととしている。しかしながら、防火対象物の中には、いまだ整備が十分でないものがあるため、これらの違反対象物については措置命令等必要な措置を講ずることにより、早急に整備の促進を図らなければならない。

このため、昭和58年度から、消防機関による違反処理事務を助言、指導するための専門職である違反処理指導官を置き、違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により、悪質な違反対象物の一掃を図るよう指導してきたところである。この結果、昭和58年12月に1,296件あった特に重大な違反のある特定違反対象物が平成元年3月には208件へと16.0%に減少するなど大きな効果を上げているところであるが、なお一層の推進の必要がある。なお、消防用設備等の設置促進を図るため、政府関係金融機関等の既存の融

資制度の活用についての周知を図る一方、地方公共団体に対しても消防用設備等の設置に係る融資制度の整備を指導している。

また、設置された消防用設備等が常に正常に機能するためには、適切な維持管理を行うことが前提であるが、点検の実施状況は十分とはいえない。このため、防火対象物の関係者に対して点検の重要性を認識させ、点検制度の定着を図るとともに、消防用設備等の点検整備を行う者の資質の向上を図る必要がある。

(3) 表示・公表制度の普及による防火安全

昭和55年11月20日に発生した栃木県川治プリンスホテル火災を契機として、防火対象物の防火対策の状況について広く国民に情報を提供する必要があるとの声が高まり、昭和56年度から、不特定多数の者が利用する特定防火対象物を対象として、一定の防火基準に適合する施設には「適マーク」を交付し、一方、措置命令に従わない違対象物はその旨を公表する「表示・公表制度」が発足した。消防庁では、当面の目標を旅館・ホテルにおいて全国一斉に表示制度の推進を図ってきたが、ホテル・ニュージャパン火災を契機に表示制度の意義が更に浸透し「適マーク」交付率も向上したことにかんがみ、昭和58年度からは、全国一斉に実施する対象を劇場・映画館、公会堂・集会場、百貨店・マーケット等にも拡大し表示制度の充実を図ってきたところである。

平成元年3月31日現在の適マーク交付率は、旅館・ホテル等にあつては82.9%、劇場・映画館等にあつては57.1%、公会堂又は集会場にあつては62.3%、百貨店等にあつては53.9%となっており、利用者に対する情報提供として国民の間に広く浸透し、防火対策の充実にも大きな成果をあげている。今後とも一層この制度を推進し、この種の防火対象物における防火安全対策の徹底を図っていく必要がある。

(4) 自動通報システムの構築

火災による被害を最小限に抑えるためには、できる限り早期に消防機関に連絡し、消防機関が迅速に消火・救助活動を行うことができるようにすることが望ましい。

このような観点から、消防庁では、電話に代わり、火災情報を一の押しボタン操作により消防機関へ通報できる（又は自動火災報知設備と連動して通報できる）非常通報装置の普及を社会福祉施設等を中心として推進しているところである。

しかし、これからの都市の安全対策を考える場合、従来の119番通報のように、関係者からの通報を前提とした受動的なシステムではなく、住宅を含む全防火対象物の火災情報等を通信回線等を介して消防機関が積極的に把握するとともに、機動的に対応することができる新たなシステム（自動通報システム）の構築を検討することが必要である。

また、本格的な高齢化社会の到来を迎え、ますますその重要性を増すものと考えられる救急業務のより一層適切かつ迅速な実施を図るため、高齢者、身体障害者、持病を有する者等と消防機関との間の緊急ラインとして新たな救急通報システムを構築する必要がある。

このような観点から、昭和63年度より学識経験者等から構成される「自動通報システム調査検討委員会」において、自動通報システムの在り方について構成機器等の機能、性能、設置方法等ハード面及び本システムを導入すべき防火対象物の範囲、情報の範囲、経済性、消防体制等のソフト面の両面について調査・検討を行うとともに、このシステムの整備、普及、推進のためのガイドラインを作成することとしている。

なお、救急通報システムについては、平成元年度から「災害弱者緊急通報システムモデル事業」を創設し、その普及促進に積極的に取り組んでいるところである。

(5) 大規模建築物群等における防火安全対策の推進

近年、土地の高度利用を図るため建築物は大規模化、複雑化する傾向にあり、中には、小都市的な機能を有し、防火安全上一体的にとらえるべき大規模建築物群が出現している。

すなわち、これらの大規模建築物群等は、一体として造られ（避難階・地下階部分の連続性、接続性）、かつ、相互に密接に関連して使用される傾向にあることから、防災上の情報の相互の伝達、整理、活用等が重要性を増し

ている。

今後このような、日常時における防火管理はもとより火災等の災害時における対応も複雑化した大規模建築物群等が増加することが予想されることから利用形態、利用者の多様化等に対応した総合的かつ合理的な防火安全対策の充実が必要である。

このため、大規模建築物群等における防火管理の合理化、消防防災システム機能の向上、防災センターの機能等の向上と監視・操作等に係る要員の資質の向上、防災設備機器の適切な運用等について、調査研究を行うとともに、大規模建築物群等における総合的、かつ、合理的な防火安全対策を推進していく必要がある。

また、このような大規模建築物群等には、通常インテリジェントビルと称されるものが多いことから、防災設備面についても最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物、一般設備及び防災設備に係るハード面並びにその維持管理に係るソフト面の両面から、当該建築物全体として、総合的かつ有機的に機能するような消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要綱」を定め、高度な消防防災システムについて、①その機能の優良性の評価及び消防用設備等の基準に関する消防法令の弾力的運用、②高層建築物、地下街等消防防災システムのインテリジェント化を進める必要が高いと認められる建築物についての、当該評価を受けた優良な消防防災システム設置の促進、③特に優れた消防防災システムの表彰、④消防防災システムの整備・工事に要する経費の融資等の措置を通じ、消防防災システムのインテリジェント化を志向した新しいシステムについて、建築業界、電子機器業界、防災機器業界その他広く関係者の開発意欲を一層刺激するための諸施策を展開していくこととしている。

(6) 高齢化の進展を踏まえた住宅防火対策の推進

高齢者層の火災における死者の発生率は若年層に比べ格段に高く、今後、高齢化社会が進むにつれて、火災による高齢者の死者数は増加していくものと考えられる。また、近年の建物火災による死者(放火自殺者を除く。)のう

ち、その約90%は専用住宅又は併用住宅の火災によるものである。

従って、今後、高齢化の進展につれて年々増加するものと見込まれる高齢者の一人暮らし世帯、高齢者の夫婦のみの世帯、あるいは高齢者を含む世帯を中心とした効果的な住宅防火対策を早急に検討、実施する必要がある。

このような観点から、従来より住民に対する火災予防及び火災時における高齢者の避難等に関する知識の普及に努めてきたところであるが、昭和62年度からは学識経験者等から構成される「住宅防火対策検討委員会」において、火災を自動的に感知、消火するための住宅用のシステム等に必要な性能機能等及びその技術開発並びに推進普及方法等住宅用消防機器の在り方等について検討を進めているところであり、今後その検討結果を踏まえ住宅防火のための効果的な機器等の選択基準、設置方法あるいは開発について、具体的な方策を示すとともに、その普及を図ることにより、住宅における総合的な防火対策を強力に推進していく必要がある。

(7) 旅館・ホテル、百貨店・マーケット等における防火安全対策の推進

旅館・ホテル、百貨店等不特定多数の者が利用する施設は、一旦、火災が発生した場合に大惨事となるおそれが強いものであり、消防用設備等の適正な設置、維持、管理、防火管理体制の充実、整備が特に重要である。消防庁としても、昭和61年2月の熱川温泉大東館火災、同年4月の峰温泉菊水館火災等多数の死者を伴う旅館・ホテル等の火災を踏まえ、非火災報対策の推進、防火管理体制の強化、消防機関への通報体制の整備等について、指導の強化、徹底を図ったところである。

さらに、旅館・ホテル等では施設の事情に詳しくない宿泊客が多数就寝していることから夜間における防火管理の徹底がとりわけ重要であることにかんがみ、夜間の防火管理の整備、夜間において火災が発生した場合をも想定した避難訓練の実施等について指導を強化するとともに、「旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき、実情に即した一層きめ細かい指導を行っているところである。

また、旅館・ホテル等と同様に、過去において多数の死傷者を出す火災を起こしている百貨店・マーケット等について、施設の特徴に応じた防火管理

体制、避難訓練の在り方等について、指導・訓練マニュアルを作成して、これらの施設の実状に即し、一層きめ細かい指導を行うこととしている。

(8) 災害弱者に配慮した総合的防火安全対策の推進

身体障害者、視聴覚障害者、高齢者等いわゆる災害弱者は、火災等の災害発生時において状況に応じた的確な避難行動をとることが困難であり、逃げ遅れ等により死傷する事例が多い。

特に、自力避難困難な者が多数入所している社会福祉施設、病院については、昭和61年7月の社会福祉施設陽気寮火災及び昭和62年6月の特別養護老人ホーム松寿園火災において多数の死傷者が発生したことを契機に政府部内に設置された「社会福祉施設等における防火安全対策検討委員会」において、社会福祉施設等における火災の問題点や防火安全対策について検討を行ったところである。消防庁では、この委員会における検討結果を踏まえて、昭和62年10月に消防法施行令等の改正を行い、これらの施設に係るスプリンクラー設備の設置範囲を拡大したほか、一人でも操作できる屋内消火栓設備や非常通報装置の基準の整備を図り、その設置の推進を図っているところである。

今後は、防火管理上特に問題点の多い夜間における防火管理体制の整備を目的として新たに作成された「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」に基づき指導を強化するなど、ソフト面の充実に努めていく必要がある。

また、現在、火災が発生した場合に、必要な情報を伝達し、避難誘導を円滑に実施する手段として設置されている自動火災報知設備、放送設備及び誘導灯は、視覚又は聴覚に障害を持つ者に対しては必ずしも十分な機能を有しているとはいえない状況にある。これらを踏まえ、視聴覚障害者等に対する火災情報の有効な伝達、避難誘導をより迅速かつ円滑に行うことのできる消防用機器の在り方等について検討するとともに、有効に火災情報等を伝達することのできる装置・器具の開発及び設置の普及を図り、災害弱者に配慮した総合的な防火安全対策を推進していくことが必要である。

10 危険物の保安の確保と石油コンビナート災害対策の推進

(1) 科学技術及び産業経済の進展を踏まえた保安対策の推進

危険物に関する規制は、昭和34年の消防法の一部改正及び危険物の規制に関する政令の制定により、従来危険物の取締りの実施細目を市町村の条例に委ねていた方法を改め、全国統一的な規制を実施することとして以来、危険物施設等における幾多の災害を教訓とし、また、危険物の取扱い実態の変化に即応して、危険物施設の位置、構造及び設備に関する技術基準並びに危険物の貯蔵、取扱い等の技術基準の整備、強化を内容とする関係法令の改正等を行い、保安確保の徹底を図ってきたところであり、危険物行政は、安全対策の内容においても、またその推進体制の面においても、これまで着実な進展をみてきたところである。

しかしながら、危険物施設等における火災、危険物流出等の事故が、人命や周辺地域に与える影響は依然として大きく、危険物の保安の確保に対する国民の関心も高いところである。特に、近年においては、科学技術及び産業経済の進展に伴い、新たな危険物品の出現、危険物流通形態の変容、危険物施設の大規模化、多様化、複雑化など危険物行政を取り巻く環境の著しい変ぼうがみられるところである。

また、国際的には、国際連合の経済社会理事会において、国際間の危険物輸送に関する規制内容の統一を図る観点から、危険物の分類、定義、運搬容器の基準等についての検討、勧告が行われ、特に、危険物の指定に関しては、危険性を評価するための試験法の適用による合理的な指定方法について検討が進められているところである。こうした国際的な動向、あるいは国際間の危険物品の流通が増加している実態を考慮し、さらには科学技術及び産業経済の進展に伴う新たな危険物品の出現に迅速に対応する観点をも踏まえ、消防法等で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物の指定について見直しを行い、試験による危険物の判定の方法を導入することを主な内容とする消防法の一部改正が昭和63年5月に行われるとともに、引き続き関係政省令の改正等が行われたところである。一連の危険物関係法令の一部改

正等の施行日は平成2年5月23日とされているところであり、それまでに、事業者等においては危険物品についての性状を確認する等の必要があるとともに、消防機関側においては、事業者に対する指導及び判定体制の整備を行う必要がある。消防庁としては都道府県を通じて必要な指導を行うとともに、試験による危険物の判定を合理的かつ公正に行うための危険物データベースの構築を行っていくこととしている。さらに、平成3年1月1日には、国際間における危険物輸送に関する容器の基準が国連勧告に統一されることとされており、国内における危険物の輸送についても、関係政省令の改正のなかで、運搬容器の性能基準等についての規定を整備したところである。

次に、給油取扱所については、近年、ドライバーの給油取扱所に対するニーズの多様化や給油取扱所における設備の防災面からみた安全性が大きく向上していることなどから、昭和62年5月1日から取扱商品やサービスに着目した規制は行わないこととし、給油取扱所における業務範囲の拡大を行ったほか、平成元年3月15日からは、病院等避難対策上重大な問題を生ずるおそれのある用途を除き、上階への延焼防止対策等の必要な安全対策を講じた屋内給油取扱所については、上階の用途規制の緩和を図るとともに、可燃性蒸気滞留防止対策等の安全対策を講じたものについては、一方のみが開放された屋内給油取扱所の設置を認めることとしたところである。

今後とも、危険物による災害を未然に防止し、住民生活の安全を確保する観点から、新しい状況に迅速かつ適切に対応した保安対策の充実を図っていく必要がある。

(2) 危険物施設における保安体制の確立

最近の危険物施設における火災等の事故には、従業員の点検不十分、誤操作等人的な面での欠陥に起因するもの、特に工事中のものが少なからず見受けられる。このため、法令による技術基準の整備、強化とあわせ、危険物施設の維持管理面での安全対策を一層充実させていく必要がある。

そのためには、まず、危険物施設における自主保安体制の確立を図ることが肝要である。本来、危険物を貯蔵し、又は取り扱う企業は、その安全性を確保する社会的責任を有しており、保安要員の適正な配置、作業員の保安教

育の実施等を行う等保安管理の徹底を図り、その社会的責任に立脚した防災体制の充実を図っていかなければならない。昭和63年5月の消防法の一部改正においても、危険物施設の許可の際の要件が維持されていない等の場合について許可の取消しができるとされるとともに、消防機関が著しく不適任と判断される危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者に対し解任を命ずることができることとされたところである。

また、危険物取扱者制度は、制度発足以来の合格者総数が平成元年3月31日現在369万7,825人と広く国民の間に定着してきており、昭和63年5月の消防法の一部改正においては、乙種危険物取扱者試験の受験資格から危険物取扱の実務経験を不要とする等その受験資格を緩和することにより、さらに広く一般の国民に危険物に関する知識、技能の普及を図ることとしているところであるが、今後とも危険物の保安の確保に大きな役割を果たす危険物取扱者の資質の向上のための各般の施策を強力に推進していく必要がある。

さらに、国及び地方公共団体においては、将来の危険物行政をさらに発展させて行くため、組織の整備を図るとともに、特に高度の専門知識を有する技術職員の充実を図り、日常の指導と査察の強化を図るなど消防機関の体制整備を進めていく必要がある。

これらの施策を総合的に推進して行くことにより、危険物施設における維持管理面での安全対策の充実を図り、危険物における保安体制を確立していく必要がある。

(3) 石油コンビナート防災体制

石油コンビナート等特別防災区域は、平成元年7月現在33都道府県にわたり80地区が指定されており、当該都道府県には石油コンビナート等防災本部が、特定事業所には自衛防災組織や共同防災組織が設置されている。これらの自衛防災組織等には所定の防災要員が配備されるとともに、防災資機材等（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、オイルフェンス、油回収船等）が整備されている。一方、石油コンビナート等特別防災区域所在市町村においても所要の消防力の整備を図っているところである。

近年、新しい防災資機材等を導入して、防災体制の合理化を求める動きが

あり、消防庁では、昭和61年度から3年間、学識経験者等により構成される「大型石油貯蔵タンクの消火に係る防災資機材等の多様化に関する研究会」においてその性能、効果及び導入の可否等について検討をすすめてきた。今後は、更に、新しい防災資機材等の的確な活用の在り方について検討をすすめるとともに、この新しい防災資機材等に適切に対応できるよう、防災要員の資質の向上を図るための教育・訓練の在り方についても検討することとしている。

このほか、近年の都市周辺における道路網の整備に伴い、石油コンビナート等特別防災区域を通過する高架道路等が各地で計画されていることから、昭和63年度に、「特別防災区域を通過する高架道路等の設置に係る防災対策調査検討委員会」においてその対応策を検討し、これに基づき、これら道路の設置に係る防災対策の充実を図るよう関係消防機関を指導したところである。また、石油コンビナート災害の態様の多様性や拡大の危険性などの特性を踏まえ、事故の発生状況を分析できるようにするための石油コンビナート事故データベースシステムについて、引き続きその整備を図ることとしている。

(4) 石油備蓄基地への対応

エネルギー小国の我が国にとって、石油の備蓄は重要な意義を有するものであり、このような見地から、昭和53年以降、石油備蓄法に基づく民間備蓄や石油公団法に基づく国家備蓄を実施するため、大規模な備蓄基地が建設されてきている。備蓄基地の態様としては、従来から行われている地上タンク方式のほか、最近においては、地中備蓄、海上備蓄及び岩盤備蓄の方式による備蓄基地が建設されており、これらの新備蓄方式の基地の一部では備蓄が開始されている。

これらの備蓄基地については、施設のみならず地域の安全に万全を期するため、備蓄の態様に応じた技術基準を整備し、石油コンビナート等災害防止法に基づく特別防災区域の指定等の措置を講じてきているところであり、今後とも備蓄の態様に応じた適切な対応を行う必要がある。



建設中の秋田石油備蓄基地(地中タンク)

(5) 石油パイプラインの保安

石油パイプライン事業法に基づく新東京国際空港への航空燃料輸送用パイプラインは、昭和58年8月に事業の開始をみたところである。パイプラインの保安については定期的に保安検査等を実施するとともに、事業者に対しては、保安規程を遵守し、法令に定める技術上の基準に従って維持管理、点検等を行わせ、その安全の確保に万全を期することとしている。

11 林野火災対策の推進

林野火災による被害は、全体としての火災による被害が減少傾向にあるのに対し、必ずしも減少傾向にあるとはいえない。これは、山村における過疎化の進行等により林野の管理が必ずしも十分なものとはなっていないこと、降雨量が少なく空気が乾燥し強風が吹く3月から5月にかけて、山菜採りや森林レクリエーションなどによる入山者が増加していることなどによるものと考えられる。

林野火災の特徴は、出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであること、いったん火災が発生した場合、焼損面積が広範囲に及ぶおそれがある

ること、人海戦術のみでは有効な消防活動の実施が困難な場合があること、発生時期に季節性がみられることなどにある。

このような林野火災の特徴を踏まえ、効果的な林野火災対策を推進するためには、次の施策を積極的に講ずる必要がある。

- ① 乾燥、強風による林野火災発生危険が大きい時には、時期を逸することなく火災警報等を発令し、レクリエーション入山者及び林野周辺住民に対する警報の周知徹底と火災予防意識の喚起に努めるとともに、監視パトロールの強化を図ること。
- ② 林野所有者及び事業者に対し、火気取扱いの適正化等火災予防措置の指導の強化促進を図ること。
- ③ 「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に事前に通報するよう指導の徹底を図ること。
- ④ 林野火災が発生し、拡大のおそれがある場合には、近隣の市町村に対し時期を失することなく応援要請すること等も含めて対策を強化し、火災拡大の未然防止を図ること。

特に、ヘリコプターによる空中消火を早期に行うことが極めて効果的であるので、広域航空消防応援の要請を積極的に検討すること。

12 特殊災害対策の推進

(1) ガス災害対策の推進

昭和63年中のガス事故は昭和62年中に比し、更に減少したものの、多くの被害が出ており、そのほとんどが消費先において消費者に起因して発生している。したがって、ガス事業者をはじめガス利用者、関係行政機関等は一致協力して安全なガスの供給及び利用を図らなければならない。このため、消防機関は引き続き、主として一般家庭等の消費先に対してガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について、今後とも日常の予防査察等を通じ周知徹底を図っていく必要がある。また、消防関係者については、消防大学校、各都道府県消防学校等において、ガス災害対策に関する教育を充実する等により、その資質の向上に努めることが必要である。

なお、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街、準地下街及び特定の防火対象物の地階部分については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられるなど、その安全対策の促進が図られているところである。

(2) 大深度地下空間の防災対策の推進

大深度地下空間の利用については、地下鉄道、地下道路等に係る構想が打ち出されるとともに、大深度地下空間の利用に必要な技術開発等の研究が各方面において進められているところであり、昭和63年6月28日閣議決定された「総合土地対策要綱」にも地下空間の公共的利用の促進が指摘されている。

一般に、地下街、地下鉄道、地下道路等の地下空間は、地上への出入口が限定された閉鎖性の高い場所であり、いったん火災等が発生し、濃煙、熱気流が充満した場合等には、利用者の避難・誘導、消防隊の消火・救助活動等に種々の制約、困難が伴うこととなるが、これが大深度地下空間の利用となると、地上への避難経路、消防隊の進入経路が一層長くなること等から、このような消防防災対策上の制約、困難がさらに増大することとなる。

したがって、火災等の早期発見・早期消火、多数の利用者の避難・誘導、救助・救急手段の確保、消防活動上必要となる施設・設備等所要の消防防災対策の在り方について十分検討し、大深度地下利用施設の特性に応じた万全の消防防災対策を講じる必要がある。

(3) 原子力災害対策の推進

原子力発電所等に係る災害対策については、昭和54年7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が、さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」がそれぞれ決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県と市町村は、地域防災計画において緊急モニタリング、住民の避難等原子力災害対策に関する所要の措置を定め、原子力災害時における住民の安全確保に備えてきたところである。

昭和61年4月26日、ソ連チェルノブイル原子力発電所において、事故が発生し、我が国においても、放射能が検出されたため、放射能監視体制が強化された。また、当該事故については、原子力安全委員会に設置された「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」において調査、検討が進められ、昭和62年5月28日に報告書が取りまとめられた。同報告書では、防災対策については、我が国の原子力発電所の特徴等を考慮して定めた原子力防災体制及び諸対策を基本的に変更すべき必要性は見いだされないと結論を述べるとともに、各般の防災対策に関し、その内容を更に充実し、より実効性ある対策とすることが肝要である旨指摘している。

消防庁としては同委員会の報告書の指摘を踏まえ、引き続き、地域防災計画における原子力災害対策のより一層の整備充実を図る必要がある。

(4) 航空機災害対策の推進

航空機事故は、いったん発生すれば大惨事を招来するおそれがある。

昭和60年8月12日、日航機が群馬県の山中に墜落し、死者520人を出すという単独機の事故としては史上最大の大惨事となった。地元上野村消防団員等の活躍によって、奇跡的に生存者4人が救出されたものの、事故現場の捜索、生存者の救出等は困難を極めた。

この種の航空機事故に際して、消防機関が有効な消火・救急救助活動等を実施するためには、必要な初動体制を早急に確立するとともに大規模災害用資機材の整備を計画的に進め、これらの資機材をはじめ、消防機関の保有する装備、人員等を広域的に活用できる体制を強化する必要がある。

航空機の捜索救難については、従来より「航空機の捜索救難に関する協定」が定められ、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部(RCC)を中心として、関係機関が相互に協力する体制がとられてきたところであり、昭和62年8月にRCCと消防庁との間に専用電話回線が開設され、その運用が開始されたが、昭和63年4月21日からは、この協定に消防庁も正式に参加した。これによりRCCから専用回線により消防庁に通報された情報を消防庁が関係都道府県を通じ関係消防機関に直ちに連絡できるようになり、その後の消防活動を適切かつ迅速に実施することに大きく寄与するものと期

待される。

さらに、機動性を有し、大規模災害時において有効な働きをするヘリコプターについては、消防機関においてその導入を進めるとともに、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」や「消防広域応援交付金制度」によりその積極的活用にも努める必要がある。

また、航空機事故のほぼ半数は離着陸時に発生しており、空港及びその周辺における消火救難体制の確立が極めて重要である。

空港内での航空機事故に対処するため、空港管理者は航空法により必要な消火救難資機材を整備することとされており、その基準は国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準(ICA O基準)に準拠し定められているが、空港の消防力は、地方公共団体の管理する空港においては、いまだ満足すべき状態にないものが多く、その整備水準の向上が要請されている。

一方、空港が所在する市町村においても、空港周辺地域での航空機災害に備え、空港管理者との提携、協力体制を確保するとともに、周辺市町村との応援体制、さらには地域の実情に応じた広域応援体制の確立等消防体制の整備に努める必要がある。

(5) 海上災害対策の推進

昭和63年5月18日、大阪港に停泊中のソ連客船プリアムーリー号(4,870トン)で発生した火災は、死者11人、負傷者35人を出す惨事となり、また、平成元年2月16日横浜港で入渠中のインド貨物船ジャグドット号(13,392トン)で発生した火災は、死者10人、負傷者13人を出す惨事となった。

船舶火災等の海上災害における消防活動は、制約が多く極めて困難である。このため、消防機関においては、消防艇をはじめとする海上防災資機材の整備、防災関係機関との協力関係の確立、防災訓練の実施等に努め、万一の海上災害に備えているが、今後ともより一層の充実を図る必要がある。

また、「1979年の海上における捜索及び救助に関する国際条約」(略称SAR条約)が昭和60年に発効したなどの状況変化を踏まえて、我が国の海上における捜索救助に関する関係機関で構成する連絡調整本部が海上保安庁に設けられているほか、海上保安庁管区海上保安本部単位に都道府県の消防防災



インド貨物船ジャグドゥート号船舶火災(平成元. 2. 16)

部局、関係消防本部等を含む地方の関係機関で構成する救助調整本部が設けられている。地方公共団体及び消防機関としては、今後とも、この体制の中で関係機関との連携、協力を図りながら、海難救助対策の推進を図っていく必要がある。

13 研究開発の推進

災害の複雑多様化に対し、災害の防止、被害の軽減、原因の究明等に関する科学技術の研究開発が果たす役割はますます重要になっている。

消防研究所においては、時代の要請に応じた課題に重点を置いた消防防災に関する科学技術の研究開発を推進しているが、最近においては、建物火災時の燃焼ガスの毒性に関する研究、人命安全の緊急の課題である火災と非火災を識別するための人工知能技術を導入した火災性状把握システムに関する

研究、災害により崩壊したビルのがれき中での埋没生存者の位置を確認する手段の研究、臨海埋立地における長周期地震動に関する研究及び各種危険物の火災、爆発等の危険性を分類、格付けするための適切な試験方法の研究等を行っている。

また、平成元年度からは、住民生活に密着した消防防災に関する科学技術の研究として、一般住宅の室内出火火点を的確にキャッチできる火点検出部と低水圧で少量の水を火点に向け放水し効率的に消火できるスプリンクラーを組み合わせた簡易自動スプリンクラー装置の開発研究、火源規模及び加熱方法による防災効果に及ぼす影響を解明し、より高度な防災性を評価するための具体的な試験方法についての基礎資料を得るための研究、消防職員の高齢化及び消防活動の一層の機動化に対応するための消防装備の軽量化、自動化等に関する開発研究等にも取り組んでいる。

国民の安全を確保する上で科学技術の果たす役割が一層増大しつつある現在、多領域にわたる消防防災研究を総合的に実施する国立の研究機関として、消防研究所の果たすべき役割はますます重要なものとなってきている。

特に高度化、広範囲化する研究需要に対する研究開発を効率的、効果的に実施するためには、研究施設設備の整備を図ることはもとより、研究課題に密接に関連のある産業界、消防機関、大学等との共同研究等を一層促進する必要がある。また、国際交流、国際協力の促進を図るためには、国際間の情報交換等についての研究体制の一層の強化を図ることも必要である。

14 国際化への対応

(1) 国際協力・国際交流の推進

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を越えた万国共通のもので、人類普遍の課題である。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し主として国際協力事業団との協力による3種類の集団研修(①消防行政管理者研修(平成元年度に消防行政集団研修を見直し、新規に実施し、8か国8名。なお、昭和63年度まで実施し



消防行政管理者研修

た消防行政集団研修は41か国195名)、②救急救助技術研修(昭和62年度から実施し、10か国24名)、③消火技術研修(昭和63年度から実施し、8か国13名))及びブラジル国ブラジリアの消防技術強化のための技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業を行ってきたほか、中国及び韓国消防官の消防大学校での研修、ブラジル等の諸外国からの個別研修員の受入れを行ってきた。

また、財団法人日本消防協会の中国との消防技術交流等、消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

しかしながら、近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上とあわせ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関して積極的に国際化を推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような社会情勢の中で、今後は既存の研修の充実とあわせ、研修参加国・研修参加者のフォローアップを行うとともに、開発途上にある諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実体に沿ったきめ細かな技術援助を継続的に行い、消防技術協力の充実をさらに推進する

必要がある。

(2) 国際消防救助隊派遣体制の整備

昭和60年11月に発生したコロンビアの噴火災害に際して、消防庁においては、国際緊急医療チームとも連携しつつ救助活動を行うため、国際協力事業団と協力して消防救助隊の派遣の準備を進めた経緯がある。この時の経験等を踏まえ、その後、政府においては外務省を中心に、海外で大規模な災害が発生した場合における国際緊急援助体制の整備を進めることとし、昭和62年、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号)が公布、施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急援助活動を行う人員を国際緊急援助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急援助体制の整備を図ることを目的としたものである。このうち消防関係については、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、その職員に国際緊急援助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急援助活動を行わせることができることとなっている。

消防庁は、これまで政府における国際緊急援助体制の一環として、世界のトップレベルの救助技術を有する我が国の消防救助隊を国際協力事業団と協力して機を失せず迅速に派遣する体制の整備を進めてきており、これを「国際消防救助隊」(International Rescue Team of Japanese Fire-Service 略称“IRT-JF”愛称“愛ある手”)と称しているが、昭和61年4月、皇太子殿下(当時)のご臨席を得て、大規模な国際消防救助隊としての合同訓練を実施し、同年10月11日(現地時間10日)、中米エル・サルバドルで発生した地震災害においては、政府が派遣した国際緊急援助チームに国際消防救助隊登録隊員が参加し、被災国民の救助等に大きな成果をあげたところである。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員をその要員として登録し、災害緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一部を構成するものとして、上記法律

に定める国際緊急援助活動を行うべく出動体制を整えているが、今後とも、外務省や国際協力事業団等と連携を図りながら携行する資機材の整備や隊員の研修訓練の充実等に努め、災害緊急事態発生時に被災国の期待に十分応じられるようにしていく必要がある。

(3) 国際防災の10年

ア 国連等の動き

1987年12月の第42回国連総会において「国際防災の10年 (International Decade for Natural Disaster Reduction)」に関する決議案が、日本・モロッコを始めとする93カ国から共同提案され、全会一致で採択された。この決議は、①1990年代を国際防災の10年とし、自然災害による被害軽減のための国際協力を推進する、②この活動を支援するため、各国政府に国内委員会の設置を要請する、③国際防災の10年の目的を達成するための適切な枠組については、国連事務総長が第44回総会に報告する等を主な内容とする。

イ 我が国の対応

1988年5月、国際防災の10年準備連絡会議が、さらに同年6月にはワーキング・グループが設置されて、国内の連絡体制が整備されてきたが、「国際防災の10年推進本部」の設置が1989年5月に閣議決定され、関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、国際協力の総合的かつ効果的な推進が図られることとなった。消防庁としても、国際防災の10年の推進のための諸施策を積極的に推進していく必要がある。

(4) 基準・認証制度の国際化の推進

我が国の基準・認証制度については、対外経済問題諮問委員会の昭和60年4月の報告に基づき、「原則自由、例外制限」等の視点にたって、総点検し、我が国市場へのアクセス改善を図るべく検討が行われたが、消防庁においても、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度についての検討を行い、同年7月にまとめられた「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において一連の改善対策を行うことを決定した。

これに基づき、昭和60年12月に自己認証制度の導入のための消防法改正を行い、従来、検定の対象となっていた消防用機械器具等を、新しく創設した

自己認証の対象となる自主表示対象機械器具等と検定対象機械器具等に区分し、所定の性能等を確保しつつ規制の緩和を図ることとした。

また、さらに一段と国際化を推進し、貿易摩擦を解消していくためには、できるだけ早期に消防用機器に係る国際規格を策定し、各国がこれを受け入れていくことが望ましい。この国際規格は、従来からISO (国際標準化機構) 等において策定作業が進められており、我が国としてもこれに積極的に参画してきたところであり、昭和62年7月には、ISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。

今後とも、我が国としては、国際規格の策定において重要な役割を果たすことにより、防火安全面で国際的に大きく貢献できるよう努力を傾注していくこととしている。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火災

第2章

火災等の災害の実態

昭和37年の火災の概況は、第1章のとおりであり、出火件数、焼損建物数、焼損延床面積、焼死・焼傷者数、出火原因が前年に比し増加している。火災の概況をより具体的にみるに、第2章のとおり、出火件数は164件、焼損建物は1,041件、焼損延床面積は1,041,000㎡、焼死・焼傷者は10名、出火原因は164件、第1章のとおりであり、前年より増加している。

1. 出火件数

(1) 出火件数増加
昭和37年の出火件数は2,547件で、前年の2,228件に比し319件(14%)増加している。

(2) 建物火災は火災の92.2%
火災は建物火災の92.2%を占めており、その内訳は、住宅火災が全体の火災の71.1%、事務所火災が11.1%、工場火災が10.1%、店舗火災が6.6%、倉庫火災が0.9%、その他火災が0.0%、出火原因は、住宅火災が1,841件、事務所火災が284件、工場火災が257件、店舗火災が166件、倉庫火災が21件、その他火災が0件である。

また、昭和37年の火災の出火原因の概況をみると、第1章のとおりである。

(3) 住宅、事務に火災が多い

出火原因が住宅火災に占められ、その内訳は、住宅火災が1,841件、事務所火災が284件、工場火災が257件、店舗火災が166件、倉庫火災が21件、その他火災が0件である。

第2章 火災等の災害の実態

第1節 火 災

昭和63年中における火災の概況は、第1表のとおりであり、出火件数、焼損棟数、建物焼損面積、死者、負傷者、り災世帯数、り災人員、出火率が前年に比べ増加しているが、林野焼損面積、損害額は減少している。

火災の概況を1日当たりで見ると、第2表のとおり、出火件数は163件、死者は5.8人となっている。また、昭和54年を100とした最近の火災の傾向をみると、第3図のとおりであり、おおむね横ばいとなっている。

1 出火件数

(1) 出火件数は増加

昭和63年中の出火件数は5万9,674件で、前年の5万8,833件に比べ841件(1.4%)増加している。

(2) 建物火災は全火災の62.2%

火災は第4表のとおり6種類に分類されており、その構成比についてみると、建物火災が全火災の62.2%で最も高い比率を占めている。次いで、その他の火災(道路、空地、土手及び河川敷の枯れ草、看板、広告等の火災)、車両火災、林野火災と続いている。

また、最近の火災種別の出火件数の推移をみると、第5表のとおりである。

(3) 冬季、春季に火災が多い

出火件数を四季別にみると、第6表のとおり、火災は低温・低湿でしかも火気を使用する機会の多い冬季から春先にかけて多く発生し、昭和63年中では、冬季と春季で総出火件数の62.2%を占めている。

第1表 火災の概況

区分	単位	昭和63年	昭和62年	増減 (A) - (B) (C)	増減率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$ (%)
		(A)	(B)		
出火件数	件	59,674	58,833	841	1.4
建物		37,090	36,515	575	1.6
林野		3,589	4,120	△ 531	△ 12.9
車両		5,591	5,272	319	6.1
船舶		134	111	23	20.7
航空機		5	5	0	—
その他		13,265	12,810	455	3.6
焼損棟数	棟	50,336	49,255	1,081	2.2
全焼		12,621	12,552	69	0.5
半焼		4,428	4,261	167	3.9
部分焼		33,287	32,442	845	2.6
建物焼損面積	m ²	1,859,535	1,854,633	4,902	0.3
林野焼損面積	a	317,623	488,983	△ 171,360	△ 35.0
死者	人	2,116	1,857	259	13.9
負傷者	人	7,703	7,681	22	0.3
り災世帯数	世帯	36,336	35,813	523	1.5
全損		9,830	9,548	282	3.0
半損		3,093	3,027	66	2.2
小損		23,413	23,238	175	0.8
り災人員	人	111,292	110,700	592	0.5
損害額	百万円	144,021	146,154	△ 2,133	△ 1.5
建物		137,834	136,867	967	0.7
林野		1,440	3,582	△ 2,142	△ 59.8
車両		2,689	2,893	△ 204	△ 7.1
船舶		549	499	50	10.0
航空機		26	46	△ 20	△ 43.5
その他		1,484	2,267	△ 783	△ 34.5
出火率		4.9	4.8	0.1	—

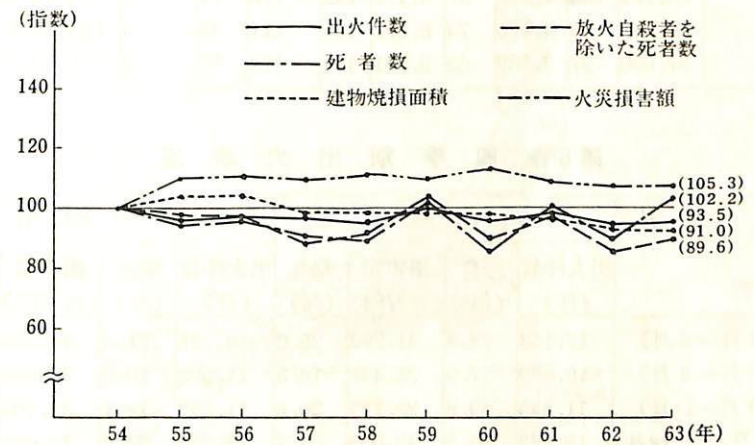
- (注) 1 「死者」には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下同じ。
 2 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。
 3 損害額等については、調査中のものがあり、異動することがある。

第2表 1日当たり及び1件当たりの火災の概況

区分	単位	昭和63年	昭和62年	
全火災1日当たり	出火件数	件	163	161
	損害額	百万円	394	400
	焼損棟数	棟	138	135
	建物焼損面積	m ²	5,081	5,081
	林野焼損面積	a	868	1,340
	り災世帯数	世帯	99	98
	り災人員	人	304	303
	死者	人	5.8	5.1
	負傷者	人	21.0	21.0
全火災1件当たり	損害額	万円	241	248
建物火災1件当たり	損害額	万円	372	375
	建物焼損面積	m ²	50	51
	焼損棟数	棟	1.4	1.3
	り災世帯数	世帯	1.0	1.0
	り災人員	人	3.0	3.0
林野火災1件当たり	損害額	万円	40	87
	林野焼損面積	a	88	119

第3図 火災の傾向

(昭和54年=100)



第4表 火災種別出火件数の構成割合

区 分	昭 和 63 年	昭 和 62 年
建 物 火 災	62.2%	62.1%
林 野 火 災	6.0	7.0
車 両 火 災	9.4	8.9
船 舶 火 災	0.2	0.2
航 空 機 火 災	0.0	0.0
そ の 他 の 火 災	22.2	21.8
計	100.0	100.0

(注) 構成比は、表示単位未満を四捨五入した。以下の各図表において同じ。

第5表 火災種別出火件数の推移

(昭和54年=100)

年別	建 物		林 野		車 両		船 舶		航 空 機		そ の 他	
	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数	件数	指数
54	38,291	100	5,534	100	3,639	100	244	100	4	100	16,082	100
55	38,014	99	4,120	74	3,773	104	155	64	2	50	13,821	86
56	38,882	102	3,709	67	4,050	111	157	64	7	175	13,983	87
57	36,996	97	4,579	83	4,417	121	173	71	2	50	14,401	90
58	37,395	98	3,918	71	4,638	127	179	73	4	100	13,606	85
59	38,254	100	4,786	86	4,758	131	147	60	2	50	15,842	99
60	36,879	96	4,155	75	4,988	137	160	66	7	175	13,676	85
61	38,121	100	4,838	87	5,179	142	173	71	3	75	14,958	93
62	36,515	95	4,120	74	5,272	145	111	45	5	125	12,810	80
63	37,090	97	3,589	65	5,591	154	134	55	5	125	13,265	82

第6表 四季別出火状況

年 別	昭 和 63 年				昭 和 62 年			
	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)	出火件数 (件)	割合 (%)	損害額 (百万円)	割合 (%)
春季(3月~5月)	17,168	28.8	41,792	29.0	18,593	31.6	44,876	30.7
夏季(6月~8月)	10,689	17.9	23,437	16.3	11,695	19.9	26,075	17.8
秋季(9月~11月)	11,845	19.8	29,739	20.6	11,250	19.1	32,152	22.0
冬季(1月,2月,12月)	19,972	33.5	49,053	34.1	17,295	29.4	43,051	29.5
計	59,674	100.0	144,021	100.0	58,833	100.0	146,154	100.0

(4) 出火率は4.9

出火率(人口1万人当たりの出火件数)は全国平均で4.9と前年に比べ0.1増加しているが、昭和54年と比べると、出火件数で6.5%下回り、出火率で0.6ポイント下回っている(第7表)。

第7表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

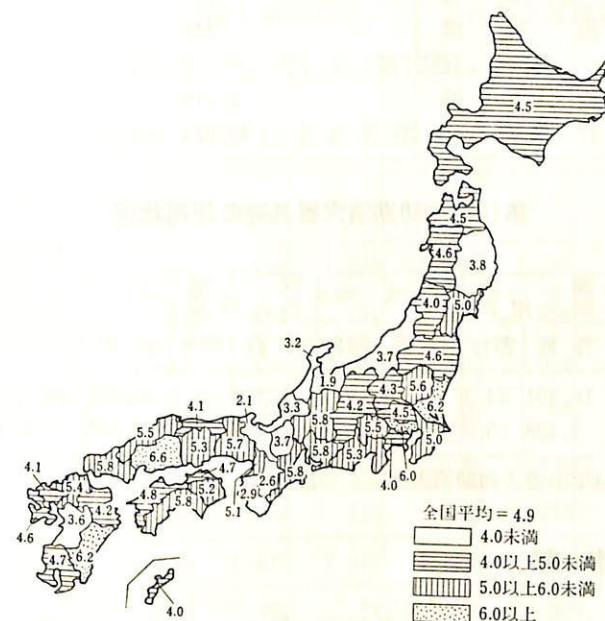
区 分	昭 和 63 年	昭 和 54 年	増 減 率 (%)
出 火 率	4.9	5.5	-
出 火 件 数(件)	59,674	63,794	△ 6.5
うち建物火災	37,090	38,291	△ 3.1
人 口(人)	121,874,240	115,286,775	5.7
世 帯 数(世帯)	40,025,087	35,350,173	13.2

(注) 人口及び世帯数は、各年とも3月31日現在の住民基本台帳による。

(5) 出火率の高いのは広島県、茨城県、宮崎県、低いのは富山県、京都府
都道府県別の出火件数は、東京都の7,029件を最高に、大阪府、愛知県、

第8図 都道府県別出火率

(昭和63年中)



兵庫県、神奈川県の間となっており、例年どおり大都市が所在する都道府県の出火件数が多い。一方、少ない方では、富山県の210件を最低に、鳥取県、福井県、和歌山県、奈良県の順となっている（附属資料3）。都道府県別の出火率は第8図のとおり、全国平均4.9に対して、最高は広島県の6.6、最低は富山県の1.9となっている。

(6) 火災通報は119番、初期消火は消火器

消防機関が火災をどのような方法で覚知しているかについてみると、第9表のとおり、火災報知専用電話（119番）による通報の例が圧倒的に多い。

初期消火器具等の使用状況は、第10表に示すとおりである。

第9表 覚知方法別出火件数

(昭和63年中)

覚知方法別	区 分	出 火 件 数(件)	構 成 比(%)
火災報知専用電話(119番)		46,926	78.6
事後聞知		6,276	10.5
加入電話		2,808	4.7
警察電話		1,583	2.7
駆けつけ通報		709	1.2
火災報知機		247	0.4
望楼発見		6	0.0
その他		1,119	1.9
計		59,674	100.0

第10表 初期消火器具等の使用状況

(単位：件、%)

区 分	簡 易 消 火 器		消 火 器		固 定 消 火 設 備		そ の 他		初 期 消 火 な し	
	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合	件 数	割 合
54	15,491	24.3	16,182	25.4	1,359	2.1	30,762	48.2
63	9,498	15.9	16,347	27.4	891	1.5	15,155	25.4	17,783	29.8

(注) 昭和54年中の「初期消火なし」の件数は、「その他」に含む。

2 損 害 額

昭和63年中における火災による損害の額は1,440億2,114万円の前年の

1,461億5,358万円に比べ21億3,244万円減少しており、火災1件当たりでは241万円（前年248万円）となっている。損害額の推移をみると、第11表のとおりである。なお、火災種別ごとの損害額は、建物火災によるものが圧倒的に多く全体の95.7%を占めている（第1表）。

第11表 損 害 額 の 推 移

(昭和54=100)

区 分	年 別	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
損 害 額 (億 円)		1,368	1,507	1,503	1,491	1,506	1,462	1,549	1,498	1,462	1,440
指 数		100	110	110	109	110	107	113	109	107	105
1 件 当 たり 損 害 額 (千 円)		2,145	2,517	2,473	2,461	2,521	2,292	2,588	2,367	2,484	2,413
指 数		100	117	115	115	118	107	121	110	116	112

3 死 者

昭和63年中の火災による死者数は2,116人で、前年(1,857人)に比べ259人増加している。このうち、放火自殺者を除いた火災による死者は1,166人で、前年(1,086人)に比べ80人増加している。また放火自殺者は950人で、前年(771人)に比べ179人増加している（第12表）。

第12表 火災による死傷者の推移

区 分	年 別	48~57 年平均	58	59	60	61	62	63
死 者 数 (人)	放火自殺者を除いた数	1,295	1,152	1,338	1,089	1,257	1,086	1,166
	放火自殺者数	549	676	751	658	804	771	950
	計	1,844	1,828	2,089	1,747	2,061	1,857	2,116
指 数	放火自殺者を除いた数	100	89	103	84	97	84	90
	放火自殺者数	100	123	137	120	146	140	173
	計	100	99	113	95	112	101	115
負 傷 者 数 (人)		8,600	7,407	7,858	7,550	7,731	7,681	7,703
指 数		100	86	91	88	90	89	90

(1) 建物火災による死者は133人増加

火災種別ごとの死傷者数をみると第13表のとおり、建物火災による死者が前年に比べ133人増加して1,355人となり、死者総数に対する割合は64.0%（前年65.8%）となっている。

第13表 火災種別死傷者数

(昭和63年中)

火災種別	死	者	負	傷	者
建物火災	1,355人	64.0%	6,744人	87.5%	
林野火災	18	0.9	167	2.2	
車両火災	224	10.6	235	3.1	
船舶火災	13	0.6	55	0.7	
航空機火災	6	0.3	0	0	
その他の火災	500	23.6	502	6.5	
計	2,116	100.0	7,703	100.0	

(2) 火災による死者は冬季と夜中に多い

月別の死者発生状況は第14表のとおりである。例年、火気を使用する機会が多い冬季から春先にかけて死者が多く発生しており、昭和63年中においても1月から4月及び12月の5か月間に死者総数の59.0%に当たる1,248人の死者が発生している。

第14表 月別死傷者発生状況

(昭和63年中)

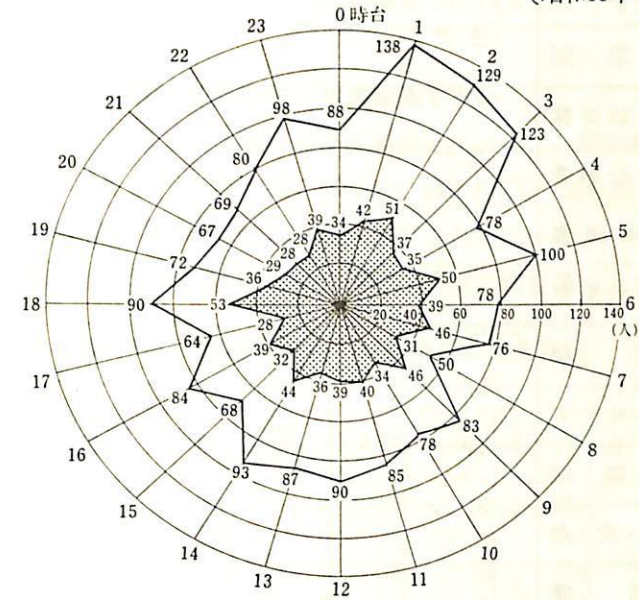
区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
死者(人)	258	268	255	208	160	103	113	86	89	131	186	259	2,116
割合(%)	12.2	12.7	12.0	9.8	7.6	4.9	5.3	4.1	4.2	6.2	8.8	12.2	100.0
うち 放火自殺者(人)	97	134	123	98	74	63	58	55	41	62	64	81	950
割合(%)	10.2	14.1	13.0	10.3	7.8	6.6	6.1	5.8	4.3	6.5	6.8	8.5	100.0
負傷者(人)	756	878	821	689	646	502	421	496	425	556	678	835	7,703
割合(%)	9.8	11.4	10.7	9.0	8.4	6.5	5.5	6.4	5.5	7.2	8.8	10.8	100.0

時間帯別に死者の発生状況をみると、第15図のとおり夜中の1時台が138人で最も多く、次いで2時台(129人)、となっている。一方、死者の発生が

少ない時間帯は、8時台の50人で、次いで17時台(64人)、20時台(67人)となっている。

第15図 時間帯別死者発生状況

(昭和63年中)



(注) 1 死亡時刻不明者48人(うち放火自殺者34人)を除く。
2 黒い部分は放火自殺者を示し内数である。

(3) 火災による死者の数が多のは東京都及び大阪府、少ないのは沖縄県
都道府県別に死者の発生状況をみると、東京都及び大阪府が134人で最も

第16表 人口に対する死者数の割合

(昭和63年中)

率の高い県				率の低い県			
都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合	都道府県	人口(千人)	死者数(人)	人口10万人に対する割合
栃木	1,903	63	3.31	沖縄	1,213	9	0.74
山形	1,262	35	2.77	宮崎	1,176	11	0.94
鳥取	618	16	2.59	東京	11,890	134	1.13
秋田	1,239	32	2.58	長野	2,152	27	1.25
青森	1,509	38	2.52	宮城	2,221	28	1.26

(注) 人口は昭和63年10月1日現在の推計人口(総理府統計局調べ)による。

第17表 建物用途別及び階層別の死者発生状況

(昭和63年中)

区 分	計														計(%)		
	明階	1階	2階	3階	4階	5階	6階	7階	10階	11階	13階	14階	地下1階	専用住宅	併用住宅	計	(%)
その他	2	42	11													56	(4.1)
複合用途	1	16	2													21	(1.5)
神社・仏閣																	
倉庫・納屋																20	(1.5)
車庫・駐車場																5	(0.4)
工場・作業場																15	(1.1)
社会福祉施設																1	(0.1)
病院・診療所																3	(0.2)
寄宿舎																18	(1.3)
旅館・ホテル																5	(0.4)
物品販売																1	(0.1)
飲食店舗・待合																4	(0.3)
遊技場																	
その他																20	(1.5)
養畜舎																	
事務所																17	(1.3)
倉庫・納屋																14	(1.0)
工場・作業場																17	(1.3)
サービス店舗																19	(1.4)
商業店舗・待合																56	(4.2)
共同住宅																196	(14.6)
一般住宅																865	(65.4)
計	24	936	319	46	13	7	1	1	1	1	1	1	1	4	1,355	(100.0)	
併用住宅	14	699	146	4	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,061	(78.3)	
専用住宅	3	72	73	26	10	7	1	1	1	1	1	1	1	1	196	(14.6)	

(注) 本表及び次表においては、火災が2種以上にわたった場合、火災報告取扱要領の取扱いにかかわらず、死者が発生した方の火災種別により整理している。

多く、次いで北海道の129人となっている。一方、死者が少ないのは沖縄県の9人となっている(附属資料3)。

これを、人口10万人当たりの死者数で比較すると、第16表のとおり最も高いのは栃木県で3.31人、最も低いのは沖縄県で0.74人となっている。全国平均は1.82人である。

(4) 火災による死者は専用住宅、木造建物が多い

建物火災の死者1,355人(第17表の注参照)について、建物焼損程度別の死者発生状況をみると、全焼の場合が754人(55.6%)、部分焼の場合が406人(30.0%)、半焼の場合が195人(14.4%)となっている。

同じく、建物用途別及び階層別の死者発生状況は第17表のとおりであり、

第18表 建物構造別・死因別死者発生状況

(昭和63年中)

死因別 構造別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
防 火 造	72	87	0	3	5	167	62	229
簡易耐火造	10	18	1	1	4	34	16	50
耐 火 造	35	32	2	7	1	77	52	129
そ の 他	6	16	1	1	4	28	9	37
計	453	462	4	29	45	993	362	1,355

第19表 死因別死者発生状況の推移

死因別 年 別	一酸化炭 素中毒・ 窒息	火 傷	打撲・ 骨折等	その他	不 明	小 計	自 殺	計
59	594 (44.4)	651 (48.7)	9 (0.7)	39 (2.9)	45 (3.4)	1,338 (100.0)	751 [36.0]	2,089
60	454 (41.7)	550 (50.5)	5 (0.5)	31 (2.8)	49 (4.5)	1,089 (100.0)	658 [37.7]	1,747
61	515 (41.0)	624 (49.6)	4 (0.3)	37 (2.9)	77 (6.1)	1,257 (100.0)	804 [39.0]	2,061
62	429 (39.5)	555 (51.1)	4 (0.4)	27 (2.5)	71 (6.5)	1,086 (100.0)	771 [41.5]	1,857
63	468 (40.2)	597 (51.2)	6 (0.5)	34 (2.9)	61 (5.2)	1,166 (100.0)	950 [44.9]	2,116

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。また[]内は火災による死者総数に対する自殺者の割合を示す。第20表において同じ。

第20表 死に至った経過と

年 齢 区 分 等	逃 げ 遅 れ																	
	発見が遅れ、 気付いた時は 火煙が回り、 既に逃げ道が なかったと思 われるもの。 (全く気付か なかった場 合を含む。)				判断力に欠け、 あるいは、体力 的條件が悪く、 ほとんど避難と 思われるもの。				延焼拡大が早か ったため、ほと んど逃げなと るもの。				逃げれば逃げられ たが、逃げられ たと思われ るもの。					
	熟 睡	泥 酔	病 気・身 体不自 由	そ の 他	乳 児	泥 酔	病 気・身 体不自 由	老 衰	そ の 他	ガ ス 爆 発 の た め	危 険 物 燃 焼 の た め	そ の 他	ろ う ば い し て	持 出 品 ・ 服 装 に 気 を と ら れ	火 災 を ふ れ 回 っ て い る う ち	消 火 し よ う と し て	人 を 救 助 し よ う と し て い て	そ の 他
0 ~ 5歳	11				57			1		1							1	
6 ~ 10	12		1				2	1		3								1
11 ~ 20	14	3	1	1			2	2	1	8	3					1	1	
21 ~ 30	20	8		2		4	1	3	2	5	4			1		2	1	2
31 ~ 40	22	5		1		3		1	1	11	3			2		4	3	1
41 ~ 50	12	17	2	1		9	5	2	3	9				4		5	3	2
51 ~ 60	14	15	1	5		9	6	1	2	6	1			2		6	2	1
61 ~ 70	23	4	6	3		5	13		2	3	2	1	4	1	4	9	2	1
71 ~ 80	23	1	6	2			28	2	4	1	3	3	3	3	1	22	1	1
81 ~	17		13	4			23	13	1		1	1	3	2	1	10		1
不 明		1		1														
計 (割合(%))	168	54	30	20	57	30	80	15	16	12	50	17	7	18	2	59	14	10
	272 (23.3)				198 (17.0)				79 (6.8)				110 (9.4)					
昭 和 62 年 (割合(%))	147	46	52	27	42	20	98	11	16	13	32	5	12	3	2	73	8	16
	272 (25.0)				187 (17.2)				50 (4.6)				114 (10.5)					

年 齢 別 の 死 者 発 生 状 況

(昭和63年中)

避 難 行 動 を 起 こ し て い る が 逃 げ 難 い 思 っ た が 一 応 自 力 で 逃 避 し た が 中 吸 引 病 院 等 で 死 亡 し た 場 合 を 含 む。	出 火 後 再 進 入	着 衣 着 火										放 火 の 巻 添 え ・ 犠 牲	そ の 他	小 計	放 火 自 殺 (心 中 の 道 づ れ を 含 む)	合 計											
		身 体 不 自 由 の た め	延 焼 拡 大 が 早 く	逃 げ 道 を 間 違 えて	出 入 口 施 錠 の た め	そ の 他	救 助 ・ 物 品 搬 出 の た め	消 火 の た め	そ の 他	喫 煙 中	炊 事 中						採 暖 中 (た き び を 除 く)	た き び	火 あ そ び	そ の 他 火 気 取 扱 い	放 火 自 殺 の 巻 添 え 者	放 火 自 殺 人 の 犠 牲 者	左 記 以 外 の 経 過 等	不 明 ・ 調 査 中			
		4		4	2									1		1		1	1	1	6	92	13	105			
		2	1		1														1			26	6	32			
		4	1		2									2								61	33	94			
		9	1	1	2	3								1								4	11	88	119	207	
		1	6	1	1	2	2	1	1					2								7	20	108	193	301	
		1	4	2	2	1	1	2						2	1							8	23	128	251	379	
		3	3	1		5	2	2	1	2				2	1	2						3	29	131	173	304	
		2	8	1		1	5	2	1	3	5	2	8	3	4							3	16	142	93	235	
		20	10	3	2	4	4	2		5	4	3	6	1	11	6						1	2	14	202	41	243
		18	8	1		1	3		1	3	4	6	10		16	5						2	10	180	20	200	
														1								4	8	8	16		
		45	58	12	10	21	20	9	7	16	17	12	28	3	33	24	11	11	33	137	1,166	950	2,116				
		146 (12.5)				36 (3.1)				133 (11.4)				22 (1.9)				170 (14.6)				(100.0)	[44.9]	[100.0]			
		44	50	4	6	27	16	7	9	18	11	14	26	4	38	17	12	9	24	127	1,086	771	1,857				
		131 (12.1)				32 (3.0)				128 (11.8)				21 (1.9)				151 (13.9)				(100.0)	[41.5]	[100.0]			

(単位：人)

専用住宅での死者が1,061人(78.3%)、併用住宅での死者が143人(10.6%)で両者で建物火災の死者の約9割を占めている。また、1階での死者が最も多く936人(69.1%)、次いで2階が319人(23.5%)と続いている。

さらに、建物構造別では、第18表のとおり木造建物での死者が910人で最も多く67.2%を占め、次いで防火造建物が229人で16.9%となっている。

(5) 死因は火傷が51.2%、中毒・窒息が40.2%

放火自殺による死者を除く火災による死者の死因は第19表のとおりである。

火傷による死者が597人で51.2%を占め、次いで一酸化炭素中毒・窒息による死者が468人で40.2%となっている。

(6) 高齢者、乳幼児の死者が過半数を占めている

死に至った経過をみると、第20表のとおり逃げ遅れが805人で放火自殺者を除く死者総数1,166人の69.0%を占め、その中でも発見が遅れ、気付いた時は火煙が回り、既に逃げ道がなかったと思われるものが272人と最も多くなっている。

高齢者の死者数は第21表のとおりであるが、第20表によりさらに細かくみると、放火自殺者を除く死者総数のうち55.1%に当たる642人が高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者によって占められている。

第21表 高齢者(61歳以上)の人口と死者数

(昭和60年=100)

年 別	人 口		死 者 数		人口10万人当たりの死者数	
	人口(千人) _A	指 数	死者(人) _B	指 数	B/A×100	指 数
60	16,620	100	598	100	3.60	100
61	17,220	104	698	117	4.06	113
62	18,014	108	638	107	3.54	98
63	18,735	113	678	113	3.62	101

(注) 人口は、昭和60年は10月1日現在の国勢調査(千人未満切り捨て)、それ以外の年は10月1日現在の推計人口による(総理府統計局調べ)。

(7) 1件で3人以上の死者を出した火災は31件

昭和63年中は、1件で3人以上の死者を出した火災は31件(前年32件)発

生し、これによる死者は119人(前年127人)となっている。このうち1件で11人の死者を出した火災は、5月に大阪市で発生したソビエト客船「プリアムーリエ号」によるものである。

火災種別毎にみると、第22表のとおり建物火災によるものが大半で25件発生している。

第22表 1件で3人以上の死者を出した火災の火災種別発生状況

(昭和63年中)

区 分	計	3人	4人	5人	6人	11人
計	31(119)	19(57)	6(24)	3(15)	2(12)	1(11)
建物火災	全 焼	19(69)	11(33)	5(20)	2(10)	1(6)
	半 焼	2(7)	1(3)	1(4)		
	部分焼	4(12)	4(12)			
林野火災						
車両火災	4(14)	3(9)		1(5)		
船舶火災	1(11)					1(11)
航空機火災	1(6)				1(6)	
その他の火災						

(注) ()内は死者数を示す。

第23表 1件で3人以上の死者を出した建物

火災の建物用途別死者発生状況

(昭和63年中)

区 分	出 火 件 数	死 者 数					
		計	一 般 住 宅	共 同 住 宅	店 舗	そ の 他	ホ テ ル
			専 用 住 宅	併 用 住 宅			
計	25	88	52	18	6	9	3
			70		15		
1 階	20	35	25	7			3
2 階	2	40	24	8	3	5	
3 階	3	12	2	3	3	4	
不 明		1	1				

(注) 出火件数は出火階ごとに、死者は発生した階ごとに集計した。

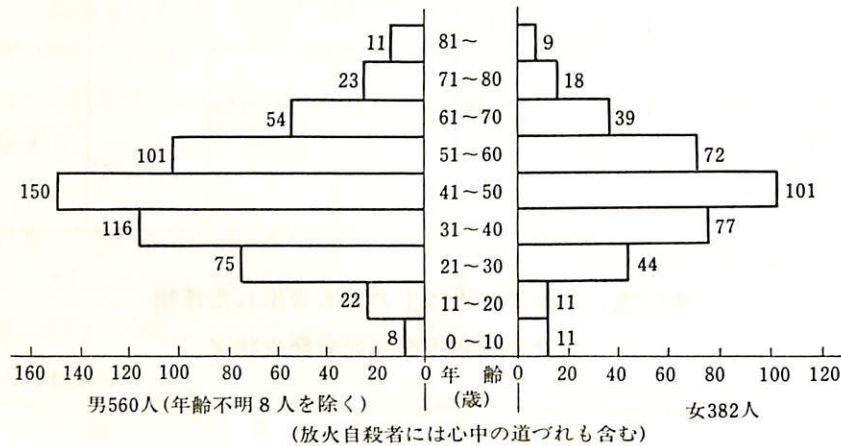
建物用途別では、第23表のとおり専用住宅での死者が70人で79.5%を占めている。

(8) 放火自殺者は死者総数の44.9%

昭和63年中の放火自殺者は950人で、前年(771人)より179人増加しており、死者総数に占める割合は44.9%(前年41.5%)となっている。

放火自殺者の発生状況を年齢別にみると、第24図のとおり41~50歳が251人(前年191人)と最も多く、全体の26.4%を占めている。性別では男性568人、女性382人となっている。

第24図 放火自殺者の年齢別・性別発生状況 (昭和63年中)



4 出火原因

昭和63年中の出火原因別出火件数は、第25表のとおりである。総出火件数5万9,674件のうち、失火による火災が4万2,158件(70.6%)で、火災の大半は火気の取扱いの不注意や不始末から発生している。

(1) 「こんろ」による火災が首位

出火原因別の出火件数及び損害額は、第26図のとおりであり、こんろによる火災が、7,101件で前年に比べ245件(3.6%)増加し、全火災の11.9%を占め、昨年に引き続き首位となった。次いで、たばこ、たき火、放火、火あ

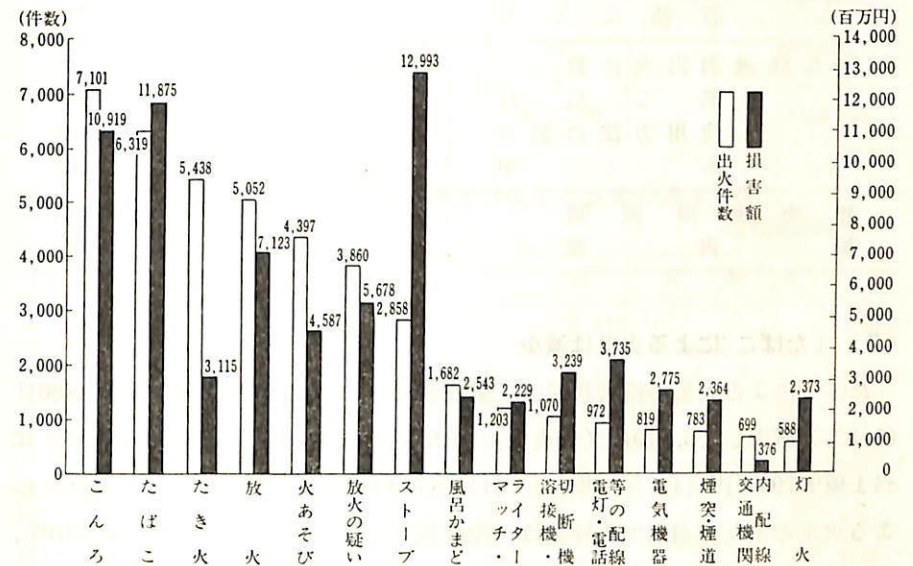
第25表 出火原因別出火件数

(昭和63年中)

区分	出火件数(件)	割合(%)
失火	42,158	70.6
放火・放火の疑い	8,912	14.9
自然発火・再燃	990	1.7
天災	185	0.3
不明	7,429	12.5
計	59,674	100.0

第26図 出火原因別の出火件数と損害額

(昭和63年中)



そびの順となっている。

こんろによる火災の損害状況は、第27表のとおりである。損害額は2,532万円(0.2%)減少して109億1,866万円となっている。

こんろの種類別では、普及率の高いガスこんろによる火災が最も多く6,663件で全体の93.8%と大半を占めている。次に、こんろによる火災の主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが5,589件とその大半(78.7%)を占めている。

第27表 こんろによる火災の損害状況

(昭和63年中)

区 分	単 位	こ ん ろ
出 火 件 数	件	7,101
うち 建物火災		7,039
林野火災		3
車両火災		22
船舶火災		2
その他の火災		35
出 火 件 数	件	7,101
うち ガスこんろ		6,663
電気こんろ		176
石油こんろ		170
主な経過別出火件数	件	
消し忘れ		5,589
使用方法の誤り		310
ふく射		142
建物焼損面積	m ²	147,307
損害額	百万円	10,919

(2) 「たばこ」による火災は減少

たばこによる火災の損害状況は、第28表のとおりであり、前年に比べ80件(1.3%)減少して6,319件(全火災の10.6%)となったが、損害額は前年に比べ1億9,799万円(1.7%)増加して118億7,494万円となっている。たばこによる火災の主な経過別出火件数は、投げ捨てによるものが最も多く3,510件、次いで火源落下、消し忘れの順となっている。

(3) 「たき火」による火災は減少、「火あそび」による火災は増加

たき火による火災は第29表のとおり、前年に比べ633件(10.4%)減少して5,438件(全火災の9.1%)、損害額は3億4,565万円(12.5%)増加し31億1,498万円となっている。たき火による火災の主な経過別出火件数は、火の粉の飛火によるものが最も多く2,251件、次いでたき火の延焼拡大1,603件、消し忘れの順となっている。

次に、火あそびによる火災は、前年と比べ896件(25.6%)増加して4,397

第28表 たばこによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 63 年
出 火 件 数	件	6,319
うち 建物火災		3,504
林野火災		643
車両火災		290
船舶火災		7
その他の火災		1,875
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,510
火源落下		1,380
消し忘れ		448
焼 損 面 積 {建物 林野}	m ² a	140,502 57,317
損 害 額	百万円	11,875

第29表 たき火及び火あそびによる火災の損害状況

(昭和63年中)

区 分	単 位	た き 火	火 あ そ び
出 火 件 数	件	5,438	4,397
主な経過(発火源)別出火件数	件		
火の粉の飛火		2,251	ライター 1,620
たき火の延焼拡大		1,603	マ ッ チ 1,399
消し忘れ		622	花 火 133
焼 損 面 積 {建物 林野}	m ² a	60,579 62,614	80,771 3,521
損 害 額	百万円	3,115	4,587

件(全火災の7.4%)、損害額も7億5,890万円(19.8%)増加し45億8,731万円となっている。火あそびによる火災の主な発火源別出火件数は、ライターによるものが最も多く1,620件、次いで、マッチ、花火の順となっている。

(4) 「放火及び放火の疑い」による火災は増加

放火及び放火の疑いによる火災の損害状況は、第30表のとおりである。放火による出火件数は5,052件で前年に比べ53件(1.1%)増加し、放火の疑いによるものも3,860件で前年に比べ260件(7.2%)増加している。この結果、

第30表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(昭和63年中)

区 分	単 位	放 火	放火の疑い	計
出 火 件 数	件	5,052	3,860	8,912
うち ライターによるもの		1,556	1,143	2,699
マ ッ チによるもの		747	179	926
た ば こによるもの		34	23	57
焼 損 面 積	m ²	68,642	65,735	134,377
建 物				
林 野	a	720	3,128	3,848
損 害 額	百万円	7,123	5,678	12,801

(注) 損害額は、百万円未満を四捨五入したため、計が放火と放火の疑いの合計と一致しない場合がある。

放火及び放火の疑いは合わせて8,912件(全火災の14.9%)で、前年に比べ313件(3.6%)増加している。放火による損害額は71億2,250万円で、前年に比べ2億2,311万円(3.0%)減少しているが、放火の疑いによるものを合わせると128億52万円で前年に比べ2億9,537万円(2.4%)増加している。

次に、これらの火災を発火源別にみると、ライターによるものが2,699件と最も多く、次いで、マッチによるもの、たばこによるものの順となっている。

また、放火(放火の疑いを含む)があった時間帯をみると、夜間から深夜にかけてがピークとなっており、夜間(20時以降翌朝の6時までの間)には、5,552件で62.3%を占めている。

(5) 「ストーブ」による火災も増加

ストーブによる火災は、第31表のとおりであり、前年に比べ302件(11.8%)増加して2,858件発生し、損害額も20億3,616万円(18.6%)増加して129億9,270万円となっている。

ストーブの種類別では、普及率の高い石油ストーブによる火災が最も多く1,964件で全体の68.7%を占めており、次いで、電気ストーブによるもの、まきストーブによるものの順となっている。

次に、ストーブによる火災の主な経過別出火件数をみると、可燃物の接触・落下によるものが799件と最も多く、次いで、引火・ふく射、使用方法

第31表 ストーブによる火災の損害状況

区 分	単 位	昭 和 63 年
出 火 件 数	件	2,858
うち 石油ストーブ		1,964
電気ストーブ		637
まきストーブ		130
ガスストーブ		113
石炭ストーブ		14
主な経過別出火件数	件	
可燃物の接触・落下		799
引火・ふく射		607
使用方法の誤り		377
消し忘れ		149
調整不良		124
建物焼損面積	m ²	186,803
損害額	百万円	12,993

の誤りの順になっている。

(6) 着火物は「枯れ草」が首位

全火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別出火件数の上位のものは第32表のとおりである。

第32表 主な着火物別出火件数

着 火 物	昭 和 63 年		昭 和 62 年	
	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)	出火件数 (件)	総出火件数に占める割合 (%)
枯 れ 草	7,733	13.0	7,955	13.5
動 植 物 油	5,772	9.7	5,659	9.6
紙くず・わらくず	3,243	5.4	2,923	5.0
寝 具	3,119	5.2	3,022	5.1
袋・紙製品	2,917	4.9	2,782	4.7
合成樹脂・成形品	2,634	4.4	2,515	4.3
ガ ソ リ ン	2,248	3.8	2,111	3.6
礦 物 油	2,008	3.4	1,583	2.7
織 維 製 品	1,852	3.1	1,791	3.0
落 葉	1,346	2.3	1,359	2.3

(注) 昭和63年は着火物別出火件数の上位10位までを表示した。

5 火災種別ごとの状況

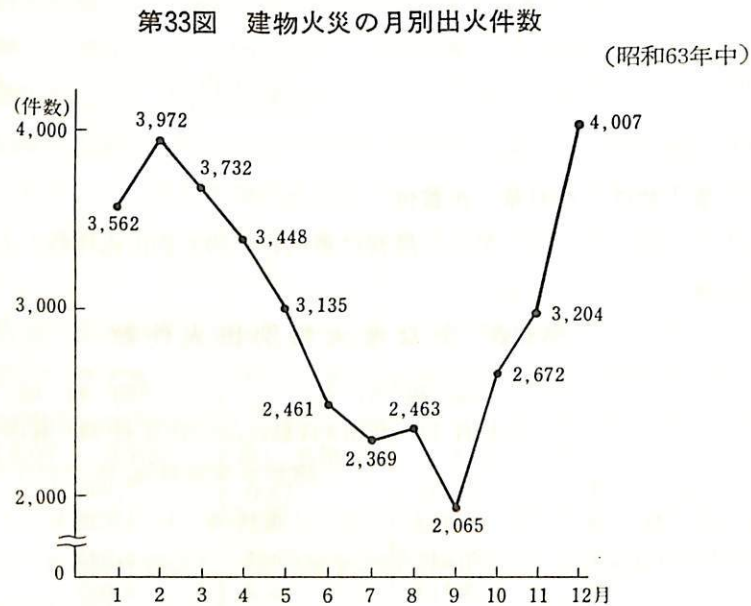
(1) 建物火災

ア 建物火災は1日に101件、14分ごとに1件

建物火災の出火件数は3万7,090件である。

最近10年間、建物火災の出火件数は、多少の上下はあるもののおおむね横ばいに推移してきたが、昭和63年は前年に比べ575件(1.6%)増加している(第5表)。

次に、月別の出火件数をみると、第33図のとおり、冬季から春先にかけて多く発生している。



イ 居住建物の火災が半数

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、第34表のとおり、居住建物の出火件数が1万9,322件で最も多く、全体の半数以上(52.1%)を占めている。次いで、工場・作業場、倉庫、飲食店の順となっている。

第34表 用途別建物火災の損害状況

用途別	損害状況	出火件数			焼損面積 (m ²)	損害額 (百万円)
		昭和63年 (件)	昭和62年 (件)	増減率 (%)		
居 住		19,322	19,026	1.6	755,281	52,859
工 場・作 業 場		4,036	4,034	0.0	372,237	32,287
倉 庫		3,160	3,113	1.5	239,219	11,957
飲 食 店		1,318	1,339	△ 1.6	38,481	4,482
事 務 所		817	753	8.5	29,454	2,551
養 畜 舎		377	399	△ 5.5	64,616	1,347
学 校		324	360	△ 10.0	21,126	965
車 庫		321	302	6.3	10,410	585
旅 館・ホ テ ル		282	285	△ 1.1	17,983	1,275
百貨店・マーケッ		225	223	0.9	10,994	1,048
神 社・寺 院		205	196	4.6	14,628	2,805
病 院・診 療 所		141	161	△ 12.4	1,842	284
官 公 署		91	86	5.8	2,689	179
劇 場・興 行 場		90	61	47.5	2,252	180
福 祉・保 険 施 設		80	66	21.2	3,698	231
浴 場		38	39	△ 2.6	2,227	158
そ の 他		6,263	6,072	3.1	267,714	24,490
計		37,090	36,515	1.6	1,854,851	137,683

ウ 木造建物の火災が53.7%

建物火災を火元建物の構造別にみると、第35表のとおりである。木造建物から出火した件数は1万9,927件で建物出火件数の53.7%を占め、次いで、耐火造建物、防火造建物、簡易耐火造建物の順となっている。

建物火災について、火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別にみると、木造建物の場合が最も高く、出火件数の24.1%(4件のうち1件)が別棟に延焼している。以下、防火造建物、簡易耐火造建物、耐火造建物の順となっている。

次に、火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損面積をみると、木造建物の場合が64.1m²と最も大きく、以下、簡易耐火造建物、防火造建物、耐火造建物の順となっている。

第35表 火元建物の構造別損害状況

年別 構造別	出火件数				昭和63年					
	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	出火件数	延焼率(%)	焼損棟数	1件当たり焼損面積(m ²)	1件当たり損害額(千円)	
木造	21,899	20,638	21,008	20,198	19,927	24.1	29,634	64.1	3,942	
耐火造	4,573	4,803	5,121	5,134	5,504	1.9	5,620	7.7	1,884	
防火造	5,965	5,774	5,948	5,389	5,447	13.8	6,938	29.8	3,166	
簡易耐火造	3,696	3,587	3,642	3,542	3,857	9.0	4,466	59.9	6,215	
その他・不明	2,121	2,077	2,402	2,252	2,355	43.3	3,141	59.7	4,524	
全建物火災	38,254	36,879	38,121	36,515	37,090	19.0	49,799	50.0	3,712	

エ 建物火災の過半数は小火災

建物火災の出火件数を損害額及び焼損面積の段階別にみると、第36表のとおりである。損害額では1件の火災につき50万円未満の出火件数が2万2,266件で全体の60.0%を占めており、建物火災の過半数は小火災である。

第36表 建物火災の損害額及び焼損面積の段階別出火件数

(昭和63年中)

損害額(万円)	出火件数	焼損面積(m ²)	出火件数
10未満	17,024	50未満	27,851
10～50 "	5,242	50～100 "	3,471
50～100 "	2,235	100～200 "	3,521
100～500 "	6,306	200～300 "	1,153
500～1,000 "	2,968	300～500 "	659
1,000～2,000 "	1,948	500～1,000 "	311
2,000～3,000 "	617	1,000～2,000 "	92
3,000～5,000 "	392	2,000～3,000 "	23
5,000以上	358	3,000以上	9
計	37,090	計	37,090

オ 建物火災はこんろによるものが多い

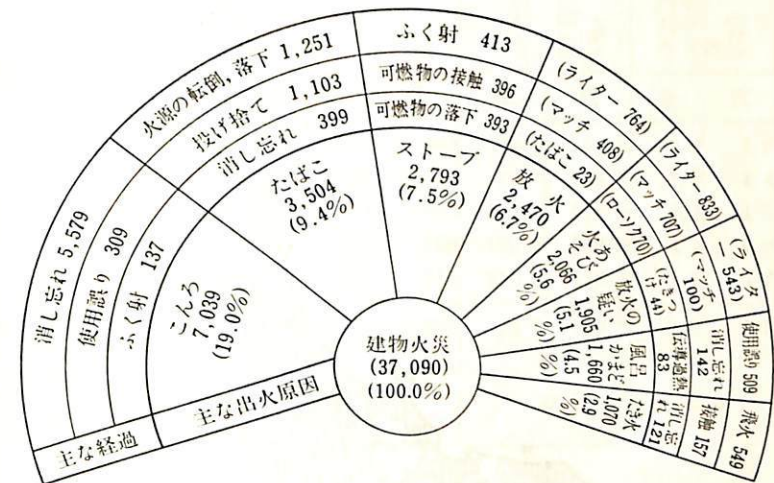
建物火災の主な出火原因は第37図のとおりであり、こんろによるものが7,039件(全体の19.0%)と最も多く、次いで、たばこ、ストーブ、放火の順となっている。

こんろによる火災7,039件のうち5,579件(79.3%)は、消し忘れによるものであり、次いで、使用方法の誤りによるものが309件、ふく射によるものが137件となっている。たばこによる火災は3,504件で、火源の転倒落下によるもの1,251件、不適當なところに捨てたもの1,103件、消し忘れによるもの399件となっている。

また、こんろによる建物火災の着火物としては、動植物油(天プラ油等)による火災が5,406件で、こんろによる建物火災の76.8%と大半を占めている。

第37図 建物火災の主な出火原因と経過

(昭和63年中)



カ 3DKの住宅約3万戸相当分が焼損

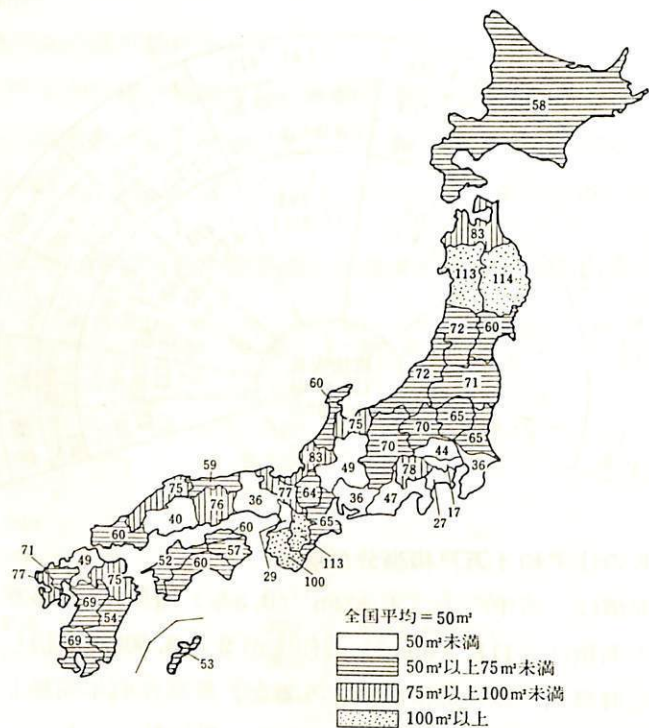
建物焼損面積は、前年に比べ4,902m²(0.3%)増加して185万9,535m²となった。この面積は3DK(65m²)の住宅が2万8,608戸焼損したことに相当する。都道府県別の建物焼損面積をみると、最高は前年同様北海道で10万7,879m²、次いで、福岡県、大阪府、埼玉県、愛知県の順となっており、一方、少ない県は沖縄県の11,130m²を最低に、鳥取県、富山県、石川県、福井県の順となっている。

キ 1件当たりの焼損面積は50m²

建物火災1件当たりの焼損面積を都道府県別にみると、第38図のとおりで

ある。全国平均は50m²で前年より1m²減少した。全国平均を上回るのは、岩手県の114m²を最高に、秋田県及び奈良県の113m²、和歌山県の100m²など36道府県となっている。一方、全国平均以下となっているのは、東京都の17m²を最低に、神奈川県27m²、大阪府29m²、千葉県、愛知県及び兵庫県の36m²など11都府県となっており、相対的に大都市のある都府県では、出火件数は多いが、火災1件当たりの焼損面積の小さい火災が大部分であることを示している。

第38図 建物火災1件当たりの焼損面積 (昭和63年中)



ク 建物火災の半数は覚知後5分以内に放水

建物火災の放水開始時間別の焼損状況を見ると第39表のとおりである。消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は2万1,092件(建物火災の56.9%)で、このうち覚知から放水開始までの間が5分以内の

ものは8,975件(放水した建物火災の42.6%)、10分以内のものは1万8,172件(同86.2%)となっている。

覚知から放水までの時間ごとに1件当たりの建物焼損面積を昼夜別にみると、夜間における焼損面積は昼間の焼損面積を上回っている。これは、昼間に比べて覚知が遅れがちとなるため、消防機関が現地に到着したときは既に火災が拡大していること等の理由によるものと考えられる。

第39表 建物火災の放水開始時間別焼損状況 (昭和63年中)

区分 覚知から放水開始まで 昼夜別	出火件数			一件当たり焼損面積(m ²)		一放水台件水ポタン当たり数(台)		延焼率(%)
	計	昼	夜	昼	夜	昼	夜	
5分以内	8,975	5,370	3,605	62.9	91.2	3.3	3.9	31.9
6~10 "	9,197	5,326	3,871	77.7	103.7	3.9	4.4	31.2
11~15 "	1,925	1,070	855	107.4	113.9	4.2	4.3	32.0
16~20 "	576	287	289	132.8	168.5	4.1	4.0	31.4
21分以上	419	207	212	115.3	128.2	3.5	3.7	33.9
放水した建物火災	21,092	12,260	8,832	75.8	102.3	3.8	4.3	33.4
全建物火災 (放水しなかった火災を含む)	37,090			50.0		2.3		19.0

ケ 建物火災の45.5%は放水開始後20分以内に鎮火

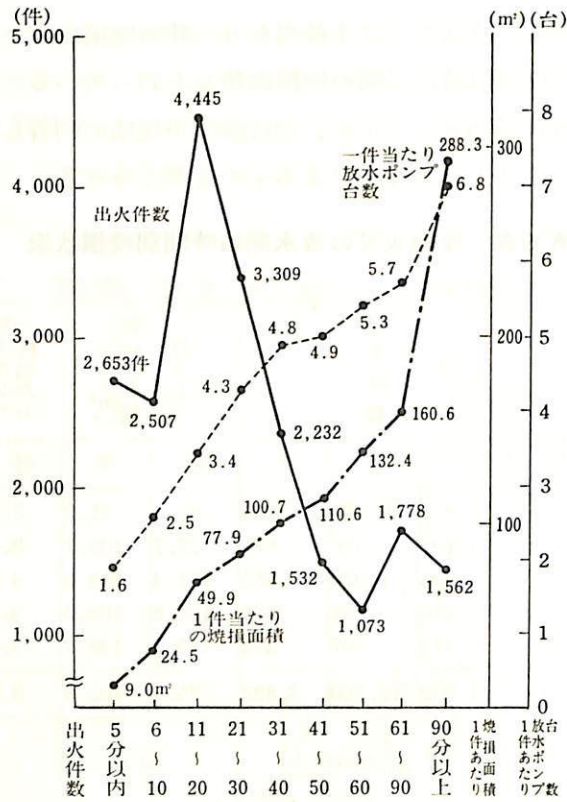
消防隊が放水した建物火災について、鎮火所要時間別の件数をみると、第40図のとおり、放水開始後11分から20分までのものが4,445件で最も多く、20分以内に鎮火した件数は9,605件で全体の45.5%となっている。

(2) 林野火災

昭和63年中の林野火災の出火件数は3,589件で、前年に比べ531件(12.9%)減少した。焼損面積は3,176haで前年より1,714ha(35.0%)減少しており、林野火災の損害額も14億4,030万円で前年より21億4,125万円(59.8%)減少している。また、昭和63年中の林野火災による死者は17人で、前年を6人下回っている。

第40図 建物火災の鎮火所要時間別焼損状況

(昭和63年中)



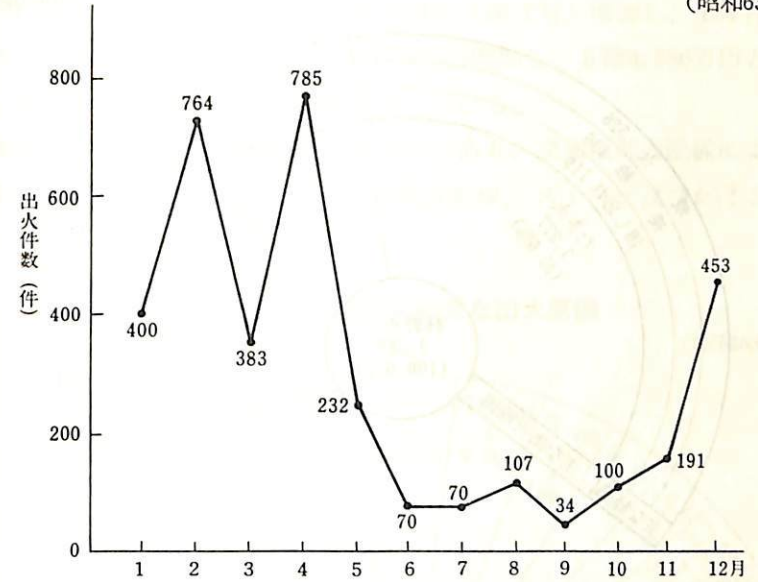
都道府県別の焼損面積をみると、福岡県が620haで最も大きく、次いで岡山県、沖縄県、広島県、神奈川県の順となっている(附属資料3)。

林野火災の出火件数を月別にみると、第41図のとおりである。林野火災の発生時期は地域によって必ずしも一定していないが、昭和63年中は2月及び4月に多く発生し、この2か月で1,549件で全林野火災の43.2%を占めている。この時期は、概して降雨量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くなど林野火災の発生しやすい気象条件となることが多く、入山者のたき火の不始末やたき火の飛火等により、出火の危険性が高くなるためである。

林野火災の出火件数を焼損面積の段階別にみると、第42表のとおりである。焼損面積が10ha未満の林野火災の出火件数は、3,547件で全体の98.8%

第41図 林野火災の月別出火件数

(昭和63年中)



第42表 林野火災の焼損面積段階別損害状況

(昭和63年中)

区分	焼損面積						計
	10ha未満	10ha以上 20ha未満	20ha以上 30ha未満	30ha以上 40ha未満	40ha以上 50ha未満	50ha以上	
出火件数(件)	3,547	17	6	4	3	12	3,589
焼損面積(ha)	1,016	247	134	134	136	1,509	3,176
損害額(千円)	492,713	168,147	3,218	3,218	197,455	501,085	1,440,295

を占めている。

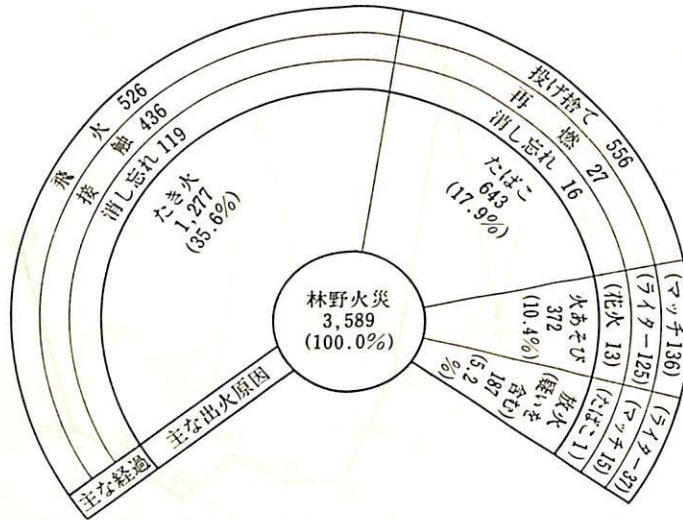
林野火災の出火原因は、第43図のとおりであり、たき火によるものが1,277件で全体の35.6%を占めて最も多く、次いでたばこ、火あそび、放火(疑いを含む。)の順となっている。

(3) 車両火災

昭和63年中の出火件数は、5,591件で前年に比べ319件(6.1%)増加し、損害額は26億8,868万円の前年と比べ2億450万円(7.1%)減少している。一方、車両火災による死者は228人で前年に比べ22人(10.7%)増加している。

第43図 林野火災の主な出火原因と経過

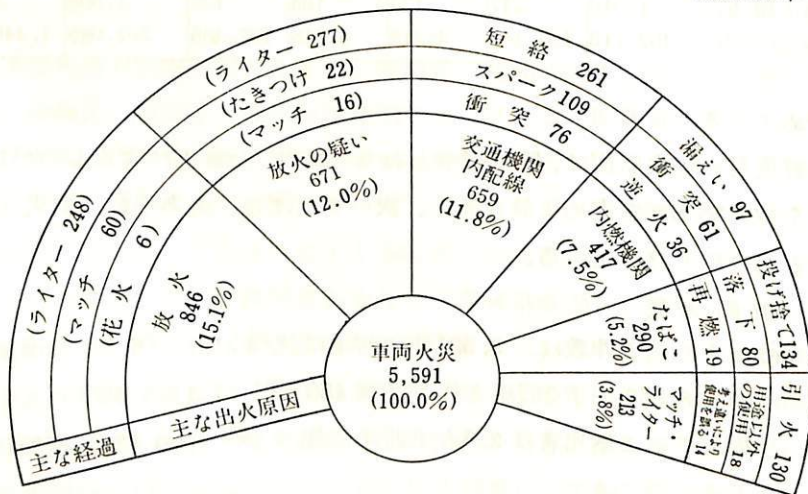
(昭和63年中)



車両火災の出火原因は、第44図のとおりであり、放火によるものが846件(15.1%)と最も多く、次いで放火の疑い、交通機関内配線、内燃機関の順となっている。

第44図 車両火災の主な出火原因と経過

(昭和63年中)



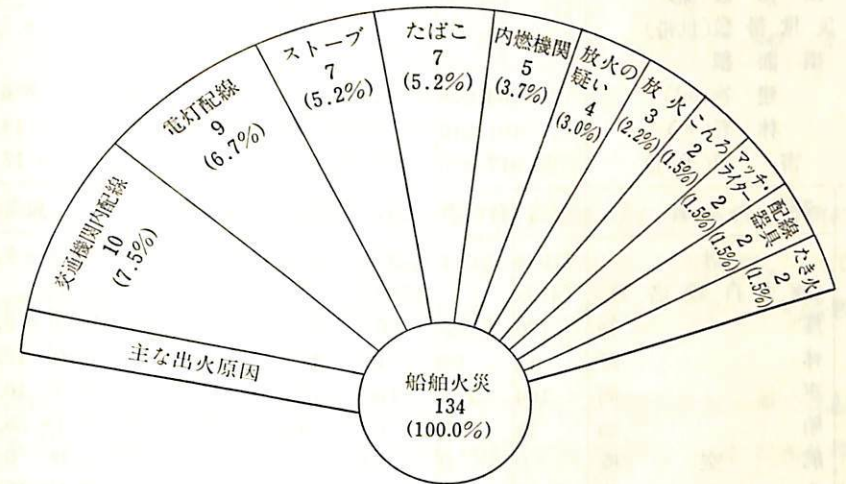
(4) 船舶火災

昭和63年中の出火件数は前年に比べ23件(20.7%)増加し、134件となっている。また、損害額は前年より5,004万円増加し、5億4,886万円となっている。船舶火災による死者は13人となっている。

船舶火災の出火原因は第45図のとおりであり、交通機関内配線による火災が10件(7.5%)と最も多く、次いで電灯配線、ストーブ及びたばこの順となっている。

第45図 船舶火災の主な出火原因

(昭和63年中)



(5) 航空機火災

航空機火災は、昭和63年中に5件(前年5件)発生し、死者は6人となっている(第63図)。

6 平成元年上半期における火災の発生状況

平成元年上半期における火災の概況は第46表のとおりである。総出火件数をはじめ、焼損棟数、り災世帯数、建物焼損面積、林野焼損面積、損害額、死傷者数のいずれも前年同期に比べ減少している。

特に、死者は1,044人で前年同期に比べ208人減少しており、死者のうち放

第46表 平成元年上半期(1月～6月)における火災の発生状況(概況)

区 分	平成元年 上半期 (A)	昭和63年 期 (B)	対前年 増減数 (A)-(B)=(C)	増減率 (C)/(B)×100 (%)					
総出火件数(件)	30,499	33,907	△ 3,408	△ 10.1					
建物火災	18,874	20,326	△ 1,452	△ 7.1					
林野火災	2,123	2,668	△ 545	△ 20.4					
車両火災	2,817	2,780	37	1.3					
船舶火災	74	68	6	8.8					
航空機火災	2	2	0	0.0					
その他の火災	6,609	8,063	△ 1,454	△ 18.0					
焼損棟数(棟)	25,244	27,518	△ 2,274	△ 8.3					
り災世帯数(世帯)	18,476	20,482	△ 2,006	△ 9.8					
焼損面積									
建物(m ²)	964,098	1,034,740	△ 70,642	△ 6.8					
林野(a)	191,312	223,968	△ 32,656	△ 14.6					
損害額(千円)	65,917,876	80,158,043	△ 14,240,167	△ 17.8					
死傷者別	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	
死傷者数(人)	計	1,044	4,011	1,252	4,312	△ 208	△ 301	△ 16.6	△ 7.0
	(放火自殺者数)	(419)		(595)		(△176)		(△29.6)	
	建物	720	3,553	803	3,776	△ 83	△ 223	△ 10.3	△ 5.9
	林野	13	99	13	123	0	△ 24	0.0	△ 19.5
	車両	104	120	120	109	△ 16	11	△ 13.3	10.1
	船舶	12	19	11	44	1	△ 25	9.1	△ 56.8
	航空機	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	その他	195	220	305	260	△ 110	△ 40	△ 36.1	△ 15.4

(注) 平成元年1月には昭和64年1月1日から1月7日までを含む。

火自殺者も419人と、前年同期に比べ176人減少している。また、林野火災の出火件数は前年同期より545件減少して2,123件で、昭和35年以来最低の件数となっているほか、その他の火災件数も大幅に減少している。

なお、平成元年上半期では、2月16日に横浜市で、死者10人負傷者13人を出したインドばら積貨物船ジャグドット号の船舶火災があった。

7 外国の火災状況

1987年(昭和62年)における諸外国の火災状況は、第47表のとおりであ

第47表 1987年の諸外国の火災状況

国 名	出火件数	出火率 (人口1万人 当たりの 出火件 数)	死者数	人口100 万人当 たり死 者数	火災1,000 件当 たりの 死者数	損害額 (億円)	火災1件 当たりの 損害額 (千円)
日 本	58,833	4.8	1,857	15.3	31.6	1,462	2,484
ア メ リ カ	2,330,000	95.7	5,863	24.1	2.5	10,309	442
イ ギ リ ス	353,996	62.2	929	16.3	2.6	1,092	308
イ タ リ ア	131,656	23.0	173	3.0	1.3	639	485
中 国	32,053	0.3	2,411	2.3	75.3	313	976
オーストリア	22,616	29.5	102	14.6	4.5	344	1,521
ニュージーランド	19,373	57.0	37	10.9	1.9	—	—
ノルウェー	12,592	30.0	65	15.5	5.2	447	3,549

(注) 1 資料については、外国政府等の協力による。

2 為替相場は、IMF調べによる。

る。この表に掲げられた諸外国の中では、出火件数、死者数及び損害額については、例年どおりアメリカが圧倒的に多い。日本は、出火件数については中程に位置しているが、損害額についてはアメリカに次いで多く、死者数についてはアメリカ、中国に次いで多い。

次に、これらの数値を出火率(人口1万人当たりの出火件数)等で比較してみると、出火率についてはアメリカの95.7が断然高い。日本の4.8は、他と比較して極端に低い中国の0.3よりは高いが、最も高いアメリカの約20分の1であり、その他の国と比べてもかなり低い数値といえる。人口100万人当たりの死者数では、アメリカの24.1人が最も高く、次いでイギリスの16.3人となっている。日本は、15.3人でアメリカの6割強であるが、最も少ない中国の2.3人の7倍弱となっている。火災1,000件当たりの死者数では、中国の75.2人、日本の31.6人とこの2か国が他の国に比べてかなり高く、最も少ないイタリアの1.3人の約24倍となっている。火災1件当たりの損害額については、日本は248万5千円でノルウェーに次いで高く、最も低いイギリスの約8倍となっている。

火災の定義やとらえ方等について違いがあり一概にはいえないが、日本

は、これらの諸外国に比べて、単位人口当たりの出火件数が低く国民の防火に関する意識が高いことが分かる。しかし、いったん火災が発生すると、建物構造、都市環境、地勢等が影響して火災1件当たりの死者発生率が高く、また、損害額が大きくなることがうかがえる。

また、諸外国の最近の主な火災事例としては、1988年5月4日、アメリカのロサンゼルスで発生した62階建ての超高層ビル火災（死傷者41人）がある。

なお、1988年の世界主要都市の火災状況は、附属資料28のとおりである。

第2節 地震災害等

1 地震災害

昭和63年中に震度4以上を記録した地震は、11回発生した。このうち、昭和63年3月18日に発生した東京都東部を震源とするマグニチュード6.0（河口湖、熊谷、館山、宇都宮、千葉で震度4）の地震では、東京、千葉、埼玉、静岡の1都3県で負傷者9人（重傷1人、軽傷8人）並びに住家の一部破損19棟のほか、道路、河川、鉄道等に被害が生じ、被害総額は25,042千円となっている。

2 風水害、火山噴火災害等

(1) 昭和63年中の災害

昭和63年中の風水害、雪害、火山噴火災害等による全国及び都道府県別の被害状況は第48表及び附属資料11のとおりである。なお、主な風水害等の状況は、以下のとおりである。

ア 昭和63年5月3日及び4日の豪雨

昭和63年5月3日から4日にかけての熊本県及び長崎県を中心とする大雨により、死者7人、負傷者27人、住家の全壊・流失60棟、半壊32棟、床上浸水3,171棟の被害が生じた。これに対し、2県28市町村において災害対策本部が設置された。

イ 昭和63年6月7日から7月29日までの間の豪雨

昭和63年6月7日から7月29日にかけての梅雨前線に伴う豪雨により、西日本を中心に、死者27人、行方不明者4人、負傷者70人、住家の全壊・流失119棟、半壊145棟、床上浸水2,593棟の被害が生じた。これに対し、6県276市町村で災害対策本部が設置された。

ウ 昭和63年8月9日から31日までの間の豪雨

昭和63年8月9日から31日にかけて全国的な大雨となり、特に北日本を中

第48表 風水害等による被害状況

区 分	単 位	昭 和 63 年	昭 和 62 年	増 減
人	死 者	88	66	22
	行 方 不 明 者	5	0	5
	負 傷 者	355	682	△ 327
住 家	全 壊 ・ 流 失	203	336	△ 133
	半 壊	242	1,396	△ 1,154
	床 上 浸 水	9,421	8,457	964
	床 下 浸 水	51,076	60,330	△ 9,254
	一 部 破 損	2,335	73,941	△ 71,606
非 住 家 被 害	棟	3,729	24,172	△ 20,443
り 災 世 帯 数	世 帯	10,497	10,625	△ 128
り 災 者 数	人	33,022	34,742	△ 1,720
被 害 額	百万円	989,936	791,363	198,573

(注) 1 地震による被害を除いた数値である。
 2 被害額には、公共土木施設、農林水産業施設及び農林水産等に係るものが含まれ、住家及び非住家に係るものは含まれない。

心に各地に被害をもたらした。この大雨により死者7人、負傷者30人、住家の全壊・流失13棟、半壊16棟、床上浸水2,617棟の被害が生じた。これに対し、8県280市町村において災害対策本部が設置され、延べ約3万3,800人の消防職団員が出動した。

(2) 平成元年上半期の災害

ア 伊豆半島東方沖の海底噴火

平成元年6月30日伊豆半島東方沖で微小地震が群発し始め、7月4日から地震活動は活発となり、有感地震が多数観測されるようになった。その後沈静化に向っていたが、11日から大振幅の微動が観測されるようになり、13日18時33分頃海底噴火が始まった。これに対し静岡県及び伊東市では災害対策本部を設置した。

第3節 ガス等によるその他の災害

1 ガスによる災害

(1) 事故の発生件数

昭和63年中に発生した都市ガス及び液化石油ガスの漏えい事故又は爆発・火災事故(以下「ガス事故」という。)の総件数は、3,042件(前年3,568件)であり、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの1,673件(同1,817件)、液化石油ガスに係るもの1,369件(同1,751件)である。

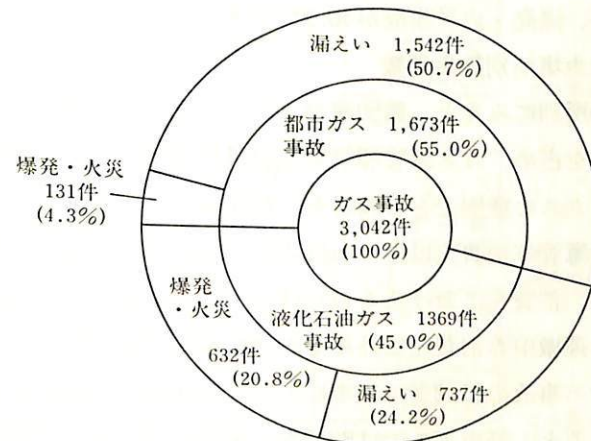
前年と比較すると、ガス事故の総件数は526件(14.7%)の減少になっている。

これをガスの種別ごとにみると、都市ガスに係るもの144件(7.9%)の減少、液化石油ガスに係るもの382件(21.8%)の減少となっている。

ア 事故の態様別発生件数

事故を態様別にみると、第49図のとおりであり、漏えい事故が74.9%、爆発・火災事故が25.1%である。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは漏えい事故が92.2%と大半を占めているのに対し、液化石油ガスでは漏えい

第49図 ガス事故の態様別発生件数 (昭和63年中)



第50表 ガス事故の発生場所別発生件数

(昭和63年中)

総件数 3,042件		
消費先 2,422件 (79.6%)		ガス導管 585件 (19.2%)
住宅 1,967件 (64.7%)	飲食店等	
↑ 455件 (14.9%)		↑ ガス製造施設 12件 (0.4%) ↑ 容器による運搬 23件 (0.8%)

都市ガス 1,673件		
消費先 1,127件 (67.3%)		ガス導管 543件 (32.5%)
住宅 939件 (56.1%)	飲食店等	
↑ 188件 (11.2%)		↑ ガス製造施設 3件 (0.2%)

液化石油ガス 1,369件		
消費先 1,295件 (94.5%)		
住宅 1,028件 (75.0%)	飲食店等	
↑ 267件 (19.5%)		↑ ガス製造施設 9件 (0.7%) ↑ 容器による運搬 23件 (1.7%) ↑ ガス導管 42件 (3.1%)

い事故が53.8%、爆発・火災事故が46.2%である。

イ 事故の発生場所別発生件数

事故を発生場所別にみると、第50表のとおりであり、消費先におけるものが79.6%と大半を占め、ガス導管等消費先以外におけるものが20.4%となっている。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは消費先におけるものが67.3%、ガス導管等消費先以外におけるものが32.7%であるのに対し、液化石油ガスでは、消費先におけるものだけで94.5%と大半を占め、ガス導管、容器による運搬中等消費先以外のものは5.5%となっている。

消費先における事故の81.2%は住宅において発生しているが、これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは83.3%、液化石油ガスでは79.4%となっ

ている。

ウ 事故の発生原因別発生件数

消費先において発生した事故を、発生原因別にみると第51表のとおりで、コックの誤操作・火の立ち消え等発生原因が消費者に係る場合が74.0%とその大半を占めている。これをガスの種別ごとにみても発生原因が消費者に係る場合が都市ガスでは79.6%、液化石油ガスでは69.2%といずれも大半を占めている。

(2) 事故による死傷者数

昭和63年中に発生したガス事故（自損行為によるガス事故を含む。）による死者数は143人（前年196人）、負傷者数は1,119人（同1,326人）である。死者のうち、都市ガスによるものは84人（同105人）で58.7%、液化石油ガスによるものは59人（同91人）で41.3%を占めている。負傷者のうち、都市ガスによるものは434人（同509人）で38.8%、液化石油ガスによるものは685人（同817人）で61.2%を占めている。

前年と比較すると、死者の総数では53人（27.0%）、負傷者の総数では207人（15.6%）のいずれも減少となっている。死者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは21人（20.0%）、液化石油ガスによるものは32人

第51表 消費先におけるガス事故の発生原因別発生件数

(昭和63年中)

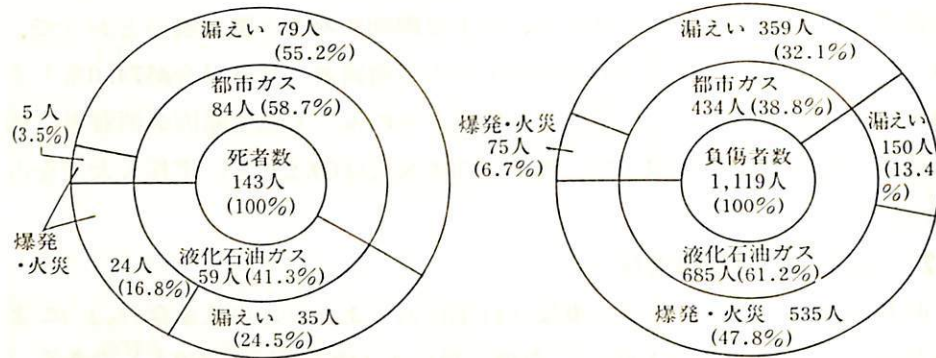
総件数 2,422件		
消費者に係る原因 1,793件 (74.0%)	その他 432件 (17.9%)	
		↑ ガス事業者・工事業者に ↑ 係る原因 197件 (8.1%)

都市ガス 1,127件		
消費者に係る原因 897件 (79.6%)	その他 191件 (16.9%)	
		↑ ガス事業者・工事業者に ↑ 係る原因 39件 (3.5%)

液化石油ガス 1,295件		
消費者に係る原因 896件 (69.2%)	その他 241件 (18.6%)	
		↑ ガス事業者・工事業者に ↑ 係る原因 158件 (12.2%)

第52図 ガス事故による死傷者数

(昭和63年中)



(35.2%)のいずれも減少となっている。また、負傷者数をガス種別ごとにみると、都市ガスによるものは75人(14.7%)、液化石油ガスによるものは132人(16.2%)のいずれも減少となっている。

死傷者を事故の態様別にみると、第52図のとおりであり、死者数では漏えい事故によるものが79.7%と大半を占めているが、負傷者数では漏えい事故によるものが45.5%、爆発・火災事故によるものが54.5%とほぼ半々である。これをガス種別ごとにみると、都市ガスにおいては、死者、負傷者とも漏えい事故によるものがそれぞれ94.0%、82.7%と大半を占めているが、液化石油ガスにおいては、死者では爆発・火災事故によるものが40.7%、漏えい事故によるものが59.3%、負傷者では爆発・火災事故によるものが78.1%と大半を占めている。

なお、死者は99.3%が、負傷者は97.3%が消費先における事故によるものである。

(3) 自損行為によるガス事故

昭和63年中に発生したガス事故のうち、自損行為に起因する事故件数は607件(前年800件)、これらの事故による死者数は、113人(同155人)、負傷者数は487人(同644人)で、それぞれ総数の20.0%、79.0%及び43.5%である。

自損行為に起因する事故を事故の態様別にみると、漏えい事故にとどまっ

たものは518件(前年681件)で85.3%、爆発・火災事故に至ったものは89件(同119件)で14.7%ある。これをガスの種別ごとにみると、都市ガスでは95.2%が漏えい事故にとどまり、4.8%が爆発・火災事故となっているが、液化石油ガスでは69.0%が漏えい事故にとどまり、31.0%は爆発・火災事故となっている。

2 石油コンビナート災害

(1) 災害件数と被害

昭和63年中の石油コンビナート災害の発生件数は63件で、前年に比べ6件(8.7%)減少している(第53表参照)。

第53表 石油コンビナート災害件数の推移

形態	年		58		59		60		61		62		63	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
火災	危険物等の火	18	14.6	13	16.5	11	16.9	14	23.7	23	33.3	21	33.3	
	その他の火	15	12.2	19	24.0	23	35.4	15	25.4	18	26.1	8	12.7	
爆発	7	5.7	11	13.9	5	7.7	6	10.2	6	8.7	7	11.1		
危険物等の漏えい	50	40.7	27	34.2	22	33.8	19	32.2	19	27.5	20	31.8		
その他	33	26.8	9	11.4	4	6.2	5	8.5	3	4.4	7	11.1		
計	123	100.0	79	100.0	65	100.0	59	100.0	69	100.0	63	100.0		

また、損害額は8億9,562万円、死者4人、負傷者は56人となっている。

なお、過去の主な石油コンビナート災害は第54表のとおりである。

(2) 災害の特徴

ア 特定事業所区分別災害件数

特定事業所区分別の災害件数は、第1種事業所が41件(うちレイアウト規制対象事業所32件)と全体の65.1%を占めている。1事業所当たりの災害件数はレイアウト規制対象事業所が0.136件と最も高い(第55表参照)。

第54表 主な石油コンビナート災害 (単位：人、百万円)

発年	生月	地	区	事業所	災害種別	死者	負傷者	損害額	備考
昭48.	7. 7	徳山・新南陽	陽	出光石油化学㈱徳山工場	プラント火災	1	—	2,500	アセチレン水添塔
48.	10. 8	京葉臨海中	部	チソン石油化学㈱五井工場	プラント爆発火災	2	11	2,500	ポリプロピレン製造装置
48.	10. 28	直江津	津	信越化学工業㈱直江津工場	プラント爆発火災	1	12	520	塩化ビニルモノマー製造装置
49.	12. 18	水島臨海	海	三菱石油㈱水島製油所	タンク漏えい	—	—	50,000	重油漏えい 42,888kl
50.	2. 16	四日市臨海	海	大協石油㈱四日市製油所	タンク火災	—	—	36	灯油中間タンク
51.	3. 9	姫路臨海	海	日本触媒化学工業㈱姫路製油所	タンク爆発火災	—	—	153	アクリル酸メチルエステル屋外貯蔵タンク
53.	6. 12	仙台	台	東北石油㈱仙台製油所	タンク漏えい	—	—	4,275	宮城県沖地震による重油等漏えい 68,160kl
53.	11. 8	四日市臨海	海	昭和四日市石油㈱四日市製油所	タンカー漏えい	—	—	770	係留中のタンカー隆洋丸
55.	4. 1	徳山・新南陽	陽	出光興産㈱徳山製油所	プラント破裂	—	—	200	接触水添脱硫酸装置
56.	1. 6	京浜臨海	海	東亜燃料工業㈱川崎工場	タンカー爆発火災	3	2	128	係留中のタンカー第5豊和丸
57.	3. 31	鹿島臨海	海	鹿島石油㈱鹿島製油所	プラント爆発火災	2	6	3,000	重油脱硫酸装置 (負傷者6人には負傷後48時間以上経過して死亡した3人を含む。)
58.	5. 26	秋田	田	東北電力㈱秋田火力発電所	タンク火災	—	—	305	日本海中部地震による原油タンク火災
59.	3. 5	岩国・大	大	三井石油化学工業㈱岩国大竹工場	タンク爆発火災	—	—	78	トルエンタンク
60.	12. 17	水島臨海	海	三菱石油㈱水島製油所	タンカー爆発	2	—	111	係留中のタンカー第6明和丸
62.	5. 26	品川・大	大	東京電力㈱大井火力発電所	タンク爆発火災	4	1	60	原油中継タンク
63.	8. 1	尼崎	崎	関西電力㈱尼崎第三発電所	発電設備爆発	2	13	245	ボイラー—空気予熱器のホッパ一部

第55表 特定事業所区別災害件数

(昭和63年中)

事業所種別	事業所数 (A)	事故件数 (B)	全体数に対する割合 (%)	1事業所当たりの災害件数 (B/A)
第1種事業所 うちレイアウト規制対象事業所	497 235	41 32	65.1 50.8	0.082 0.136
第2種事業所	416	22	34.9	0.053
計	913	63	100.0	0.069

(注) 事業所数は昭和63年4月1日現在とした。

1 業態別災害件数

事業所業態別の災害件数は、化学工場(20件)、製鉄所(9件)、石油精製所(7件)、製鋼所(7件)、発電所(7件)の順となっている(第56表参照)。

第56表 業態別災害件数

(昭和63年中)

化学工場	製鉄所	石油精製所	製鋼所
20件	9件	7件	7件
発電所	油槽所	その他	計
7件	6件	7件	63件

3 危険物施設等における災害

(1) 火災

ア 火災件数と被害

危険物施設における昭和63年中の火災の発生件数は151件(前年132件)、損害額は21億8,900万円(同35億8,700万円)、死者及び負傷者はそれぞれ4人(同7人)、77人(同62人)となっている(第57表)。

火災発生件数は、前年より19件増加したが、火災による被害は、前年に比べ、負傷者数が15人増加したものの、死者数は3人減少しており、損害額も

第57表 危険物施設における火災の発生件数と被害状況

区分	火災発生数	損害額 (百万円)	死者 (人)	負傷者 (人)
昭和59年	174	799	3	39
60	126	2,309	0	39
61	145	1,739	6	35
62	132	3,587	7	62
63	151	2,189	4	77

前年に比べ、減少している。

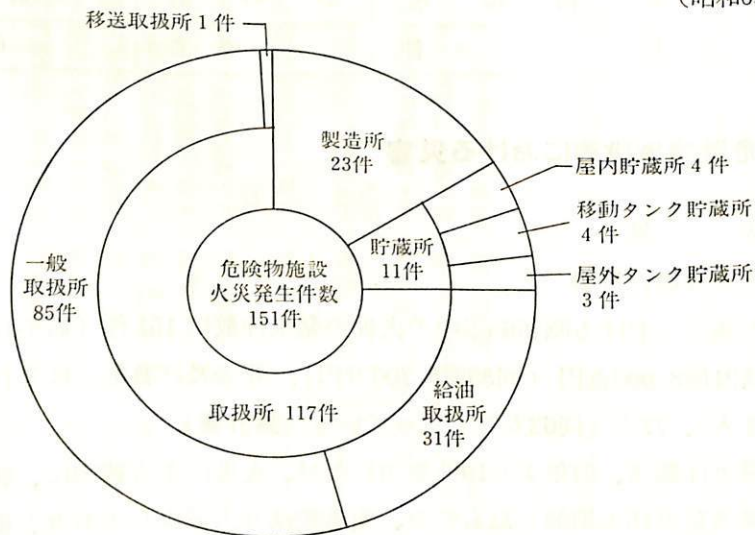
また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、146件（他の施設から類焼した5件を除く。）の火災のうち136件（93.1%）が当該危険物施設のみ火災にとどまり、7件（4.8%）が他へ延焼し、3件（2.1%）が危険物施設の危険物の漏えいに起因して施設外から火災となっている。

次に、危険物施設別の火災発生状況をみると、取扱所での火災が117件と最も多く、その中でも一般取扱所での火災が85件と全体の半数以上を占めている（第58図）。

さらに、出火原因となった物質を消防法別表の分類等に従って区分する

第58図 危険物施設別火災発生件数

（昭和63年中）



第59表 出火原因別（類別品名別等）火災発生件数

（昭和63年中）

分類	危険物										危険物以外のもの	計
	第1類	第2類	第3類	第4類					第5類	第6類		
				第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類	その他				
件数	4	1	1	30	17	24	10	12	1	1	50	151

（注）分類は消防法別表の分類による。

と、第59表のとおり、危険物以外のもの50件、第4類第1石油類30件、第4類第3石油類24件、第4類第2石油類17件の順となっている。

イ 火災の発生原因及び着火原因

昭和63年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が55.6%（84件）と最も多く、物的要因23.8%（36件）、その他の要因9.9%（15件）となっている。

また、着火原因をみると、高温表面熱13.2%（20件）と最も多く、次いで静電気火花12.6%（19件）、裸火11.9%（18件）、電気火花9.3%（14件）、過熱着火9.3%（14件）となっている。

ウ 無許可施設の火災

製造所、貯蔵所又は取扱所として許可を受けていない無許可施設での火災の発生件数は12件で、負傷者は7人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は、5,280万円となっている。

エ 危険物運搬中の火災

危険物運搬中の火災の発生件数は7件で、負傷者は3人（死者なし）となっている。なお、これらの火災による損害額は547万円となっている。

(2) 危険物流出等の事故

昭和63年中の危険物施設における危険物流出等の事故発生件数（火災に至らなかったもの）は、240件（前年237件）となっている（第60表、第61図）。

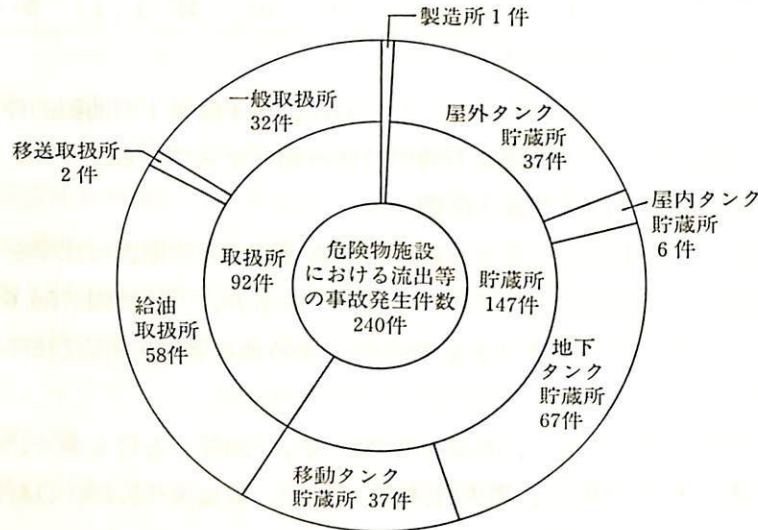
このほか、危険物運搬中に22件、無許可施設において4件、仮貯蔵の承認中において3件の危険物流出事故が発生している。

第60表 危険物施設における流出等の事故発生件数

年	昭和 59	60	61	62	63
事故件数	276	258	229	237	240

第61図 危険物施設別流出等事故発生件数

(昭和63年中)



4 海上災害

昭和63年中の主要港湾（1船の総トン数が1,000トン以上のタンカーが昭和63年1月1日から12月31日までの間に入港した実績を有する港湾をいう。）123港における海上災害で消防機関が出動したものは38件あり、このうち28件（73.7%）が火災、6件（15.8%）が油の流出によるものである。

また、事故船舶の規模別では、1,000トン未満の船舶が30件で78.9%を占めている（第62表）。

5 航空機災害

昭和63年中における民間航空事故（飛行機、回転翼機、滑空機等に係る事故をいう。）は36件発生しており、そのうち飛行機事故は18件で最も多くな

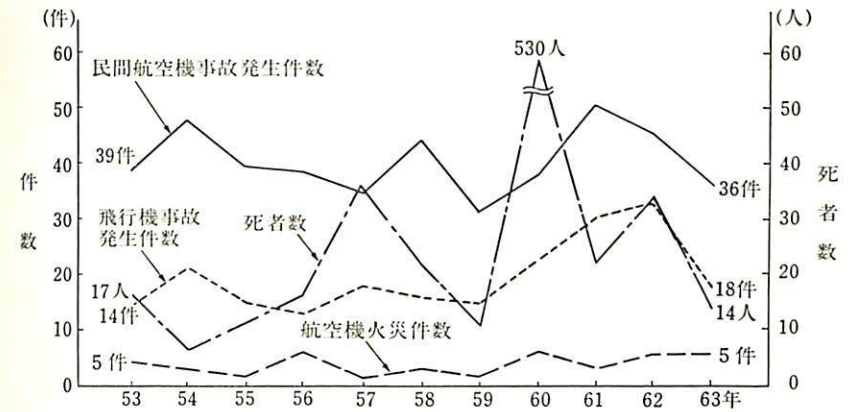
っている。また、民間航空事故による死者は14人となっている（第63図）。

第62表 主要港湾における消防機関の出動状況

(昭和63年中)

事故種別件数		事故発生場所別件数			総トン数別事故船舶隻数						
火災	爆発	流出	その他	海上	係留中			1,000 t 未満	1,000 t 以上 1万 t 未満	1万 t 以上 10万 t 未満	10万 t 以上
					修理・解体中	荷役中	その他				
28	0	6	4	11	9	2	16	30	5	1	2

第63図 民間航空事故等の推移



(注) 航空機火災件数以外は航空事故調査委員会事務局報による。

昭和63年中に航空機事故等で消防機関が出動したものは、72件あり、このうち飛行場内が66件、飛行場外6件となっている。なお、消火、救難活動を実施したものは1件となっている。

「消防行政の現況」を調査し、その結果を報告するものである。

第3章 消防行政の現況

(1) 消防行政の現況

年次	消防団員数	消防団数	消防団員1人あたりの人口
昭和25年	1,200,000	10,000	120
昭和26年	1,300,000	11,000	118
昭和27年	1,400,000	12,000	117
昭和28年	1,500,000	13,000	115
昭和29年	1,600,000	14,000	114
昭和30年	1,700,000	15,000	113
昭和31年	1,800,000	16,000	112
昭和32年	1,900,000	17,000	111
昭和33年	2,000,000	18,000	111
昭和34年	2,100,000	19,000	110
昭和35年	2,200,000	20,000	110

消防団員数と消防団数の推移



消防団員数は昭和25年から昭和35年まで毎年約10万人ずつ増加している。

消防団数は昭和25年から昭和35年まで毎年約1,000団ずつ増加している。

消防団員1人あたりの人口は昭和25年から昭和35年まで毎年約1人ずつ減少している。

消防団員数は昭和25年から昭和35年まで毎年約10万人ずつ増加している。

消防団員数は昭和25年から昭和35年まで毎年約10万人ずつ増加している。

第3章 消防行政の現況

第 3 章

消防行政の現況

消防行政の現況を調査し、その結果を報告するものである。

消防団員数と消防団数の推移

年次	消防団員数	消防団数	消防団員1人あたりの人口
昭和25年	1,200,000	10,000	120
昭和26年	1,300,000	11,000	118
昭和27年	1,400,000	12,000	117
昭和28年	1,500,000	13,000	115
昭和29年	1,600,000	14,000	114
昭和30年	1,700,000	15,000	113
昭和31年	1,800,000	16,000	112
昭和32年	1,900,000	17,000	111
昭和33年	2,000,000	18,000	111
昭和34年	2,100,000	19,000	110
昭和35年	2,200,000	20,000	110

消防団員数は昭和25年から昭和35年まで毎年約10万人ずつ増加している。

第3章 消防行政の現況

第1節 消防体制

1 消防組織

(1) 常備消防機関

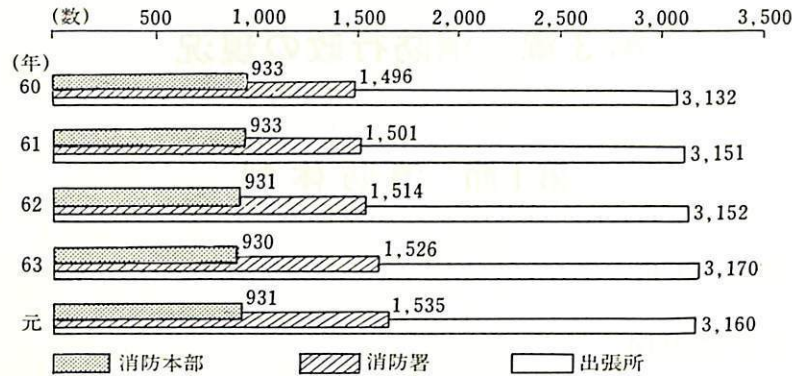
平成元年4月1日現在の常備消防機関の現況は、消防本部が931本部、消防署が1,535署、出張所が3,160所、消防職員が13万2,437人となっている。前年と比較すると、消防署は9署、消防職員は1,030人増加している(第1-1表参照)。

第1-1表 市町村の消防組織の現況

区 分	平成元年 4月1日現在	昭和63年 4月1日現在	比 較		
			増減数	増減率%	
消 防 本 部	931	930	1	0.11	
消 防 内 訳	市	358	359	△ 1	△ 0.28
	町・村	115	115	0	0
	一部事務組合	458	456	2	0.44
消 防 署	1,535	1,526	9	0.59	
出 張 所	3,160	3,170	△ 10	△ 0.32	
消 防 職 員 数	132,437	131,407	1,030	0.78	
消 防 団	3,649	3,649	0	0	
分 団	25,620	25,606	14	0.05	
非常勤消防団員	1,002,302	1,008,930	△ 6,628	△ 0.66	
消防団常備部	6	6	0	0	
常勤消防団員	69	68	1	1.47	

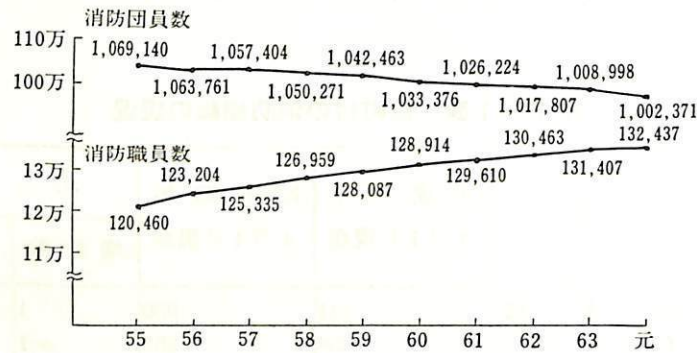
常備化の進展に伴い、消防署数は着実に増加しており、消防職員数もこの10年間で1.1倍となっている(第1-2図、第1-3図参照)。

第1-2図 消防本部・消防署所数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

第1-3図 消防職団員数の推移



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ア 常備化の現況

現在の市町村における消防体制は、大別して①消防本部及び消防署のいわゆる常備消防と消防団とが併存している地域（例外的に常備消防のみの市もある。）と②消防団のみが存する地域がある。

消防の常備化については、「消防本部及び消防署を置かなければならない市町村を定める政令」により、市はすべて消防本部及び消防署の設置が義務付けられており、町村については、自治大臣が当該町村の人口、態容、気象条件等を考慮して指定したものについて同様の義務が生じることとされている。

平成元年4月1日現在、常備化市町村は3,001市町村（うち4町村につい

ては政令指定による義務付けのない任意実施町村である。）となり、常備化率は市町村数で92.5%（市は100%、町村は90.5%）に達し、人口の98.8%が常備消防によってカバーされており、全国的にみた場合、主に山間地、離島にある町村の一部を除いては、ほぼ常備化されるに至っている。

なお、いまだ常備化されていない町村の多くは、人口規模が小さく、単独での常備化が困難であると考えられる。したがって、今後、これらの町村のうち、火災等の災害の発生状況、救急需要、消防団の体制等の地域の実情から常備化する必要があると考えられる地域の町村においては、一部事務組合方式又は事務委託方式のいずれかの方式で常備化を図ることにより消防事務の広域的処理を進める必要がある。

イ 広域化の現況

市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。しかし、災害はその市町村のみにとどまるものではなく、また、大火、風水害、石油基地の災害等大規模な災害は、当該市町村の消防力のみでは防ぎよし得ない場合が多い。また、最近は、交通網及び通信網の発達、自動車の普及等により住民の生活圏は市町村の区域を越えて拡大し、市町村相互間の時間的距離が著しく短縮されていることもあり、各種行政の広域化が進められているが、消防事務においても市町村が単独で処理するよりも相互に応援し、又は共同組織等により処理する方が効率的かつ合理的な場合が多いため、消防体制の広域化が進められている。

その方法としては、地方自治法の規定に基づく一部事務組合（第284条第1項）又は事務委託（第252条の14第1項）によるものと、消防組織法の規定に基づく消防相互応援協定（第21条第2項）によるものがある。

一部事務組合によるものとは、消防事務を2以上の市町村で共同処理するために組合を設立する方式であり、組合数は平成元年4月1日現在、458組合に達しており、その構成市町村数2,373市町村（273市、1,649町、451村）は常備化市町村数全体の79.1%に相当する。

次に、事務委託によるものとは、消防事務を他の市町村に委託して処理する方式であり、比較的大きな都市に対し、隣接市町村が委託する形が一般的

である。平成元年4月1日現在、事務委託市町村数は155市町村（24市、108町、23村）に達している。

また、消防相互応援協定によるものとは、消防についてそれぞれの市町村が相互に応援するため、市町村相互間で応援協定を締結する方法であり、特に大規模な災害等が発生した場合に応援を受けて対処しようというものである。このような消防相互応援協定は、ほとんどの市町村が締結している。

このように、消防体制の広域化は鋭意進められているところであるが、消防庁ではさらに、消防相互応援の考え方を活用した都道府県単位のより広域的な消防防災体制を確立するため、消防広域応援基本計画の策定及び当該計画に基づく消防広域応援体制の整備を指導しているところである。

（2）消防団

消防団は、消防本部・署が置かれていない非常備町村にあっては消防活動を全面的に担っている。常備市町村においても初期消火、残火処理等に活躍しているほか、多数の警防要員を必要とする大規模災害時には、大量の消防団員が動員され活動している。

平成元年4月1日現在、消防団は3,649団、消防団員は100万2,371人であり、消防団はほとんど全ての市町村に設けられている。また、団員数は減少



活躍する女性消防団員（彦根市消防団）

第1—4表 消防団員の年齢構成

（平成元.4.1現在）

区分	年齢						計	平均年齢
	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上		
消防団員数(人)	5,279	279,070	464,647	178,438	62,834	12,103	1,002,371	35.0
構成比(%)	0.5	27.8	46.4	17.8	6.3	1.2	100.0	

傾向にあり、昭和55年4月1日現在に比べ6万6,769人(6.2%)減少している。

なお、消防団員の年齢構成は、第1—4表のとおり40歳以上の団員が25.3%を占め、また、平均年齢は35.0歳となっており、その高齢化が進んでいる。

2 消防施設

（1）消防機械等

消防機関における消防機械の保有状況は第1—5表のとおりである。消防

第1—5表 消防機械の保有数

（平成元.4.1現在）（単位：台、艇、機）

区 分	消防本部	消防団	計
消防ポンプ自動車	4,560	14,268	18,828
水槽付消防ポンプ自動車	3,119	660	3,779
はしご付消防自動車	1,156	2	1,158
化学消防自動車	963	10	973
救急自動車	4,521	59	4,580
指揮車	1,843	426	2,269
消防艇	45	2	47
救助工作車	652	0	652
林野火災工作車	40	5	45
電源・照明車	147	14	161
小型動力ポンプ積載車	412	25,025	25,437
手引動力ポンプ	75	1,125	1,200
小型動力ポンプ	3,105	50,955	54,060
その他の消防自動車	6,416	677	7,093
ヘリコプター	17	0	17

（注）消防団は消防団常備部を含む。

活動を行うに当たって基本的なものとなる消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の充実が図られるとともに、災害の多様化に対応して、はしご付消防自動車、化学消防自動車、救助工作車、消防艇、ヘリコプター等の整備が進められてきている。

また、防火衣、耐熱服、空気呼吸器、無線機等の個人装備も逐次充実されてきている。

さらに、消防団については、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ積載車、無線機等の整備が進められ、機動力の強化が図られている。

(2) 消防水利

消防水利は、火災鎮圧のためには消防機械とともに不可欠なものである。消防水利の種類には消火栓、防火水槽、プール等の人工水利と河川、池、湖、沼、海等の自然水利がある。

自然水利は、人工水利と並んで消防水利としての重要な役割を果たしているが、季節により使用不能となったり、取水場所が制限されることがあるので、消防水利の配置に当たっては、自然水利と人工水利の適正な組合せを考えることが必要である。

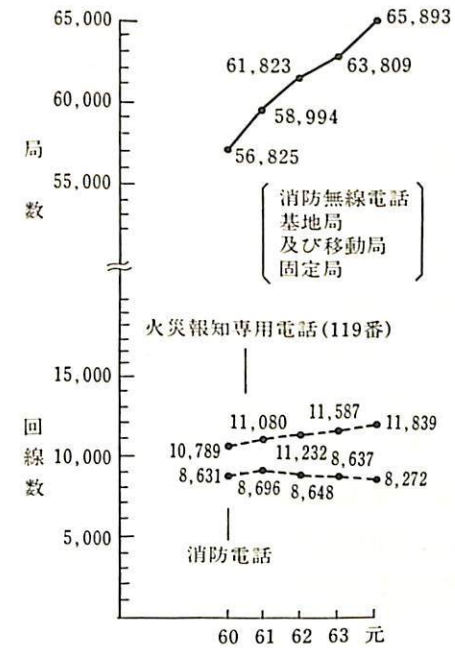
また、人工水利については、第1-6表のとおり、消火栓が73.6%を占め

第1-6表 消防水利（人工水利）の保有数

区 分	平成元年 4月1日現在	昭和63年 4月1日現在	比 較	
			増減数	増減率 (%)
全国の現有数	1,392,834 (100.0)	1,356,752 (100.0)	36,082	2.7
消 火 栓	1,024,932 (73.6)	998,521 (73.6)	26,411	2.6
防 火 水 槽	347,456 (24.9)	337,782 (24.9)	9,674	2.9
20~40m ³ 未満	101,286	99,961	1,325	1.3
40m ³ 以上	246,170	237,821	8,349	3.5
井 戸	20,446 (1.5)	20,449 (1.5)	△3	△0.0
20~40m ³ 未満	9,936	9,870	66	0.7
40m ³ 以上	10,510	10,579	△69	△0.7

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

第1-7図 消防通信施設等の状況



(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

ており、防火水槽の割合は24.9%にすぎないが、近年、大規模地震に対する関心の高まりとともに、消火栓との適切な組合せによる水利の多元化が要請されており、防火水槽の設置が促進されてきている。

(3) 消防通信施設

火災等の被害を最小限に食い止めるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着するとともに、現場においては、情報の収集及び指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。消防通信施設には、火災報知専用電話(119番)、火災報知機、消防電話及び消防無線電話がある。

ア 119番通報

火災報知専用電話は、加入電話又は公衆電話によって消防機関に火災、救急、その他の災害の発生等を通報するもので、平成元年4月1日現在、全国の消防機関に1万1,839回線が設置され、逐年増加してきている(第1-7

図参照)。

なお、火災報知機は、直接消防機関に火災の発生を連絡するものであり、平成元年4月1日現在、全国で、受信装置が95基、発信機が582基設置されており、火災報知専用電話の普及による代替が近年進みつつある。

イ 消防救急通信網

消防電話は、消防本部・署等の消防機関相互間の緊急連絡、指令等情報の伝達に使われる専用電話であり、消防機関相互の連絡に大きな役割を果たしている。また、消防無線電話は、消防機関から災害現場で活動する消防隊、救急隊等に対する指示を行う場合、あるいは、火災現場における命令伝達、情報収集を行う場合に必要とされる重要な施設である。

近年の災害の態様の複雑化及び救急業務の増大に対処するため、消防機関は、特に消防無線電話の増強に努めており、使用機材についても高性能化が進められている。また、消防緊急情報システムやヘリコプターテレビ電送システム等、高度な機能を持った各種消防通信施設を導入する消防機関も徐々に増えている。

第2節 救急業務

1 実施状況

(1) 救急出場件数及び搬送人員の状況

昭和63年中における全国の救急業務の実施状況は、救急出場件数254万7,700件、搬送人員246万8,239人であり、これを前年と比較すると、救急出場件数が12万848件(5.0%)、搬送人員が12万22人(5.1%)増加している(第2-1表)。

第2-1表 救急出場件数及び搬送人員の推移

区分 年	救急出場件数		搬送人員		(A)のうち交通事故による 出場件数 (B)	(A)に対する (B)の 割合 (%)	(A)のうち急病による 出場 件数 (C)	(A)に 対する (C)の 割合 (%)
	件数 (A)	対前年 増減率 (%)	人員	対前年 増減率 (%)				
38	239,393	21.3	215,804	21.5	81,387	34.0	87,676	36.6
59	2,255,113	1.2	2,182,772	1.5	511,763	22.7	1,086,043	48.2
60	2,327,368	3.2	2,255,999	3.4	540,830	23.2	1,133,322	48.7
61	2,345,907	0.8	2,273,385	0.8	548,979	23.4	1,129,725	48.2
62	2,426,852	3.5	2,348,217	3.3	560,932	23.1	1,185,410	48.8
63	2,547,700	5.0	2,468,239	5.1	594,124	23.3	1,261,293	49.5

(注) 昭和38年の数は4月1日から12月31日までのものである。

このことは、全国で1日平均6,961件(前年6,649件)、12.4秒(前年13.0秒)に1回の割合で救急隊が出場したことになり、救急業務を実施している地域では、49人に1人が救急隊によって搬送されたことになる。

救急出場件数を事故種別ごとにみると、第1位が急病によるもので約半数を占め、次いで交通事故、一般負傷の順となっている(附属資料24)。

また、急病と交通事故の割合を11大都市とその他の市町村に分けてみると、全件数に占める急病の割合は大都市の方が高くなっている(第2-2表)。

第2—2表 急病と交通事故による出場件数の全件数に対する割合

区分 年	11 大 都 市				そ の 他 の 市 町 村			
	急 病		交 通 事 故		急 病		交 通 事 故	
	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)	件 数	全件数に 対する割合 (%)
59	353,230	51.7	136,279	19.9	732,813	46.6	375,484	23.9
60	368,820	52.2	146,719	20.7	764,502	47.2	394,111	24.3
61	373,837	52.0	147,564	20.5	755,888	46.5	401,415	24.7
62	396,920	52.6	153,926	20.4	788,490	47.2	407,006	24.3
63	422,333	53.1	163,711	20.6	838,960	47.9	430,413	24.6

(注) 11大都市とは、札幌市、東京都特別区(事務委託団体を含む。)、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市(事務委託団体を含む。)、北九州市及び福岡市をいう(第2—4表についても同じ。)



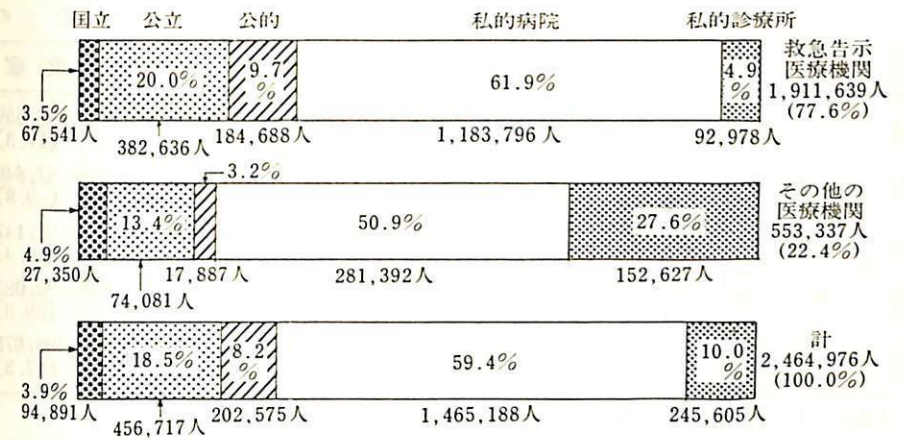
交通事故現場での救急活動(東京消防庁)

(2) 医療機関別搬送人員の状況

昭和63年中の搬送人員246万8,239人のうち、医療機関に搬送された救急患者は246万4,976人であり、その77.6%に当たる191万1,639人が救急告示医療機関へ、残り22.4%に当たる55万3,337人が救急告示医療機関以外の医療機

第2—3図 医療機関別搬送人員の状況

(昭和63年中)



関へ搬送されている(第2—3図)。

(3) 傷病程度別搬送人員の状況

昭和63年中の搬送人員246万8,239人のうち、医師の診断を受け傷病程度が判明した246万5,001人の状況は第2—4表のとおりであり、死亡、重症、中等症の患者の割合は全体の52.2%、入院加療を必要としない軽症患者の割合は47.8%となっている。なお、軽症患者の割合は11大都市の方が高くなっている。

(4) 急病に係る疾病分類項目別搬送人員の状況

昭和63年中の急病の内訳をWHO(世界保健機構)が定める国際疾病分類(ICD)の項目別にみると第2—5表のとおりであり、症状・徴候・診断名不明確の状態(17.6%)、脳疾患(15.9%)、心疾患等(14.0%)の順となっている。

(5) 収容所要時間別搬送人員の状況

昭和63年中の搬送人員246万8,239人の収容所要時間(救急隊の出場から医療機関等に収容するまでに要した時間)の状況は、第2—6図のとおりである。

第2-4表 傷病程度別

事故種別	傷病程度	11 大 都 市					そ の	
		死 亡	重 症	中等症	軽 症	計	死 亡	重 症
急 病		5,597 (1.4)	37,760 (9.8)	161,226 (41.6)	182,789 (47.2)	387,372 (100.0)	20,382 (2.6)	137,859 (17.3)
交 通 事 故		650 (0.4)	7,582 (4.4)	37,897 (21.8)	127,522 (73.4)	173,651 (100.0)	5,083 (1.0)	47,846 (9.8)
一 般 負 傷		357 (0.4)	3,828 (4.3)	24,536 (27.3)	61,116 (68.0)	89,837 (100.0)	1,504 (0.8)	21,147 (11.4)
そ の 他		1,098 (1.2)	18,737 (20.5)	42,183 (46.2)	29,269 (32.1)	91,287 (100.0)	3,929 (1.6)	92,023 (36.3)
計		7,702 (1.0)	67,907 (9.2)	265,842 (35.8)	400,696 (54.0)	742,147 (100.0)	30,898 (1.8)	298,875 (17.3)

- (注) 1 死亡とは、初診時において死亡が確認されたものをいう。
 2 重症とは、傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のものを
 3 中等症とは、傷病程度が重症又は軽症以外のものをいう。
 4 軽症とは、傷病程度が入院加療を必要としないものをいう。
 5 ()内は構成比を示し、単位は%である。

第2-5表 急病に係る疾病

分類項目別	循 環 系		消 化 系	呼 吸 系	精 神 系
	脳 疾 患	心 疾 患 等			
搬送人員(人)	188,471	165,119	156,991	117,394	62,875
構成比(%)	15.9	14.0	13.3	9.9	5.3

- (注) 1 急病に係る疾病分類とは、事故種別の急病について初診時における医師より分類したものである。
 2 「新生物」とは、胃の悪性新生物、白血病等その他の悪性新生物及びそ
 3 「症状・徴候・診断名不明確の状態」とは、腹痛、頭痛、失神、めまい
 4 「その他」とは、上記の循環系から新生物までに分類された以外の疾病

搬送人員の状況

(昭和63年中)

他 の 市 町 村			全 体				
中等症	軽 症	計	死 亡	重 症	中等症	軽 症	計
322,340 (40.6)	314,385 (39.5)	794,966 (100.0)	25,979 (2.2)	175,619 (14.9)	483,566 (40.8)	497,174 (42.1)	1,182,338 (100.0)
133,795 (27.4)	301,877 (61.9)	488,601 (100.0)	5,733 (0.9)	55,428 (8.4)	171,692 (25.9)	429,399 (64.8)	662,252 (100.0)
55,643 (29.9)	107,592 (57.9)	185,886 (100.0)	1,861 (0.7)	24,975 (9.1)	80,179 (29.1)	168,708 (61.1)	275,723 (100.0)
104,275 (41.2)	53,174 (20.9)	253,401 (100.0)	5,027 (1.5)	110,760 (32.1)	146,458 (42.5)	82,443 (23.9)	344,688 (100.0)
616,053 (35.8)	777,028 (45.1)	1,722,854 (100.0)	38,600 (1.5)	366,782 (14.9)	881,895 (35.8)	1,177,724 (47.8)	2,465,001 (100.0)

いう。

分類別搬送人員の状況

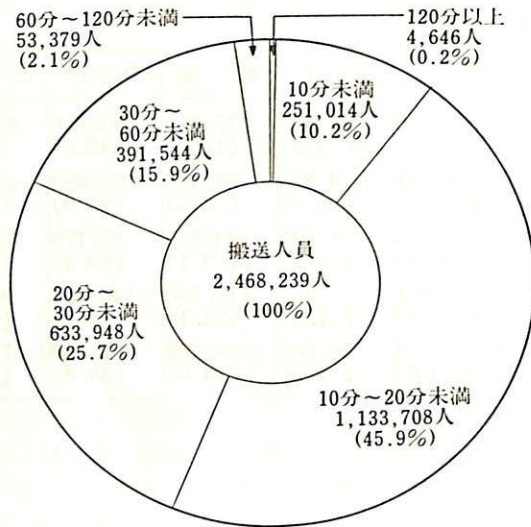
(昭和63年中)

感覚系	泌 尿 系	新 生 物	そ の 他	症状・徴候・ 診断名不明確 の状態	計
60,512	41,911	12,456	168,300	208,309	1,182,338
5.1	3.6	1.1	14.2	17.6	100.0

の診断に基づく症病名をWHO(世界保健機構)で定める国際疾病分類(ICD)に

の他の新生物をいう。
 等の傷病名である。
 分類の全てである。

第2-6図 収容所要時間別搬送人員の状況
(昭和63年中)



(6) 転送の状況

昭和63年中の転送の状況をみると、転送なしに収容された救急患者は全体の98.3%に当たる242万6,438人で、残りの1.7%に当たる4万1,801人が転送されている。転送された人員の転送回数別の状況は、第2-7表のとおりであり、転送の理由は処置困難、専門外、ベッド満床の順となっている(第2-8表)。

第2-7表 転送回数別搬送人員の状況
(昭和63年中)

区分	転送なし	転送あり						計(B)	転送率 (A)/(B) ×100 (%)
		1回	2回	3回	4回	5回以上	小計(A)		
急病	1,160,982	21,805	400	9	1	0	22,215	1,183,197	1.9
交通事故	652,524	9,718	216	8	1	0	9,943	662,467	1.5
一般負傷	271,008	4,899	108	4	0	0	5,011	276,019	1.8
その他	341,924	4,541	88	2	1	0	4,632	346,556	1.3
計	2,426,438	40,963	812	23	3	0	41,801	2,468,239	1.7

第2-8表 医療機関別転送理由の状況

(昭和63年中)

理由	収容できなかった医療機関		計
	救急告示	非告示	
処置困難	12,159 (46.3)	9,144 (55.8)	21,303 (49.9)
専門外	5,703 (21.7)	3,424 (20.9)	9,127 (21.4)
ベッド満床	3,919 (14.9)	1,101 (6.7)	5,020 (11.8)
医師不在	957 (3.7)	416 (2.6)	1,373 (3.2)
手術中	790 (3.0)	150 (0.9)	940 (2.2)
その他	2,736 (10.4)	2,153 (13.1)	4,889 (11.5)
計	26,264 (100.0)	16,388 (100.0)	42,652 (100.0)

(注) ()内は構成比を示し、単位は%である。

(7) 救急隊員の行った応急処置の状況

昭和63年中の搬送人員246万8,239人のうち、救急隊員が応急処置を行った救急患者は141万9,120人(搬送人員の57.5%、前年は57.1%)であり、前年に比較し、7万9,381人(5.6%)増加している。その内容は保温が最も多く、次いで酸素吸入、被覆の順となっている(第2-9表)。

(8) 交通事故に対する実施状況

昭和63年中の出場件数59万4,124件、搬送人員は66万2,467人で、前年に比較して出場件数が33,192件(5.6%)、搬送人員が41,506人(6.7%)増加している(附属資料23、24)。

第2-9表 救急隊員の行った応急処置の状況

(昭和63年中)

処置項目	事故種別					計
	急病	交通事故	一般負傷	その他		
応急処置対象搬送人員	695,394	338,973	178,481	206,272		1,419,120
止血	5,589 (0.6)	80,604 (17.0)	41,452 (16.9)	21,792 (7.3)		149,437 (7.5)
固定	5,047 (0.5)	50,139 (10.6)	27,450 (11.2)	18,307 (6.2)		100,943 (5.1)
人工呼吸	25,478 (2.6)	3,388 (0.7)	2,133 (0.9)	4,579 (1.5)		35,578 (1.8)
心マッサージ	32,133 (3.3)	3,845 (0.8)	2,492 (1.0)	5,224 (1.8)		43,694 (2.2)
酸素吸入	207,672 (21.3)	21,737 (4.6)	9,044 (3.7)	61,263 (20.6)		299,716 (15.0)
気道確保	94,209 (9.7)	13,277 (2.8)	6,352 (2.6)	18,681 (6.3)		132,519 (6.7)
保温	496,673 (51.0)	97,633 (20.6)	60,996 (24.8)	98,829 (33.3)		754,131 (37.9)
被覆	6,288 (0.6)	151,578 (31.9)	73,053 (29.7)	36,645 (12.4)		267,564 (13.4)
その他	100,938 (10.4)	52,475 (11.0)	22,723 (9.2)	31,442 (10.6)		207,578 (10.4)
計	974,027 (100.0)	474,676 (100.0)	245,695 (100.0)	296,762 (100.0)		1,991,160 (100.0)

(注) 1 1人につき複数の応急処置を行うこともあるため、応急処置対象搬送人員と事故種別ごとの処置項目の計の数とは一致しない。
2 ()内は構成比を示し、単位は%である。

2 実施体制

(1) 実施市町村

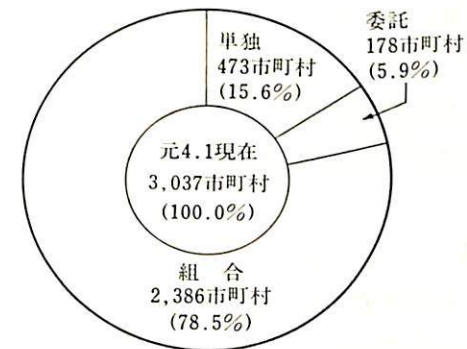
救急業務実施市町村数は、平成元年4月1日現在、3,037市町村(656市、1,883町、498村)で前年の3,021市町村(656市、1,871町、494村)に比較して16団体増加している(第2-10表)(東京特別区は、1市として計上している。以下同じ。)

第2-10表 救急業務実施市町村数の推移

区分	年	38	60	61	62	63	元
市町村数		214	3,002	3,003	3,019	3,021	3,037
対前年増加数		45	15	1	16	2	16
対前年増加率(%)		26.6	0.5	0.0	0.5	0.1	0.5
指数		100	1,403	1,403	1,411	1,412	1,419

(注) 実施市町村は、昭和38年(1月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在による。

第2-11図 救急業務実施形態の内訳



この結果、全市町村3,246のうち、93.6%(前年93.1%)に当たる市町村で救急業務が実施され、全人口の99.0%(前年98.9%)がカバーされることとなった(附属資料22)。なお、救急業務形態の内訳は第2-11図のとおりである(人口は、昭和60年国勢調査人口による。以下同じ。)

また、実施市町村のうち、3,000市町村は、消防法施行令第43条により救急業務の実施を義務付けられた政令指定市町村であるが、37町村は救急業務の実施を義務付けられていない任意実施町村である。

(2) 救急隊

救急隊は、平成元年4月1日現在、3,955隊設置されており、前年の3,890隊に比べて65隊(1.7%)増加している(第2-12表)。

(3) 救急隊員

救急隊員は、人命救護という重要な任務に従事することから、最低135時

第2—12表 救急隊数の推移

区分	年	60	61	62	63	元
救急隊数		3,696	3,738	3,810	3,890	3,955
対前年増加数		103	42	72	80	65
対前年増加率(%)		2.9	1.1	1.9	2.1	1.7

(注) 各年とも4月1日現在の数値である。

間の救急業務に関する講習を修了した者等をもって充てるようにしなければならないとされている。平成元年4月1日現在、この資格要件を満たす消防職員は全国で7万3,879人となっており、このうち4万6,925人が、救急隊員として救急業務に従事している。

(4) 救急自動車

全国の消防本部における救急自動車の保有台数は、予備車を含め、平成元年4月1日現在、4,521台で前年の4,443台に比べ78台(1.7%)増加している。

(5) 救急指令装置

救急指令装置は、救急事故の覚知から傷病者を病院へ収容するまでの救急業務の処理を迅速かつ的確に行うため、救急病院等の医療機関と無線又は有線によって連絡を保ち、救急隊に必要な指示をするための通信制御装置であり、平成元年4月1日現在、全国で708基の救急指令装置が整備されている。

(6) 救急医療情報センター

都道府県全域を対象とした救急医療情報センターは、救急医療情報の的確な収集と提供を行うためのもので、昭和63年度までに厚生省の補助制度を活用し、31都府県に整備されている。

(7) 高速自動車国道等における救急業務実施体制

高速自動車国道等における救急業務は、市町村の規模、救急処理体制、インターチェンジ間の距離その他の事情を勘案して、一定の基準に基づき日本道路公団とインターチェンジ所在市町村がそれぞれ実施している。

高速自動車国道等における救急業務の実施状況は、平成元年3月31日現

在、総延長4,443.4kmのうち市町村の消防機関が実施しているのは4,423.9kmであり、日本道路公団が自主救急基地を設けて実施しているのは19.5km(中央自動車道恵那山トンネル8.6km、関越自動車道関越トンネル10.9km)である。また、同公団及び本州四国連絡橋公団においては、前記救急業務実施市町村に対し、高速自動車国道等の特殊性を考慮して、一定の財源措置を講じている。

(8) 救急業務における感染防止対策

救急隊員は、その職務の性質上、常に各種病原体からの感染危険にさらされていると同時に、万一、救急隊員が感染症等に感染した場合には救急業務をとおして他の傷病者へ二次感染を引き起こすおそれがある。したがって、救急隊員の感染防止対策を確立することは、救急業務に関する極めて重要な課題といえる。

消防庁では、救急業務に関する消防職員の講習に救急用器具・材料の消毒の課目を設けるとともに、B型肝炎、AIDS(エイズ：後天性免疫不全症候群)の感染予防対策等について消防機関等を指導しているところである。

3 救急医療体制

救急患者を受け入れるべき救急病院及び救急診療所の告示状況は、平成元年4月1日現在、全国で5,930箇所となっている。

救急病院及び救急診療所の推移をみると、第2—13表のとおりである。

また、厚生省においては、このほか、昭和52年度から次のような救急医療体制の整備強化が進められている。

① 初期救急医療体制の整備

休日、夜間における初期救急医療の確保を図るため休日夜間急患センターを人口5万人以上の市に整備することとし、平成元年4月1日現在492箇所整備された。このほか在宅当番医制の普及と定着化が図られている。

② 第二次救急医療体制の整備

病院群輪番制方式及び共同利用型病院方式による第二次救急医療施設は、初期救急医療施設との連携の下に休日又は夜間の重症救急患者の医療を確保

第2—13表 救急病院及び救急診療所の推移

年	病 院	診 療 所	計	指 数
39	719	463	1,182	100
60	3,780	1,879	5,659	479
61	3,868	1,872	5,740	486
62	3,947	1,781	5,728	485
63	4,117	1,752	5,869	497
元	4,226	1,704	5,930	502

(注) 昭和39年(8月1日現在)を除き、各年とも4月1日現在の数値である。

するためのもので、平成元年4月1日現在370地区が整備された。

③ 第三次救急医療体制の整備

救命救急センターを整備し、初期及び第二次救急医療施設との連携の下に、重篤救急患者の医療を確保するためのもので、平成元年4月1日現在103箇所整備された。

消防庁では、救急患者の救命効率の向上を図るために傷病者観察カード(スコアカード)の導入、消防機関と救命救急センター等の間の緊急着信専用電話の設置を進めるなど救急医療機関との連携、協力について各都道府県及び市町村に対し指導を行った。

第3節 救 助 活 動

1 実施状況

(1) 救助活動件数及び救助人員の状況

昭和63年中における全国の救助活動の実施状況は、救助活動件数1万9,809件、救助人員1万8,183人であり、これを前年と比較すると、救助活動件数が1,308件(7.1%)、救助人員が654人(3.7%)増加している(第3—1表)。

第3—1表 救助活動件数及び救助人員の推移

区分 年	救 助 活 動 件 数		救 助 人 員	
	件 数	対前年増減率 (%)	人 員	対前年増減率 (%)
59	15,826	△ 0.8	13,690	△ 5.0
60	16,625	5.0	14,618	6.8
61	18,079	8.7	18,918	29.4
62	18,501	2.3	17,529	△ 7.3
63	19,809	7.1	18,183	3.7

(注) 昭和60年以降のデータは、消防本部・署を設置しない市町村の消防団の活動件数等を含めている。以下データについても同じ。

(2) 事故種別救助活動の状況

事故種別の救助活動の状況は、第3—2表のとおりであり、救助出動人員は、延べ64万3,967人となっており、消防職員については、火災及び交通事故で全体構成比の75.6%、消防団員については、火災のみで79.7%を占め、水難事故、自然災害を含めると88.9%となっている。

また、救助活動人員は、延べ24万6,765人となっており、救助活動1件当たり12.5人が従事したこととなり、事故種別ごとの救助活動1件当たりの従事人員は自然災害の28.8人が最も多く、次に水難事故の19.4人で以下、ガス及び酸欠事故18.3人、火災17.6人の順となっている(附属資料27)。

第3—2表 事故種別救助出動及び活動の状況

(昭和63年中)

区分	事故種別										計
	火災	交通事故	水難事故	自然災害	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	爆発事故	その他		
救助活動数	5,440 (27.5)	9,255 (46.7)	878 (4.4)	127 (0.6)	774 (3.9)	953 (4.8)	340 (1.7)	10 (0.1)	2,032 (10.3)	19,809 (100)	
救助人員	821 (4.5)	11,874 (65.3)	764 (4.2)	345 (1.9)	1,017 (5.6)	1,035 (5.7)	361 (2.0)	17 (0.1)	1,949 (10.7)	18,183 (100)	
消防職員	救助出動人員	238,845 (46.3)	150,943 (29.3)	19,487 (3.8)	2,009 (0.4)	16,019 (3.1)	15,683 (3.0)	9,801 (1.9)	600 (0.1)	62,131 (12.1)	515,518 (100)
	救助活動人員	87,129 (39.2)	81,080 (36.4)	11,356 (5.1)	1,402 (0.6)	7,098 (3.2)	9,408 (4.2)	6,208 (2.8)	163 (0.1)	18,760 (8.4)	222,604 (100)
消防団員	救助出動人員	102,322 (79.7)	1,450 (1.1)	7,899 (6.1)	4,050 (3.1)	142 (0.1)	87 (0.1)	78 (0.1)	244 (0.2)	12,177 (9.5)	128,449 (100)
	救助活動人員	8,557 (35.4)	933 (3.8)	5,648 (23.4)	2,254 (9.3)	64 (0.3)	49 (0.2)	18 (0.1)	0 (0)	6,638 (27.5)	24,161 (100)
1件当たりの救助活動人員	17.6	8.9	19.4	28.8	9.3	9.9	18.3	16.3	12.5	12.5	

(注) 1 ()内は構成比(%)

2 「出動人員」とは、救助活動を行うために出動したすべての人員をいう。

3 「活動人員」とは、出動人員のうち実際に救助活動を行った人員をいう。

2 実施体制

(1) 救助隊設置消防本部及び構成市町村

平成元年4月1日現在、消防法第36条の2の規定に基づき、及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令(昭和61年自治省令第22号)に定める基準に従い、救助隊を設置している消防本部は777本部となっており、当

第3—3表 救助隊の設置状況

区分	救助隊設置消防本部数	左の構成市町村数 (受託市町村を含む)	左の人口 (昭和60年国調)
平成元.4.1 現在	777	2,614 (611市、1,587町、416村)	113,668,296
昭和63.4.1 現在	755	2,549 (601市、1,543町、405村)	112,108,963
対前年増減率(%)	2.9	2.6	1.4

該消防本部の構成市町村(受託市町村を含む。)は2,614市町村であり、前年と比較して22消防本部、65市町村に救助隊が新設されている(第3—3表)。

(2) 救助隊数及び救助隊員数

救助隊は777消防本部に1,293隊設置されており、救助隊員は1万7,591人となっている。このことは、1消防本部当たり1.7隊の救助隊が設置されており、1隊に13.6人の救助隊員が配置されていることとなっている(第3—4表)。

第3—4表 救助隊数及び救助隊員数

区分	救助隊数			救助隊員数		
	専任	兼任	計	専任	兼任	計
自治省令第3条の規定による救助隊	365	928	1,293	5,056	12,535	17,591
うち自治省令第4条の規定による救助隊	301	202	503	4,141	2,816	6,957

(注) 「専任隊」とは、災害時において専ら救助工作車で出動し、救助活動を行う隊をいう。

「兼任隊」とは、災害の態様により、救助活動のほか消火活動等を兼ねる隊をいう。

「専任隊員」とは、専任隊の隊員のうち辞令又は職務命令により、専ら救助活動を行う者をいう。

「兼任隊員」とは、専任隊の専任隊員以外の者をいう。

(3) 救助隊が搭乗する車両及び主な保有資機材

消防機関の行う救助活動は、近年における社会経済活動の複雑多様化を反映して各種災害、事故に幅広く及んできており、これに伴い救助隊が搭乗する車両としては、これらの救助事象に迅速に対応できる資機材を積載した救助工作車が不可欠となってきたことから年々その整備が図られている。

また、救助隊の保有する資機材についても、前記省令の施行に伴い、より専門化した機械器具の整備が図られているが、救助隊数に比較して不足している資機材が多い。このため、昭和62年度においては、新たに救助資機材等総合整備事業を創設し、整備促進を図っているところである(第3—5表)。

第3—5表 救助隊が搭乗する車両及び主な資機材

搭乗車両	救助工作車	はしご車	スノーケル車	ポンプ車	タンク車	化学車	その他	計			
		639	279	126	403	318	110	387	2,262		
主な資機材	省令別表第1	三連はしご	救命索発射銃	油圧スプレッダー	油圧切断機	可搬ウインチ	エンジンカッター	チェーンソー	ガス溶断器	可燃性ガス測定器	空気呼吸器
		1,489	1,743	951	542	1,794	1,704	1,461	925	1,409	9,168
	省令別表第2	空ジャッキ	大型油圧スプレッダー	大型油圧切断機	削岩機	空気鋸	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器	送風排機	酸素呼吸器
	822	317	312	454	1,037	780	840	795	504	2,423	



救助活動（京都市消防局）

(4) 救助隊員の教育訓練

消防職員の救助活動に関する教育訓練については、消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）により、専科教育の警防科に救助課程を

設け、90時間以上の教育訓練を行っている。

また、消防本部においても月間又は救助に関する訓練計画を樹立し、職場教育を定期的実施している（第3—6表）。

第3—6表 消防本部における救助隊員の訓練実施状況

区分	体 力 訓 練	力 成 績	ロ ー プ 基 本 応 用 訓 練	検 索 訓 練	索 助 訓 練	各種救助器具取扱 訓練	各種救助事象想定 訓練	その他 訓練	計
実施延回数	176,021	66,166	64,158	51,758	27,328	27,648	413,079		
実施人員	1,133,462	435,403	399,035	297,901	179,489	169,872	2,615,162		
実施延時間	211,771	150,644	153,738	88,110	64,755	57,798	726,816		

近年、救助活動は、より高度かつ専門的な知識と技術が不可欠となっており、消防学校及び職場における教育訓練の充実強化を早急に図っていく必要がある。このため、平成元年6月、消防学校の教育訓練の基準を改正し、専科教育の救助科として、146時間以上の教育訓練を行うこととした（平成2年4月1日施行）ほか、今後、教材の開発について検討を行うこととしている。

第4節 防災体制

1 防災に関する組織・計画

地震・風水害等の災害から国土並びに国民の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法は、防災に関する組織として、国に中央防災会議、都道府県に都道府県防災会議、市町村に市町村防災会議を設置することとしている。これら防災会議は、行政機関のほか、日本赤十字社等関係公共機関の参加を得て、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の各局面に有効適切に対処するため、防災計画の作成とその円滑な実施を推進することを目的としている。

すなわち、中央防災会議においては我が国における防災の基本となる防災基本計画を、各指定行政機関及び指定公共機関においてはその所掌事務又は業務に関する防災業務計画を、地方防災会議においては地域防災計画を作成することとされている。

なお、石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等特別防災区域については、同法により、石油コンビナート等防災本部を設置するとともに、地域防災計画に代わるものとして、石油コンビナート等防災計画を作成することとされている。

また、災害に際して防災上必要がある場合には、国は非常災害対策本部（災害が特に異常かつ激甚な災害緊急事態においては、緊急災害対策本部）、都道府県及び市町村は災害対策本部を設置して災害対策を推進することとしている。

さらに、大規模災害に対応するための制度として、災害対策基本法において地方公共団体の相互応援等、消防組織法において消防機関の相互応援、非常事態における都道府県知事の指示、消防庁長官の措置の要求等が定められている。

(1) 防災体制

ア 地方防災会議

地方防災会議は、都道府県と市町村にそれぞれ設置されている。

昭和63年度中の開催状況は、都道府県42団体（89.4%）で延べ43回、市区町村1,388団体（42.5%）で延べ1,853回開催され、防災計画の修正、防災訓練実施の検討等を行うとともに、防災関係機関相互の連絡調整を図っている。

また、都道府県においては、防災会議の専門部会として、21団体が地震対策部会を、8団体が原子力防災部会を設置するなどにより防災体制の強化が図られている。

イ 災害対策本部

昭和63年中に、都道府県においては、8団体で延べ25団体、市区町村においては、延べ914団体で災害対策本部が設置されている。

ウ 防災主管部課

都道府県においては、すべて消防防災を主管する課が設けられ、災害対策基本法等に基づく事務、消防に関する市町村の指導等の消防組織法に基づく事務などを処理している。また、大規模地震に備えて地震対策を専管する課を設置しているところもある。特に近年、都道府県の防災上の役割が重要視されており、消防防災主管課はその中心となって各種災害対策の推進に努めている。

市町村においては、市町村長部局の防災担当部課又は消防本部が防災会議、防災計画等に関する事務を所掌し、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

エ 自主防災組織

自主防災組織は、防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自主的に結成する組織である。平成元年4月1日現在の自主防災組織数は、全国で5万9,712となっている。また、自主防災組織を有する市区町村は1,875団体あり、自主防災組織が組織されている地域の世帯数は1,539万7,349で、全世帯数に対する割合は38.0%となっている。

(2) 地域防災計画

地域防災計画は、都道府県又は市町村が地域の実情に即し、当該地域の防災機関が防災に関して処理すべき業務の大綱及び災害予防、災害応急、災害復旧に関する対策等を定めた防災に関する総合的な計画である。

平成元年4月1日現在、都道府県地域防災計画は全都道府県において、また市町村地域防災計画も、ほぼすべての団体で作成されており、いずれも地域における総合的な防災対策の推進上重要な役割を果たしている。

また、近年は28都府県において震災対策計画が、13道府県において原子力災害対策計画が作成されるなど、一般の防災計画と区別して特殊災害対策計画を作成する団体が増えている。

(3) 防災訓練の実施

災害時に迅速かつ的確な対応をするには、日ごろから実戦的な対応力をかん養しておく必要があり、消防庁では、地方公共団体に対して、防災関係機関とも連携のうえ、住民の参加の下に、情報の収集・伝達、避難誘導、救出・救護など総合かつ実戦的な防災訓練を実施するよう指導している。

昭和63年度においては、都道府県が延べ176回の防災訓練を実施したほか、市区町村においても延べ3,490回の防災訓練を実施した。訓練に際しての災害想定は、都道府県では、地震が最も多く、次いで、風水害、コンビナート災害、林野火災、大火災の順になっており、市町村では、地震、大火災、風水害の順となっている。また、訓練形態は地域住民等の参加を得た総合（実働）訓練が圧倒的となっている（附属資料14）。

なお、昭和56年度から防災訓練における住民の事故に備えて、防火防災訓練災害補償等共済制度が発足し、住民が安心して訓練に参加できる体制が確立された。平成元年3月31日現在、全国3,268市区町村のうち、3,246市区町村が共済に加入し、災害補償の対象となる住民は8,584万人となっている。昭和63年度中の防火防災訓練災害補償等共済でん補金の支払い状況は合計16件、137万円となっている。

2 情報通信体制

災害時において、迅速かつ的確な防災活動を実施するためには、平素から各種災害情報の収集・伝達体制を確立しておくことが極めて重要である。このため消防庁では、総合的な消防防災無線通信ネットワークの強化を目指し、地方公共団体と一体となって、情報通信体制の整備を進めている。

(1) 国（消防庁）と都道府県を結ぶ消防防災無線通信網

消防庁と都道府県を結ぶ無線通信網には、地上通信系と衛星通信系とがある。

地上通信系は、消防庁と47都道府県とを地上回線網で結ぶ無線通信網であり、現在、消防庁所属の181局の無線局（建設省無線設備と共用）と各都道府県所属の無線局により構成されており、1道府県当たり1回線（東京都のみ2回線）の直通回線により電話及びファクシミリによる相互通信と消防庁からの一斉伝達が可能である。

衛星通信系は、地上の災害の影響を受けにくく、かつ、災害時に特定地域に回線を集中して割り当てることができる通信網である。昭和58年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っており、現在、通信衛星「さくら3号」を利用して、消防庁と愛知県、静岡県、千葉県、山梨県、神奈川県及び長野県の6県との間で運用中である。なお、平成元年度中には、新たに埼玉県及び岐阜県の2県が整備を開始する予定である。

(2) 都道府県防災行政無線通信網

都道府県においては、災害情報の一元的な収集・伝達体制を確立するため、県の出先機関、市町村のほか、指定地方行政機関、指定地方公共機関等を結ぶ防災行政無線網の整備が進められている。この通信網は、電話及びファクシミリによる相互通信のほか、県庁及び県の総合事務所から市町村等関係機関へ一斉伝達する機能を有し、災害時には、地域の情報を収集するための車両等との通信も可能である。

消防庁では、この整備事業に対し、昭和48年度から国庫補助制度を設け整備の促進を図っており、平成元年3月31日現在42都道府県で運用中、2府県

が整備中（整備率93.6%）である。

（3）市町村の消防・防災無線通信網

ア 市町村と集落等を結ぶ防災行政無線通信網

市町村と集落等を結ぶ無線通信網は、一般に同報系無線施設と移動系無線施設とで構成される。

同報系無線は、一方向の情報伝達手段として、市町村役場に送信用の固定局（親局）、集落等に受信機（子局）を設置し、地域住民に対して一斉に情報を伝達することのできる無線施設であり、気象予警報、避難の勧告・指示等の伝達手段として極めて有効である。また、移動系無線は、相互に通信できる無線施設のため、市町村の災害対策本部が集落の被災状況等を迅速かつ的確に把握するために有効であり、防災行政を効果的に運用するためには、同報系及び移動系の両施設の整備が必要である。

消防庁では、特に台風常襲地域、特別豪雪地域、地震観測強化地域、活動火山周辺地域、沖縄県の地域等防災対策の強化が急がれる地域等の市町村に対して、昭和53年度から国庫補助制度を設け、平成元年3月31日までの間に706市町村に117億3,495万円の補助金を交付し、整備促進を図ってきた。しかし、平成元年3月31日現在における整備率は、同報系43.6%、移動系67.2%にとどまっている。このため、消防庁では、昭和61年度から新たに防災まちづくり事業によってもその整備が可能となったことに伴い、従来の国庫補助金のほか、この事業による活用整備を強力に推進しているところである。

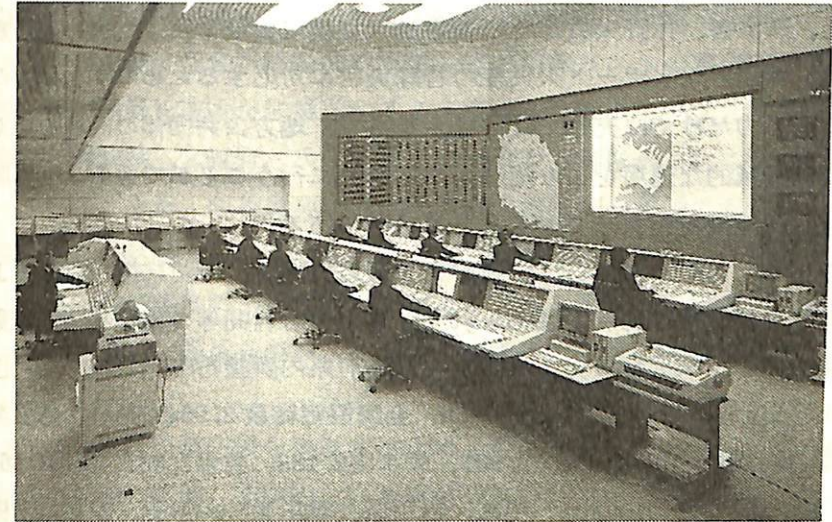
また、このほか移動系無線の高度化されたものとしての地域防災無線は、災害時において市町村の災害対策本部と不可欠な関連を有することとなる医療機関、交通機関等生活関連機関や自主防災組織相互間を結ぶことができるものであり、より地域に密着した情報収集・伝達体制が可能となるものである。既存の市町村防災行政無線システムとこの無線システムとの有機的連携が図られる総合的な施設整備の推進にも努めているところである。

イ 消防・救急無線通信網

消防・救急無線は、消防本部、消防署等に基地局を設置し、消防ポンプ自動車、救急自動車等に積載した移動局との間で情報の収集・伝達、指揮・連

絡等を行うための無線通信網である。平成元年3月31日現在6万5,893局が整備運用されており、この一年間に2,084局が増加した。

なお、一部の消防機関では、災害現場の状況をヘリコプターに搭載したテレビカメラで撮影し、消防本部にその映像を伝送したり、地図情報等を消防本部にファイリングしておき、火災現場等に画像伝送する等機能の高度化が図られている。



消防指令センター（横浜市消防局）

（4）その他の防災通信

地震災害、石油コンビナート災害等の大規模な災害が発生した場合、災害現場では、消防機関をはじめとする防災関係行政機関、公共機関がそれぞれ災害応急活動を行うこととなるが、これら異なる組織体が協力して効果的な防災活動を行うためには、これら異なる組織体相互間の情報交換のための通信が必要となる。このため、これら防災関係機関相互間では、防災相互通信用無線（共通波）や有線による専用回線が活用されている。

消防庁では、特に、大規模災害等の発生が想定される市町村、あるいは石油コンビナート地帯等の市町村に対し、防災相互通信用無線施設を整備するとともに、災害時にその機能が十分発揮できるよう、あらかじめ関係機関と調整する等その運用体制を確立しておくよう指導しているところである。

第5節 広域応援体制

1 消防広域応援体制の整備

(1) 広域応援体制の推進

地震、風水害、林野火災等その被害が大規模で広域に及ぶ災害や高層建築物火災、石油コンビナート火災等の特殊災害に対応するためには、個々の市町村の消防力だけでは充分でない場合があり、地方公共団体の区域を越えた消防力の広域的な運用をより迅速かつ効果的に行うことができるよう広域的な消防応援体制を確立しておくことが必要である。

このため、市町村あるいは都道府県の区域を越えて消防応援を行えるよう消防相互応援協定の締結が進められている。市町村間等の消防相互応援協定の現況は、平成元年6月1日現在、都道府県内隣接市町村のみの協定数2,485、都道府県外を含む協定数469、全国協定総数2,954であり、応援災害別分類(重複計上)では、火災2,901、風水害2,183、救急2,353、救助1,964、その他1,686である。また、現在、岩手県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、福井県、山梨県、静岡県、三重県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、徳島県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び沖縄県の28府県が全府県下を統一した消防相互応援協定(常備化市町村のみを対象とした協定を含む)を結んでいる。さらに、特殊な協定として、高速道路(東名高速道路消防相互応援協定他)、港湾(東京湾消防相互応援協定他)、林野火災(四国西南地域消防相互応援協定他)や航空機(大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定他)がある。

このほか消防組織法においては、大規模災害、特殊災害による非常事態の場合において当該市町村のみの消防力では対処できない等のため緊急措置を講じる必要のあるときは、都道府県知事は市町村長等に対し、災害防ぎょ措置に関して指示することができ、さらに消防庁長官は都道府県知事からの要

請があったとき、他の都道府県知事に対し災害発生市町村の消防応援のため必要な措置を求めることができることとされている。

消防庁では、これら消防相互応援の制度をより有効に活用し、効果的な消防広域応援体制を確立するため昭和62年5月に消防庁内に「消防広域応援体制検討委員会」を設置し、消防広域応援体制の整備と運用について検討を行い、「消防広域応援体制の整備と運用に関する報告書」を取りまとめた。消防庁では、この報告書を指標として消防広域応援基本計画の作成、派遣要請システムの整備、代表消防機関の設置、応援情報リストの整備等の消防広域応援体制の整備を速やかに推進するよう指導しており、平成元年5月現在、茨城県、静岡県、大阪府、兵庫県及び福岡県の5府県がこれに沿った整備を図っている。また、同委員会では消防広域応援体制の整備に資するため災害種別に応じた活動マニュアルとして、昭和62年度に「林野火災活動マニュアル」を、昭和63年度に「風水害活動マニュアル」及び「地震災害活動マニュアル」を作成し、委員会の報告を受けて各消防本部及び都道府県に送付した。

さらに、消防広域応援を推進するため、都道府県下を統一した消防相互応援協定の締結の促進、全国的な広域航空消防防災体制の構築、無線通信運用体制の充実及び同一都道府県内での市町村の区域を越えて行われる消防広域応援に対する消防広域応援交付金制度の整備について今後検討していく必要がある。

(2) 広域航空消防応援

航空消防応援については、昭和61年5月に「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細則」を策定し、消防機関の保有するヘリコプターによる広域的応援について消防庁長官の都道府県の区域を越えた消防広域応援出動の要請に関する制度の積極的運用がなされるよう、応援可能地域の明示、応援要請の手続きの明確化等を図った。さらに、昭和62年度からは消防広域応援交付金制度を整備し、消防庁長官の求めに応じて都道府県の区域を越えて行われる消防広域応援に対し、応援市町村に広域応援交付金が財団法人全国市町村振興

協会から交付されることとなった。昭和63年度中に消防広域応援交付金制度の適用となった事例は5件あり、いずれも林野火災であった（第5—1表参照）。

第5—1表 消防広域応援交付金制度適用事例

災 害 名 称	受援市町村	応援消防本部	応 援 内 容
岡山県笹岡市 (北木島)林野火災 (63. 11. 11~13)	笹 岡 市	大阪市消防局 京都市消防局 神戸市消防局	ヘリコプター3機空中消火 大阪 1機 京都 1機 神戸 1機
埼玉県大滝村 (中津川)林野火災 (63. 12. 15~16)	大 滝 村	東京消防庁	ヘリコプター1機空中消火
山梨県須玉町 (大野山)林野火災 (63. 12. 19~20)	須 玉 町	東京消防庁 横浜市消防局	ヘリコプター2機空中消火 東京 1機 横浜 1機
広島県倉橋町 (トロボ)林野火災 (63. 12. 28~29)	倉 橋 町	大阪市消防局 京都市消防局 福岡市消防局	ヘリコプター3機空中消火 大阪 1機 京都 1機 福岡 1機
茨城県日立市 (諏訪町)林野火災 (64. 1. 2~3)	日 立 市	東京消防庁	ヘリコプター2機空中消火

2 広域防災応援体制の整備

大規模、広域的な災害に適切に対処するためには、地方公共団体の区域を越えて機動的、効果的に対処し得るよう、防災関係機関相互の連携強化をはじめとする広域防災応援体制の確立を推進する必要がある。

地方公共団体間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方防災会議の協議会の設置、市町村長等相互間、都道府県知事等相互間及び市町村長等から都道府県知事等に対する応援の要求、地方自治法に基づく地方公共団体の長等相互間の職員の派遣の要求、消防組織法に基づく消防に関する市町村間の相互応援、水防法に基づく水防管理者から他の水防管

理者等に対する応援要求等がある。

また、地方公共団体と国の機関等との間の広域防災応援に係る制度としては、災害対策基本法に基づく地方公共団体の長等から指定行政機関の長等に対する職員の派遣の要求、自衛隊法に基づく都道府県知事等から防衛庁長官等に対する部隊等の派遣の要請等がある。

災害発生時において、これらの制度を迅速かつ的確に運用するためには、関係機関相互間において、あらかじめ協定を締結することなどにより、応援要請の手続き、情報連絡体制、災害現場における指揮体制等各般にわたる項目について、あらかじめ具体的に定めておくことが望まれるが、このような広域防災応援協定の締結状況をみると、まず、都道府県間の応援協定は、平成元年4月1日現在、わずか5協定にとどまっており、これらの協定に関与していない府県が17団体にのぼっている。また、その内容も、抽象的であったり、事故発生時の責任の所在が不明確であるなど、必ずしも十分でない状況にある。さらに、自衛隊との協定を締結している都道府県は多いが、その他の防災関係機関との間の連絡調整、連携については必ずしも十分なものはなっていないこと、食糧や物資の供給、水道復旧、医療活動等の個別応援分野ごとの協定も、ごく一部の都道府県で締結されているにすぎないことなどの問題もある。

こうした状況の中で、消防庁においては、昭和62年度から「広域防災応援体制調査検討委員会」を設けて、災害特性に応じた望ましい都道府県の広域防災応援体制の在り方について調査研究を行っており、昭和62年度には、過去の災害における広域防災応援に関する事例等を収集・整理して、応援要請手続き、現在の応援協定の有効性、事前の情報収集、災害現場における指揮体制、関係機関との連携体制、情報連絡体制の整備と活用、物資・資機材の整備と活用など、広域防災応援体制に関する問題点・課題を明らかにし、昭和63年度には、その結果を踏まえて、主として都道府県間の広域防災応援を中心として、応援のマニュアルや応援協定のモデルを作成した。今後、この研究の成果を踏まえ、適切な広域応援体制の確立を図っていく必要がある。

第6節 風水害対策等

1 風水害対策

台風、集中豪雨等による風水害は、毎年のように大きな被害をもたらしているが、特に、近年は、豪雨に伴う崖崩れ、土石流等の土砂災害により、多くの人的被害を生じている。昭和57年7月の長崎豪雨、昭和58年7月の島根豪雨、昭和61年7月の鹿児島市における梅雨前線豪雨、昭和63年6月から7月にかけての豪雨等においても、死者・行方不明者の多くが、崖崩れ、土石流によるものであった。

このように、近年の風水害対策においては、特に土砂災害への対応が重要な課題となっており、各地方公共団体においては、防災体制の強化、災害危険箇所の把握、情報収集伝達・警戒避難体制の強化等に積極的に取り組んでいるところである。

消防庁においても、風水害、特に土砂災害に対応した警戒避難対策の強化を図るため、次のような項目について地方公共団体に対し指導を進めている。

(1) 防災体制の確立

都道府県及び市町村においては、積極的に防災会議を開催し、防災関係諸機関との連携を強化するとともに、地域防災計画の内容を具体的、実戦的なものとするよう計画の積極的な見直しを行い、防災活動の円滑かつ的確な実施を確保する必要がある。なお、平成元年4月1日現在で、防災会議に風水害関連部会を設置している都道府県は3団体、市町村は101団体であり、昭和63年度中に、都道府県で11団体（前年度8団体）、市町村で122団体（同124団体）で災害危険箇所、情報連絡体制等について、地域防災計画の修正を行っている。

また、災害時において、迅速かつ的確な応急対策を実施するためには、あらかじめ、情報の収集・伝達体制、災害対策本部の運営・機能等を見直し、

その充実強化を図っておく必要があり、特に、災害時における情報の重要性にかんがみ、防災行政無線網等情報通信体制の整備促進が図られている（第4節、2参照）。

さらに、災害時において日ごろの防災訓練が大きな効果を発揮した事例が多く見られることから、各地方公共団体とも積極的に訓練に取り組んでおり、昭和63年度中には、都道府県では34団体で48回、市町村では延べ868団体で風水害を想定した防災訓練を実施している。

また、風水害時における住民の自主的かつ組織的な防災活動は極めて重要であり、地方公共団体においては、災害に関する知識の普及啓発を図るとともに、自主防災組織の育成に努めている。

(2) 災害危険箇所に対する措置

市町村においては、崖崩れ、地すべり、土石流等の災害が発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等の法律指定区域等を含む災害危険箇所を地域防災計画に掲記している。

しかしながら、最近の崖崩れや土石流等の災害は、これら指定区域等以外においても発生しており、都道府県、市町村は、関係機関とあらかじめ十分協議し、地形、地質、土地利用の状況等を勘案して、必要に応じ災害危険箇所の点検を行い、その結果を地域防災計画に明示するとともに、周辺の住民に周知徹底しておく必要がある。

なお、昭和53年度以降、地域防災計画に掲記されている災害危険箇所で行われる自然災害防止事業に対しては、地方債措置が講じられている。

(3) 警戒避難体制の確立

ア 警戒体制

豪雨災害では、降り始めから短時間でがけ崩れ、土石流等が発生している例が見られることから、都道府県及び市町村は、常に気象予警報等に留意するとともに、関係機関の協力を得て、累積雨量、時間雨量等の雨量情報、河川水位等の水防情報等を的確に把握する必要がある。近年、これらの雨量等の情報について、防災主管課において総合的に収集するシステムを整備する都道府県が増えており、今後こうした体制の整備促進が望まれる。

なお、雨量、水位等の状況により、災害の発生するおそれがあると判断される場合には、市町村、消防機関は、災害危険箇所を中心に警戒巡視を行うとともに、住民に警戒を呼びかけるなど警戒体制の確立に努める必要がある。

イ 避難体制

市町村長は、雨量情報、水防情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民に対し遅滞なく避難の勧告・指示を行うものとし、あらかじめ関係機関との連絡調整を図りつつ、これらの発令の基準、時期及び方法並びに避難場所及び避難経路等を再検討し、これらを地域防災計画に明確に定めるとともに、住民に周知徹底する必要がある。この際、高齢者、心身障害者、乳幼児、傷病者などのいわゆる災害弱者にも十分配慮した対策を講ずる必要がある。

住民に対する避難の勧告・指示の伝達は、広報車の巡回、サイレン、半鐘、消防職団員等の巡回、防災行政無線等によって行われているが、最近の災害事例では、迅速かつ確実な伝達手段として防災行政無線が極めて有効に機能しており、消防庁としてもその整備促進に努めているところである。

(4) 二次災害防止対策の強化

土砂災害対策を推進するうえで、警戒避難体制の強化等とともに二次災害防止対策の強化も重要な課題となっている。

台風、集中豪雨等に伴うがけ崩れ、土石流等土砂災害の発生が予想され、住民が避難したが、豪雨もおさまらず、住民が帰宅した後に土砂災害により人的被害が生じた事例や、被災現場での救出救助活動中において、一刻も早い救出を実施するため、危険な状況下で活動が継続され、二次崩壊が発生し、更に甚大な被害に拡大した事例がみられるところである。

消防庁においては、地方公共団体に対し、災害発生後も、引き続き気象情報、災害現場の地理的状況の変化等について十分な警戒監視体制をとるとともに、警戒区域の設定、立入規制等必要な措置を行い、安全が確認されるまで避難指示の発令を継続すること、特に、行方不明者の捜索、応急工事の実施に当たっては、十分な注意、監視を行うことなど、二次災害防止対策の強

化について指導している。

2 活動火山対策

火山の噴火活動に伴う災害に対しては、活動火山対策特別措置法に基づき諸対策が講じられているが、昭和58年10月の三宅島噴火、昭和61年11月の伊豆大島噴火など近年特に大規模な噴火が見られたこと、また、昭和63年12月の十勝岳の噴火では、噴火によって発生する泥流による被害が懸念されたこと等にかんがみ、活動火山対策のより一層の具体的、実戦的な推進を図る必要がある。

消防庁では、同法により、避難施設緊急整備地域に指定された桜島及び阿蘇山の周辺市町村並びに大島町に対し、ヘリコプター離着陸用広場、退避壕及び退避舎といった避難施設整備に要する費用の一部を補助している。

また、十勝岳が昭和63年12月に噴火して以降、活発な火山活動を続けていることから、平成元年3月には上富良野町及び美瑛町の一部が、同法に基づく避難施設緊急整備地域に指定され、事業費約45億円をもって避難施設の整備が進められることとなった。

消防庁としても、事業計画に定められたヘリコプター離着陸用広場の整備の推進を図ることとしている。

さらに、関係地方公共団体に対し、①地域防災計画の中に火山噴火災害に関する防災計画を整備すること、②地方防災会議の場や防災訓練の実施等を通じて、関係機関との連携を深めておくこと、③広域的な連絡・協力体制を整備しておくこと、④時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう伝達体制を確立しておくこと、⑤火山活動の状況に応じて、登山規制、立入規制等の措置をとることができるよう、あらかじめ関係機関と協議しておくこと、⑥防災関係機関との密接な連携の下に定期的な実戦的な防災訓練を実施するよう努めること等を指導している。

(1) 地域防災計画

活動火山をかかえる地方公共団体においては、火山の特性、地理的条件及び社会的条件を勘案して、火山噴火災害に関する地域防災計画を整備してい

るところであり、都道府県で4団体、市町村で13団体が整備している。

また、整備済の団体においては、最新資料の活用等により適宜見直しが行われているところである。

(2) 関係機関との連携

噴火災害時に応急対策を迅速かつ的確に実施するために、火山観測を行っている気象官署・大学や、実働部隊である消防機関、警察機関、自衛隊、管区海上保安本部等との緊密な連携が行われている。

(3) 広域的な連絡・協力体制の整備

火山周辺の地方公共団体が複数ある火山にあっては、火山情報の伝達、避難対策及び登山規制の実施等のため、広域的な連絡・協力体制が整備されている。特に、桜島、阿蘇山、草津白根山、有珠山、北海道駒ヶ岳の5火山の関係市町村で防災会議の協議会が設置されており、それぞれ火山の爆発に関連する事前措置、その他必要な措置について指定地域防災計画が作成されている。

(4) 避難体制の整備

火山噴火等により、住民に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全確保を第一義とし、時間的余裕をもって避難の勧告・指示を行えるよう、その伝達体制が確立されている。また、避難誘導については、あらかじめ各防災関係機関の役割、誘導方法、避難先等がきめ細かく定められており、計画的な誘導が行えるようになっている。

(5) 観光客対策の整備

観光客、登山者等の立入りが多い火山にあっては、火山活動の状況に応じ、観測、監視体制の強化をはじめ、登山規制、立入規制等の措置をとることができるように、関係機関との協議がなされている。

(6) 防災訓練の実施

消防機関をはじめとする防災関係機関との密接な連携の下に実戦的な防災訓練が実施されている。また、その際、関係地方公共団体による合同訓練についても配慮されている。

第7節 震 災 対 策

1 消防庁の震災対策

消防庁は、地震災害を防止し、被害の軽減を図るため、消防の制度、人員、施設、装備、資機材等の整備充実に努めるとともに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法等の趣旨に基づき、震災対策に係る国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡、地域防災計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の作成等に関する指導・助言、防災訓練の指導及び実施、防災知識の普及啓発、地震防災に関する調査研究等の施策を推進している。

また、昭和58年(1983年)日本海中部地震の経験にかんがみ、津波対策の総合的推進に関する調査研究の結果に基づき、津波情報伝達体制の整備、津波監視体制の充実等地域防災計画の見直しを含む津波対策の推進について指導を強化した。

(1) 震災対策施設等の整備

地震時における出火防止、初期消火の徹底及び火災の延焼拡大の防止のため、消防庁は、出火危険物に関する規制の強化、消防用設備の設置の義務付け、消防力の充実等の施策を実施している。特に、震災時に予想される同時多発火災に対処し、初期消火、延焼拡大の防止、避難誘導、応急救護体制の整備等を促進するため、昭和47年度以降、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、電源車等の特殊車両及び備蓄倉庫等の整備について逐次補助を行い、大震火災対策施設の整備を図っている。

なお、避難標識の設置については、公益法人による助成が行われている。昭和63年度末までの補助事業による大震火災対策施設の整備状況は第7—1表のとおりである。

(2) 地震防災対策強化地域における震災対策

大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域(第7—2表、第7—3図)においては、県及び市町村の地方防災会議が地震防災強化計画

第7—1表 大震火災対策施設の整備状況

(単位：百万円)

区 分	昭和47年度～昭和63年度		左のうち昭和63年度分	
	数 量	補助金額	数 量	補助金額
耐震性貯水槽(60m ³)	390 (317)	1,031 (881)	84 (71)	227 (201)
〃 (100m ³)	3,532 (602)	10,538 (2,516)	151 (30)	534 (133)
〃 (飲料水兼用100m ³)	122 (45)	560 (253)	16 (6)	91 (43)
〃 (飲料水兼用1,500m ³)	29	2,096	2	154
可搬式小型動力ポンプ	5,294 (1,890)	2,059 (989)	109 (61)	54 (34)
電 源 車(大型)	50	439	1	10
〃 (小型)	16	57	1	3
起 震 車	61	177	5	16
防 災 指 導 車	13	88	1	7
震 災 救 援 車	8	39	0	0
備 蓄 倉 庫	20	379	1	19
そ の 他	8	224	—	—
計	—	17,687 (4,639)	—	1,115 (411)

(注) 1 ()内の数値は、地震防災対策強化地域分で内数である。
 2 「その他」は、地域防災センター、移動無線電話車、耐火避難車及びヘリコプターによるテレビ電送システムで、昭和54年度以降は補助の対象とされていない。

を、また、病院、百貨店、劇場、鉄道事業等、地震防災上重要な施設又は事業を管理、運営する者がそれぞれ地震防災応急計画を作成し、地震防災応急対策に関する事項等を定めることとされている。消防庁では、地震防災強化計画及び地震防災応急計画において定めるべき事項を示し、所要の指導・助言を行っている。現在、地震防災強化計画は関係地方公共団体においてすべて作成されているが、地震防災応急計画についても、約3万9千の対象事業所のうち8割の事業所において作成済みとなっている。

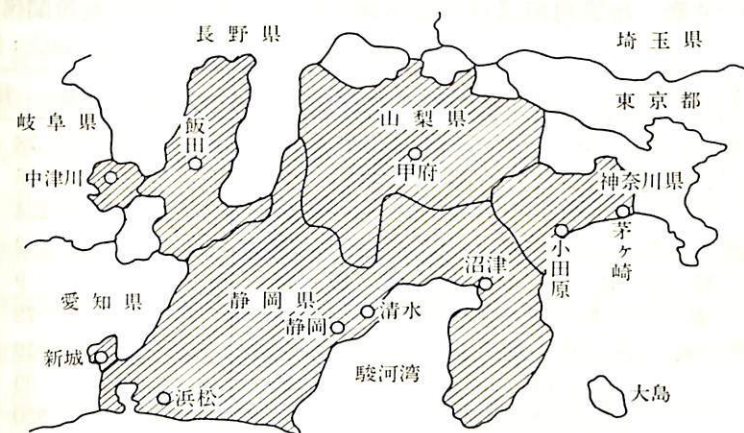
さらに、地震防災対策強化地域については地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の促進を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急

第7—2表 地震防災対策強化地域一覧表

県 名	区 域
神奈川県	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、高座郡、中部、足柄上郡及び足柄下郡の区域
山梨県	甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、東山梨郡春日居町、同郡牧丘町、同郡勝沼町、同郡大和村、東八代郡、西八代郡、南巨摩郡、中巨摩郡、北巨摩郡双葉町、同郡明野村、同郡白州町、同郡武川村、南都留郡及び北都留郡上野原町の区域
長野県	飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、同郡中川村、同郡宮田村、下伊那郡鼎町、同郡松川町、同郡高森町、同郡阿南町、同郡上郷町、同郡阿智村、同郡下条村、同郡天竜村、同郡泰阜村、同郡喬木村、同郡豊丘村及び同郡南信濃村の区域
岐阜県	中津川市の区域
静岡県	全域
愛知県	新城市の区域

(注) この表に掲げる区域は、昭和54年8月7日における行政区画その他の区域によって表示されたものである。
 なお、長野県下伊那郡鼎町は、昭和59年12月1日付で同県飯田市に合併・編入されている。

第7—3図 地震防災対策強化地域指定状況



地震防災対策強化地域(斜線部分)

整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が昭和55年5月から施行され、地方公共団体等が実施する地震対策緊急整備事業に対し、国の負担又は補助の割合の特例その他国の財政上の特別措置が講じられている。

なお、この法律の有効期限は、昭和60年3月、同法の一部改正法が成立したことにより、5年間延長され、平成2年3月31日までとなっている。地震防災対策強化地域内の知事は、この法律に基づき、地震対策緊急整備事業計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けているが、この計画には、昭和55年度からの10年間に地震防災上緊急に整備すべき避難地、避難路、消防用施設、緊急輸送路、通信施設、社会福祉施設、公立の小・中学校等の整備に関する事項が定められており、計画の総事業費は、5,653億円となっている。

この計画に基づいて整備される消防用施設は第7—4表のとおりである。このうち、消防施設強化促進法第3条に規定する消防施設のほか小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ及び耐震性貯水槽については、国の負担割合が2分の1（通常は3分の1）とされている。

また、これらの施設整備の財源に充てるために起こした地方債で自治大臣が指定したものに係る元利償還金の2分の1については、地方交付税の基準財政需要額に算入されるなど財政上の特別措置が講じられている。

第7—4表 地震対策緊急整備事業計画の内容（消防用施設関係）

（単位：億円）

消 防 用 施 設	事 業 費
消 防 ポ ン プ 自 動 車	78
小 型 動 力 ポ ン プ	6
防 火 水 槽	124
消 防 専 用 電 話 装 置	2
小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	9
耐 震 性 貯 水 槽	73
可 搬 式 小 型 動 力 ポ ン プ	19
そ の 他	39
計	350

（注）「その他」は、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第4条の適用を受けないものである。

（3） 南関東地域における震災対策

南関東地域においては、わが国の政治、経済の中心であるとともに、人口、諸機能の集積が著しい地域であり、ここに大規模な地震が発生した場合には、その受ける被害は甚大かつ広範なものとなるおそれがあり、昭和63年12月6日の中央防災会議において「南関東地域震災応急対策活動要領」が決定された。

消防庁では、同活動要領の趣旨を踏まえ、広域応援体制の整備充実、緊急輸送及び救護体制の確立、情報及び広報体制の確立、災害応急対策の強化、防災意識の啓発、周辺地域も一体となった防災訓練の実施など震災対策の充実を図るよう指導している。

（4） その他の地域における震災対策

大地震が発生した場合、被害は広域に及び、また、地震動による建造物の損壊にとどまらず、津波、同時多発火災等の発生など複合的な災害をもたらすものである。

このような地震災害の特徴及びその社会的な影響の大きさにかんがみ、大規模地震対策特別措置法に定める地震防災対策強化地域及び南関東地域以外の地域においても、地域防災計画において、震災対策に関する総合的な計画として震災対策編を策定し、情報伝達体制の充実、避難対策の確立、防災意識の啓発、防災訓練の実施などの震災対策に万全を期すよう指導している。

（5） 総合防災訓練の実施

災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地域及び南関東地域に大規模地震が発生するとの想定の下に、防災週間の主たる行事として、平成元年9月1日（防災の日）に中央防災会議の決定に基づき総合防災訓練を実施した。当該訓練には、全指定行政機関、19指定公共機関、地震防災対策強化地域と周辺地域の10都県が参加し、発災前の地震防災応急対策の実施訓練及び発災後の訓練も併せて行った。また、同日、南関東六都府市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市及び川崎市）においても、相互の協力連携体制の充実強化等を目的とする合同防災訓練が実施された。

消防庁においても、自治省・消防庁防災業務計画及び消防庁応急体制整備

要領に基づき、職員の参集訓練、地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置及び運営訓練のほか、応急対策実施状況の把握、応急物資の要請、広域消防応援等について消防防災無線を運用した国と関係各都県の間の情報伝達訓練等を実施した。

(6) 震災対策に関する研究

消防庁は、地震災害の広域性、複合性等にかんがみ、地域防災計画に震災対策を他の災害と区分し、個別の計画体系を定めることの重要性から昭和60年度から昭和62年度までの3か年において震災対策計画策定マニュアルの作成について調査研究を行った。

昭和63年度においては、震災時における情報収集体制の在り方等の検討を行い、平成元年度においては、震災時に市町村が行う災害応急対策における情報活動を主に具体的処理の面から見た検討及び南関東地域に係る大規模な地震に対する関係都県が一体となった広域的かつ総合的な地震防災対策に係る計画の検討を行っている。

2 地方公共団体における震災対策

人口、産業の都市への集中等、近年における都市化の進展により、社会経済環境は大きく変化し、これに伴って、災害の態様も複雑多様化し、災害の発生が市民生活に多大の被害をもたらしている。このため地方公共団体においては、震災対策をより充実するため地方防災会議の部会として震災対策部会を設置するなどして、消防力の充実強化、地域住民に対する防災知識の啓発、防災資機材の備蓄及び地震防災訓練、地域防災計画における震災対策計画の策定等について積極的に取り組んでいる。

特に、昭和53年6月に制定された大規模地震対策特別措置法によって指定された地震防災対策強化地域及びその周辺地域においては、1978年宮城県沖地震、昭和57年(1982年)浦河沖地震、昭和58年(1983年)日本海中部地震及び昭和59年(1984年)長野県西部地震等による教訓を踏まえ、日ごろから各般にわたる震災対策が進められている。

昭和63年度における都道府県及び調査対象都市(道府県庁所在地、道府県

庁所在地以外の人口20万以上の市及び特別区の合計126団体。以下「都市」という。)を対象に調査した震災対策の現況は次のとおりである。

(1) 地域防災計画(震災対策編)の作成状況

都道府県においては、震災対策に関する事項を地域防災計画の中で、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが28都府県、火災、水災等と同列の「節」を設けているものが19道県という状況となっている。

次いで都市においては、「震災対策編」として独立の項目を設けているものが72都市、「節」等を設けているものが50都市、「その他災害等」として扱っているものが4都市となっている。

なお、地域防災計画で「震災対策編」を設けて「警戒宣言に伴う対応措

第7-5表 都市における避難場所の指定状況

(平成元. 4. 1現在)

指定箇所数	総面積	規模別		用途別			
		規模	箇所数	面積	用途	箇所数	面積
12,360 (指定している都市126団体)	35,903 (公有地30,735 私有地5,168)	20ha以上	315	18,437	学校(校庭・グラウンド)	6,336	10,437
		20ha未満 10ha以上	386	5,546	公園・広場	4,219	11,894
		10ha未満	11,659	11,920	河川敷	122	2,741
					グラウンド(学校グラウンドを除く)	197	1,287
				その他	1,486	9,544	

置」を定めているのは都道府県で14団体、都市で51団体となっている。

(2) 避難場所・避難路の指定状況

避難場所の指定については逐年進んでおり、平成元年4月1日現在、調査対象団体126都市において12,360箇所が指定されている。その内容は第7-5表のとおりである。

また、避難路の指定については、23特別区のほか21都市が指定している。

(3) 震災訓練・震災対策啓発事業の実施状況

昭和63年度においては、43都道府県と、113都市が震災訓練を実施してい

る。都道府県では、行政機関、公共機関、自主防災組織等が参加する総合防災訓練が主であるが、都市にあっては、総合防災訓練のほか、消火訓練、避難誘導訓練、救急救助訓練等の実践的な個別訓練を実施している例が多い（第7-6表）。

また、これらの訓練のほか、日ごろから地域住民等に対し、38都道府県と104都市において、起震車により地震体験等のほか、パンフレットの配布、講演会・映画会の開催等、防災知識の普及啓発事業を実施し、防災意識の高揚に努めている。

第7-6表 都市における震災訓練の実施状況
(昭和63年度)

区 分	総 合 訓 練	個 別 訓 練							
		職員参 集訓練	情報伝 達訓練	消 火 訓 練	避難誘 導訓練	救急救 助訓練	給食・ 給水訓 練	応急物 資輸送 訓練	その他 の訓練
訓練実施 延回数	179	39	1,938	9,345	8,084	5,826	1,291	11	2,186
参加人員	2,380,918	18,892	1,020,546	1,079,734	1,553,610	370,257	135,647	12,123	311,321

(注) その他の訓練には、起震車体験訓練等が含まれている。

(4) 備蓄物資・備蓄倉庫の状況

災害に備えて地方公共団体は、食糧、飲料水等の生活必需品、医薬品及び応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図るため、自ら公的備蓄を行うほか、民間事業者等と協定を結び必要な資機材等の流通在庫を確保するための施策の実施に努めている。

平成元年4月1日現在、資機材等の備蓄を行っている地方公共団体の状況は、第7-7表のとおりである。

また、これらの備蓄物資を備蓄するため、32都府県において269棟、91都市において1,038棟の備蓄倉庫を設置している。

(5) 震災対策施設の整備事業

昭和63年度において、震災対策施設の整備促進のため、都道府県が国庫補助事業として実施した事業費は65億8,009万円（8団体）、単独事業として実施した事業費は115億9,606万円（17団体）である。

第7-7表 備蓄物資の状況

(平成元. 4. 1現在)(団体数)

区 分	公 的 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 器具	防災資機材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	7	4	32	4	10	23	27	4
都 市	71	28	97	68	60	97	100	19

区 分	流 通 在 庫 備 蓄							
	生活必需品			医薬品 医療用 器具	防災資機材			その他
	食 糧	飲料水	日用品		初 期 消火用	情 報 連絡用	避 難 救出用	
都道府県	12	0	2	7	0	0	1	2
都 市	44	6	23	15	0	0	3	1

第7-8表 単独事業として実施した震災対策施設整備事業

(昭和63年度)

事 業 名	都道府県数	事 業 費	都 市 数	事 業 費
防災行政無線整備事業	12	百万円 2,236	72	百万円 4,007
自主防災組織の整備育成事業	8	231	74	818
耐震性貯水槽整備事業	4	1,394	40	622
防災資機材等(食糧、医薬品等を含む)整備事業	8	308	68	1,141
避難地、避難路整備事業(誘導標識、案内板等を含む)	4	3,837	34	1,943
備蓄倉庫、防災倉庫整備事業	5	118	27	253
コミュニティ防災センター整備事業	2	112	9	628
大震用車両(震災救援車、照明電源車等)整備事業	1	2	11	104
その他の整備事業	4	3,358	23	13,804
計	—	11,596	—	23,320

また、震災対策施設の整備促進のため、都市が国庫補助事業で実施した事業費は60億60万円（35団体）、単独事業として実施した事業費は233億2,039万円（95団体）である。

第7—9表 震災時相互応援協定の締結状況
(平成元. 4. 1現在)

名 称	都 道 府 県 名
震災時等の相互応援に関する協定	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡 (10)
災害応援に関する協定	富山、石川、福井、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀 (9)
東北地方防災対策連絡協議会	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟 (8)
近畿府県災害対策協議会	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山 (7)
防災相互応援協定	岡山、香川 (2)

第7—10表 震災対策調査関係事業の実施状況
(昭和63年度)(団体数)

調査研究内容 団体	被害想定に関するもの	地震予知に関するもの	避難地・避難路に関するもの	建造物の安全性に関するもの	危険物施設に関するもの	応急対策に関するもの	その他
	都道府県	8	5	—	4	1	3
都 市	10	3	2	8	—	3	6

このうち、単独事業として実施したものは第7—8表のとおりである。

(6) 震災時における相互応援協定等の締結状況

大規模な地震は、甚大な被害を広域にわたって及ぼすことが予想されるところから、対策を迅速かつ的確に遂行するため、地方公共団体においては、地方公共団体相互間又はその他の公共的機関等との間に、震災時における相互応援協定等を締結するなど、各種の応援協力対策を講じている。このうち都道府県相互間の応援協定の締結状況は、第7—9表のとおりである。

なお、地方公共団体のほか、応援協定等を締結している公共的機関としては、放送機関、医療機関、輸送機関等がある。

(7) 調査研究の実施状況

地域の実態に即した有効な震災対策計画を策定するため、地方公共団体

は、それぞれ調査研究を実施しているが、昭和63年度には17都府県と24都市が調査研究を実施している。なお、その内容等は第7—10表のとおりである。

第8節 地域防災計画の見直しの推進

1 地域防災計画の現況

地域防災計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならないこととされているが、昭和63年度においては、都道府県では40団体が、市町村では965団体が、それぞれ修正を行っている。

消防庁においては、地域防災計画の内容をより具体的、実戦的なものとするとともに地域の災害の危険性を総合的かつ科学的に評価する方策を検討するため、災害応急対策システムに関する調査研究、防災アセスメントに関する調査研究等を行ってきたところであるが、これらの成果を踏まえたうえで、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により、地方公共団体に対し、①防災アセスメントの実施、②防災ビジョンの確立、③災害予防対策計画の整備、④災害応急対策計画の整備、⑤地区別防災カルテの作成などの点に留意しつつ地域防災計画の積極的な見直しを行うよう指導しているところである。

2 防災アセスメントの推進

(1) 防災アセスメントの推進

①の防災アセスメントとは、災害誘因（地震、台風、豪雨等）、災害素因（急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等）、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する作業である。地域の災害危険性を地域の実情に即して的確に把握することは、地域防災計画の中に盛り込まれている事業・施策の実効性を確保するための大前提であり、したがって、防災アセスメントは地域防災計画を見直す場合の基本的な作業であるといえる。

そこで、消防庁においては、昭和58年度に取りまとめた防災アセスメントに関する調査研究の成果を踏まえて、防災アセスメントの実施に関するマニ

ュアルを作成するとともに、地方公共団体に対し防災アセスメントを実施して地域防災計画を見直すよう指導しているところである。

(2) 防災アセスメントの実施状況

昭和63年度に、防災アセスメントを実施した上で地域防災計画を修正した地方公共団体は、都道府県ではなく、市町村においても30団体にとどまっている。これは、防災アセスメントの実施を指導してから日が浅いこと、その実施には専門的知識・能力が必要であること等によるものと考えられるが、今後、その実施に向けて努力する必要がある。

3 地区別防災カルテの整備

(1) 地区別防災カルテの整備

⑤の地区別防災カルテとは、集落、自治会、学校区等单位に災害に関連する各種の情報や当該地域の特性などを地図や台帳などにより一覧性の高い形でわかりやすく整理したものであり、行政機関が防災対策のために用いるだけでなく、住民の自主的な防災活動の指針として防災意識、防災知識の向上にも資するものである。

地区別防災カルテは、その作成目的から、行政機関が地域の実態に即したきめ細かな防災対策に用いるもの（行政活用型）と、住民の防災活動の指針として防災意識の高揚や防災知識の向上に資するもの（住民活用型）とに区分される。さらに、住民活用型の場合は、作成主体という面からみると、行政側が作成して広報・啓発の形で住民に提供するものと、住民自らが主体となって作成するものに区分される。

地区別防災カルテに記載する項目は、対象とする災害の種別によって、また、行政活用型か住民活用型かによって異なるが、風水害について行政活用型地区別防災カルテに記載すべき項目を例示してみると、①人口の分布状況等（人口、面積、世帯数、災害弱者等）、②地盤の状況等（地盤、土地利用の現況、法指定危険区域・箇所等、河川浸水予想区域、土砂災害危険箇所等）、③家屋等の分布状況等（建物構造別分布状況、木造率、延焼危険度等）、④防災関係施設（国の施設、県の施設、消防機関、市町村の施設、防

災センター、病院、自主防災組織等)、⑤避難路、避難地等、⑥災害履歴などがある。

消防庁においては、昭和62年6月30日付け消防庁次長通知により地方公共団体に対し、地域防災計画を見直す際には併せて地区別防災カルテを整備するように指導するとともに、地区別防災カルテ作成のマニュアルを作成したところである。また、昭和63年度から、地区別防災カルテの作成に要する経費の一部が特別交付税で措置されることとなった。

(2) 地区別防災カルテの整備状況

昭和63年度に、地区別防災カルテを整備した市町村は、11団体にとどまっているが、これは、防災アセスメントの実施状況が悪いことと同様の理由によるものと考えられる。

また、平成元年4月1日現在、全国で101市町村において地区別防災カルテが整備されているが、その内容が充実したものとなっている団体は、いまだ多くない状況である。

今後、地区別防災カルテの整備に向けて、一層の努力が必要である。

第9節 防災意識の高揚と自主防災体制

1 防災意識の高揚

(1) 火災予防運動

ア 全国火災予防運動

近年、建築物の密集、高層化並びに生活様式の変化などに伴い、火災等の災害の要因は複雑多様化してきている。

このような状況において、火災等の災害を未然に防止するためには、国民の一人ひとりが日ごろから防災の重要性を自覚し、自主的な防災活動を積極的に実践することが何よりも大切なことである。

このような観点から、消防庁は、毎年春と秋の2回、全国火災予防運動の実施を提案し、国民に対する防火思想の普及宣伝に努め、国民による火災予防の実践を促進している。

α 秋季全国火災予防運動（昭和63年11月26日～12月2日）

昭和63年秋季全国火災予防運動では、「その火 その時 すぐ始末！」を全国統一標語とし、次の4点を重点項目に掲げて運動を展開した。

- ① 火災による死者のなかで、高齢者、乳幼児、病気又は身体不自由の者等の自力避難が困難な者の占める割合が高いことから、これらの人々が入所している社会福祉施設や病院における初期消火対策の強化、夜間を含めた防火管理体制の整備等、この種の施設における適切な防火安全対策を図ること。
- ② 建物火災のうち過半数が住宅火災であることから、主として家庭における防火安全の担い手である主婦を中心に火災予防の知識及び火災時における行動に関する知識、技術の普及を図ること。
- ③ 百貨店、旅館、飲食店等不特定多数の者が出入りする防火対象物において火災が発生した場合、多大の人命危険が予想されることから、夜間における避難誘導體制の確立及び消防用設備等の適切な維持管理の徹底

を図ること。また、表示基準不適合対象物の是正推進を図るとともに、消防法令違反対象物に対しては、法的措置の徹底により防火安全の確保を図ること。

④ 防火安全を更に向上させるため、防災製品、火災避難用保護具等の防災機器の普及推進を図ること。

b 春季全国火災予防運動（平成元年2月28日～3月13日）

春季の運動では、前年秋季の運動と同一の全国統一標語の下に、季節的観点から異常乾燥時及び強風時の火災防止対策の推進を、前年秋季の運動の目標に加え実施した。

なお、昭和60年春季の運動から出火防止のため国民が特に留意すべき事項として「火の用心 7つのポイント」を次のとおり定め、広く国民に呼びかけることとしている。

<火の用心 7つのポイント>

- 1 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 2 子供は、マッチやライターで遊ばせない。
- 3 風の強い時は、たき火をしない。
- 4 天ぶらを揚げるときは、その場を離れない。
- 5 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 6 ふろの空だきをしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

イ 全国山火事予防運動（平成元年2月28日～3月6日）

全国山火事予防運動は、広く国民に山火事予防思想の普及を図るとともに、予防活動をより効果的なものとするため、昭和44年から消防庁と林野庁の共唱により、原則として春季全国火災予防運動の前半において実施している。平成元年の全国山火事予防運動では、「燃やすまい 水のふるさと 緑の資源」を統一標語として、ハイカー等の入山者、農山村住民、小中学校生徒等を重点対象とした啓蒙活動、駅、市役所・町村役場、登山口等への警報旗、ポスター等の配備、報道機関等を通じた山火事予防思想の普及啓蒙、消防訓練、研究会等の開催等を通じ、林野火災の未然防止を訴えた。

ウ 車両火災予防運動（平成元年2月28日～3月6日）

車両火災は年々増加の傾向にあることから、平成元年の車両火災予防運動では、車両、車庫、駅舎等の防火対象物に対して査察指導を行うとともに、初期消火、避難などの消防訓練の実施及び消防用設備等の点検整備を推進し、また、地下駅舎等における防災体制の整備・充実を図った。

エ 文化財防火デー（平成元年1月26日）

昭和24年1月26日の法隆寺金堂火災及びその後の金閣寺火災等による貴重な文化財の焼失を契機として、昭和30年以来、消防庁と文化庁の共唱により毎年1月26日を「文化財防火デー」と定め、全国的に文化財防火運動を展開している。

平成元年の文化財防火デーは、第35回目に当たるが、国では、広報活動により「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図った。

また、文化財の所有者及び管理者は、管轄する消防本部の指導の下に重要物件の搬出や消火、通報及び避難の訓練などを積極的に実施し、文化財の防火・防災対策に努めている。

(2) 防災知識の普及啓発

災害による被害を最小限に食い止めるためには、国、都道府県及び市町村が一体となって防災対策を推進しなければならないことはもちろんであるが、災害から身を守り、財産を守るためには、国民一人ひとりが、日ごろから出火防止、初期消火、避難、応急救護などの防災に関する知識を確実に身につけ、自主防災に心がけることが極めて重要であり、防災のための学習会や防災訓練に積極的に参加し、地域ぐるみ、事業所ぐるみの防災体制を確立していく必要がある。

このため、地方公共団体は、防火教室の開催、自主防災組織の活動などを通じて住民、事業所等に対する防災知識の普及啓発に努めている。消防庁においては、テレビ放送を利用して、火災予防や初期消火の心構え、風水害等への備え、地震発生時の対応等といった防災知識の普及啓発を行っており、昭和63年に行った普及啓発事業の内容は、第9-1表のとおりである。

また、毎年、安全功労者及び防災功労者に対して内閣総理大臣表彰及び消

防庁長官表彰を行っている。

第9—1表 テレビによる防災知識普及啓発事業の実施状況

(昭和63年度)

放送内容等	放送局	放送曜日
テレビ5分間番組 (ご存じですか? 防災ミニ百科)	日本テレビほか30局	毎週木曜日 (4月から1年間)

(3) 119番の日

消防庁では、自治体消防発足40周年を機に、住民の防火・防災全般に対する正しい理解と認識を深め、地域ぐるみの防災体制の確立に資することを目的として、昭和62年から毎年11月9日を「119番の日」として設定した。

昭和63年の119番の日は、国では、「これからの住宅防火」と題したパネルディスカッションを、消防本部では、消防通信指令センターの見学会や119番通報訓練等の行事を実施したほか、ポスターの作成等の広報活動を行い、「119番の日」の趣旨の徹底を図った。

2 自主防災体制

(1) 地域の自主防災体制

ア 地域の自主防災組織

災害に有効に対処するためには、国、都道府県及び市町村において防災体制を整備するのみならず、地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織が整備されていなければならない。

平成元年4月1日現在では、全国3,268市区町村のうち、1,875市区町村で5万9,712の自主防災組織が設置されており、組織率(全国の総世帯数に対する組織されている地域の世帯数の割合)は38.0%となっている。組織率の高いところは、静岡県97.7%、山梨県95.5%、神奈川県79.1%、岐阜県75.9%、東京都74.4%、宮城県69.7%、愛知県67.1%等であり、東海地震に係る地震防災対策強化地域及びその周辺地域が高くなっている。一方、組織率が10%未満のところも9道府県あり、地域によって差が著しい(附属資料18)。

自主防災組織は、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、

防火巡視、資機材等の共同購入等を行っており、災害時においては、初期消火、住民等の避難誘導、負傷者等の救出、救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所等の巡視等を行うこととしている。また、ほとんどの組織が、消火器、三角バケツ等の初期消火用資機材をはじめ、情報連絡、避難、救出、救護等のための防災用資機材を保有している。

これらの自主防災組織を育成するため、延べ1,294市区町村において、資機材購入及び運営費等に対する補助制度を設け、また、延べ1,169市区町村において、資機材等の現物支給を行っており、これに要した経費は昭和63年度で合計21億9,241万円に達している。消防庁としても、財団法人自治総合センターがコミュニティ助成事業の一環として行っている自主防災組織等が備える資機材に対する補助への協力、テレビ等による啓発、リーダー研修会による指導等を行っているところである。また、平成元年度には、学識経験者、防災関係機関の職員及び自主防災組織のリーダーからなる研究委員会を設け、自主防災組織の育成強化方策について検討を行っている。今後とも関係団体と連携し、都道府県及び市町村による自主防災組織の育成指導を一層推進することとしている。

自主防災組織の育成を図るためには、平常時は防災訓練や防災知識の普及を行う場として使用し、災害時には自主防災活動の拠点となる防災センター及び平常時は高度の防災教育・訓練を行うとともに、広域的に防災用資機材等を備蓄し、災害時には物資の中継輸送拠点となる広域防災センターの整備を促進する必要がある。消防庁においては、昭和60年度まで、これらの整備について補助を行ってきたところであり、この結果、昭和60年度までに補助事業により整備された防災センター等の数は257、広域防災センターの数は8となっている。また、昭和61年度以降は、防災まちづくり事業により、整備を図っているところであり、同事業により、昭和61年度に11箇所、昭和62年度に21箇所、昭和63年度に14箇所の防災センターが整備された。

イ 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、家庭の主婦等により組織され、日ごろ家庭における火

気取扱いの責任者である婦人が火災予防の知識を修得し、地域全体の防火意識の高揚を図るとともに、万一の場合に婦人同士がお互いに協力して活動できる体制を整え、安全な地域社会をつくるため、各家庭の防火診断、初期消火訓練、防火防災思想の普及等の活動を行っている。

なお、平成元年4月1日現在、全国の組織数は1万4,114団体、233万2,709人となっている。

ウ 少年消防クラブ

少年消防クラブは、おおむね10歳以上15歳以下の少年少女により編成されるもので、少年達が少年少女の頃から火災を予防する方法や火についての問題を身近な生活の中から見出すとともに、防火防災に関する研究発表会、ポスター等の作成・掲示、実地見学等の活動を行い、地域や家庭における火災の予防を図るために組織づくりが進められている。

また、全国少年消防クラブ運営指導協議会(会長 消防庁長官)では、毎年、少年消防クラブやその指導者のうち優良なクラブと指導者に対して、その功績を表彰しており、平成元年3月には21クラブに対して表彰旗を、50クラブに対して表彰楯を及び指導者21名に対して記念品を授与して表彰を行った。



少年消防クラブの活動(鹿児島県鹿屋市)

なお、平成元年5月1日現在の組織数は、6,154団体、61万2,147人となっている。

エ 幼年消防クラブ

幼年消防クラブは、幼年期において、正しい火の取扱いについてのしつけをし、消防の仕事をよく理解させることにより、火遊び等による火災の減少を図り、近い将来少年消防クラブ員として活動できるための素地を育成するため、9歳以下の児童、幼稚園、保育園の園児等を対象として編成されるもので、消防機関等の指導の下に組織の育成が進められている。

なお、平成元年5月1日現在の組織数は、9,110団体、83万9,088人となっている。

(2) 事業所の自主防災体制

ア 自主防火管理体制

火災の発生を防止し、また、火災が発生した場合にその被害を最小限に食い止めるには、消防機関の拡充、消防用設備等の設置維持だけでは十分ではなく、国民が自らを守るための自主防火管理体制を確立しておくことが必要である。

このため、消防法令では、一定の防火対象物に対して防火管理者の選任、消防計画の作成を義務付け、当該消防計画に自衛消防組織に関することを定めることとしている。

しかし、現在の自衛消防組織は必ずしもこれら防火対象物の実態に即したもとなっていないこともあり、近年の複雑多様化した火災等の災害に十分対応できない場合もあり得る状況となっている。

今後、防火対象物やその地域における影響力等を勘案して、その危険性の程度や社会的責任に応じた実効ある自衛消防組織を整備していく必要がある。

イ 危険物施設の自衛消防組織

石油精製事業所等の危険物施設のうち、一定数量以上の危険物を取り扱う事業所にあつては、化学消防自動車とこれを操作するための人員とにより構成される自衛消防組織を設置しなければならないこととされている。ただ

し、石油コンビナート等災害防止法による特定事業所については、総合的な防災組織である自衛防災組織が設置されることとされているので、消防法による自衛消防組織の設置の義務はないこととされている。

ウ 石油コンビナート施設の自衛防災組織等

危険物、高圧ガス等の可燃性物質が大量に集積し、災害の発生及び拡大の危険性が大きい石油コンビナートでは、石油コンビナート施設の設置者自身が十分な防災体制をとり、地域の安全を確保する必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法においては、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者に対し、所定の防災要員及び防災資機材等からなる自衛防災組織の設置並びに自衛防災組織を統括すべき防災管理者の選任を義務付けている。また、石油コンビナート等特別防災区域内の各事業所は一体的な工場群を構成し、相互に密接な関連を有することから、石油コンビナート等災害防止法では、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置についても定めている。

エ 事業所の自主防災組織

ア～ウのほか、法令等により自衛防災組織等の設置が義務付けられていない事務所において、任意に自主防災組織が設置される場合が多くなってきており、その数は、平成元年4月1日現在2,513組織となっている（附属資料19）。

さらに、最近では、地方公共団体の指導により、一部の事業所の自主防災組織にあっては、地域の自主防災組織等と相互協力関係を定めるなど、事業所の域を越えて積極的に活動をしているところもみられる。

第10節 予防行政

1 防火管理制度

消防法は、学校、病院、工場、百貨店、地下街等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、一定の資格を有する者の中から防火管理者を選任し、その旨を届け出なければならないこと及び防火管理者に消防計画を作成させ、その消防計画に基づき、消火、通報及び避難の訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等の防火管理上必要な業務を実施させなければならないことを定めている。さらに、これらの防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法に基づき地震防災応急計画の作成を義務付けられているものについては、消防計画の中に大規模地震の防災対策に関する事項を定めなければならないこととしている。

平成元年3月31日現在の全国の防火管理実施状況は、第10—1表のとおりであり、防火管理者選任率74.1%、消防計画作成率60.6%となっている。業種別の実施率をみると、社会福祉施設、旅館等では比較的高率となっているが、キャバレー、複合用途防火対象物、公会堂等は依然として低率となっている。階段、避難口等建物内部に不案内な不特定多数の者を収容するこの種の防火対象物は、火災の際の人命損傷の危険性が高いので、消防機関としても、これらの対象物の違反の早期是正に努めている。

また、高層建築物（高さが31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物等で、その管理権原者が分かれている場合は、各管理権原者は共同防火管理協議会を設け、そこで統括防火管理者の選任、防火対象物全体にわたる消防計画の作成、消火、通報及び避難の訓練の実施等について協議し、統括防火管理者を中心として防火対象物全体の安全を図ることとされている。

平成元年3月31日現在の全国の共同防火管理実施状況は、第10—2表のと

第10—1表 全国の防火管理実施状況

(平成元. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火管理 実施義務 対象物数	防火管理者を選任し ている防火 対象物数		消防計画を作成して いる防火 対象物数	
			選任率 (%)	作成率 (%)	選任率 (%)	作成率 (%)
(一)	劇場等	2,384	2,095	87.9	1,892	79.4
	公会堂等	44,316	29,053	65.6	22,645	51.1
(二)	キャバレー等	1,688	886	52.5	628	37.2
	遊技場等	11,059	8,109	73.3	6,497	58.7
(三)	料理店等	6,374	4,965	77.9	3,803	59.7
	飲食店等	51,122	35,375	69.2	26,463	51.8
(四)	百貨店等	63,573	43,550	68.5	35,834	56.4
	旅館等	52,066	46,519	89.3	42,006	80.7
(五)	共同住宅等	98,444	65,763	66.8	48,589	49.4
	病院等	22,614	20,401	90.2	18,892	83.5
(六)	社会福祉施設等	32,317	30,833	95.4	29,618	91.6
	幼稚園等	14,646	13,809	94.3	13,066	89.2
(七)	学校	44,313	42,076	95.0	40,181	90.7
(八)	図書館等	2,588	2,140	82.7	1,882	72.7
(九)	特殊浴場	1,434	1,178	82.1	1,075	75.0
	一般浴場	6,002	5,382	89.7	4,631	77.2
(十)	停車場	841	684	81.3	570	67.8
(十一)	神社・寺院等	18,066	12,896	71.4	9,667	53.5
(十二)	工場等	44,764	37,016	82.7	30,449	68.0
	テレビスタジオ等	83	77	92.8	70	84.3
(十三)	駐車場等	1,021	793	77.7	690	67.6
	航空機格納庫等	57	43	75.4	38	66.7
(十四)	倉庫	4,752	3,419	71.9	2,799	58.9
(十五)	事務所等	73,851	58,096	78.7	47,712	64.6
(十六)	特定複合用途 防火対象物	167,109	103,496 (118,778)	61.9 (71.1)	76,378 (90,621)	45.7 (54.2)
	一般複合用途 防火対象物	26,135	17,546 (19,827)	67.1 (75.9)	13,576 (15,501)	51.9 (59.3)
(十七)	地下街	63	57	90.5	55	87.3
(十八)	文化財	843	684	81.1	592	70.2
	計	792,525	586,941	74.1	480,298	60.6

(注) 1 防火対象物の区分は、消防法施行令別表第1による区分であり、施設の名称はその例示である(以下の表について同じ)。

2 防火対象物の管理権原者が複数であるときは、そのすべてが防火管理者の選任又は消防計画の作成をしている場合のみ計上している。()内は、部分的には、選任又は作成されている防火対象物をも含めた数値である。

第10—2表 全国の共同防火管理実施状況

(平成元. 3. 31現在)

防火対象物の区分	項目	防火対象物数	届出率 (%)	
			協議事項届出数	届出率 (%)
(一)	劇場等	8	4	50.0
	公会堂等	17	5	29.4
(二)	キャバレー等	48	19	39.6
	遊技場等	26	9	34.6
(三)	料理店等	15	2	13.3
	飲食店等	1,128	398	35.3
(四)	百貨店等	381	159	41.7
(五)	旅館等	57	36	63.2
(六)	病院等	43	17	39.5
	社会福祉施設等	15	5	33.3
(七)	幼稚園等	1	0	0.0
	特殊浴場	29	5	17.2
(八)	特定複合用途 防火対象物	53,709	26,818	49.9
	一般複合用途 防火対象物	7,304	3,372	46.2
(十九)	地下街	55	51	92.7
(二十)	準地下街	7	4	57.1
(二十一)	高層建築物	5,075	3,035	59.8
	計	67,918	33,939	50.0

おりであり、地下街を除き、共同防火管理の協議事項の届出率は、非常に低率である。このように、防火対象物の共同防火管理が不十分なままでは、火災発生の際の人命損傷の危険性が一層高くなるので、消防機関は、これらの管理権原者に対して、積極的な指導を行い、共同防火管理体制の確立に努めている。

2 消防用設備等の規制

(1) 防火対象物の実態

平成元年3月31日現在における全国の防火対象物の数(消防法施行令別表第1(一)項から(六)の三)に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(七)項及び(六)項に掲げるもの。第10—3表において同じ。)は274万4,118件

第10-3表 防火対象物数

(平成元. 3.31現在)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)		(五)		(六)	
	劇場等	公会堂等	キレ	遊技場等	料店等	飲食店	百貨店等	旅館等	共同住宅等	回	病院等	(六)
全 国	3,005	47,154	2,354	12,063	8,220	58,489	88,415	86,712	589,304			50,454
11 大都市	422	2,736	416	1,623	1,291	10,797	11,380	7,265	216,505			7,094
割 合(%)	14.0	5.8	17.7	13.5	15.7	18.5	12.9	8.4	36.7			14.1
防火対象物の区分	(七)		(八)		(九)		(十)		(十一)		(十二)	
	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジアム等	計	
全 国	39,950	20,221	120,721	3,601	1,683	9,521	3,212	42,747	478,009		377	
11 大都市	3,830	3,128	16,543	432	657	3,764	966	7,548	69,019		139	
割 合(%)	9.6	15.5	13.7	12.0	39.0	39.5	30.1	17.7	14.4		36.9	
防火対象物の区分	(十三)		(十四)		(十五)		(十六)		(十七)		(十八)	
	駐車場等	航空格納庫	倉 庫	事務所等	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	7-11	下	計
全 国	24,129	425	240,959	286,509	281,110	238,145	63	7	5,105	1,454	2,744,118	
11 大都市	5,416	58	37,686	73,380	92,355	148,370	46	4	811	443	724,124	
割 合(%)	22.4	13.6	15.6	25.6	32.9	62.3	73.0	57.1	15.9	30.5	26.4	

(注) 消防法施行令別表第1(一)項から(三)項に掲げるもので、延べ面積150m²以上のもの並びに(四)項及び(六)項に掲げるもの。

である。また、11大都市の防火対象物は72万4,124件で、全国の防火対象物数の26.4%を占めている。特に都市部に集中しているものは地下街(73.0%)、一般複合用途防火対象物(62.3%)、準地下街(57.1%)等である(第10-3表)。

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防用設備等とは、消火設備、警報設備、避難設備、消防用水及び消火活動に必要な施設をいい、火災による被害の軽減を図るといふ消防の目的を達成するために不可欠のものである。

消防法の規定により、一定の防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備等を設

第10-4表 全国における特定防火対象物の屋内消火栓設備及びスプリンクラー設備の設置状況

(平成元. 3.31現在)

特定防火対象物	消防用設備				屋内消火栓設備				スプリンクラー設備				
	事項	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
劇 場 等		1,584	1,511	73	95.4	300	297	3	99.0				
公 会 堂 等		4,298	4,061	237	94.5	368	366	2	99.5				
キ ャ バ レ ー 等		70	59	11	84.3	5	4	1	80.0				
遊 技 場 等		914	848	66	92.8	285	282	3	98.9				
料 理 店 等		690	560	130	81.2	5	5	0	100.0				
飲 食 店 等		1,186	999	187	84.2	46	46	0	100.0				
百 貨 店 等		9,616	8,367	1,249	87.0	2,478	2,456	22	99.1				
旅 館 等		13,696	12,915	781	94.3	895	893	2	99.8				
病 院 等		9,446	9,259	187	98.0	1,754	1,743	11	99.4				
社 会 福 祉 施 設 等		3,321	3,160	161	95.2	1,043	1,043	0	100.0				
幼 稚 園 等		1,892	1,757	135	92.9	37	37	0	100.0				
特 殊 浴 場		87	84	3	96.6	8	8	0	100.0				
特定複合用途防火対象物		14,784	14,174	610	95.9	3,626	3,596	30	99.2				
地 下 街		59	58	1	98.3	54	54	0	100.0				
準 地 下 街		0	0	0	0	6	6	0	100.0				
計		61,643	57,812	3,831	93.8	10,910	10,836	74	99.3				

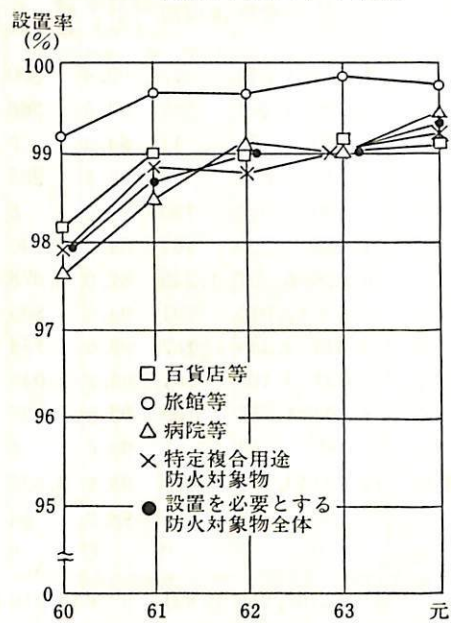
(注) 「違反数」は、法令に違反し、屋内消火栓設備又はスプリンクラー設備が設置されていない防火対象物数である。

置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、第10-4表に示すとおりであり、平成元年3月31日現在、屋内消火栓設備の設置率93.8%（前年93.4%）、スプリンクラー設備の設置率99.3%（同99.0%）となっている。また、過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移は第10-5図のとおりである。

これらの違反対象物の一つで、スプリンクラー設備がほとんど設置されていなかったホテル・ニュージャパンの火災の惨事にもかんがみ、消防庁は、表示制度をより推進するとともに、違反対象物についての指導を一層徹底し、悪質なものについては、消防法に基づき設置の命令を発する等厳正な措置を講ずるよう指導している。これらの指導の徹底による防火対象物の防火

第10-5図 過去5年間の主な防火対象物におけるスプリンクラー設備の設置率の推移



(注) 各年とも3月31日現在の数である。

対策の改善状況は、第10-5図にも示すとおり顕著である。

また、特別養護老人ホーム松寿園での火災を契機として、昭和62年10月に消防法施行令の改正が行われ、自ら避難が困難なものが多数入所又は入院する社会福祉施設及び病院についてはスプリンクラー設備等の設置範囲の強化がなされ、昭和63年4月1日より施行されているところである。

平成元年3月31日現在、スプリンクラー設備等の設置が必要となった社会福祉施設及び病院におけるスプリンクラー設備等の設置状況は第10-6表に示すとおりである。

(3) 消防用設備等の性能の確保

消防用設備等については、消防用機械器具等に対する検定制度、設置の際の消防機関による検査制度、設置及び整備を行う者に対する資格（消防設備士）制度、点検を行う者に対する資格（消防設備点検資格者）制度、定期点

第10-6表 社会福祉施設及び病院におけるスプリンクラー設備等の設置状況

(平成元. 3.31現在)

防火対象物区分	屋内消火栓設備			スプリンクラー設備				
	設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)	設置必要数	設置数	未設置数	設置率(%)
社会福祉施設	1,413	610	803	43.2	2,407	1,193	1,214	49.6
病院	—	—	—	—	3,402	520	2,882	15.3

(注) 設置が必要となった社会福祉施設及び病院については、平成8年3月31日までに設置が完了するよう経過措置が設けられている。

第10-7表 消防設備士の数

(平成元. 3.31現在)

種別	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類	計
	(屋内消火栓設備・スプリンクラー設備等)	(泡消火設備)	(二酸化炭素消火設備等)	(自動火災報知設備等)	(金属製はしご等)	(消火器)	(漏電火災警報器)	
甲(工事)	76,771	21,469	18,478	176,697	14,159	—	—	307,574
乙(整備)	17,590	5,336	4,900	28,034	7,347	99,221	123,443	285,871

検結果報告制度等を設け、性能確保のため総合的な規制を行っている。

平成元年3月31日現在、消防設備士の数は延べ59万3,445人となっており(第10—7表)、また、消防設備点検資格者の数は第1種(消火設備系統)5万9,244人、第2種(電気系統)5万6,633人になっている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内の物品等を燃えにくいものにしておき、出火時の燃焼の進行を抑制することは、火災予防上特に有効であることから、消防法により、高層建築物、地下街等構造及び形態上、防火に特に留意する必要がある防火対象物並びに劇場、キャバレー、旅館、病院等不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物(防災防火対象物)等において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品(防災対象物品)又はその材料には、所定の防災性能を有するもの(防災物品)を使用することが義務付けられている。

平成元年3月31日現在、全国の防災物品の使用状況は、第10—8表に示すとおりである。

イ 防災表示者の認定

防災対象物品又はその材料が防災性能を有するかどうかを容易に判別できるようにするため、防災物品として販売し、又は販売のため陳列しようとする場合には、防災表示を付すこととされている。

また、この制度を適正に運用するため、消防庁長官の認定を受けた者でなければ防災表示を付すことができないこととされている。

平成元年3月31日までの防災表示者の認定数は2万4,495業者(このうち裁断・施工・縫製業者が94.3%を占めている。)で、前年同期と比較すると496業者(2.1%)の増加となっている。

ウ 寝具類等の防災化

消防法で定められている防災対象物品以外の寝具類等についても、防災化を推進することにより火災予防の徹底を図る必要があることから、防災性能を有するものについて財団法人日本防災協会の発行する「防災製品」表示ラベルの貼付により消費者の利便を図っている。

第10—8表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

使用状況区分 防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	じゅうたん等を使用している対象物数	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	展示用及び大道具使用し合板を使用している対象物数	(平成元.3.31現在)	
							左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)	左のうちに防災物品を全部使用しているもの(適合率%)
(一) 劇場	2,933	2,052	1,768(86.2)	1,097	935(85.0)	190	149(78.4)	149(78.4)
(二) 公会堂	46,358	31,080	24,665(79.4)	14,417	10,716(74.3)	1,598	1,059(66.3)	1,059(66.3)
(三) キャバレー	2,220	1,234	875(70.9)	1,135	741(65.3)	44	37(84.1)	37(84.1)
(四) 遊技場	12,015	5,041	3,992(79.2)	3,025	2,234(73.9)	187	129(69.0)	129(69.0)
(五) 料理店	8,200	5,404	3,929(72.7)	4,058	2,698(66.5)	152	91(59.9)	91(59.9)
(六) 飲食店	57,912	31,784	24,057(75.7)	20,920	14,432(69.0)	952	586(61.6)	586(61.6)
(七) 百貨店	87,384	35,733	26,496(74.1)	22,475	15,231(67.8)	2,766	1,748(63.2)	1,748(63.2)
(八) 旅館	85,282	70,058	58,198(83.1)	54,648	42,772(78.3)	2,350	1,484(63.1)	1,484(63.1)
(九) 病院	49,752	40,439	34,610(85.6)	18,198	14,288(78.5)	992	700(70.6)	700(70.6)
(十) 福祉施設	39,460	32,644	28,035(85.9)	16,403	12,478(76.1)	969	630(65.0)	630(65.0)
(十一) 幼稚園	19,720	15,752	13,111(83.2)	7,239	5,365(74.1)	508	346(68.1)	346(68.1)
(十二) 特殊浴	1,641	1,344	1,136(84.5)	1,414	1,087(76.9)	16	13(81.3)	13(81.3)
(十三) レビスタ	263	132	111(84.1)	93	79(84.9)	120	90(75.0)	90(75.0)
(十四) ジオ	254,505	131,845	90,840(68.9)	87,520	55,446(63.4)	4,542	2,701(59.5)	2,701(59.5)
(十五) 特定複合用途防火対象物	4,564	1,513	1,098(72.6)	922	701(76.0)	79	39(49.4)	39(49.4)
(十六) 一般複合用途防火対象物	63	57	43(75.4)	47	40(85.1)	4	4(100.0)	4(100.0)
(十七) 地下街	7	7	4(57.1)	5	3(60.0)	0	0(—)	0(—)
(十八) 準地下街	10,613	6,799	4,011(59.0)	5,711	3,895(68.2)	358	264(73.7)	264(73.7)
(十九) 高層建築物	682,892	412,918	316,979(76.8)	259,327	183,138(70.6)	15,827	10,070(63.6)	10,070(63.6)
計								

(注) 防災防火対象物とは、高層建築物、地下街及び消防法施行令第4条の3に定める防火対象物をいう。

第10—9表 防災製品の認定件数

(昭和63年度)

ふとん類	側地敷布カバー類	わたラス等	フットレス	とんドレ	座ベットのマット	毛布ドケット	ベットのタケット	テント・ト幕類	非常防災衣服			布張家具等		合計
									持出袋	頭巾類	巾類	完成品	側地	
	57		26		130		44	42	0	2	24	0	19	344

第10—10表 表示制度の実施状況(旅館・ホテル等)

区分	表示制度の対象となった旅館・ホテル等の数(A)	左のうち、立入調査を完了した旅館・ホテル等の数(B) [B/A]	「適マーク」が交付された旅館・ホテル等の数(C) [C/B]
昭和58. 9. 30現在	17,078	17,072 [99.9%]	13,165 [77.1%]
昭和59. 3. 31現在	17,410	17,379 [99.8%]	13,646 [78.5%]
昭和60. 3. 31現在	17,998	17,916 [99.5%]	14,397 [80.4%]
昭和61. 3. 31現在	18,662	18,586 [99.6%]	15,083 [81.2%]
昭和62. 3. 31現在	19,270	19,175 [99.5%]	15,797 [82.4%]
昭和63. 3. 31現在	19,761	19,663 [99.5%]	16,266 [82.7%]
平成元. 3. 31現在	20,209	20,107 [99.5%]	16,667 [82.9%]

なお、昭和61年9月より衣服類、布張家具等の2品目が新たに防災製品に追加されている。

昭和63年度の防災製品の認定数は第10—9表のとおりである。

3 防火基準適合表示制度

昭和55年11月の川治プリンスホテル火災を契機として昭和56年に発足した「防火基準適合表示」制度は、当初旅館・ホテル等を全国一斉に実施する対象として始めたが、昭和58年には新たに劇場・百貨店等を追加し、これら防火対象物の防火安全に関する不備事項の是正推進に大きな効果をあげてきた。

(1) 「適マーク」交付状況

ア 旅館・ホテル等

防火基準適合表示制度の対象とされた収容人員30人以上、3階以上の旅館・ホテル等の数は全国で2万209件であり、そのうち、立入調査を完了したものは2万107件(99.5%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万6,667件(交付率82.9%)である(第10—10表)。

イ 劇場、百貨店等

劇場、百貨店等の表示対象物数は全国で2万2,322件であり、そのうち、立入調査を完了したものは2万298件(90.9%)である。立入調査を終えた対象物のうち、「適マーク」を交付されたのは1万1,406件(交付率56.2%)である(第10—11表)。

(2) 表示基準に係る不備事項の状況(劇場、百貨店等)

表示基準に基づく24の点検項目のうち、不適合の割合が高い項目は、「避難訓練の未実施」(該当する対象物全体の29.3%)、「防火区画の不備」(同15.9%)、「点検報告の不備」(同13.9%)等となっている(第10—12表)。

第10-11表 表示制度の実施状況(劇場、百貨店等)

区 分	表 示 対 象 物 数 (A)	左のうち、 立入調査を 完了した表 示対象物数 (B)[B/A]	「適マーク」 が交付され た表示対象 物数 (C)[C/B]	
(一)項イ (劇場、映画館等)	昭和61. 3.31現在	2,704	2,524 [93.3%]	1,207 [47.8%]
	昭和62. 3.31現在	2,677	2,530 [94.5%]	1,301 [51.4%]
	昭和63. 3.31現在	2,705	2,580 [95.4%]	1,401 [54.3%]
	平成元. 3.31現在	2,701	2,581 [95.6%]	1,475 [57.1%]
(一)項ロ (公会堂又は集会場)	昭和61. 3.31現在	4,484	4,234 [94.4%]	2,293 [54.2%]
	昭和62. 3.31現在	4,550	4,362 [95.9%]	2,511 [57.6%]
	昭和63. 3.31現在	4,619	4,412 [95.5%]	2,666 [60.4%]
	平成元. 3.31現在	4,716	4,495 [95.3%]	2,801 [62.3%]
(四)項 (百貨店等)	昭和61. 3.31現在	14,147	12,220 [86.4%]	6,033 [49.4%]
	昭和62. 3.31現在	14,360	12,554 [87.4%]	6,510 [51.9%]
	昭和63. 3.31現在	14,657	12,896 [88.0%]	6,787 [52.6%]
	平成元. 3.31現在	14,905	13,222 [88.7%]	7,130 [53.9%]
計	昭和61. 3.31現在	21,335	18,978 [89.0%]	9,533 [50.2%]
	昭和62. 3.31現在	21,587	19,446 [90.1%]	10,322 [53.1%]
	昭和63. 3.31現在	21,981	19,888 [90.5%]	10,854 [54.6%]
	平成元. 3.31現在	22,322	20,298 [90.9%]	11,406 [56.2%]

第10-12表 点検項目別不備率(劇場、百貨店等[(一)項、(四)項])

(平成元. 3.31現在)

点 検 項 目	不 備 率 (%)			
	合 計	(一)項 イ 劇場、映画 館等	(一)項 ロ 公会堂又は 集会場	(四)項 百貨店等
1 防火管理等				
(1) 防火管理者	7.0	5.6	6.0	7.6
(2) 消防計画	11.5	11.4	10.1	12.0
(3) 避難訓練	29.3	28.1	26.7	30.5
(4) 共同防火管理協議事項	12.2	11.8	11.6	12.5
(5) 防火避難施設等	11.9	6.1	5.8	15.1
(6) 裸火使用	3.1	1.9	1.3	3.9
(7) 防災対象物品	13.5	13.3	13.2	13.6
(8) 点検報告	13.9	15.1	9.0	15.3
2 消防用設備等				
(1) 消火器	3.3	4.5	2.0	3.5
(2) 屋内(外)消火栓設備	10.7	9.1	5.8	12.8
(3) スプリンクラー設備	7.0	4.8	4.1	8.0
(4) 自動火災報知設備	9.4	10.9	6.0	10.2
(5) 漏電火災警報器	7.5	12.4	1.2	7.3
(6) 非常ベル・サイレン	3.4	4.9	1.8	3.6
(7) 放送設備	4.9	7.2	4.8	4.3
(8) 避難器具	7.8	8.2	4.7	9.6
(9) 誘導灯	10.0	11.5	7.7	10.5
3 危険物施設等	5.7	6.0	5.7	5.7
4 少量危険物、準危険物、特殊可燃物	5.3	7.5	4.2	5.3
5 火気使用設備・器具	2.5	2.2	1.9	2.8
6 電気設備	2.1	1.8	1.3	2.4
7 建築構造等				
(1) 建築構造 (不適格)	10.9 (2.6)	10.8 (5.7)	5.1 (1.4)	12.9 (2.4)
(2) 防火区画 (不適格)	15.9 (6.7)	16.1 (10.6)	13.3 (7.1)	16.9 (5.7)
(3) 階段 (不適格)	6.5 (2.3)	6.9 (3.6)	5.0 (2.0)	7.0 (2.1)

4 消防同意及び予防査察等

(1) 消防同意の実態

消防同意は、消防が、防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられた制度である。消防機関は、この制度の運用にあたって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実と連携の強化を図っている。

なお、昭和63年度の全国における消防同意事務処理状況は、第10—13表のとおりである。

第10—13表 消防同意事務処理状況 (昭和63年度)

申請要旨	同 意		不 同 意				計		
	件 数	内 訳		件数	理 由				
		指導無	指導有		構造	設備		避難	その他
新 築	493,677	316,028	177,649	106	9	79	22	31	493,783
増 築	94,323	62,524	31,799	54	3	40	7	15	94,377
改 築	6,077	4,762	1,315	1		1	1		6,078
移 転	567	442	125						567
修 繕	83	49	34						83
模 様 替	162	75	87						162
用途変更	1,408	510	898	2		2			1,410
そ の 他	15,532	14,339	1,193						15,532
計	611,829	398,729	213,100	163	12	122	30	46	611,992

(注) 不同意の理由が1件について2以上にわたる場合があるので、理由欄の合算数と不同意の件数とは一致しない場合がある。

(2) 予防査察及び違反状況の改善

消防機関は、火災予防のために必要あるときは消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って予防査察を行っている。昭和63年度に全国の消防機関が行った予防査察の状況は、第10—14表のとおりである。

予防査察等により発見された防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備

等の未設置等については、消防長又は消防署長は、消防法第8条第3項、第4項、第8条の2第3項及び第17条の4の規定に基づき、当該防火対象物の所有者、管理者等に対し、防火管理者の選任、必要な消防用設備等の設置等の措置を講ずべきことを命ずることができる。さらに、消防長又は消防署長は、消防法第5条の規定に基づき火災予防上必要があると認める場合又は火災が発生した際人命に危険があると認める場合は、当該防火対象物の改修、移転、使用の禁止等の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

消防庁では、悪質な防火対象物を一掃するため、昭和58年以来違反処理指導官を設置し、これらの規定に基づき消防長又は消防署長による警告、命令等が適正に行われるよう違反処理マニュアルの作成、ブロック会議の開催等により強力に指導している。

第10—14表 火災予防査察実施状況 (昭和63年度)

防火対象物の区分	(一)		(二)		(三)		(四)	(五)	
	劇場等	公会堂等	キャバレー等	遊技場等	料理店等	飲食店	百貨店等	旅館等	
査察回数	3,650	24,843	941	7,001	4,753	35,323	65,820	76,676	
防火対象物の区分	(五)	(六)			(七)	(八)	(九)		
	共同住宅等	病院等	社会福祉施設等	幼稚園等	学 校	図書館等	特殊浴場	一般浴場	
査察回数	239,961	33,860	31,119	13,315	62,063	1,916	1,430	4,307	
防火対象物の区分	(十)	(十一)	(十二)		(十三)		(十四)	(十五)	
	停車場	神社・寺院等	工場等	テレビスタジオ等	駐 車 場 等	航空機格納庫	倉 庫	事務所等	
査察回数	1,988	19,001	196,248	460	11,106	157	89,144	110,046	
防火対象物の区分	(十六)		(十七)	(十八)	(十九)	(二十)	(二十一)	計	
	特定複合用途防火対象物	一般複合用途防火対象物	地下街	準地下街	文化財	アーケード	山 林		舟 車
査察回数	149,129	61,668	225	21	3,912	501	0	3,121	1,253,705

第10—19表 検 定 申 請 状 況

(昭和63年度)

種 別	区 分	型 式 試 験		個 別 検 定 個
		型 式 試 験	型 式 変 更 試 験	
① 消 火 器	大 型	1	4	33,355
	小 型	68	35	4,557,754
② 消 火 器 用 消 火 薬 剤	大 型	0	0	29,105
	小 型	4	0	1,524,651
③ 泡 消 火 薬 剤		15	0	120,191
④ 消 防 用 ホ ー ス	ゴ ム 引	38	36	490,882
	漏 れ	0	0	397
⑤ 結 合 金 具		5	2	484,201
⑥ 火 災 報 知 設 備	感 知 器	79	29	6,916,604
	発 信 器	7	6	366,187
⑦ 中 継 器		34	9	114,318
⑧ 受 信 機		61	30	207,738
⑨ 漏 電 火 災 警 報 器		12	3	113,987
⑩ 閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		8	4	2,539,565
⑪ 流 水 検 知 装 置		1	1	13,563
⑫ 一 斉 開 放 弁		13	0	19,186
⑬ 金 属 製 避 難 は し こ		10	2	221,143
⑭ 緩 降 機		2	0	15,444
計		358	161	17,768,271

第11節 危険物行政

1 危険物規制

(1) 危険物規制の体系

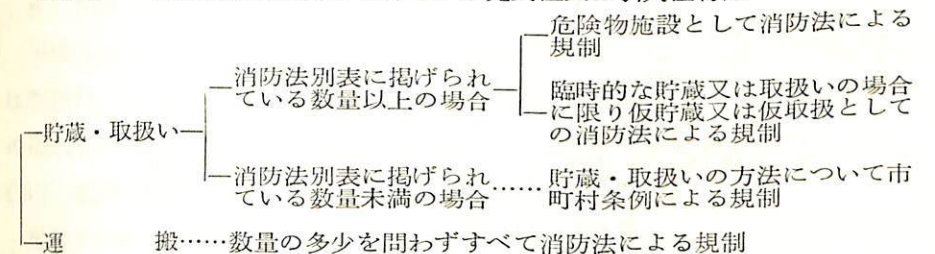
消防法では、火災発生の危険性が大きい、燃焼速度が速く燃焼の危険性が大きい、火災の際の消火の困難性が高いなどの性状を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点からその貯蔵・取扱い及び運搬についての規制を行っている。

一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵し、又は取り扱ってはならず、このような危険物施設を設置しようとする者は、その位置、構造及び設備を危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に適合させ、市町村長等の許可を受けなければならないこととされている。

また、危険物施設においては、危険物取扱者以外の者は危険物取扱者の立会いがなければ危険物を取り扱ってはならず、危険物の貯蔵又は取扱いは、政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされているとともに、一定の危険物施設では、危険物保安監督者を選任し保安監督を行わせる等危険物の貯蔵又は取扱いに関する保安体制の整備を図らなければならないこととされている。

さらに、危険物の運搬は、その量の多少を問わず、危険物の規制に関する政令で定める技術上の基準に従って行わなければならないものとされてい

・危険物……消防法別表に掲げられている発火性又は引火性物品



る。

なお、一定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いについては、市町村条例で貯蔵・取扱いに関する基準を定め規制することとされている。

(2) 危険物施設

ア 危険物施設の数

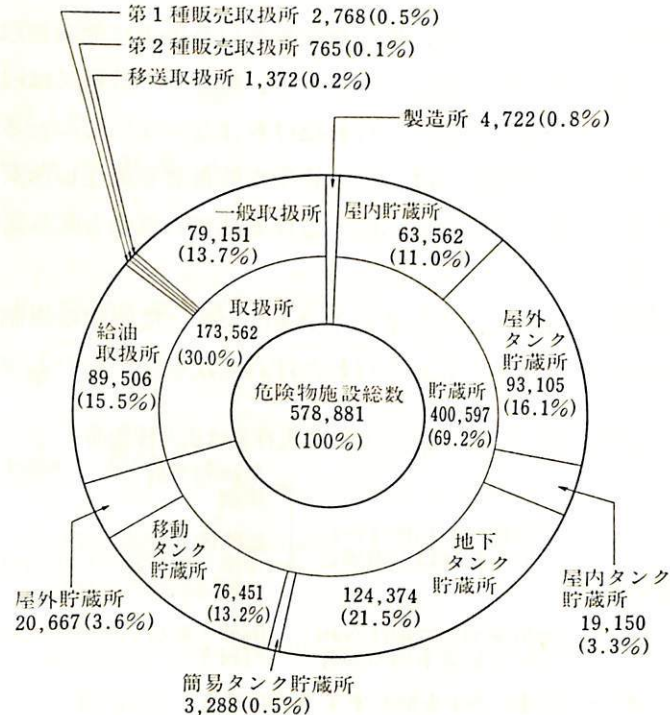
平成元年3月31日現在における危険物施設の総数は、57万8,881施設で前年同期(57万4,720施設)に比べて4,161施設(0.7%)増加した。

これは、移動タンク貯蔵所の増加(3,494施設)が大きな要因である。

施設別にみると、地下タンク貯蔵所が12万4,374施設(全体の21.5%)と最も多く、次いで屋外タンク貯蔵所の9万3,105施設(16.1%)、給油取扱所の8万9,506施設(15.5%)等となっている(第11-1図)。なお、これらのうち、石油製品を中心とする第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物

第11-1図 危険物施設数の状況

(平成元. 3. 31現在)



第11-2表 危険物施設数の推移

施設	年	60	61	62	63	元	増減率(%)	
							(C/A-1) × 100	(C/B-1) × 100
製造所		4,560	4,598	4,657	4,677	4,722	3.6	1.0
貯蔵所	屋内貯蔵所	63,878	64,081	63,980	63,693	63,562	△ 0.5	△ 0.2
	屋外タンク貯蔵所	95,685	94,998	94,334	93,497	93,105	△ 2.7	△ 0.4
	屋内タンク貯蔵所	19,831	19,621	19,465	19,354	19,150	△ 3.4	△ 1.1
	地下タンク貯蔵所	119,749	121,254	122,509	123,402	124,374	3.9	0.8
	簡易タンク貯蔵所	3,638	3,531	3,435	3,361	3,288	△ 9.6	△ 2.2
	移動タンク貯蔵所	64,393	66,998	69,976	72,957	76,451	18.7	4.8
	屋外貯蔵所	23,651	22,936	22,178	21,423	20,667	△ 12.6	△ 3.5
小計	390,825	393,419	395,877	397,687	400,597	2.5	0.7	
取扱所	給油取扱所	88,582	88,882	88,890	89,088	89,506	1.0	0.5
	第一種販売取扱所	3,124	3,040	2,939	2,845	2,768	△ 11.4	△ 2.7
	第二種販売取扱所	744	739	758	766	765	2.8	△ 0.1
	移送取扱所	1,400	1,402	1,397	1,381	1,372	△ 2.0	△ 0.7
	一般取扱所	124,129	125,460	126,265	78,276	79,151	△ 36.2	1.1
	小計	217,979	219,523	220,249	172,356	173,562	△ 20.4	0.7
計	613,364	617,540	620,783	574,720	578,881	△ 5.6	0.7	

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

施設は56万2,852施設と全体の97.2%を占めている。

危険物施設数の最近における推移は第11-2表にみられるとおり、移動タンク貯蔵所、一般取扱所及び製造所が高い伸びを示しているが、屋外貯蔵所、第一種販売取扱所、簡易タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所等は減少傾向にある。

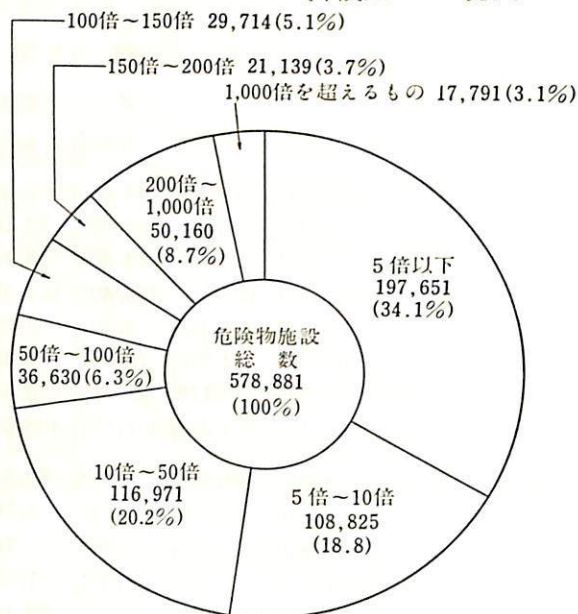
イ 危険物施設の規模別構成

平成元年3月31日現在における危険物施設総数の規模別(貯蔵最大数量又は取扱最大数量によるもの)の構成は、第11-3図のとおりであり、規模別の構成比は前年同期と比較してほとんど変わりはない。

(3) 危険物取扱者

危険物に関する安全確保のため、危険物の取扱いに関して知識及び経験を

第11—3図 危険物施設の規模別構成比
(平成元. 3. 31現在)



(注) 倍数は貯蔵最大数量又は取扱最大数量を消防法別表で定める指定数量で除して得た数量である。

有する者に、試験によって危険物取扱者としての資格を付与し、これらの者に危険物取扱い作業、無資格者の危険物取扱い作業における立会い及び保安の監督をさせることとしている。

ア 危険物取扱者試験

危険物取扱者試験は、甲種、乙種及び丙種に区分され、都道府県知事が毎年1回以上実施することとされている。

昭和63年度において危険物取扱者試験は全国で228回(前年度216回)実施されている。受験者数は、39万3,294人(同40万5,611人)、合格者は、18万5,422人(同19万1,898人)で平均の合格率は47.1%(同47.3%)となっている(第11—4表)。この状況を試験の種類別にみると、受験者数では丙種が19万5,417人(全体の49.7%)と最も多く、次いで乙種第4類の17万2,208人(43.8%)となっており、この両者で全体の93.5%を占めている。合格者数でも丙種が10万9,795人(59.2%)、乙種第4類が6万1,578人(33.2%)と

第11—4表 危険物取扱者試験実施状況

(昭和63年度)

種別 区分	甲種	乙種						丙種	小計	計
		第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
受験者数	11,363	3,000	2,434	2,179	172,208	1,866	4,827	186,514	195,417	393,294
合格者数	3,661	2,269	1,697	1,730	61,578	1,643	3,049	71,966	109,795	185,422
合格率(%)	32.2	75.6	69.7	79.4	35.8	88.0	63.2	38.6	56.2	47.1

なっており、この両者で全体の92.4%を占めている。

なお、本制度発足以来の合格者総数は、平成元年3月31日現在、369万7,825人となっている。

イ 保安講習

危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として3年以内ごとに、都道府県知事が行う危険物の取扱い作業の保安に関する講習を受けなければならないこととされている。

昭和63年度において、保安講習は、全国で延べ843回(前年度537回)実施され11万1,770人(同10万4,515人)が受講している。受講者数及び危険物取扱者免状の種類別内訳は第11—5表のとおりである。

第11—5表 危険物取扱者保安講習受講者数及びその危険物取扱者免状の種類別内訳

区分 年度	受講者数	甲種	乙種						丙種	種類別 総計	
			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類			
59	106,825	5,976	2,620	2,528	2,481	89,123	1,393	7,641	105,786	10,168	121,930
60	102,414	5,481	2,487	2,375	2,481	87,530	1,480	7,203	103,556	10,165	119,202
61	99,239	5,060	2,314	2,307	2,196	84,300	1,768	6,557	99,442	10,262	114,764
62	104,515	5,721	2,561	2,407	2,324	88,420	1,295	6,548	103,555	12,750	122,026
63	111,770	6,547	3,023	2,787	2,636	96,766	1,409	7,845	114,466	11,039	132,052

(4) 事業所における保安体制の整備

事業所における保安体制の整備を図るため、一定の危険物施設の所有者等

で同一事業所において一定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う者には、危険物の保安の監督を行う危険物保安監督者の選任、化学消防自動車と人員によって編成される自衛消防組織の設置、施設の維持管理を担当する要員としての危険物施設保安員等の指定又は施設の災害防止のための事業所内の予防規程の作成が義務付けられるとともに、さらに、一定数量以上の第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等の所有者、管理者又は占有者には、事業所全般における危険物の保安に関する業務を統括管理する危険物保安統括管理者の選任が義務づけられている。

平成元年3月31日現在における事業所総数26万8,089のうち、これらの義務付けがなされている危険物施設をもつ事業所数の状況は、第11—6表のとおりである。なお、予防規程の作成を要する事業所数は、昭和62年5月1日より一定の給油取扱所に予防規程の作成が義務づけられたため、大幅に増加した。

第11—6表 自衛消防組織等を設ける事業所数の推移

区 分 年	危険物保安統括 管理者を要する 事業所	危険物施設保安 員を要する事業 所	予防規程の作成 を要する事業所	自衛消防組織を 要する事業所
昭 和 60	257	1,718	12,825	58
61	261	1,727	13,481	58
62	265	1,732	13,828	62
63	267	1,729	67,427	60
平 成 元	253	1,735	68,590	57

(注) 各年とも3月31日現在の数値である。

(5) 保安検査

一定の規模以上の屋外タンク貯蔵所及び移送取扱所の所有者等は、その規模等に応じた一定の時期ごとに市町村長等が行う危険物施設の保安に関する検査を受けることが義務づけられている。

昭和63年度に実施された保安検査は310件であり、そのうち特定屋外タンク貯蔵所に関するものは300件、特定移送取扱所に関するものは10件となっている(第11—7表)。

第11—7表 保安検査の実施状況

区 分	年 度	59	60	61	62	63
特定屋外タンク貯蔵所に関するもの		327	242	272	288	300
特定移送取扱所に関するもの		10	8	9	10	10
計		337	250	281	298	310

(6) 立入検査及び措置命令

市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災防止のため必要があると認めるときは、危険物施設等に対して施設の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いが消防法に従っているかについて立入検査を行うことができる。

昭和63年度においては、34万8,879(前年度35万5,618)の危険物施設について、延べ43万1,470回(同43万3,056回)の立入検査が行われている(第11—8表)。

立入検査を行った結果、危険物施設等における危険物の貯蔵若しくは取扱い、又は当該施設の位置、構造若しくは設備が消防法に違反していると認め



移動タンク貯蔵所(タンクローリー)の立入検査(東京消防庁)

第11—8表 危険物施設に対する立入検査の実施状況

区 分	年 度	59	60	61	62	63
検 査 施 設 数		380,500	387,808	384,309	355,618	348,879
検 査 延 回 数		483,506	488,967	480,411	433,056	431,470

られる場合、市町村長等は、危険物施設等の所有者等に対して、施設の位置、構造及び設備の基準に関する措置命令等を行うことができる。

昭和63年度において市町村長等がこれらの措置命令等を発した件数は、724件（前年度601件）となっている（第11—9表）。

第11—9表 危険物施設等に関する措置命令等の推移

年 度	命令の区分					計
	危険物の貯蔵取扱いに関する措置命令（法第11条の5）	施設の位置、構造、設備に関する措置命令（法第12条第2項）	製造所等の使用停止命令（法第12条の2）	製造所等の緊急使用停止命令（法第12条の3）	危険物の無許可貯蔵、取扱いに関する措置命令（法第16条の6）	
59	727	644	34	46	237	1,688
60	695	815	23	68	196	1,797
61	386	479	17	42	174	1,098
62	148	282	16	48	107	601
63	252	319	14	68	71	724

2 石油パイプライン事業の保安規制

石油パイプラインの保安を確保するため、自治大臣は、石油パイプライン事業法の規定に基づき、①工事計画の認可、完成検査、保安規程の認可、立入検査等を行うこと、②基本計画の策定及び事業の許可にあたって意見を述べること等により、石油パイプライン事業の規制に関与している。

石油パイプライン事業法の適用を受けている新東京国際空港航空燃料パイプラインについては、昭和53年9月に基本計画が告示され、同年10月には工事計画が、昭和57年12月には保安規程が認可されている。二系統のパイプラインのうち一系統については、昭和58年3月に完成検査が完了し、同年8月

からその事業用施設の供用が開始され、残る一系統については昭和59年6月に完成検査が完了し、同年8月から供用されている。また、パイプライン供用後は毎年、運輸省とともに、保安検査を実施するとともに、立入検査等を行うことにより、石油パイプラインの保安の確保に努めている。

なお、石油パイプライン事業法の適用対象は、現在、新東京国際空港航空燃料パイプラインのみであり、これ以外のパイプラインは別途消防法において移送取扱所として規制されている。

第12節 石油コンビナート災害対策

危険物、高圧ガス等の可燃性物質を大量に集積している石油コンビナートにおいては、災害の発生及び拡大を防止するため、危険物の貯蔵所、取扱所及び製造所に係る危険物災害の発生防止に関し必要な規制を行っている消防法、高圧ガスを取り扱う事業所に係る災害の発生防止について必要な規制を行っている高圧ガス取締法及び労働災害防止の見地から必要な規制措置を設けている労働安全衛生法のいわゆる保安三法や海上への大量の油の排出に対する措置、海上火災の発生に対する措置、海上災害に対する消防機関と海上保安庁の機関との協力等について定めた海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等による各種規制措置に加えて、石油コンビナート等災害防止法による特別の規制が行われ、総合的な防災体制の確立が図られている。

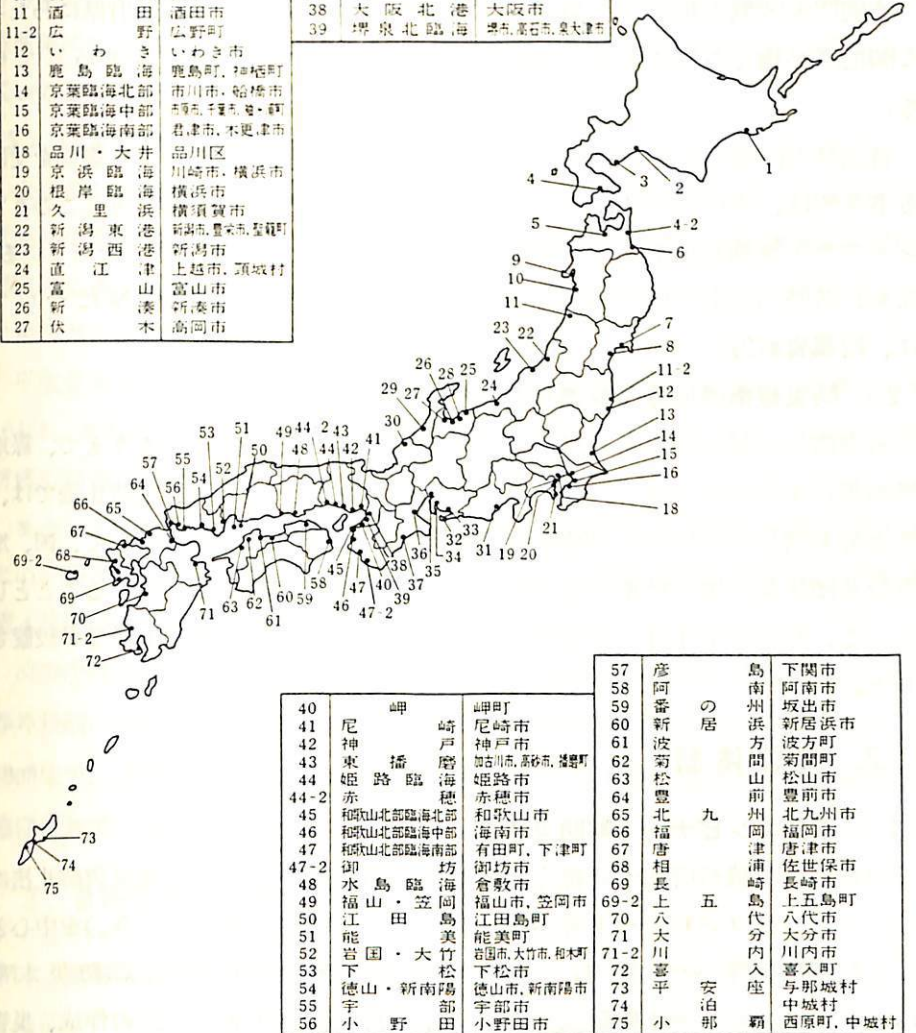


和歌山市大岩石油(株)コンビナート火災 (平成元. 7. 10)

第12-1図 石油コンビナート等特別防災区域の指定状況

(平成元. 7. 1現在)

番号	特別防災区域	市 町 村	番号	特別防災区域	市 町 村
1	釧路	釧路市	28	姉 中	姉中町
2	苫 小	苫小牧市, 厚真町	29	全 沢 港 北	全沢市
3	室 蘭	室蘭市	30	福 井 臨 海	福井市, 三国町
4	上 磯	上磯町	31	清 水	清水市
4-2	むつ小川原	六ヶ所村	32	渥 美	渥美町
5	青 森	青森市	33	蒲 郡	蒲郡市
6	戸 田	戸田市	34	衣 浦	豊南市, 中田市, 武豊町
7	塩 釜	塩釜市	35	名古屋港臨海	名古屋市, 東海市
8	吉 野	吉野町			
9	男 鹿	男鹿市	36	四 日 市 臨 海	四日市市, 桶町
10	秋 田	秋田市	37	尾 鷲	尾鷲市
11	酒 田	酒田市	38	大 阪 北 港	大阪市
11-2	広 野	広野町	39	堺 泉 北 臨 海	堺市, 泉佐野市, 泉大津市
12	い わ き	いわき市			
13	鹿 島 臨 海	鹿島町, 神栖町			
14	京 葉 臨 海 北 部	市川市, 船橋市			
15	京 葉 臨 海 中 部	市川市, 船橋市, 野田市, 鎌倉市, 新大塚町			
16	京 葉 臨 海 南 部	君津市, 木更津市			
18	品 川 ・ 大 井	品川区			
19	京 浜 臨 海	川崎市, 横浜市			
20	根 岸 臨 海	横浜町			
21	久 里	横須賀市			
22	新 潟 東 港	新潟市, 豊栄市, 室籠町			
23	新 潟 西 港	新潟市			
24	直 江	上越市, 頸城村			
25	富 山	富山市			
26	新 潟	新潟市			
27	伏 木	高岡市			



40	岬	岬町	57	彦 阿 番	島 南	下 関
41	尼 崎	尼崎市	58	南 市	阿 南 市	阿 南 市
42	神 戸	神戸市	59	新 波 方	新 居 浜 市	坂 出 市
43	東 播 磨	加川市, 高砂市, 淡野町	60	松 山	松 山 市	波 方 町
44	姫 路 臨 海	姫路市	61	豊 前	豊 前 市	菊 間 町
44-2	赤 穂	赤穂市	62	北 九 州	北 九 州 市	松 山 市
45	和 歌 山 北 部 臨 海 北 部	和歌山市	63	福 岡	福 岡 市	豊 前 市
46	和 歌 山 北 部 臨 海 中 部	海南市	64	唐 津	唐 津 市	北 九 州 市
47	和 歌 山 北 部 臨 海 南 部	有田町, 下津町	65	浦 崎	浦 崎 市	福 岡 市
47-2	御 坊	御坊市	66	相 長	相 長 市	佐 世 保 市
48	水 島 臨 海	倉敷市	67	上 八 大 川	上 八 大 川 市	浦 崎 市
49	福 山 ・ 笠 岡	福山市, 笠岡市	68	喜 平	喜 平 市	長 崎 市
50	江 田 島	江田島町	69-2	安 泊	安 泊 市	上 五 島 町
51	能 美	能美町	70	小 野	小 野 市	八 代 市
52	岩 国 ・ 大 竹	岩国市, 大竹市, 和木町	71			大 分 市
53	下 松	下松市	71-2			川 内 市
54	徳 山 ・ 新 南 陽	徳山市, 新南陽市	72			喜 入 町
55	宇 部	宇部市	73			与 那 城 村
56	小 野 田	小野田市	74			中 城 村
			75			西 原 町, 中 城 村

1 石油コンビナート等特別防災区域の状況

(1) 石油コンビナート等特別防災区域の現況

一定量以上の石油又は高圧ガスが大量に集積している地域について、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）を指定しているところであるが、平成元年6月には、同法施行以来初めて、豊洲地区、上浦地区、荻田地区の3地区について、その指定を解除したところである。

特別防災区域の現況は、第12—1図のとおりであり、33都道府県にわたって80地区が指定されている。各地区は必要に応じて区域変更が行われている。

特別防災区域内にあって石油コンビナート等災害防止法による規制を受ける事業所は、平成元年4月1日現在、第一種事業所が487事業所（このうちレイアウト規制対象事業所は235）、第二種事業所が414事業所となっている。なお、各特別防災区域における石油等の貯蔵・取扱・処理の量等については、附属資料22のとおりとなっている。

(2) 防災緩衝緑地等の整備状況

特別防災区域に係る災害が周辺の地域に及ぶことを防止するうえで、緑地帯が果たす役割は大きい。このため、石油コンビナート等災害防止法では、地方公共団体が防災上の見地から整備する防災緩衝緑地等について、国、地方公共団体及び第一種事業者の費用負担の下にその設置を推進することとしている。昭和58年3月、宮城県の上釜地区において上釜港緩衝緑地が設置された。

2 防災体制

(1) 石油コンビナート等防災本部

特別防災区域が所在する都道府県では、石油コンビナート等災害防止法に基づき、石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）を中心として関係機関等が一致協力して防災体制の確立を推進している。防災本部は、石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の作成、災害

時における関係機関の連絡調整、防災に関する調査研究等の防災業務を行っている。

(2) 消防本部等

特別防災区域で災害が発生した場合、その応急対策は、防災計画の定めるところにより、一般的には市町村の消防本部等が消防活動を指揮し、大規模災害に拡大した場合には防災本部が中心となって、関係機関等をも含めた防災活動の総合的な連絡調整を行うこととなっている。なお、特定事業所における異常現象の通報については、昭和59年7月、異常現象の範囲を通達により明確にし、消防機関等への迅速かつ的確な通報を徹底するよう指導を行っているところである。

(3) 防災資機材の整備

大規模かつ特殊な災害が発生するおそれのある特別防災区域に係る消防力は十分に整備することが必要であり、消防庁は、市町村の消防機関が特別防災区域に係る災害に対処するため保有すべき消防力について、昭和51年7月に消防力の基準を改正して、これを強化した。

平成元年4月1日現在、特別防災区域所在市町村には、大型化学消防車104台、大型高所放水車88台、泡原液搬送車101台、泡消火薬剤3,640kℓ、消防艇37艇等が配備されている。

また、市町村の消防力を補完し、特別防災区域の防災体制を充実強化するため、特別防災区域所在都道府県においても、泡原液貯蔵設備23基、泡放水砲4基等が整備されている。

消防庁は、昭和51年から特別防災区域所在市町村に対し、大型化学消防車等の整備について補助を行っている。この補助を受けて昭和63年度までに、78団体で、大型化学消防車74台、大型高所放水車78台、泡原液搬送車69台が整備されている。

3 自衛防災組織等

(1) 自衛防災組織等の現況

石油コンビナート等災害防止法では、特別防災区域に所在する特定事業者

に対し、自衛防災組織の設置及び防災管理者の選任を義務付けている。また、各特定事業所が一体となった防災体制を確立するよう、共同防災組織及び石油コンビナート等特別防災区域協議会の設置について定めている。

平成元年4月1日現在、901の全事業所に自衛防災組織が置かれ、このほか100の共同防災組織、65の区域協議会が設置されている。これらの自衛防災組織及び共同防災組織には常時7,439人の防災要員、205台の大型化学消防車、152台の大型高所放水車、165台の泡原液搬送車、20台の大型化学高所放水車、41隻の油回収船等が配備されている。

さらに、特定事業所には、個別施設に対する防災設備のほかに、事業所全体としての防災対策の強化を図るため、施設の規模に応じて流出油等防止堤、消火用屋外給水施設及び非常通報設備（特定防災施設等）を設置しなければならないこととされている。平成元年4月1日現在、流出油等防止堤が200事業所に、消火用屋外給水施設が641事業所に、非常通報設備が901の全事業所にそれぞれ設けられており、設置が必要とされる事業所の全てに必要とされる防災設備が設置されている。

(2) 自衛防災体制の充実

石油コンビナートの災害は多様であり、また大規模化の可能性が高いことから、災害発生時には、自衛防災組織や共同防災組織による迅速かつ的確な対応が要求されるが、これらの防災組織は実際の防災活動経験に乏しい面もある。このため、消防庁では、昭和56年度から過去の災害事例について、災害の態様別に防災活動の状況及びその問題点を把握、検討するとともに、自衛防災組織等における防災活動、防災訓練及び防災教育の在り方を研究し、その結果を「自衛防災組織等のための防災活動の手引」として、昭和58年度には屋外タンク編を、また、昭和59年度にはプラント編をとりまとめ、さらに昭和61年度にはこれら手引の内容をより効果的に周知するため視聴覚教材を作成し、消防機関を通じて自衛防災組織等に対する指導を行っている。

一方、特定事業者の重要な責務の一つである自衛防災組織等の防災業務が警備会社等の部外者に委託される事例が増加している。このような委託防災組織についてその実態を調査し、問題点の把握、委託する場合の要件等につ

いて研究し、昭和60年度にその内容をとりまとめ、消防機関を通じて委託防災組織等の充実強化について指導を行った。さらに、消防機関において、このような委託の実態を常時的確に把握し、特定事業者の防災業務の実施に関して適切な指導を行うことができるように、昭和61年8月に関係省令の一部改正を行ったところである。

4 事業所のレイアウト規制

(1) レイアウト規制対象事業所の実態

石油コンビナート災害の拡大を防止するには、石油コンビナートを形成する事業所の個々の施設を単体として規制するだけでは充分でなく、事業所内の施設地区等の配置及び他の事業所等との関係について、災害防止の観点からレイアウト規制を行う必要がある。

このため、石油コンビナート等災害防止法では、石油と高圧ガスを併せて取り扱う第一種事業所について、当該第一種事業所の新設又はこれらの事業所内の施設地区等の配置を変更しようとする際に、レイアウトに関する計画の届出を義務付け、これらに対する規制を実施している。

第一種事業所のうち、レイアウト規制の対象となる事業所は235事業所となっている。また、レイアウト規制対象事業所の石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量及び処理量の特別防災区域全体に占める割合は、石油にあっては61.8%、高圧ガスにあっては97.7%となっており、大部分がレイアウト規制対象事業所において保有されている。

(2) 第一種事業所の新設等の届出の状況

昭和63年度における事業所の新設及び変更の届出件数は45件あった。新設又は変更の届出がなされ、新設又は変更が完了したものについては、消防法及び高圧ガス取締法の許可施設に係るものを除き確認を行わなければならないこととされている。昭和63年度における確認件数は40件であった（第12—2表参照）。

なお、レイアウト規制に係る事務の簡素合理化を図るため、昭和61年度において、レイアウト規制に係る審査指針を作成し、また、届出を要しない軽

微な変更の範囲を明確にする等の措置を講ずるとともに、関係省庁の協力を得て新設等の届出から指示又は不指示の通知までの審査期間の短縮に努めている。

第12—2表 第一種事業所の新設等の届出の状況

区分	年度	新設・変更届出件数					確認件数				
		59	60	61	62	63	59	60	61	62	63
新設		4	0	1	3	4	6	2	0	1	1
変更		33	40	37	39	41	33	31	40	30	39
計		37	40	38	42	45	39	33	40	31	40

第13節 林野火災対策

1 林野火災特別地域対策事業

(1) 林野火災特別地域対策事業の実施

消防庁は、昭和45年度から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきた。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市町村が共同で事業計画を樹立し、

- ① 防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災の予防
- ② 火災予防の見地からの林野管理
- ③ 消防施設等の整備
- ④ 火災防ぎょ訓練等

を総合的に行うものであり、昭和63年度までに、33都道府県の825市町村にわたる192地域において実施されている。

しかし、事業の実施要件を備えていながら、いまだに実施していない市町村も多数あり、今後、より一層の推進を図っていく必要がある。

(2) 林野火災用消防施設等の整備

消防庁は、昭和45年度から林野火災特別地域対策事業を実施する市町村に対して、優先的に、消防無線、防火水槽、自然水利利用施設、可搬式消火機材、林野火災用工作機器及び空中消火等補給基地の林野火災用消防施設等の整備に対して補助を行っている。

昭和63年度までに交付された国庫補助金による林野火災用消防施設等の整

第13—1表 国庫補助金による林野火災用消防施設等の整備状況

区分	消防無線		防火水槽	自然水利利用施設	林野火災用可搬式消火機材			林野火災用工作機器	空中消火等補給基地	小型動力ポンプ付水槽車
	無線機	受令機			可搬式散水装置	可搬式送水装置	軽可搬式消防ポンプ			
数量	963台	28組	2,241基	12施設	391組	77組	65組	52台	6基	2台

備状況は、第13—1表のとおりである。

2 広域消防体制の整備

(1) 広域消防体制の整備

林野火災は、一般に焼損範囲が広く、ときには隣接市町村、隣接都道府県に及ぶ場合があり、また、林野の分布状況、地形、気象条件を考慮すると一市町村の消防力だけでは十分に対処できない場合がある。

消防庁は、このような林野火災に対処するため、消防の一部事務組合等による広域消防体制の整備及びヘリコプターによる空中消火を実施するための体制の整備を進めてきた。

昭和62年度には、消防庁内に設けられた消防広域応援体制検討委員会において、林野火災活動マニュアルが取りまとめられた。このマニュアルは、林野火災発生時の広域応援を踏まえた、事前計画、指揮体制、情報伝達、ヘリコプター要請時の留意事項等がまとめられており、林野火災対策を進めるうえで有効な資料となっている。

(2) 空中消火の実施状況

空中消火は、自ら保有するヘリコプターを活用している一部の地方公共団体を除き、従来、自衛隊法に基づく都道府県知事からの災害派遣の要請を受けて出動した自衛隊のヘリコプターにより実施される例が多かったが、消防庁では昭和61年5月「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」を策定し、これに基づき、都道府県の要請により、消防機関が保有している消防ヘリコプターの応援出動による空中消火が実施されている。

過去10年間の空中消火の実施状況は第13—2表のとおりである。

第13—2表 空中消火の実施状況

年	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
実施件数	11	36	15	42	32	51	26	36	35	10

また、昭和54年以降の10ha以上の林野火災に対する都道府県別の空中消火の実施状況をみると、北海道11件、香川県8件、広島6件の順である。

3 出火防止対策

(1) 出火防止対策の徹底

林野火災の出火原因には、たき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火によるものが圧倒的に多いこと、林野火災の消火には多くの困難を伴うこと等から林野火災対策においては出火防止の徹底が特に重要である。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たって、これらの出火原因を排除することに重点を置き、次の事項を強力に推進している。

ア 入山者及び林野周辺住民の防火意識の醸成を図ること。

イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図るとともに、監視パトロールを強化すること。

ウ 「火入れ」にあたっては、必ず消防機関に連絡をとらせ、指導の徹底を図ること。

エ 林野所有者に対して、林野火災予防措置の指導を強化すること。

また、毎年、林野庁と共同で春季火災予防運動期間中の2月28日から3月6日まで(平成2年からは3月1日から3月7日まで)を全国山火事予防運動の統一期間とし、統一標語を定め、テレビ、新聞、ポスター等を用いた広報活動や消火訓練等を通じて山火事予防を呼びかけている。

さらに、消防庁では、昭和58年4月27日に東北地方を中心として多発した大規模林野火災の教訓を踏まえ、林野火災対策の推進、出火防止対策、警防対策、空中消火体制等及び消防施設等の整備に関する留意事項を取りまとめ、林野火災の多発期を前に、昭和58年11月、総合的な通達を都道府県及び市町村に発したところである。また、昭和63年1月、異常乾燥注意報下に大規模な林野火災が発生したことから、通達を発し、出火防止対策の強化等の林野火災対策をより一層推進するよう地方公共団体に対し指導しているところである。

(2) 林野火災に係る調査研究

消防庁では、昭和57年度から3年度にわたって林野火災延焼シュミレーションモデルの開発を行うとともに、昭和58、59年度の2年度にわたって、林

野庁と共同して異常乾燥・強風下における林野火災対策の在り方について検討を行った。

また、昭和60年度は、過去に大規模な林野火災が発生した日の気圧配置及び気象要素を統計的に整理分析することにより、どの地域で大規模な林野火災が発生しやすいかを予知できるシステムを開発し、昭和61年度には、空中消火をより有効に活用するために、空中消火の実施時期の決定、効果的な消火剤散布方法等について総合的に検討を行い、空中消火をより有効に活用するためのマニュアルを作成した。

さらに昭和62、63年度の2か年度にわたって、入山者に比較して林野火災の発生頻度が高い地域と低い地域の過去の林野火災の発生状況、レクリエーション入山者及び地域住民の防火意識、消防機関における予防対策の現状等を比較検討することにより、レクリエーションによる入山者の増大、多様化に対する効果的な林野火災対策に関する検討を行った。

第14節 特殊災害対策

1 ガス災害対策

ガスによる災害を予防するため、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により、消防機関は、LPガスの販売業者がその事業の許可を受ける際に意見を述べるとともに、LPガス等に係る事業許可等を行った行政庁から通報を受けている。

また、昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故の教訓に基づき、一定規模以上の地下街等については、昭和56年からガス漏れ火災警報設備の設置が義務付けられており、日本開発銀行による融資制度などにより設置の促進に努めてきたところである。

LPガス等の消費先における火災、爆発、中毒等の災害の特徴としては、消費者の不注意が原因となる場合が多いので、消防機関は、日常の予防査察を通じ、一般家庭等に対しガスの性状、ガス器具の使用上の安全対策等について周知徹底を図っている。昭和58年11月には、静岡県掛川市のレクリエーション施設「つま恋」におけるガス爆発事故で多くの死傷者を生じたことにかんがみ、秋の火災予防運動等を通じてガス漏れ事故防止対策を図るよう周知徹底し、事故の再発防止に努めているところである。

なお、消防関係者に対しては、ガス漏れ事故に際しての警防活動要綱を示すとともに、消防大学校、各都道府県消防学校等において、LPガス等の規制に関する講座を設け、その資質の向上に努めている。

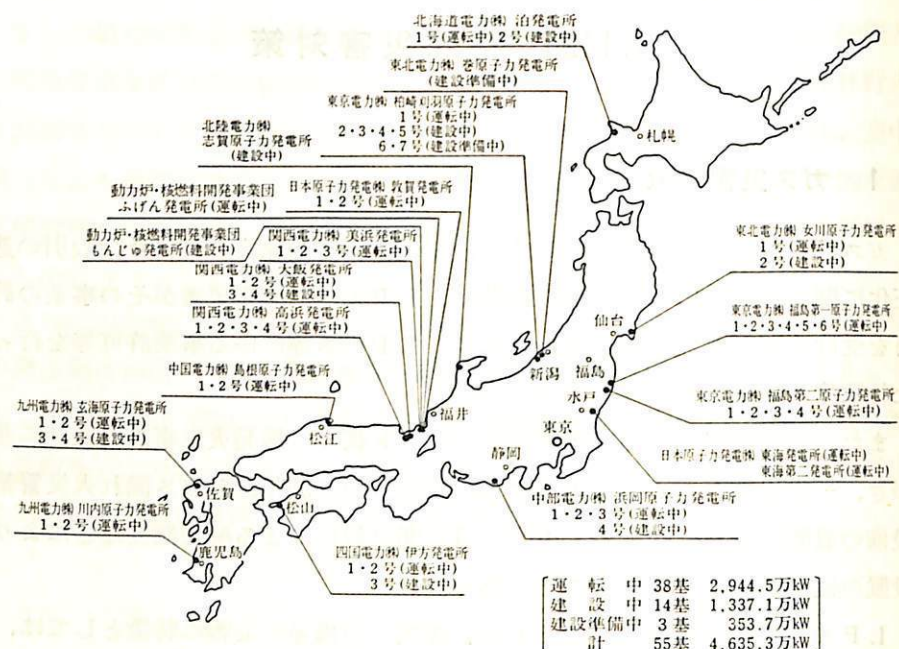
2 原子力災害対策

(1) 原子力発電所等の防災対策

原子力は、石油に代替するエネルギー源としての重要性がますます高まっているが、原子力発電所（第14—1図）等原子力施設については、原子炉等

第14-1 図 原子力発電所立地図

(平成元. 9. 1現在)



(注) 科学技術庁、資源エネルギー庁の資料による。

規制法又は電気事業法に基づき、安全審査、使用前検査、定期検査等が実施され、また、管理体制についても保安規定の認可等が行われ、安全の確保が図られている。

昭和54年3月の米国スリー・マイル・アイランド原子力発電所の事故を教訓として、国において防災体制の再点検作業が進められ、同年7月12日の中央防災会議で、緊急時連絡体制の常時整備・維持、緊急技術助言組織の設置等を内容とする「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定された。さらに、昭和55年6月30日、原子力安全委員会において、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲、災害応急対策の実施のための指針、緊急時の環境モニタリング、緊急時の医療等原子力発電所等に係る防災対策特有の専門的・技術的事項について「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。また、昭和59年6月21日、同委員会において、

緊急時環境モニタリングの計画の立案、実施及び評価方法について「緊急時環境放射線モニタリング指針」が決定された。

これらを踏まえて、原子力発電所等所在の道府県及び市町村においては、「地域防災計画（原子力防災対策関係）作成マニュアル（昭和55年9月消防庁・科学技術庁通知）」及び「原子力災害対策避難誘導等のための手引（昭和56年1月消防庁通知）」等に基づき、その地域防災計画に原子力災害に関する災害予防、災害応急対策及び災害復旧について所要の措置を定め、原子力災害発生時における住民の安全確保に備えるとともに、これら関係地方公共団体における防災業務関係者に対する教育、防災訓練の実施等原子力防災対策の整備充実を進めてきた。

昭和61年4月に発生したソ連チェルノブイル原子力発電所の事故は、防災関係者に大きな衝撃を与えたが、消防庁においては、関係機関等を通じて防災体制に与える影響等に関する情報収集等に努めるとともに、現在の防災体制のより一層の充実を努めることとしている。

(2) 放射性物質輸送の安全対策

我が国では、放射性物質の輸送頻度及び輸送量は年々増加するとともに、輸送される放射性物質の種類も多様化しており、従来にも増してその安全対策は重要なものになっている。

核燃料物質の輸送については原子炉等規制法等に基づき、放射性同位元素（RI）の輸送については放射線障害防止法等に基づき、それぞれ安全基準が定められ、輸送物の確認、輸送方法の確認、都道府県公安委員会への届出等の安全規制が実施されている。

昭和59年2月4日、関係省庁で構成している放射性物質安全輸送連絡会において「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について」がまとめられ、消防庁では、これを受けて各都道府県に通知し、その周知徹底を図ったところである。

さらに、関係省庁間において密接な連絡・調整を図りつつ、放射性物質の輸送に関する安全対策について所要の施策を講じていくこととしている。

また、消防庁では、昭和63年3月、放射性物質輸送中の事故に際し、消防

機関が行う消防活動等について「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」を取りまとめ、各都道府県及び消防本部に通知したところである。

3 高層建築物及び地下街等の火災対策

(1) 高層建築物

大都市においては、都市環境の整備、都市空間の有効利用等の理由から、現在、建築物の高層化が著しく進展し、その利用形態も複雑化している。

このような高層建築物は、一般に火災発生時の避難に長時間を要する上、建築構造などから煙の流動状況が複雑であり、かつ、消防隊による外部からの救助や消火活動等が著しく制限される。このため、消防法上他の防火対象物に比べて、共同防火管理体制（消防法第8条の2）、防災規制（同法第8条の3）、消防用設備等の規制（同法第17条）が強化されているほか建築基準法令においても防災上の基準が強化されており、火災の予防、早期発見、初期消火、早期通報、及び安全避難が確実にできるよう、ハード、ソフトの両面から厳しい規制が行われている。

また、高層建築物については、最新のエレクトロニクス技術等を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムの整備を推進していく必要がある。

このため、消防庁では、昭和61年12月に「消防防災システムのインテリジェント化推進要領」を定め、財団法人日本消防設備安全センターに設置された学識経験者等からなる「消防防災システム評価委員会」において、その機能の優良性を評価するとともに、積極的にその設置の促進を図るため、表彰及び融資制度を設け、技術開発の促進とその適用の推進を図っている。

また、消防機関においては、高層建築物の火災に対応するため装備の科学化を進めるとともに訓練を強化する一方、非常の場合に防災センターを適切に活用できるよう努めている。

(2) 地下街及び準地下街

地下街等では、いったん火災になると内部に煙が充満し、消防活動がきわめて困難である上、中にいる人たちがパニック状態に陥ることも予想される

ため、災害時の危険性は非常に高い。

地下街の安全対策に関しては、昭和48年以後、建設省、消防庁、警察庁、運輸省、資源エネルギー庁（昭和55年10月から加わる）等により構成される地下街中央連絡協議会において、地下街の新設又は増設は厳に抑制し、原則として認めないこととし、公益上真に建設がやむを得ないとして認めるものについては、あらかじめ十分な措置を講ぜしめること等、厳しい規制を行ってきた。

また、消防法令上、地下街については、高層建築物と同様共同防火管理規制、防災規制等の基準が強化されているほか、消防用設備等の設置については、地下街に接続する建築物の地階部分を含めてその安全性を確保するため必要な規制が行われている。

昭和55年8月の静岡駅前ゴールデン街ガス爆発火災事故を契機に、建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせた、いわゆる「準地下街」の危険性と、地下街等におけるガス保安対策の不備が明らかになったため、地下街中央連絡協議会において、ガス保安対策について具体的な基準を策定するとともに、関係5省庁により、準地下街の新設又は増設は厳に抑制する旨を申し合わせた。また、消防庁では、消防法施行令を改正して準地下街について地下街と同様の規制を行うこととし、さらに、一定規模以上の地下街等についてガス漏れ火災警報設備の設置を義務付けた。

消防機関の活動については、地下街等の火災に対して特別の部隊運用を計画したり、空気呼吸器などの救助資機材を使用した救助訓練を行うなど特別の対策を行ってきたが、前述の火災にかんがみ、地下街等のガス保安対策に関する消防機関とガス事業者との連携強化及び地下街等でのガス保安対策に関する消防戦術についてそれぞれ通達を出し、ガス保安対策を強化している。

4 海上災害対策

近年、タンカー等危険物積載船舶の大型化、海上交通のふくそう化、原

油、LPG等受入基地の建設等により、海上災害発生の危険性が増大してきており、また、海上災害が発生した場合には、海洋汚染等により周辺住民にも重大な被害を及ぼすおそれが大きくなっている。

このため、地方公共団体においても、港内又は沿岸部における海上災害の発生に備え、地域防災計画に防災関係機関との連絡、情報の収集、応援要請、防災資機材の調達等の緊急措置がとれるような事前対策等を定め、防災体制の強化を図るとともに、大規模な災害となった場合には、災害対策本部の設置等により所要の対策を講ずることとしている。

また、船舶火災の消火活動については、消防庁と海上保安庁との間で締結されている「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、港湾所在市町村の消防機関と海上保安官署間で業務協定を締結し、海上災害の発生又は拡大防止に万全を期している。

なお、昭和51年9月施行の海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律により、海上災害に対する消防機関と海上保安官署との協力関係がより一層整備された。

5 大規模交通災害対策

(1) 地下交通機関の防災対策

消防庁では、昭和47年11月に発生した国鉄北陸本線北陸トンネル内の急行列車火災を教訓として、昭和47年11月「トンネル等における列車火災事故の防止に関する具体的対策」を示し、トンネル等における消火、避難設備等の設置の促進、トンネル等所在市町村における消防対策の強化を図ってきたが、世界にも例を見ない規模の青函トンネルの出現に伴い、昭和63年2月「長大トンネルの防災対策に関する調査研究報告書」を取りまとめて示し、消防機関に対して所要の指導を行っているところである。

また、道路トンネルに関しては、昭和54年7月に発生した東名高速道路日本坂トンネル内の自動車火災を教訓として、総理府、運輸省、建設省、警察庁等と協力し、昭和54年12月「トンネル等における自動車の火災事故防止対策」を示し、また昭和56年4月には建設省と協議のうえ「道路トンネル非常

用施設の設置基準」を示して道路トンネルに係る消防防災対策の充実に努めている。

さらに、大深度地下空間の利用の促進に対応するため、地下鉄道、地下道路等の地下利用施設の防災対策の現状と問題点を調査研究したうえで、大深度地下利用施設の特性に応じた消防防災対策の在り方について検討を行い、万全の消防防災対策が講じられるよう努めていくこととしている。

(2) 航空機災害対策

航空機事故は、いったん発生すれば、大惨事を招来するおそれがあり、初期における消火救難活動は極めて重要である。

空港の消防力は、国際民間航空条約第14附属書の消防力の基準（ICAO基準）に準拠し、消火薬剤、消火救難車両等の整備を推進しているが、地方公共団体の管理する空港においては、整備水準を満足するに至っていないところが多い状況にある。

消防庁では、昭和54年3月に、空港及び関係市町村に整備すべき消防力の基準、航空機火災の消防戦術等からなる空港災害対策研究会議報告書を取りまとめ、空港管理者、地方公共団体等関係機関の航空機災害に対する消防防災体制の整備に資するとともに、昭和54年度より空港所在市町村に対し、空港災害用の大型化学消防ポンプ自動車の整備について国庫補助を行っているところである。

また、消防庁及び運輸省は、市町村消防機関と空港管理者との間で、空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定を締結するように指導しており、平成元年4月1日現在、空港所在市町村の80消防機関が協定を締結している。

さらに、消防庁は、運輸省東京空港事務所におかれた救難調整本部（RCC）と消防庁との間に昭和62年8月専用電話回線を開設するなど、航空機災害に対する消防機関の初動体制の確立に努めてきたところであるが、昭和63年4月21日航空機の搜索救難に関し関係省庁で締結されている「航空機の搜索救難に関する協定」に新たに関係機関として参加した。

6 消防活動阻害物質の災害対策

一定数量以上の圧縮アセチレンガス、液化石油ガス、毒劇物等の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずる物質（以下「消火活動阻害物質」という。）を貯蔵し、又は取り扱う者は、消防法第9条の2の規定により、あらかじめ、その旨を消防機関に届け出なければならないこととされている。

昭和63年中に消防機関が出動した消防活動阻害物質に係る事故のうち、圧縮アセチレンガスの火災事故件数は41件（前年37件）、負傷者は4人（同2人）とそれぞれやや増加しているが、毒劇物事故件数は58件（同62件）、死傷者は83人（同190人）であり、前年に比べて件数は減少し、死傷者数は大幅に減少している。毒劇物事故の形態としては、漏えいが35件と最も多く、半数以上を占めている。

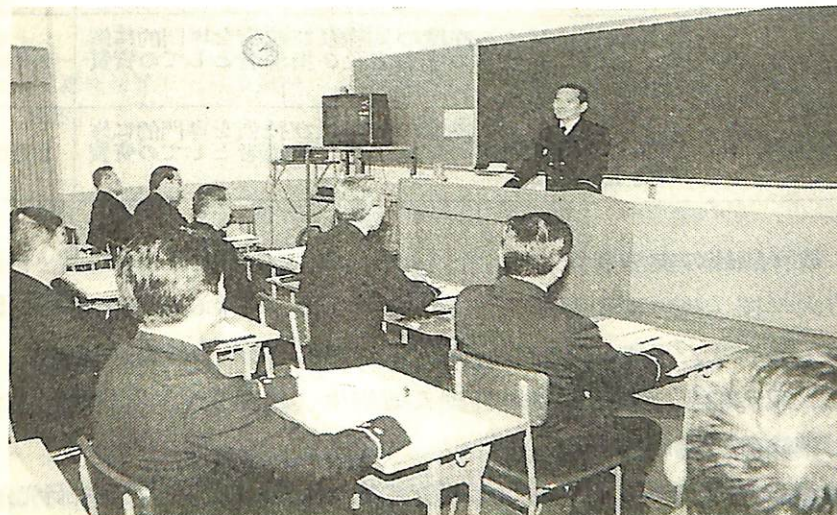
事故発生の際に消火、救急救助、事故の拡大防止の措置等に従事する消防機関としては、消防活動阻害物質の事故の実態の把握を含めて、今後ともその災害対策を講じていく必要がある。

第15節 消防の教育訓練等

1 消防大学校における教育訓練及び技術的援助

消防大学校の前身である「消防講習所」は、昭和23年4月に国家消防庁の内部組織として設置され、昭和27年7月には国家消防庁が国家消防本部に改組されたことに伴い国家消防本部の附属機関となった。その後、昭和34年4月の消防組織法の改正により消防講習所は発展的に解消され、新たに「消防大学校」が創設されたものである。なお、本年4月で創設30周年を迎え、5月29日創設30周年記念式典を挙行了したところである。

消防大学校の任務は、国及び都道府県の消防事務に従事する職員又は市町村の消防職団員に対し、幹部として必要な高度の教育訓練を行うとともに、消防学校又は消防訓練機関に対し、教育訓練に関する必要な技術的援助を行うことである。



消防大学校における授業風景

(1) 教育訓練

ア 教育訓練課程

消防大学校に現在設置されている教育訓練の課程は、2部8学科である(第15—1表)。

第15—1表 教育訓練課程

部	学 科	教 育 訓 練 目 的	期 間
総 合 教 育	本 科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	6月以内
	幹部研修科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、消防の上級幹部たるに相応しい人材の養成を図る。	3月以内
	上級幹部科	消防に関する高度の知識及び技術を総合的に修得させ、現に消防の上級幹部である者の資質の向上を図る。	1月以内
	消防団長科	消防団の上級幹部に必要な知識及び技術を総合的に修得させ、資質の向上を図る。	0.5月以内
専 科 教 育	警 防 科	警防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、警防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	予 防 科	予防業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、予防業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	3月以内
	救 急 科	救急業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救急業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内
	救 助 科	救助業務に関する高度の知識及び技術を専門的に修得させ、救助業務の監督者及び指導者としての資質の向上を図る。	2月以内

イ 教育訓練の実施状況

消防大学校(消防講習所を含む。)の卒業生は、昭和63年度末現在で18,144人となっており、平成元年度の計画人数は794人である(第15—2表)。

また、昭和63年度には2名の外国人研修生(韓国2名)を受け入れた。

ウ 消防教育訓練研究会

消防教育に携わる者に共通した研究の場として、消防教育訓練研究会を毎年開催している。

第15—2表 教育訓練の実施状況

部	学 科	卒 業 生			左のうち昭和63年度卒業生		平成元年度画	
		昭和23.6~ 昭和34.3 消防講習所	昭和34.4~ 平成元.3 消防大学校	合 計	実 施 回 数	人 数	実 施 回 数	人 数
総 合 教 育	本 科	796	1,736	2,532	1	52	1	55
	幹部研修科	—	318	318	2	109	2	112
	上級幹部科	668	2,099	2,767	2	95	2	96
	消防団長科	453	1,017	1,470	1	47	1	50
	小 計	1,917	5,170	7,087	6	303	6	313
専 科 教 育	警 防 科	—	3,081	3,081	2	119	2	138
	予 防 科	386	2,912	3,298	2	135	2	138
	救 急 科	—	1,717	1,717	2	104	2	105
	救 助 科	—	733	733	2	100	2	100
	小 計	386	8,443	8,829	8	458	8	481
そ の 他	危険物保安科	—	327	327	—	—	—	—
	教 員 科	—	244	244	—	—	—	—
	専 修 科 等	817	840	1,657	—	—	—	—
	小 計	817	1,411	2,228	—	—	—	—
合 計		3,120	15,024	18,144	14	761	14	794

(注)「専修科等」とは、臨時的又は試行的に設置された研究科、特別専修科等である。

この研究会には、消防教育に携わる職員が参加し、教育訓練上の具体的な問題点を課題とした研究発表及び研究討議を行い、教育技術の向上に努めている。

エ 実務講習会

火災調査についての専門的かつ高度な知識の修得と調査技術の向上を図り、もって消防における火災調査体制を強化するため、都道府県の消防学校の火災調査担当教員及び各消防本部において火災調査について指導的立場にある者を対象として火災調査講習会を実施している。

また、地震、風水害等の大規模災害に関する専門的かつ高度の知識の修得と地方公共団体の防災体制の強化に資するため、都道府県及び指定都市の防災担当者に対し防災講習会を実施している。

(2) 消防学校等に対する技術的援助

ア 講師の派遣及びあっせん

都道府県の消防学校における教育内容の充実を図るため、消防学校等からの要請を受け、消防行政、予防技術、警防技術、救助技術等の実務面の指導について講師の派遣又はあっせんを行っている。

イ 教員用指導資料の作成及び視聴覚教材の貸出し

消防学校等の教員用指導資料の編集、作成を行っており、現在までに40種類を作成しているほか、消防事象の変化に即応した内容の再検討や改訂作業を行っている。

また、視聴覚教育の重要性にかんがみ、教材の整備を進めるとともに、消防大学の視聴覚教材を必要に応じて消防学校等に貸し出している。

2 消防学校における教育訓練

(1) 消防学校の設置状況

都道府県は、「財政上の事情その他特別の事情のある場合を除く外、単独に又は共同して」消防学校を設置しなければならないが、また、指定都市は、「単独に又は都道府県と共同して」消防学校を設置することができることとされている（消防組織法第26条）。

現在、消防学校は、全国47都道府県と指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市及び福岡市の6市並びに東京消防庁に設置されており、全国に54校ある。

(2) 教育訓練の基準

消防学校における教育訓練の基準として、「消防学校の教育訓練の基準」が定められている。これによると、消防学校における教育訓練には、消防職員に対する初任教育、専科教育、幹部教育及び特別教育と消防団員に対する普通教育、専科教育、幹部教育及び特別教育がある。

- (ア) 「初任教育」とは、新たに採用された消防職員のすべての者に対して行う基礎的な教育をいい、教育期間は6か月以上とされている。
- (イ) 「普通教育」とは、消防団員のすべての者に対して行う基礎的な教育訓練をいい、教育期間は4日以上とされている。
- (ウ) 「専科教育」とは、現任の消防職員及び主として普通教育を修了した消防団員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練をいう。
- (エ) 「幹部教育」とは、幹部及び幹部昇進予定者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練をいう。
- (オ) 「特別教育」とは、上記(ア)～(エ)に掲げる以外の教育訓練で、特別の目的のために行うものをいう。

このうち、消防団員については、それぞれ自分の職業を持っているため、消防学校において教育訓練が充分実施し難いと認められる場合には、消防学校の教員を現地に派遣して、教育訓練を行うことができるものとされており、多くの消防学校でこの方法が採用されている。

(3) 教育訓練の実施状況

消防学校における消防職員に対する教育訓練の科別受講状況は第15—3表のとおりである。

初任教育の期間別実施状況は第15—4表のとおりであり、昭和63年度は前

第15—3表 消防職員に対する教育訓練の科別受講状況

(単位：人、%)

区 分	昭 和 62 年 度	昭 和 63 年 度
初 任 教 育	2,584(10.2)	2,513(10.3)
専 科 教 育	10,774(42.6)	10,052(41.4)
警 防 科	4,103(16.2)	4,056(16.7)
予 防 科	3,136(12.4)	2,853(11.8)
機 関 科	640(2.5)	540(2.2)
救 急 科	2,895(11.5)	2,603(10.7)
幹 部 教 育	4,364(17.3)	4,341(17.9)
特 別 教 育	7,561(29.9)	7,400(30.4)
計	25,283(100.0)	24,306(100.0)

年度と同じく、全校（54校）が消防学校の教育訓練の基準に定める6か月の教育訓練を実施している。

第15—4表 初任教育期間別消防学校数

教育の期間		昭和62年度	昭和63年度
6	か月	54	54
5	か月	—	—
4	か月	—	—
計		54	54

（注）初任教育期間の異なる教育を数次にわたり実施している場合には、一番期間の長いものを1校としてとらえ、計上している。

新規採用者の初任教育受講状況は、第15—5表のとおりであり、昭和63年度における新規採用者のうち初任教育の受講者は、2,213人で前年度に比べ87人減少しており、受講率については88.8%と前年度よりわずかながら低くなっている（前年度89.4%）。

第15—5表 新規採用者の初任教育受講状況

（単位：人、%）

区 分		昭和62年度	昭和63年度
初任教育を受けた者	6 か月	2,300(89.4)	2,213(88.8)
	5 か月	—	—
	4 か月	—	—
	小 計	2,300(89.4)	2,213(88.8)
初任教育を受けなかった者		273(10.6)	279(11.2)
計		2,573(100.0)	2,492(100.0)

（4）教職員の状況

昭和63年度の消防学校教職員数の状況は第15—6表のとおりである。専任教員525人のうち派遣職員が132人に及んでいる。これは、消防活動や立入検査等の専門的な知識及び技能を必要とする教員を直接消防活動に携わっている市町村の消防職員の中から迎えているためである。

今後とも消防学校の教職員については、消防大学校への研修や都道府県の

第15—6表 消防学校教職員数

（平成元. 4. 1現在）（単位：人）

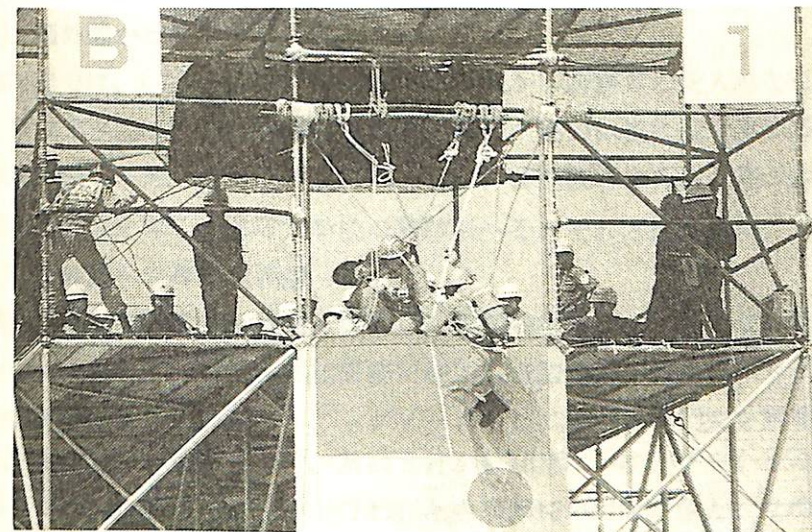
教 員				事 務 職 員				そ の 他			計
専 任		兼 任		小計	専任	兼任	小計	専任	兼任	小計	
実員	派遣	実員	派遣								
393	132	27	4	556	112	11	123	102	6	108	787

（注）臨時、嘱託、非常勤職員を除く。

他の部局、市町村消防機関との交流等を行うなどして、中長期的観点から消防学校教職員の育成と確保を行っていく必要がある。

3 全国消防救助技術大会等の実施

消防機関の行う人命救助活動は、複雑多様化する各種災害に対応するため、高度かつ専門的な知識、技術が要求されるに至っていることから、全国の消防職員が日ごろ錬成した救助技術を相互に交換し、研さんする場として全国消防救助技術大会が、財団法人全国消防協会の主催で毎年開催されている。第18回大会は平成元年8月25日に全国9ブロックの地区予選で優秀な成績を修めた209チーム、890名が参加して名古屋市で開催され、「消防救助操



全国消防救助技術大会

法の基準」に従い、陸上の部、水上の部とも種目内容、施設、用具及び安全管理等について一層の配慮が払われ実施された。

また、財団法人日本消防協会の主催による第11回全国消防操法大会が昭和63年10月12日に、第5回全国婦人消防操法大会が平成元年9月6日にそれぞれ各都道府県代表が参加して開催された。

第16節 消防防災の国際化

1 国際協力・国際交流

(1) アジア諸国等消防職員の研修

消防庁では、コロンボ計画に基づいて、国際協力事業団と協力して開発途上にあるアジア諸国等の消防職員を対象とした消防行政管理者研修、救急救助技術研修及び消火技術研修を実施している。消防行政管理者研修は平成元年度から新たに実施しているものであるが、その内容は、昭和45年度以降昭和63年度まで毎年実施していた消防行政集団研修を廃止し、消防管理者の養成に重点を置いた研修コースとして開始したものである。その受講状況は第16—1表のとおりである。また、救急救助技術研修は、昭和62年度から実施しており、平成元年度においても約2.5か月にわたって実施された。これまでの受講状況は、第16—2表のとおりである。さらに、消火技術研修は昭和63年度から実施しており、平成元年度においても約2か月にわたって実施された。これまでの受講状況は、第16—3表のとおりである。

(2) 諸外国からの研修員受入

消防庁では、(1)の集団研修のほか諸外国から研修員の受入れを行っており、平成元年度には、財団法人日本消防協会の協力依頼に基づき2名の中国幹部消防職員を消防大学の本科へ、また、韓国政府の要請に基づき1名の幹部消防職員を同じく消防大学の警防科へそれぞれ入校させた。

(3) 諸外国への専門家派遣

消防庁は、国際協力事業団と協力し、昭和63年9月にフィリピン及びインドネシアに対し、消防行政集団研修を修了し帰国した研修員等に対する指導並びに調査のためのフォローアップチームとして2名の専門家を派遣した。また、平成元年3月から5月、及び8月から10月にかけて、ブラジルの首都ブラジリアの消防訓練センターで行われた中南米12か国を対象とした消防技術の第三国研修に対し助言、指導を行うためそれぞれ2名の専門家を派遣した。

第16—1表 消防行政管理者（集団）研修受講状況

（単位：人）

国・地域名	年 度											平成元	計
	昭和45～53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63		
1 アフガニスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2 バングラデシュ	1	1	1	1	1	—	1	1	1	—	1	—	9
3 ミャンマー	1	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—	3
4 インドネシア	7	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
5 インドネシア	12	1	1	—	1	2	1	1	—	1	—	—	20
6 カンボジア	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
7 ラオス	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5
8 マレーシア	10	1	—	1	1	—	1	1	1	1	—	—	17
9 ネパール	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
10 パキスタン	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
11 フィリピン	9	2	1	1	1	1	—	—	—	—	1	—	16
12 シンガポール	10	1	1	1	1	1	1	1	—	—	—	1	18
13 スリランカ	—	—	—	1	1	1	—	—	—	—	—	—	2
14 タイム	6	—	1	1	1	—	1	1	—	—	—	—	11
15 ベトナム	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
16 韓国	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
17 台湾	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
18 エジプト	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
19 インドネシア	5	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	6
20 ヨルダ	—	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	3
21 サウジアラビア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	2
22 スーダン	1	1	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	4
23 トルコ	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
24 パプアニューギニア	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	1	—	3
25 ブラジル	2	1	3	3	2	2	2	2	2	1	1	1	22
26 チリ	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	2
27 香港	—	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1	1	7
28 シンガポール	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
29 リベリア	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—	2
30 コロンビア	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
31 ジャマイカ	—	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—	—	2
32 ソマリア	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1
33 アラブ首長国連邦	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	—	—	2
34 パラグアイ	—	—	—	—	—	—	—	1	1	1	—	1	4
35 パナマ	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
36 フィジー	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1
37 イラク	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1	—	2
38 ブルネイ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	1	3
39 セントルシア	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
40 バハレーン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
41 ホンデュラス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
計	90	10	8	11	12	12	12	11	10	10	9	8	203

（注）昭和63年度までは、消防行政集団研修の実績である。

第16—2表 救急救助技術研修受講状況

（単位：人）

国・地域名	年 度			計
	昭和62	昭和63	平成元	
1 バングラデシュ	1	2	1	4
2 トルコ	1	—	—	1
3 ブラジル	2	3	3	8
4 シンガポール	1	1	1	3
5 パプアニューギニア	1	—	—	1
6 マレーシア	—	1	1	2
7 スリランカ	—	1	—	1
8 インドネシア	—	1	—	1
9 ベルギー	—	1	1	2
10 メキシコ	—	—	1	1
計	6	10	8	24

第16—3表 消火技術研修受講状況

（単位：人）

国・地域名	年 度			計
	昭和63	平成元	計	
1 ミャンマー	2	—	2	
2 インドネシア	1	—	1	
3 フィリピン	1	2	3	
4 タイ	1	—	1	
5 トルコ	1	—	1	
6 パプアニューギニア	1	1	2	
7 パラグアイ	1	1	2	
8 ケニア	—	1	1	
計	8	5	13	

以上のように、近年開発途上国への消防協力案件が増加しており、各国における消防の発展に大きな成果をあげている。

（4）国際交流

昭和57年12月に世界義勇消防連盟（Federation of World Volunteer Firefighters Association）が、義勇消防いわゆる消防団の国際交流を推進することによって、各国消防の発展と、国際親善の増進に寄与することを目的

として設立された。我が国では財団法人日本消防協会がこれに加盟している。その活動として、平成元年9月28日から同年9月30日にかけて南米チリにおいて第2回アメリカ地域委員会が開催された。

また、アジア消防長協会 (International Fire Chiefs' Association of Asia) は、アジア各国の消防機関の長を会員とする団体であり、アジア地域の消防の発展を図ることを目的として設立され、平成2年5月には名古屋市において第16回総会が開催される予定である。

消防庁としても、これらの活動について積極的に協力しているところである。

2 消防救助隊の海外派遣体制

昭和60年11月14日 (現地時間13日) に発生したコロンビアのネバド・デル・ルイス火山の噴火による泥流災害に際して、外務省から同国政府の要請がある場合の救助隊の派遣について意向打診があり、消防庁では大都市の意向を確認のうえ、これに積極的に協力することとして準備を進めたが同国政府の意向もあり実現には至らなかった。

その後政府においては、外務省を中心に海外で大災害が発生した場合のための国際緊急救助体制の整備を進めてきたが、昭和62年9月16日、「国際緊急救助隊の派遣に関する法律」(昭和62年法律第93号) として公布施行された。

この法律は、海外の地域、特に開発途上にある海外の地域における大規模災害に対し、被災国政府等の要請に応じ、緊急の援助活動を行う人員を国際緊急救助隊として派遣するに当たっての根拠及び手続き等を明確にし、援助を含む総合的な国際緊急救助体制の整備を図ることを目的としたものである。

また、この法律において、外務大臣からの協力要請及び協議に基づき、消防庁長官は、その職員に国際緊急救助活動を行わせるとともに、市町村に対し、その消防機関の職員に国際緊急救助活動を行わせるよう要請し、この要請を受けた市町村は、その消防機関の職員に国際緊急救助活動を行わせることができることとなった。

市町村消防機関の救助隊員で構成される国際消防救助隊は、これまでも

昭和61年8月22日 (現地時間22日) カメルーン共和国ニオス湖周辺で発生した有毒ガス噴出災害や、同年10月11日 (現地時間10日) に発生したエル・サルバドル地震に際して、政府派遣の国際緊急援助総合チームに参加し、支援活動や救助活動を行ったところである。なお、昭和63年12月7日 (現地時間7日) ソ連アルメニア共和国で発生した地震災害では、出動のための諸準備をすべて整えたが、結局派遣には至らなかった。

現在、40の消防本部、501名の救助隊員が国際消防救助隊員として消防庁に登録され、緊急事態発生時には、国際緊急援助隊の一員として出動する体制を整えている。昭和63年は、国際消防救助隊が海外の被災地域で緊急援助活動を行うに当たってのマニュアル (国際消防救助隊員手帳) や国際消防救助隊員証の整備を図り、また平成元年10月には、第3回国際消防救助隊合同訓練を実施し、派遣体制の充実・強化を図ったところであるが、消防庁としては、今後とも外務省、国際協力事業団と密接な連携を保ちながら、携行資機材の整備や隊員の教育訓練のより一層の充実に積極的に努めていくこととしている。

3 国際防災の10年

昭和62年12月の第42回国際連合総会において、我が国をはじめとする93か国から、1990年代を国際連合の賛助の下に国際社会が自然災害による被害軽減のための国際協力の促進に特別の注意を払う10年間 (International Decade for Natural Disaster Reduction: 国際防災の10年) とする旨の共同提案が行われ全員一致で採択された。

我が国においては、平成元年5月19日、内閣総理大臣を本部長とする「国際防災の10年推進本部」の設置が閣議決定され、自治大臣が副本部長の一人となっており、消防庁としても、国際防災の10年の推進のため、消防防災における国際協力の一層の推進に努めている。

4 基準・認証制度

昭和55年4月、ガット東京ラウンドのスタンダード協定 (貿易の技術的障害に関する協定) を受諾し、我が国においても、国際規格、外国の認証制度

を尊重し、生産の効率化及び貿易の円滑化に積極的に協力して行くこととなった。

さらに、我が国の貿易黒字が膨大な額に上っていることの原因の一つが我が国市場の閉鎖性にあるとする諸外国からの市場開放要望に応えるため、昭和58年1月に政府部内に「基準・認証制度等連絡調整本部」が設置され、基準・認証制度の市場開放措置が検討された。この結果、規格・基準の透明性を確保すること、国際規格の制定過程に積極的に参加することが決定され、消防法関係もその対応が必要となった。

昭和59年4月には、経済対策閣僚会議において「基準・認証制度改善の一層の促進について」が決定され、外国検査機関を積極的に活用することなどの方針が示された。これに基づき、消防法関係についても外国検査データ受入れに関するガイドラインを昭和59年12月に公表した。

また、昭和60年4月、対外経済問題諮問委員会は、今後における我が国の対外経済対策の中期的課題等に関する報告を行った。これを受けて経済対策閣僚会議において「対外経済対策—最近の決定と今後の政策方向—」が決定され、この中で市場アクセス改善のためのアクション・プログラムを策定することとし、その骨格が同年7月にまとめられた。

この間、消防庁でも、消防用機械器具等及び防災物品等に係る基準・認証制度について検討を行い、昭和60年12月に自己認証制度を導入するための消防法改正を行い、ついで昭和61年8月に消防法施行令を改正し、動力消防ポンプ及び消防用吸管を自主表示対象機械器具等として指定し、展示用繊維板及び舞台部において使用する大道具用の繊維板を防災規制の対象から除外している。また、消防用機械器具等の検定に係る細部の試験項目を4分の1程度削減する等所要の改善措置を講じたところである。

さらに、我が国は、従来からISO（国際標準化機構）等の国際規格策定作業に参画しているところであり、昭和62年7月にはISO/TC21協議会を設置し、ISO対策の充実強化を図っているところである。我が国は、今後もこのような国際規格策定作業に積極的に参画し、消防機器等の国際標準化を推進していくこととしている。

第17節 消防職員及び消防団員の活動状況と処遇

1 活動状況

昭和63年中における全国の消防職団員の活動状況は、第17—1表のとおりである。

そのうち、火災等（火災、救助活動、風水害等の災害、特別警戒、遭難及びその他（警察への協力、危険排除等）をいう。ただし救急業務を除く。）への出動回数は72万7,490回で、前年を2万2,872回上回り、また、出動延人員では924万7,208人である。1日当たりの出動回数は1,988回、43秒に1回の割合で出動したことになる。

火災等への出動回数をその出動形態別にみると、特別警戒が26.4%で一番多く、次いで火災出動が14.8%となっている。

2 公務災害の状況

消防職団員は職務の特殊性から、生命の危険を顧みず身をていして職務遂行に当たらなければならないときがあり、そのため不幸にしてその職に殉じ、あるいは負傷する場合も生ずる。

昭和63年中における火災等の災害防除、演習訓練等に出動し、職務遂行中に死亡した消防職団員は12人、同じく負傷した者は2,959人である。前年に比べて殉職者は1人増加し負傷者は512人減少している。

死傷原因を出動形態別にみると、火災によるものが32.9%と最も多く、次いで演習訓練によるものが28.2%、救急によるものが5.0%となっている（第17—2表）。

3 安全衛生体制の整備

消防庁では、消防活動時の公務災害を防止し、安全対策を講ずるため、昭和58年7月に消防本部における安全管理体制及び訓練時の安全管理体制の整

第17-1表 消防職員及び

区 分	火 災		救 助 活 動		風 水 害 等 の 災 害	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	60,874	1,211,027	32,104	345,401	5,189	28,454
消 防 団 員	46,507	1,889,004	750	22,797	2,891	131,965
計	107,381	3,100,031	32,854	368,198	8,080	160,419
火災等構成比(%)	14.8	33.5	4.5	4.0	1.1	1.7
構成比(%)	1.9	10.8	0.6	1.3	0.1	0.6

区 分	演 習 訓 練		訓 練 指 導		警 防 調 査	
	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
消 防 職 員	176,795	1,154,667	192,232	933,338	520,515	1,796,720
消 防 団 員	122,484	4,499,863	15,488	370,935	29,365	332,708
計	299,279	5,654,530	207,720	1,304,273	549,880	2,129,428
構成比(%)	5.2	19.8	3.6	4.6	9.6	7.4

第17-2表 消防職員及び消防

区 分	計		火 災		風 水 害 等 の 災 害		救 急	
	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
消 防 職 員	6	1,717	2	449	0	4	0	149
消 防 団 員	6	1,242	0	526	2	27	0	0
計	12	2,959	2	975	2	31	0	149
構成比(%)	100.0	100.0	16.7	33.0	16.7	1.0	0	5.0

(注) 演習訓練には、訓練指導も含む。

備についての準則をそれぞれ示し、また、昭和59年8月に訓練時及び警防活動時等の安全管理マニュアルをそれぞれ示し、消防本部の安全管理体制の整備促進を図るとともに、事故防止の徹底を指導している。

消防団員の活動状況

(昭和63年中)(単位:回、人)

特 別 警 戒		遭 難		そ の 他		火 災 等 小 計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
113,992	458,328	1,356	11,927	265,814	1,193,672	479,329	3,248,809
77,748	1,886,076	1,213	46,441	119,052	2,022,116	248,161	5,998,399
191,740	2,344,404	2,569	58,368	384,866	3,215,788	727,490	9,247,208
26.4	25.4	0.4	0.6	52.8	34.8	100.0	100.0
3.3	8.2	0.1	0.2	6.6	11.2	12.6	32.3

火 災 原 因 調 査		予 防 査 察		救 急 業 務		計	
回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員	回 数	延 人 員
60,073	251,060	1,354,373	2,430,883	2,544,046	7,537,472	5,327,363	17,352,949
123	640	2,278	20,224	5,899	14,960	423,798	11,237,729
60,196	251,700	1,356,651	2,451,107	2,549,945	7,552,432	5,751,161	28,590,678
1.0	0.9	23.6	8.6	44.4	26.4	100.0	100.0

団員の公務による死傷者数

(昭和63年中)(単位:人)

演 習 訓 練		特 別 警 戒		遭 難		そ の 他	
死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者	死 者	負 傷 者
1	349	0	1	0	0	3	765
2	485	0	29	0	7	2	168
3	834	0	30	0	7	5	933
25.0	28.2	0	1.0	0	0.2	41.6	31.6

また、消防職員の健康管理の徹底等を期するため、昭和58年3月に衛生管理体制の整備についての準則を示し、その整備の推進を図っている。

4 処 遇

(1) 消防職員の処遇

消防職員の処遇は、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮したものでなければならないが、具体的な給与、勤務時間その他の勤務条件については、それぞれ市町村（消防事務組合を含む。）の条例によって定められている。

ア 給料及び諸手当

勤務条件のうち給料についてみると、消防本部において現に採用されている給料表は、消防（公安）職給料表と行政職給料表の二つがあるが、行政職給料表を採用している団体では、号給調整等により一般行政職員に比べて上位に格付けする等の優遇措置を講じているところが多い。消防職員の平均給料月額は、昭和62年4月1日現在の地方公務員給与実態調査によると平均年齢35.6歳で22万9,565円であり、一般行政職員の場合は平均年齢38.6歳で24万3,556円となっている。

また、平均諸手当月額は、消防職員が7万4,614円であり、一般行政職員は5万6,996円となっている。これは、消防職員には、出勤手当、通信手当等の諸手当が支給されていることによるものである。

イ 勤務体制等

消防職員の勤務体制は、毎日勤務と交替制勤務とに大別され、さらに交替制勤務は、2部制と3部制に分けられる。2部制は、職員が2部に分かれ、当番・非番の順序に隔日ごとに勤務する制度であり、大部分の市町村でこの制度を採用している。3部制は、職員が3部に分かれ、日勤・当番・非番を組み合わせる勤務する制度であり、東京消防庁をはじめ一部の団体で採用されているほか、出勤頻度等業務の実態を勘案し、通信指令部門・救急部門等一部の部門において採用している団体もある。

4週6休制及び土曜閉庁制については、国における実施に伴い各地方公共団体においてもその導入を図っているところである。消防職員については、交替制勤務という特殊な勤務に就いていることから、原則どおり画一的に適用することは困難であるが、消防本部においても、一般行政職員への週休2

日制等の実施状況を勘案しつつ、消防業務に支障を来さない方法で順次実施している。

また、昭和63年4月から施行されている労働基準法の一部を改正する法律に係る法定労働時間については、週当たりの労働時間を本則40時間とし、ただし当分の間46時間とされているが、消防職員については、その勤務時間の実態にかんがみ、平成3年3月31日までの間は現行どおり週48時間とする経過措置が設けられた。

各消防本部においては、週休2日制の推進と相俟って、経過措置期間のできるだけ早い時期に週当たりの勤務時間を46時間以下となるよう、勤務時間の短縮が図られているところである。

ウ 勤務条件の改善

消防職員の勤務条件については、これまでも処遇改善の措置が講じられてきたが、消防職員の任務の重要性は年ごとに増大し、業務内容も複雑多様化しており、消防職員を取り巻く勤務環境は著しい変化をみせている。これに即応して、消防職員の勤務条件についても、勤務の特殊性や職務の危険性を配慮しつつ適切な改善がなされるよう引き続き検討を進めている。

エ 公務災害補償

消防職員は、公務により災害を受けた場合、地方公務員災害補償法の規定に基づき、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償並びに休業援護金等の福祉に関して必要な施設を受けることができる。また、消防吏員が身体に対し高度の危険が予測される状況下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

昭和63年度の地方公務員災害補償基金の公務災害認定請求受理件数は、消防職員について1,886件であり、職員1,000人当たりの受理件数は14.6件となっている。ちなみに、警察職員は25.8件、清掃事業職員は57.4件である。

(2) 消防団員の処遇改善

ア 報酬・出勤手当

非常勤の消防団員は市町村の特別職の職員であり、市町村は条例に基づき

これらの職員に対し、消防団員の労苦に報いるための報酬及び出勤した場合の費用弁償としての出勤手当を支給することとなっている。その支給額、支給方法は、市町村の財政事情や地域の特殊事情に基づく団運営の相違により、それぞれの市町村で必ずしも同一ではないが、支給額の極めて低い市町村や出勤手当等を団員個人に支給していない市町村に対しては、支給額の引き上げあるいは条例の改正等その適正化を図るよう指導しており、支給状況は逐次改善されてきている。

平成元年度においては、地方交付税の単位費用の積算に当たって、団員の出勤手当等について、第17—3表のとおり改善措置が講じられた。

第17—3表 消防団員報酬等の地方交付税算入額

(単位：円)

項目	年度	63	元
報酬			
団員(年額)		18,500	19,500
団長(年額)		58,000	59,000
出勤手当(1回当たり)		4,700	4,800
県内出張旅費(1回当たり)		5,890	5,960
公務災害補償負担金			
人口1人当たり		3	3
団員1人当たり		1,900	1,900
退職報償金負担金			
団員1人当たり		11,770	13,700

イ 公務災害補償

消防活動は、しばしば危険な状況の下で遂行されるため、消防団員が死傷する事例は決して少なくない。過去5年間に公務遂行中に死傷した消防団員の数は、第17—4表のとおりである。消防組織法第15条の7の規定により、市町村は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従って、条例で定めるところにより消防団員が公務上の災害によって被った損害を補償しなければならないとされており、他の公務災害補償制度に準じて療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、遺族補償及び葬祭補償の制度が設けられている。

第17—4表 公務上における消防団員の死傷者数の推移

(単位：人)

項目	年度	59	60	61	62	63
死者		7	15	15	7	6
負傷者		1,408	1,407	1,546	1,348	1,242
計		1,415	1,422	1,561	1,355	1,248

第17—5表 補償基礎額改定状況

(単位：円)

年度	階級	勤務年数		
		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
62	団長、副団長	9,570	10,330	11,100
	分団長、副分団長	8,040	8,800	9,570
	部長、班長、団員	6,500	7,140	8,040
63	団長、副団長	9,670	10,430	11,200
	分団長、副分団長	8,140	8,900	9,670
	部長、班長、団員	6,600	7,270	8,140
元	団長、副団長	9,940	10,720	11,500
	分団長、副分団長	8,370	9,150	9,940
	部長、班長、団員	6,800	7,590	8,370

なお、消防団員が身体に対し高度の危険が予測される状況の下において消防活動に従事し、そのため公務災害を受けた場合には、特殊公務災害補償として100分の50以内を加算することとされている。

公務災害補償については、療養補償を除く各種補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、第17—5表のとおり逐次その適正化が図られているところである。

火災、風水害における民間の消防協力者等の死傷者に対しても、消防法等の規定により、市町村は条例で定めるところにより、災害補償を行うこととされており、その対象者数は第17—6表のとおりである（消防団員等公務災害補償等共済基金（以下、「消防基金」という。）が扱ったものに限る。）。消防協力者等の災害補償の内容は、補償基礎額が収入日額を勘案して定められ

第17-6表 消防協力者等の死傷者数の推移

(単位：人)

区分	59	60	61	62	63
死者	9	15	10	8	4
負傷者	1,466	1,595	1,515	1,442	1,123
計	1,475	1,610	1,525	1,450	1,127

るほか、団員に対するものと同様である。

ウ 福祉施設

公務災害補償を受ける被災団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な施設は市町村が行うものであるが、消防基金に加入している市町村については、消防基金が当該市町村に代わって行うこととなっている。

福祉に関して必要な施設の内容は、外科後処置、補装具、リハビリテーション、休養、アフターケア、休業援護金、介護料、奨学援護金、就労保育援護金、各種特別支給金、各種特別援護金、各種特別給付金となっている。

エ 退職報償金

非常勤の消防団員が退職した場合、市町村は当該団員の階級及び勤務年数に応じ、条例で定めるところにより退職報償金を支給することとされている。その額は、ほとんどの市町村で勤務年数5年以上10年未満の団員で7万円、勤務年数30年以上の団長で75万円となっている(第17-7表)。

第17-7表 退職報償金支給額

(平成元年度)(単位：円)

階級	勤務年数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団長	110,000	220,000	320,000	435,000	585,000	750,000
副団長	100,000	200,000	275,000	370,000	520,000	680,000
分団長	95,000	190,000	260,000	350,000	490,000	645,000
副分団長	90,000	180,000	245,000	330,000	460,000	615,000
部長及び班長	80,000	160,000	220,000	300,000	405,000	550,000
団員	70,000	150,000	210,000	275,000	370,000	520,000

オ 公務災害補償等の共済制度

昭和31年に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が制定されるとともに、市町村の支給責任の共済制度として、同年消防基金が設けられ、統一的な損害補償制度が確立された。その後、昭和39年には、非常勤消防団員の退職報償金の支払についても消防基金の共済制度が確立し、さらに、昭和47年には、消防基金による福祉施設の制度が確立した。また、昭和58年度からは消防協力者等に係る消防基金の支払額について、従前、市町村の支給額の2分の1であったものが全額となった。

平成元年3月31日現在、消防基金との間に共済契約を締結している市町村の数は、公務災害補償業務については2,963市町村(全市町村の91.28%)、退職報償金の支払業務については3,225市町村(全市町村の99.54%)となっている。消防基金は、これらの契約市町村からの掛金と退職報償金支払業務に要する経費に対する国庫補助金とによりその業務を運営している。

消防基金の昭和63年度の消防団員等に対する公務災害補償費の支払状況は第17-8表のとおりであり、福祉施設の実施状況は第17-9表のとおりである。

消防基金の昭和63年度の退職報償金の支給額は、67,483人に対し121億8,353万円となっている。

なお、市町村の消防基金に対する掛金については、そのまま普通交付税の単位費用に算入されている。

第17-8表 消防基金の公務災害補償費の支払状況

(昭和63年度)

補償の種類	支払人員(人)	支払額(千円)
療養補償	1,760	243,772
休業補償	868	138,024
傷病補償	8	15,557
障害補償	164	242,376
遺族補償	471	624,525
葬祭補償	3	1,124
計	3,274	1,265,378

第17—9表 消防基金の福祉施設の実施状況

(昭和63年度)

福祉施設の種別	支払人員(人)	支払額(千円)
外科後処置費	4	71
補装具費	3	391
休養費	1	56
アフターケア費	12	15,489
休業援助金	786	42,975
介護料	12	5,014
奨学援助金	106	19,410
就業教育援助金	5	338
傷病特別支給金	1	1,000
障害特別支給金	29	19,410
遺族特別支給金	5	15,000
障害特別援助金	5	16,290
遺族特別援助金	5	20,000
傷病特別給付金	6	2,908
障害特別給付金	151	49,131
遺族特別給付金	364	115,511
計	1,495	322,994

5 消防表彰等

消防関係者について、現在国が行っている表彰等には、日本国憲法に基づく栄典としての叙位、叙勲及び褒章、閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰、自治大臣表彰要領に基づく自治大臣表彰、消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰並びに退職消防団員報償規程に基づく報償がある。これらの表彰等は、消防吏員、消防団員、消防教育職員及び消防機関並びに消防作業に協力した個人及び団体を対象として行われている。

(1) 叙位

叙位は、国家又は社会公共に対して功労のあった者を対象としており、現在は死亡者のみについて運用されている。

(2) 叙勲

叙勲は、国家又は社会公共に対して功労のある者を広く対象とすることと



昭和63年度消防功労者表彰式 (平成元. 3. 6)

され、生存者に対する叙勲については、毎年、春(4月29日)と秋(11月3日)に、死亡者に対する叙勲については、その都度発令されている。

(3) 褒章

消防に関係のあるものは次の4種類である。

- 紅綬褒章 自己の危険を顧みず、人命を救助した者に授与される。
- 黄綬褒章 業務に精励し、衆民の模範と認められる者に授与される。
- 藍綬褒章 公衆の利益を興した者又は共同の事務に尽力し、その功績顕著な者に授与される。
- 紺綬褒章 公益のために私財を寄付した者に授与される。

(4) 閣議決定に基づく内閣総理大臣表彰

国民安全の日(7月1日)に行われる安全功労者表彰と防災の日(9月1日)に行われる防災功労者表彰があり、内閣総理大臣がそれぞれ表彰している。

ア 安全功労者に対する表彰

災害予防の組織的活動体制その他職域の安全体制の確立又は適切な運営、安全のための研究又は教育を通じた安全思想の普及に関し、顕著な成績を著

げ又は功績があった個人及び団体に授与される。

イ 防災功労者に対する表彰

災害時における防災活動及び防災思想の普及又は防災体制の整備に関し、顕著な成績をあげ又は功績があった個人及び団体に授与される。

(5) 自治大臣表彰

消防団活動に従事している者で広く地域消防のリーダーとして地域社会の安全確保、防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について尽力して功績顕著な者に授与される。

(6) 消防表彰規程に基づく消防庁長官表彰

事案の発生の都度表彰する随時表彰と積年にわたる功労に対し毎年定例的に表彰する定例表彰がある。

ア 随時表彰

- a 特別功労章 災害において消防作業に従事し、功労抜群で他の模範となると認められる消防吏員又は消防団員に授与される。
- b 顕功章 災害において消防作業に従事し、功労特に顕著な消防吏員又は消防団員に授与される。
- c 功績章 災害において消防作業に従事し、功労多大な消防吏員又は消防団員に授与される。
- d 顕彰状 職務遂行中死亡した消防吏員又は消防団員に授与される。
- e 表彰状 災害現場において功労顕著な者で上記三章(a～c)を授与されるに至らない者、功労顕著な消防機関及び消防作業に協力し功労顕著な部外の個人又は団体に授与される。
- f 賞状 災害において消防作業に従事し、功労顕著な消防隊に授与される。

イ 定例表彰

- a 功労章 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施についてその成績特に優

秀な者に対して行う表彰であり、消防吏員にあっては消防司令長以上の階級に、消防団員にあっては消防団長の階級に、消防教育職員にあっては消防学校の教頭以上の職にそれぞれ10年以上在職している者で(消防吏員及び消防団員にあってはこれに準ずる者を含む。)、かつ、その成績特に優秀な者に授与される。

- b 永年勤続功労章 25年以上勤務し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範と認められる消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される。
- c 表彰旗 防災思想の普及、消防施設の整備その他の災害の防ぎよに関する対策の実施についてその成績特に優秀な消防機関で竿頭綬が授与されている機関に授与される。
- d 竿頭綬 表彰旗受賞の対象となる消防機関に準ずる機関に授与される。
- e 表彰状 国民の安全の日及び防災の日に際し、閣議決定に基づき行われる内閣総理大臣表彰の趣旨を体し、安全又は防災思想の普及等に功績顕著な個人又は団体に授与される。

ウ 賞じゅつ金等

消防庁長官表彰の副賞として、消防表彰規程に基づく賞じゅつ金、殉職者特別賞じゅつ金及び報賞金がある。

- a 賞じゅつ金 災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡し又は障害の状態となった消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章、顕功章又は功績章を授与されたときに支給される。
- b 殉職者特別賞じゅつ金 災害に際し、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく職務を遂行して傷害を受け、そのため死亡した消防吏員又は消防団員がその功労により特別功労章を授与されたときに支給される。
- c 報賞金

随時表彰に際し、賞じゅつ金の支給に該当しない殉職者等に対して支給される。

(7) 退職消防団員報償

非常勤消防団員の職務の特殊性にかんがみ、その労に報いるため退職消防団員報償規程に基づき15年以上勤続して退職した者に対し授与される。

この報償には、1号報償と2号報償とがあり、25年以上勤務して退職した者には1号報償として銀杯(大)と賞状が、15年以上25年未満勤務して退職した者には2号報償として銀杯(小)と賞状がそれぞれ授与される。

なお、消防関係者の表彰者数等は第17—10表のとおりである。

第17—10表 消防関係者の表彰者数等

(単位：人)

表彰等の種類		年度	59	60	61	62	63
叙	位		89	107	88	78	98
叙	勲						
特 別	叙 勲 等		92	104	119	106	124
生 存 者	叙 勲		785	809	813	833	831
銀 杯	杯		—	—	—	—	—
木 杯	杯		—	2	3	3	1
褒 章	章		—	—	—	—	—
紅 綬	褒 章		—	—	—	—	—
黄 綬	"	(60. 4. 29)	2	(61. 4. 29)	2	(62. 4. 29)	2
藍 綬	"	(60. 4. 29)	57	(61. 4. 29)	58	(62. 4. 29)	63
紺 綬	"		12	9	10	21	25
総 理 大 臣 表 彰	彰		—	—	—	—	—
安 全 功 勞	功 勞		5	5	5	5	5
防 災 功 勞	功 勞		6	3	3	10	3
自 治 大 臣 表 彰	彰		—	—	—	—	10
消 防 庁 長 官 表 彰	彰		—	—	—	—	—
安 全 功 勞	功 勞		20	25	20	21	26
防 災 功 勞	功 勞		3	6	5	14	3
消 防 庁 長 官 表 彰(随 時)	彰		—	—	—	—	—
特 別 功 勞 章	章		1	—	2	1	1
頭 功 績 章	章		2	2	1	1	2
頭 功 績 章	章		3	3	11	2	3
頭 表 彰 状	状		1	1	—	2	1
表 表 彰 状	状		5	3	—	1	—
賞 賞 状	状		—	1	5	—	—
消 防 庁 長 官 表 彰(定 例)	彰		—	—	—	—	—
功 勞 章	章		145	153	175	189	175
永 年 勤 続 功 勞 章	章		1, 899	1, 918	2, 114	2, 349	2, 348
表 彰 旗	旗		45	47	49	49	47
竿 頭 綬	綬		81	81	78	77	68
賞 じゅ っ 金	金		6人	3人	5人	4人	5人
報 賞 金	金		2, 950万円	1, 480万円	4, 320万円	2, 360万円	3, 510万円
退 職 消 防 団 員 報 償	報 償		1人	2人	—	2人	2人
1 号 報 償	報 償		50万円	250万円	—	60万円	170万円
2 号 報 償	報 償		8, 868	9, 206	8, 096	9, 362	7, 046
			18, 538	19, 258	16, 745	19, 544	15, 664

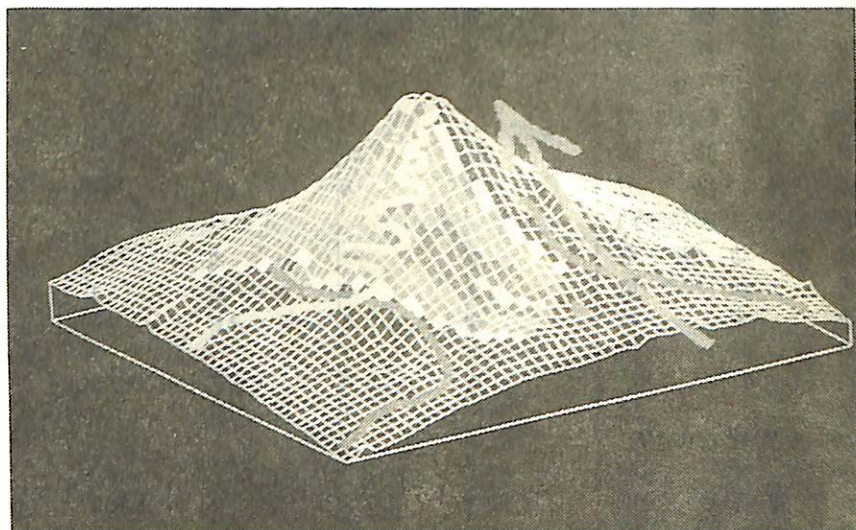
(注) 「安全功勞・防災功勞」、「表彰状」は個人及び団体を含み、「表彰旗」、「竿頭綬」は団体(機関)、「賞状」は隊である。

第18節 消防の科学技術の研究

消防研究所は、我が国における国立の消防の科学技術に関する研究機関として昭和23年に設立されて以来、社会的要請及び消防行政上の課題に重点を置いた研究を行っている。

昭和63年度においては、職員数54人（うち研究職員36人）、予算額5億5,832万円（科学技術庁からの移し替えによる国立機関原子力試験研究費892万円、科学技術振興調整費595万円を含む）となっている。

昭和63年度に実施した主な研究は、次のとおりである。



林野火災シミュレーションの3次元表示

1 建物の火災安全技術の高度化に関する研究

(1) 火災時の有毒ガス発生に関する研究

実際の火災条件下における有毒ガスの発生危険及び各種ガスの人体に及ぼす影響の程度を明らかにするため、天然系又は合成系素材からなる建材、家

具、調度品などの家屋内収納可燃物の火災実験を実際の2階建物内で行い、有毒ガス発生状況及び発生ガスの動物への毒性の影響を調べた。

(2) 建物火災時における初期消火法に関する研究

火災時における老人等の弱者保護を図るため、一般住宅での火災拡大状況について火災事例の調査を行い、その結果を基に低水圧で住宅火災の初期消火に必要な最小水量を求め、これを放出し消火できる簡易スプリンクラー用のノズルを開発した。

(3) 火災性状把握システムに関する研究

自動火災報知設備における非火災報発生の実態を解明し、火災を的確かつ迅速に把握する能力を持つ火災性状把握システムを開発するため、非火災報発生状況測定システムを開発し、非火災報情報の収集を継続的に行っているほか、各種煙焼煙の粒径分布測定、熱、煙、燃焼ガス等種々のセンサー信号による火災認識アルゴリズムのモデル作成等の研究を行った。

(4) 避難救助時の行動力改善に関する研究

火災時の建物内における煙の流れを事前に把握し避難計画の適正化等火災予防及び警防対策に資するため、煙の拡散状況の定性的・定量的な把握を可能とする模擬煙発生装置及びトレーサーガス採取分析装置を製作し、これを用いて火災時の建物内部の煙拡散性状の定量的予測手法を考案した。

2 消防（警防・救急救助）活動技術の高度化に関する研究

(1) 消防職員の高齢化に伴う消防装備等の軽量化・機械化等に関する研究

消防職員の高齢化に対応し肉体的負担を軽減するため、積雪地及び無積雪地でホース延長作業ができる車体とホース積載部から成る動力ホース延長車の開発研究を行ったほか、動力消防ポンプの操作の自動制御化に関する研究を行った。

(2) 要救助者探査機器の開発に関する研究

崩壊したビルのがれき中の埋没生存者の存在、位置を特定できる探査機器を開発するため、探査機器検知部のがれき進入装置の性能、二酸化炭素を捕捉することによる要救助者の存在の確定方法等についての研究を行った。

(3) 臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究

臨海埋立地における大地震時の長周期地震動に係る消防防災体制の検討に資する基礎資料を得るため、東京湾岸及びその近隣に設置した地震観測点における長周期地震動の観測、開発した可搬型長周期微動測定装置による長周期微動測定等臨海埋立地における長周期地震動予測に関する研究を行った。

3 危険物災害防止に関する研究

危険物の評価のための試験方法に関する研究

各種危険物の火災、爆発等の危険性について、合理的な危険度分類に必要な資料を得るため、引火性液体、酸化性物質、自己反応性物質、可燃性固体、自然発火性物質、禁水性物質等について、それぞれの危険性評価試験方法を確立し、危険物の分類及び格付するための研究を行った。

4 放射性物質の輸送容器の耐火性に関する研究

放射性物質輸送容器の火災時における耐火性及び安全性評価に必要な資料を得るため、模擬トンネル内で液体燃料の火災実験を実施し、燃焼速度、温度分布等の測定を行い、実大規模のトンネル内での火災時の数値シミュレーションによりトンネル内の温度分布等熱的環境についての研究を行った。

5 その他の経常的研究

以上のほか経常的研究として、防災剤による処理物の燃焼熱と酸素指数に関する研究、林野火災の延焼特性に関する研究、漏えい液化石油ガスの不活性化に関する研究、シミュレーションによる救急活動の分析に関する研究、石油タンクの補修方法に関する研究、液体炭化水素の燃焼時に発生するすすと放射熱に関する研究、泡消火薬剤用有効たん白成分に関する研究、発泡液の圧送に関する研究、ハロン消火薬剤による消火時の燃焼生成物に関する研究、石油系液体の帯電に関する研究、プラスチック火災の水及び不活性ガスによる消火に関する研究、耐熱服、防火衣等の性能向上に関する研究、地域特性をパラメータとした火災及び救急・救助事故発生件数算定手法の開発に

関する研究、一点観測法による早期津波予測システムに関する研究、熱線による火災検知器に関する研究を行った。

6 情報交換等

昭和63年10月、第36回全国消防技術者会議を開催し、約770名の消防防災関係者の参加の下に、2日間にわたり有意義な意見交換及び討論が行われた。また内外の試験研究機関への訪問、研究者の来訪、学会、各種委員会、研究会への参加等、情報交換を活発に行うことにより、研究開発の効果的な推進を図っている。

第19節 消 防 財 政

1 市町村の消防費

(1) 消防費の決算状況

市町村の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の状況は第19—1表のとおりである。昭和62年度の消防費歳出決算額は1兆794億円（前年度1兆423億円）で、前年度に比べ371億円（3.6%）の増加となっている。

なお、市町村の普通会計歳出決算額31兆6,880億円（前年度29兆9,730億円）に占める消防費決算額の割合は3.4%（前年度3.5%）となっている。

(2) 1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費

昭和62年度の1世帯当たりの消防費の全国平均額は2万6,968円（前年度2万6,364円）であり、住民1人当たりでは8,857円（前年度8,588円）となっている（第19—1表）。

第19—1表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに
1世帯当たり及び住民1人当たり消防費の推移

年 度	普通会計 決算額 (百万円)(A)	消 防 費 決算額 (百万円)(B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人 当たり 消 防 費 (円)	(B)/(A)×100 (%)
60	28,707,693	987,105	25,318	8,177	3.4
61	29,972,975	1,042,317	26,364	8,588	3.5
62	31,688,044	1,079,381	26,968	8,857	3.4

(注) 1 世帯数及び人口は、当該年度の3月31日現在の数値である。

2 各決算額は純計額であり、消防に関する一部事務組合等に対する負担金等の重複は除いている。

(3) 経費の性質別内訳

昭和62年度消防費決算額1兆794億円の性質別内訳は、人件費7,989億円（全体の74.0%、前年度73.7%）、物件費890億円（同8.2%、前年度8.1%）、

普通建設事業費1,418億円（同13.1%、前年度13.5%）、その他497億円（同4.6%、前年度4.6%）となっている。

これを前年度と比較すると、人件費が303億円（4.0%）、物件費が45億円（5.4%）、普通建設事業費が7億円（0.5%）それぞれ増加している（第19—2表）。

第19—2表 市町村消防費の性質別歳出決算額の推移

（単位：億円、%）

区 分	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		対前年度比較	
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)(C)	増減率(C)/(A)×100
人 件 費	7,251	73.5	7,686	73.7	7,989	74.0	303	4.0
物 件 費	827	8.4	845	8.1	890	8.2	45	5.4
普通建設事業費	1,334	13.5	1,411	13.5	1,418	13.1	7	0.5
補助事業費	499	5.1	433	4.2	335	3.1	△ 98	△ 22.6
単独事業費	834	8.4	974	9.3	1,082	10.0	108	11.0
受託事業費	1	0.0	4	0.0	1	0.0	△ 3	△ 63.4
そ の 他	458	4.6	481	4.6	497	4.6	16	3.1
計	9,871	100.0	10,423	100.0	10,794	100.0	371	3.6

（注）単位未満四捨五入のため、合計、増減額等が一致しない場合がある。

2 市町村消防費の財源

（1）財源構成

昭和62年度の消防費決算額の財源内訳は第19—3表のとおりである。一般財源等（地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源）が9,835億円（全体の91.1%、前年度90.3%）、次いで地方債557億円（同5.2%、前年度6.0%）、国庫補助金137億円（同1.3%、前年度1.4%）となっている。

（2）地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定しており、第19—4表のとおり逐年増加している。昭和63年度の単位費用は6,630円（対前年度伸び率2.6%）、基準財政需要額は1兆1,271億円（対前年度伸び率4.0%）であったが、平成元年度は、

第19—3表 市町村消防費決算額の財源内訳

（単位：億円、%）

区 分	昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		対前年度比較		
	金額	構成比	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額(B)-(A)(C)	増減率(C)/(A)×100	
決 算 額	9,871	100.0	10,423	100.0	10,794	100.0	371	3.6	
一 般 財 源 等	8,932	90.5	9,409	90.3	9,835	91.1	426	4.5	
特 定 財 源	国庫補助金	163	1.6	141	1.4	137	1.3	△ 4	△ 3.2
	地方債	525	5.3	627	6.0	557	5.2	△ 70	△ 11.3
	使用料、手数料	26	0.3	26	0.3	32	0.3	6	21.7
	そ の 他	226	2.3	220	2.1	233	2.1	13	6.5
計	939	9.5	1,014	9.7	959	8.9	△ 55	△ 5.4	

（注）単位未満四捨五入のため、増減額等が一致しない場合がある。

第19—4表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年 度	単 位 費 用 (円)	対前年度伸び率 (%)	基準財政需要額 (百万円)	対前年度伸び率 (%)
60	6,010	6.0	994,593	6.2
61	6,310	5.0	1,058,379	6.4
62	6,460	2.4	1,084,171	2.4
63	6,630	2.6	1,127,092	4.0
元	6,990	5.4	1,177,828	4.5

週46時間勤務体制を達成するため、消防吏員を2名増員したほか、消防団員の処遇改善、消費税の導入に伴う必要経費の措置等により単位費用は、6,990円（対前年度伸び率5.4%）に引き上げられ、基準財政需要額は1兆1,778億円（対前年度伸び率4.5%）に増加している。

（3）国庫補助金

市町村の消防施設整備に対する補助金としては、国庫補助金と都道府県補助金とがある。国は、消防施設強化促進法による補助及び予算補助により、市町村の消防施設の整備について、補助基準額の3分の1以内の補助を行っている。なお、国の財政上の特別措置等により、補助率が引き上げられるものについては、それぞれの特別法等において規定されており、人口急増地域の市町村に対しては2分の1又は10分の4、地震防災対策強化地域の市町村

及び石油コンビナート等所在市町村に対しては2分の1、過疎地域、離島地域、地域改善対策地域、新東京国際空港周辺地域及び沖縄県の市町村に対しては3分の2以内の補助を行っている。ただし、昭和61年度から63年度までは特例措置として、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和61年法律第46号）により、過疎地域及び離島地域の市町村に対しては10分の5.5、新東京国際空港周辺地域の市及び町村に対してはそれぞれ10分の6及び3分の2とされていたが、引き続き、国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（平成元年法律第22号）により、平成2年度（過疎地域にあっては平成元年度）まで、この特例措置が延長されている。

昭和63年度までに市町村に対して交付された国庫補助金による消防施設の整備状況は、第19—5表のとおりである。最近の国庫補助金による整備状況をみると、基本的な消防施設である消防ポンプ自動車や防火水槽の整備が進展するとともに、特殊火災や人命救助のための化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車等の科学消防施設の整備が進んでいる。

市町村に対する国庫補助金予算額については、国の厳しい財政状況を反映し昭和57年度以降毎年減少してきたが、平成元年度においては前年度と比較して3.4%増の134億852万円（前年度129億6,893万円）となった。平成元年度の補助金については、限られた補助金を重点的、効率的に配分することとしている。また、新たに、災害現場における支援情報の迅速な収集・伝達を行うことの出来る支援情報検索処理装置を消防緊急情報システムのI型に加えたほか、山林地域や豪雪地域などの特殊な条件を有する地域における迅速・的確な消防活動を確保するため消防ポンプ自動車に四輪駆動方式を導入するとともに、消防職団員の高齢化対策として機械操作の省力化による安全かつ迅速な操作を確保するため、水槽付消防ポンプ自動車の動力昇降装置、吸管巻取装置、動力ホースカーをそれぞれ補助対象とした。さらに、大規模災害、林野火災、集団救急事故等における消防防災活動に資するためヘリコプター、高層建築物における災害防ぎょ及び人命救助のためはしご付消防ポンプ自動車、危険物施設における火災等に対処するため化学消防ポンプ自動車、緊急時における消防防災情報の迅速・的確な処理を行い、適切で効果的

な消防救急活動を行うため消防緊急情報システム、複雑多岐にわたる救助事象に的確に対処するため救助資機材等総合整備事業及び地域社会における消防防災活動の中核である消防団の活性化を推進するため消防団活性化総合整備事業について数量の増を図った。

なお、都道府県に対する補助対象施設としては、消防防災無線通信施設（平成元年度予算額2億9,149万円）がある。

(4) 地方債

消防施設整備のためには多額の経費を必要とするが、補助金や一般財源に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である。市町村における消防防災施設整備事業に対する地方債の許可額の状況は、第19—6表のとおりである。

第19—6表 市町村の消防防災施設整備事業等に対する地方債許可額の推移（一般単独事業、指定都市及び市町村分）

（単位：百万円、%）

区 分	昭和60年度	昭和61年度 (A)	昭和62年度 (B)	対前年度比較	
				増減額 (B)-(A)(C)	増減率 (C)/(A)×100
消防防災施設整備事業債					
政府資金	7,771	7,300	4,587	△ 2,713	△ 37.2
共済組合資金	10,385	8,441	7,702	△ 739	△ 8.8
損保資金	8,913	8,434	6,521	△ 1,913	△ 22.7
市有物件資金	4,857	4,980	4,925	△ 55	△ 1.1
全国自治協会資金	3,793	2,911	2,636	△ 275	△ 9.4
共済農協連資金	3,000	2,994	2,989	△ 5	△ 0.2
その他	5,242	4,552	4,789	237	5.2
小 計	43,961	39,612	34,149	△ 5,463	△ 13.8
地域総合整備事業債 (防災まちづくり事業)	—	8,308	12,653	4,345	52.3
合 計	43,961	47,920	46,802	△ 1,118	△ 2.3

なお、昭和61年度から地域の特性に応じた災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進し、住民生活の安全を確保し、地域社会における消防防災基盤の整備の推進を図るため、防災まちづくり事業を実施している。防災まちづ

くり事業に要する経費については、地域総合整備事業債（特別分・一般分）の発行が認められ、特別分の元利償還金については、地方交付税措置が講じられることとされている。主な対象事業例としては、防災センター、コミュニティ消防センター、防災資機材地域備蓄施設、防火水槽、小型動力ポンプ、防災無線施設、消防緊急情報システム等の消防防災施設整備並びに避難路（防災車両の進入のための道路を含む。）及び避難地の防災基盤整備があり、平成元年度から新たに、急速な高齢化社会の進展等を踏まえ、緊急事態に機敏に行動することが困難なひとり暮らし老人、身体障害者等いわゆる災害弱者と消防機関を結ぶ災害弱者緊急通報システムモデル事業が消防防災施設の対象事業に加えられた。

また、昭和63年度からふるさとづくり特別対策事業の活用により、都道府県や市町村が行う高度情報ネットワーク構築事業を推進している。ふるさとづくり特別対策事業に要する経費については、地域総合整備事業債（ふるさとづくり事業分）の発行が認められるとともに、元利償還金等に対する地方交付税措置が講じられることとされている。

(5) その他

市町村の消防の財源としては、前記(2)～(4)のほか、特に消防費に関係する財源として、交通安全対策特別交付金、入湯税、航空機燃料譲与税、電源立地促進対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、高速自動車国道救急業務実施市町村支弁金、防衛施設周辺整備助成補助金等がある。

3 都道府県の消防防災費

都道府県の消防防災費の状況は、第19—7表のとおりである。昭和62年度における歳出決算額は346億700万円であり、昭和62年度都道府県普通会計歳出決算額に占める割合は0.10%である。その内容は、危険物及び高圧ガス取締り、火災予防等に要する事務費、消防学校費、防災資機材及び防災施設の建設・管理運営費等である。

市町村に対する都道府県の助成措置としては、補助金と貸付金とがある。昭和62年度における補助金の総額は79億3,100万円、前年度に比べて2

第19—7表 都道府県の消防防災費決算額と消防関係補助金等の推移
(単位：百万円、%)

年 度	普通会計 決 算 額 (A)	消防防災費 決 算 額 (B)	(B)/(A)×100	(B)のうち市町村に対するもの	
				補 助 金	貸 付 金
60	30,430,899	34,915	0.11	6,756	1,002
61	31,775,217	37,030	0.12	7,639	721
62	34,782,620	34,607	0.10	7,931	777

(注) 地方財政統計年報による。

第19—8表 平成元年度消防庁関係予算主要事項別一覧表

(単位：千円、%)

事 項	平成元年度 当初予算額 (A)	昭和63年度 当初予算額 (B)	差引増減額 (A)-(B)	対前年度 比 率 (A)/(B)×100
[主 要 事 項]				
1 大震災対策施設等整備に必要な経費	2,844,053	3,053,105	△ 209,052	93.2
(1) 大震災対策施設等整備費補助金	1,116,743	1,099,105	17,638	101.6
(ア) 一 般 分	511,663	511,675	△ 12	100.0
(イ) 地震防災対策強化地域分	605,080	587,430	17,650	103.0
(2) 消防防災無線通信施設整備費補助金	1,727,310	1,954,000	△ 226,690	88.4
(ア) 都 道 府 県 分	291,490	372,000	△ 80,510	78.4
(イ) 市 町 村 分	1,435,820	1,582,000	△ 146,180	90.8
2 消防施設等整備費補助に必要な経費	10,855,954	10,397,623	458,331	104.4
(1) 消防施設等整備費補助金	10,557,669	10,122,477	435,192	104.3
(2) 特殊災害用消防施設等整備費補助金	298,285	275,146	23,139	108.4
(ア) 石油コンビナート分	29,634	14,386	15,248	206.0
(イ) 林 野 分	268,651	260,760	7,891	103.0
(小 計)	13,700,007	13,450,728	249,279	101.9
[その他の経費]	2,036,959	1,940,252	96,707	105.0
【合 計】	15,736,966	15,390,980	345,986	102.2

億9,200万円(3.8%)の増加となっている。補助対象、補助率については、各都道府県により必ずしも同一ではないが、各地の実情に応じ、小型動力ボ

ンプ、消防無線、防火水槽、科学消防施設等を対象に国庫補助に準じて定率若しくは定額の補助又は国庫補助の上積み補助の方法によっている。

また、貸付金の総額は7億7,700万円で前年度より5,600万円(7.8%)増加している。

4 国の消防費

消防庁の平成元年度予算額は、第19—8表に示すとおり、前年度より2.2%増の157億3,697万円となっている。

総額のうち137億円(対前年度比101.9%)は、大震火災対策施設等整備費補助金及び消防施設等整備費補助金に充てられている。

附 属 資 料

(注) 表のみかた等

- 1 各表の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、計の数値がその内訳を合算した数値と一致しない場合がある。
- 2 各表の記号等は次のとおりである。
—又は空欄：皆無(該当なし) 0 : 単位未満
△ : 負数 ... : 不明
- 3 「11大都市」とは、札幌市、東京都特別区、川崎市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市をいう。

附属資料 1 昭和63年度の法令の制定

昭和63年度に制定された法律（消防関係）

法 律 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号）	63. 5. 24	危険物の範囲の見直し等について、危険物の判定基準の合理化等を図るため、危険物の定義を明確にするとともに、試験による危険物の判定方法を導入する等、所要の整備を行ったほか、危険物の保安を確保するため、製造所等の許可の取消し、危険物取扱者試験の受験資格、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令等に関し、所要の整備を行った。
消防施設強化促進法の一部を改正する法律（平成元年法律第9号）	元. 3. 31	人口急増市町村に対する国庫補助率を2分の1以内とする特例措置の適用期限を5年延長し平成5年度までとするとともに政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を10分の4以内とした。

昭和63年度に制定された政令（消防関係）

政 令 名	施行年月日	要 旨（消防関係分）
精神衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（昭和63年政令第89号）	63. 7. 1	消防法施行令別表第1（6）項ロに精神障害者社会復帰施設を加えることとした。
消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第125号）	63. 4. 15	非常勤消防団員の退職報償金の算定基準となる階級について在職中の最高階級に係る特例を設けたことに伴い、市町村等が消防団員等公務災害補償等共済基金へ支払う掛金の額を改定した。
石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令（昭和63年政令第258号）	63. 8. 26	石油コンビナート等特別防災区域として、新たに上五島地区を指定するとともに、姫路臨海地区等について区域の拡張等を行った。
消防法の一部を改正する法律の一部の施行期日を	63. 12. 27	消防法の一部を改正する法律（昭和63年法律第55号）の一部を改正する法律の施行期

政 令 名	施行年月日	要 旨 (消防関係分)
定める政令(昭和63年政令第357号)		日を定めた。
危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(昭和63年政令第358号)	63.12.27	危険物の範囲の見直し等に伴う所要の整備を行ったほか、製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について合理化を図るとともに、これに伴い、貯蔵及び取扱いの技術上の基準、製造所等の許可等の手数料の整備を行い、併せて、消防設備士免状に関する所要の規定の整備等を行った。
危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成元年政令第40号)	元. 4. 1	特定屋外タンク貯蔵所の許可等に係る手数料の額の改定を行った。
石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第61号)	元. 4. 1	消費税の創設に伴い、石油コンビナート等特別防災区域における第1種事業所の新設等に係る確認手数料の額を引き上げた。
消防法施行令の一部を改正する政令(平成元年政令第83号)	元. 4. 1	消費税の創設に伴い、日本消防検定協会等が行う検定対象機械器具等についての型式承認に係る試験の手数料の額を改定した。

附属資料2 昭和63年中の主な火災

月 日	事 項
1. 9	埼玉県春日部市の住宅、居室から出火、3人死亡、2人負傷、原因は放火の疑い。
1. 13	新潟県新穂村の寺院、居室から出火、2人負傷、損害額10億4,311万円。
1. 15	奈良県河合町の住宅、居室から出火、2人負傷、損害額3億3,625万円。
1. 15	兵庫県姫路市の住宅、居室から出火、5人死亡、1人負傷。
1. 18	青森県中里町の住宅、居室から出火、3人死亡、原因は煙突の伝導過熱。
1. 30	岡山県倉敷市の倉庫から出火、1人負傷、損害額8億1,367万円。
1. 31	岡山県日生町の林野火災、兵庫県赤穂市にも延焼、焼損面積186ha。
2. 1	東京都調布市の居住産業併用建築物の1階調理場から出火、10人負傷、原因はガスレンジの消し忘れ。
2. 5	神奈川県湯河原町の林野火災、損害額3億3,596万円、焼損面積201ha。
2. 11	静岡県沼津市の住宅、1階居間から出火、3人死亡、原因は電気ストーブ。
2. 16	千葉県四街道市のアパート、居室から出火、3人死亡、2人負傷。
2. 23	新潟県豊栄市の中学校、校舎2階部分から出火、焼損面積3,223m ² 。
2. 23	神奈川県横須賀市の共同住宅、居室から出火、3人死亡、原因は放火。
3. 3	茨城県友部町のプラスチック加工工場から出火、損害額4億1,956万円、原因はたき火の火の粉の飛火。
3. 6	兵庫県加古川市での車両火災、3人死亡、1人負傷、原因はスパークによる引火。
3. 13	岐阜県高山市の住宅、外周部から出火、4人死亡、3人負傷。
3. 26	群馬県笠懸村の住宅、居室から出火、4人死亡、原因は放火。
3. 28	熊本県熊本市の住宅、居室から出火、4人死亡、原因は電気ストーブ。
4. 2	山梨県大月市の住宅、居室から出火、3人死亡。
4. 5	高知県高知市の理容業、店舗併用住宅、居室から出火、4人死亡、原因は放火。
4. 15	福岡県北九州市と苅田町の林野火災、焼損面積290ha。
4. 18	和歌山県高野町の宿坊から出火、1人負傷、焼損面積3,186m ² 、重要文化財焼失。
4. 29	奈良県大和高田市の工場、鞆下セット場内から出火、損害額6億3,075

月 日	事 項
	万円。
5. 4	栃木県那須町での車両火災、5人死亡、原因は衝突。
5. 4	東京都中央区築地の中央卸売市場の店舗から出火、1人負傷、損害額4億3,325万円、原因は放火。
5. 15	大阪府摂津市の共同住宅、玄関から出火、3人死亡、2人負傷、原因は放火の疑い。
5. 18	大阪市でソ連船プリアムーリエ号の船舶火災、11人死亡、35人負傷。
5. 20	福井県松岡町の織物工場から出火、焼損面積3,029m ² 、原因は煙突の伝導過熱。
5. 21	埼玉県戸田市の倉庫から出火、損害額4億7,548万円、原因は切断器の火花。
6. 10	京都府久御山町の作業場、倉庫から出火、焼損面積7,863m ² 、損害額9億7,382万円。
6. 15	岡山県倉敷市のホテル従業員宿舎から出火、1人死亡、12人負傷。
7. 10	埼玉県毛呂山町でセスナ機が墜落、炎上、6人死亡。
7. 14	宮城県中新田町の住宅、居室から出火、3人死亡。
7. 19	広島市の製造工場から出火、1人負傷、焼損面積4,426m ² 、損害額3億1,400万円。
7. 19	山形県鶴岡市の作業所併用住宅、居室から出火、3人死亡。
8. 23	熊本県熊本市の住宅、居室から出火、3人死亡、1人負傷、原因は放火。
8. 24	福岡県大川市の店舗から出火、焼損面積3,713m ² 、損害額3億588万円。
8. 29	埼玉県春日部市での車両火災、3人死亡、原因は衝突。
9. 4	兵庫県西宮市の共同住宅、居室から出火、3人死亡。
9. 10	長崎県高来町の住宅、一般倉庫から出火、5人死亡。
9. 14	熊本県合志町の住宅、居室から出火、3人死亡、1人負傷、原因は放火。
10. 3	三重県伊勢市の住宅、居室から出火、3人死亡、3人負傷、原因はたばこの転倒落下。
10. 12	福岡県大野城市の寝具製造工場から出火、損害額3億4,745万円。
10. 26	静岡県館南町の住宅から出火、1人死亡、損害額3億8,139万円。
10. 28	大阪府枚方市の共同住宅、居室から出火、3人死亡、2人負傷、原因は火あそび。
11. 2	栃木県小山市の店舗併用住宅、1階台所から出火、3人死亡、1人負傷。

月 日	事 項
11. 21	岡山県奈義町の工場から出火、焼損面積3,185m ² 。
12. 2	福岡県久留米市の店舗から出火、2人負傷、損害額3億4,549万円。
12. 8	愛知県一宮市の住宅、居室から出火、4人死亡、2人負傷、原因は電気ストーブ。
12. 8	埼玉県狭山市の工場から出火、1人死亡、3人負傷、損害額3億4,700万円。
12. 15	静岡県伊東市の店舗から出火、8人負傷、焼損面積5,741m ² 、損害額8億939万円。
12. 15	愛媛県松山市の住宅、居室から出火、4人死亡、原因は石油ストーブ。
12. 30	大分県別府市の観光ホテル、1階会社役員住居から出火、3人死亡、1人負傷、原因はたばこの火の不始末。
12. 31	大阪府東大阪市の共同住宅、居室から出火、6人死亡、2人負傷、原因は線香の転倒落下。
12. 31	熊本県田浦町での車両火災、3人死亡、原因は放火自殺。

(注) この表には、原則として、死者3人以上、負傷者10人以上、建物焼損面積3,000m²以上、林野焼損面積150ha以上又は損害額3億円以上のものを掲げた。

附属資料 3 都 道 府 県 別

区 分	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
都道府県							
北海道	2 549	1 860	68	273	13	—	335
青森	693	551	53	32	3	—	54
岩手	547	422	54	20	3	1	47
宮城	1 092	655	75	85	1	—	276
秋田	579	384	71	42	4	—	78
山形	503	397	16	29	—	—	61
福島	975	641	126	60	3	—	145
茨城	1 723	958	140	158	1	—	466
栃木	1 062	633	80	75	—	—	274
群馬	827	598	39	78	—	—	112
埼玉	2 763	1 717	71	290	1	1	683
千葉	2 681	1 432	177	268	1	—	803
東京都	7 029	4 038	42	742	6	1	2200
神奈川県	3 035	1 862	43	381	7	—	742
新潟	921	678	70	61	—	—	112
富山	210	168	5	24	—	—	13
石川	365	233	42	28	2	1	59
福井	268	202	12	27	1	—	26
山梨	461	272	57	39	—	—	93
長野	909	613	84	63	—	—	149
岐阜	1 197	683	108	81	1	—	324
静岡県	1 940	1 028	106	200	4	—	602
愛知県	3 776	1 930	131	348	3	—	1 364
三重	1 026	518	137	91	4	—	276
滋賀	433	284	13	63	1	—	72
京都	522	407	19	50	—	—	46
大阪	4 338	2 919	101	621	7	—	690
兵庫県	3 047	1 761	287	273	5	—	721
奈良	342	253	22	32	—	—	35
和歌山	316	205	42	23	2	—	44

火 災 損 害 状 況

(昭和63年中)

計	焼 損 棟 数			焼 損 面 積	
	全 焼	半 焼	部 分 焼	建 物(m ²)	林 野(a)
2 185	545	319	1 321	107 879	7 186
730	273	95	362	45 635	3 937
651	341	58	252	48 114	1 848
883	292	53	538	39 514	1 780
581	252	53	276	43 573	3 142
493	142	41	310	28 538	150
876	380	71	425	45 815	2 904
1 396	569	108	719	62 179	1 777
897	331	80	486	40 835	5 745
810	297	77	436	41 681	909
2 416	613	201	1 602	75 836	5 350
1 971	517	136	1 318	51 801	2 472
5 547	500	339	4 708	67 834	1 528
2 468	435	178	1 855	51 166	20 580
971	278	103	590	48 728	2 350
230	67	38	125	12 533	289
346	65	43	238	14 051	1 201
296	82	31	183	16 845	701
338	134	29	175	21 182	7 219
797	265	92	440	42 637	3 897
874	179	89	606	33 579	2 866
1 394	356	135	903	48 536	8 349
2 494	433	222	1 839	68 977	2 414
731	231	58	442	33 607	7 224
369	96	38	235	18 220	320
659	150	96	413	31 179	1 368
3 659	337	295	3 027	84 976	2 955
2 290	355	190	1 745	63 394	17 621
372	159	45	168	28 666	6 673
328	138	40	150	20 580	2 631

附属資料3 都道府県別

区分	出火件数						
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
都道府県							
鳥取	254	192	12	26	1	—	23
島根	431	269	48	22	4	—	88
岡山	1 023	686	129	79	3	—	126
広島	1 856	999	257	151	4	—	445
山口	919	509	123	60	4	—	223
徳島	436	304	31	33	—	—	68
香川	483	349	31	36	2	—	65
愛媛	734	550	50	44	10	1	79
高知	487	312	66	27	2	—	80
福岡	2 553	1 726	134	216	8	—	469
佐賀	364	259	23	28	1	—	53
長崎	729	476	76	54	8	—	115
熊本	670	495	47	56	2	—	70
大分	524	389	56	31	3	—	45
宮崎	739	464	102	42	4	—	127
鹿児島	853	598	65	61	2	—	127
沖縄	490	211	48	68	3	—	160
都道府県計	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5	13 265
札幌	628	455	9	74	—	—	90
東京	5 002	3 020	—	549	5	—	1 428
川崎	464	310	—	42	1	—	111
横浜	1 014	647	—	162	2	—	203
名古屋	1 144	599	12	144	1	—	388
京都	223	181	3	26	—	—	13
大阪	1 438	995	—	220	5	—	218
神戸	817	472	59	87	1	—	198
広島	619	356	40	58	—	—	165
北九州	513	343	28	49	2	—	91
福岡	543	403	27	68	2	—	43
11大都市計	12 405	7 781	178	1 479	19	—	2 948

(注) 1 11大都市計は、全国計の内数である。
 2 「11大都市」における東京とは、東京都特別区である。

火災損害状況(つづき)

(昭和63年中)

計	焼損棟数			焼損面積	
	全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)
計	259	77	23	159	244
	406	161	35	210	11 792
	1 021	324	95	602	32 013
	1 430	260	137	1 033	40 258
	703	198	52	453	2 655
	411	143	42	226	17 408
	511	152	60	299	11 706
	779	224	66	489	4 971
	465	201	51	213	2 130
	2 302	539	191	1 572	85 309
	357	123	33	201	1 108
	639	229	50	360	2 863
	670	237	53	380	660
	552	219	67	266	1 772
	644	264	35	345	3 270
	896	368	58	470	647
	239	90	27	122	23 148
	50 336	12 621	4 428	33 287	1 859 535
	501	44	53	404	102
	4 147	284	269	3 594	—
	388	44	22	322	—
	843	131	57	655	—
	788	76	55	657	73
	333	62	49	222	77
	1 247	84	116	1 047	—
	569	44	31	494	255
	499	48	29	422	143
	474	115	40	319	38 528
	529	72	43	414	91
	10 318	1 004	764	8 550	39 269

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
北海道	129	330	1 503	391	223	889	4 380
青森	38	94	515	213	59	243	1 774
岩手	28	67	313	135	39	139	1 148
宮城	28	132	501	157	31	313	1 826
秋田	32	71	334	140	23	171	1 185
山形	35	85	302	77	29	196	1 205
福島	42	123	469	172	38	259	1 799
茨城	65	175	775	306	45	424	2 641
栃木	63	120	503	182	34	287	1 673
群馬	48	100	458	173	41	244	1 563
埼玉	94	357	1 664	416	107	1 141	5 395
千葉	94	302	1 286	318	81	887	4 229
東京都	134	1 097	4 954	860	482	3 612	12 697
神奈川県	120	415	2 147	532	144	1 471	6 045
新潟	39	154	648	194	64	390	2 282
富山	18	32	143	42	27	74	553
石川	16	56	215	53	30	132	712
福井	15	36	197	42	22	133	698
山梨	14	43	204	62	18	124	658
長野	27	154	485	147	61	277	1 721
岐阜	41	141	568	114	51	403	2 063
静岡県	60	195	932	277	97	558	2 918
愛知	87	369	1 771	324	155	1 292	5 645
三重	37	98	454	137	35	282	1 461
滋賀	18	66	294	108	27	159	875
京都	42	117	593	195	57	341	1 339
大阪	134	627	3 633	904	306	2 423	9 863
兵庫	120	356	1 846	391	139	1 316	5 566
奈良	19	72	241	106	28	107	801
和歌山	19	45	217	78	22	117	683

火災損害状況(つづき)

(昭和63年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
	建 物	収 容 物	小 計					
6 499 182	3 313 654	2 910 079	6 223 733	18 181	112 888	27 852	—	116 528
2 109 613	1 155 172	915 968	2 071 140	18 585	11 719	5 135	—	3 034
2 081 685	1 223 066	809 006	2 032 072	4 931	12 291	27 563	—	4 828
2 272 757	1 469 488	733 859	2 203 347	7 229	45 647	522	—	16 012
2 521 658	1 507 386	957 938	2 465 324	23 621	21 252	1 256	—	10 205
2 067 297	892 148	1 159 471	2 051 619	597	9 224	—	—	5 857
2 272 986	1 392 212	752 593	2 144 805	16 535	49 135	8 705	—	53 806
5 508 949	2 966 272	2 409 279	5 375 551	13 267	97 941	18	—	22 172
2 500 427	1 251 429	1 124 394	2 375 823	17 299	61 587	—	—	45 718
2 841 208	1 476 012	1 218 362	2 694 374	8 490	123 953	—	—	14 391
8 195 247	4 115 157	3 869 076	7 984 233	37 327	98 516	505 24	531	50 135
5 603 674	2 944 119	2 397 205	5 341 324	29 249	174 127	90	—	58 884
15 136 922	5 146 773	9 625 328	14 772 101	5 765	259 316	1 154	—	98 586
5 848 131	3 091 103	2 107 227	5 198 330	331 698	189 586	46 372	—	82 145
4 266 848	2 390 165	1 753 542	4 143 707	12 823	35 300	—	—	75 018
526 704	303 837	213 054	516 891	684	8 214	—	—	915
994 846	524 566	442 826	967 392	4 611	11 189	4 119	1 295	6 240
773 026	452 089	293 994	746 083	5 032	20 744	3	—	1 164
1 542 635	677 362	798 983	1 476 345	39 883	17 758	—	—	8 649
2 671 928	1 518 957	1 012 811	2 531 768	22 976	90 350	—	—	26 834
1 964 787	1 048 558	841 154	1 889 712	17 851	45 699	1 250	—	10 275
4 338 107	2 215 714	1 741 937	3 957 651	86 098	242 367	9 002	—	42 989
5 249 378	2 639 265	2 295 121	4 934 386	19 074	118 483	1 116	—	176 319
2 694 955	1 606 738	830 420	2 437 158	105 245	83 536	60 067	—	8 949
1 519 782	784 654	656 453	1 441 107	3 578	72 810	40	—	2 247
2 471 864	1 287 041	1 137 095	2 424 136	18 117	19 374	158	—	10 079
8 314 126	3 596 766	4 412 504	8 009 270	17 799	151 792	58 096	—	77 169
5 899 313	2 670 665	2 979 589	5 650 254	65 396	132 370	5 606	—	45 687
3 328 457	1 468 209	1 642 486	3 110 695	183 283	29 316	—	—	5 163
1 851 631	822 527	983 326	1 805 853	13 088	11 301	15 119	—	6 270

附属資料3 都道府県別

区分	死傷者数		り 災 世 帯 数				り 災 人員数
	死 者	負 傷 者	計	全 損	半 損	小 損	
都道府県							
鳥 取	16	54	165	56	16	93	607
島 根	13	39	223	86	9	128	773
岡 山	32	148	655	213	52	390	1 974
広 島	57	207	1 017	198	76	743	2 979
山 口	27	90	520	145	36	339	1 606
徳 島	18	74	221	63	19	139	733
香 川	17	62	283	93	22	168	947
愛 媛	36	105	479	157	40	282	1 458
高 知	17	53	266	107	27	132	793
福 岡	79	333	1 682	458	102	1 122	5 404
佐 賀	14	61	229	82	17	130	849
長 崎	25	89	449	161	32	256	1 560
熊 本	40	90	483	181	32	270	1 697
大 分	25	62	370	136	33	201	1 118
宮 崎	11	68	375	141	18	216	1 148
鹿 児 島	24	110	607	246	32	329	1 731
沖 縄	9	29	147	61	15	71	517
都 道 府 県 計	2 116	7 703	36 336	9 830	3 093	23 413	111 292
札 幌	19	90	453	74	69	310	1 189
東 京	99	774	3 830	650	408	2 772	9 450
川 崎	13	94	341	71	19	251	958
横 浜	38	123	833	200	60	573	2 225
名 古 屋	27	153	728	82	63	583	2 042
京 都	18	51	319	93	33	193	539
大 阪	58	284	1 434	336	157	941	3 478
神 戸	24	89	499	69	27	403	1 424
広 島	13	72	407	60	22	325	1 101
北 九 州	24	76	374	144	25	205	1 099
福 岡	11	68	427	90	19	318	1 234
11 大 都 市 計	344	1 874	9 645	1 869	902	6 874	24 739

火 災 損 害 状 況 (つづき)

(昭和63年中)

計	損 害 額 (千円)							
	建 物			林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
	建 物	収 容 物	小 計					
636 426	382 405	236 006	618 411	410	13 768	7	—	3 830
877 774	573 106	265 915	839 021	16 764	18 288	738	—	2 963
3 848 549	1 653 444	1 996 338	3 649 782	35 717	33 007	20 926	—	109 117
3 198 559	1 371 129	1 628 667	2 999 796	46 579	49 742	56 295	—	46 147
1 554 616	953 887	554 924	1 508 811	6 651	24 350	1 017	—	13 787
939 289	501 863	376 123	877 986	38 819	10 471	—	—	12 013
1 424 212	752 212	603 451	1 355 663	27 144	19 602	756	—	21 047
1 863 885	760 672	825 768	1 586 440	24 345	18 462	172 967	—	61 671
1 024 724	637 240	351 174	988 414	25 140	3 059	310	—	7 801
5 197 808	2 647 771	2 434 194	5 081 965	6 910	63 626	6 419	—	38 888
1 191 375	748 629	417 107	1 165 736	9 961	11 033	134	—	4 511
1 789 001	921 682	831 109	1 752 791	10 807	13 367	7 673	—	4 363
1 516 935	989 394	500 966	1 490 360	4 413	16 140	164	—	5 858
1 635 493	934 547	665 689	1 600 236	4 813	10 063	3 860	—	16 521
1 151 597	668 767	432 239	1 101 006	28 600	6 540	764	—	14 687
1 649 384	952 493	669 863	1 622 356	2 071	10 503	2 579	—	11 875
653 390	431 797	187 186	618 983	2 839	8 870	503	—	22 195
144 021 140	71 832 142	66 001 799	137 833 941	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542
1 153 761	502 563	625 905	1 128 468	15	19 028	—	—	6 250
11 120 323	3 582 613	7 300 428	10 883 041	—	180 903	964	—	55 415
694 756	412 978	264 829	677 807	—	12 875	—	—	4 074
1 618 715	987 503	547 561	1 535 064	—	35 819	44 645	—	3 187
1 131 305	496 981	482 104	979 085	66	51 280	851	—	100 023
645 533	383 105	252 002	635 107	143	7 245	—	—	3 038
1 905 347	721 160	1 061 508	1 782 668	—	46 595	47 346	—	28 738
1 283 893	526 229	694 392	1 220 621	105	50 069	1 368	—	11 730
1 193 788	661 148	517 948	1 179 096	124	10 484	—	—	4 084
710 755	392 659	303 463	696 122	89	7 163	11	—	7 370
592 775	286 173	281 039	567 212	1 241	14 254	6 065	—	4 003
22 050 951	8 953 112	12 331 179	21 284 291	1 783	435 715	101 250	—	227 912

附属資料4 月 別 火 災

区分 月	出 火 件 数						
	計	建 物	林 野	車 両	船 舶	航空機	その他
1 月	5 871	3 562	400	432	10	—	1 467
2 月	7 349	3 972	764	427	12	1	2 173
3 月	6 029	3 732	383	440	8	—	1 466
4 月	6 363	3 448	785	551	14	—	1 565
5 月	4 776	3 135	232	547	15	1	846
6 月	3 528	2 461	70	394	9	1	593
7 月	3 487	2 369	70	464	4	1	579
8 月	3 674	2 463	107	472	17	—	615
9 月	2 873	2 065	34	344	12	1	417
10 月	4 029	2 672	100	496	10	—	751
11 月	4 943	3 204	191	500	13	—	1 035
12 月	6 752	4 007	453	524	10	—	1 758
計	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5	13 265

附属資料4 月 別 火 災

区分 月	り 災 世 帯 数				り 災 人員数	損 額	
	計	全 損	半 損	小 損		計	建 物
1 月	3 772	1 040	327	2 405	11 459	15 342 681	7 536 277
2 月	4 327	1 349	348	2 630	12 663	17 494 747	8 733 073
3 月	3 702	1 064	335	2 303	11 571	15 368 484	8 087 496
4 月	3 476	997	287	2 192	10 718	14 940 713	7 434 265
5 月	2 968	748	213	2 007	9 186	11 482 777	5 422 260
6 月	2 249	536	175	1 538	7 013	7 715 235	3 658 727
7 月	2 042	455	169	1 418	6 253	7 671 908	3 643 543
8 月	2 172	487	172	1 513	6 791	8 049 975	4 115 891
9 月	1 710	400	121	1 189	5 446	5 950 579	3 024 445
10 月	2 532	682	214	1 636	7 788	10 642 241	5 105 313
11 月	3 240	838	326	2 076	9 879	13 146 761	6 548 938
12 月	4 146	1 234	406	2 506	12 525	16 215 039	8 521 914
計	36 336	9 830	3 093	23 413	111 292	144 021 140	71 832 142

損 害 状 況

(昭和63年中)

焼 損 棟 数				焼 損 面 積		死 傷 者 数	
計	全 焼	半 焼	部 分 焼	建物(m ²)	林野(a)	死 傷 者	
						死 者	負 傷 者
4 842	1 245	465	3 132	178 361	26 615	258	756
5 551	1 495	521	3 535	212 485	70 998	268	878
5 172	1 373	443	3 356	198 796	17 573	255	821
4 918	1 370	408	3 140	199 835	96 508	208	689
4 247	1 029	356	2 862	146 519	9 214	160	646
3 142	696	268	2 178	102 909	2 443	103	502
3 063	625	258	2 180	100 368	1 319	113	421
3 184	681	255	2 248	108 051	2 317	86	496
2 642	583	204	1 855	90 408	1 024	89	425
3 615	885	323	2 407	140 340	21 334	131	556
4 401	1 118	411	2 872	169 897	20 322	186	678
5 559	1 521	516	3 522	211 566	47 956	259	835
50 336	12 621	4 428	33 287	1 859 535	317 623	2 116	7 703

損 害 状 況 (つづき)

(昭和63年中)

害 額 (千円)						
物		林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
収 容 物	小 計					
7 423 147	14 959 424	109 200	160 634	20 452	—	92 971
7 503 055	16 236 128	820 731	312 175	10 242	—	115 471
6 758 852	14 846 348	28 828	204 373	922	—	288 013
6 656 560	14 090 825	168 467	297 495	216 182	—	167 744
5 627 943	11 050 203	45 687	211 820	105 827	1 295	67 945
3 678 379	7 337 106	6 917	154 905	67 068	—	149 239
3 656 732	7 300 275	3 714	276 380	387	24 531	66 621
3 603 194	7 719 085	23 996	226 777	22 004	—	58 113
2 700 348	5 724 793	4 949	115 242	15 371	—	90 224
5 232 079	10 337 392	6 574	210 665	28 687	—	58 923
6 082 793	12 631 731	39 480	254 482	3 917	—	217 151
7 078 717	15 600 631	181 752	263 728	57 801	—	111 127
66 001 799	137 833 941	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542

附属資料5 出火原因別

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
こ ん ろ	7 101	206 407	8 268	7 487	10 918 664
た ば こ	6 319	5 872 202	4 652	4 439	11 874 936
た き 火	5 438	6 321 979	1 563	422	3 114 983
放 火	5 052	140 642	3 264	2 173	7 122 503
火 あ そ び	4 397	432 871	2 793	1 741	4 587 305
放 火 の 疑 い	3 860	378 535	2 545	1 297	5 678 018
ス ト ー プ	2 858	186 803	4 076	3 906	12 992 700
風 呂 か ま ど	1 682	50 230	2 055	1 884	2 543 494
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	1 203	477 017	933	731	2 228 991
溶 接 機 ・ 切 断 機	1 070	34 829	775	178	3 239 469
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	972	35 023	981	663	3 735 313
電 気 機 器	819	30 309	852	551	2 775 357
煙 突 ・ 煙 道	783	98 634	974	651	2 363 860
交 通 機 関 内 配 線	699	496	37	9	375 617

附属資料6 主 な 出 火

年 出火原因	昭 和 58 年			昭 和 59 年			昭 和 60 年		
	順位	件 数	構成 割合 %	順位	件 数	構成 割合 %	順位	件 数	構成 割合 %
こ ん ろ	4	5 344	8.9	3	5 946	9.3	3	5 885	
た ば こ	1	7 344	12.3	2	7 601	11.9	1	6 880	
た き 火	3	5 488	9.2	1	7 713	12.1	2	6 197	
放 火	5	4 479	7.5	5	4 506	7.1	4	4 651	
火 あ そ び	2	5 718	9.6	4	4 894	7.7	5	4 084	
放 火 の 疑 い	6	3 300	5.5	6	3 182	5.0	6	3 736	
ス ト ー プ	8	2 506	4.2	7	2 940	4.6	7	2 654	
風 呂 か ま ど	7	2 519	4.2	8	2 566	4.0	8	2 064	
マ ッ チ ・ ラ イ タ ー	9	1 507	2.5	9	1 449	2.3	9	1 295	
溶 接 機 ・ 切 断 機	—	—	—	—	—	—	—	—	
電 灯 ・ 電 話 等 の 配 線	11	781	1.3	11	848	1.3	10	881	
電 気 機 器	—	—	—	—	—	—	—	—	
煙 突 ・ 煙 道	10	1 004	1.7	10	1 086	1.7	11	851	
交 通 機 関 内 配 線	15	445	0.7	14	481	0.8	13	561	
火 灯	12	654	1.1	12	594	0.9	12	619	
総 出 火 件 数		59 740			63 789			59 865	

火 災 損 害 状 況

(昭和63年中)

区分 出火原因	出火件数	焼損面積 (m ²)	焼損棟数	り世帯 災数	損害額 (千円)
灯 火	588	38 696	834	751	2 373 378
排 気 管	518	2 450	78	21	318 100
内 燃 機 関	499	65 534	59	17	258 230
電 気 装 置	453	10 999	377	99	1 002 407
焼 却 炉	446	14 401	246	71	1 261 217
取 灰	439	23 221	496	241	918 105
配 線 器 具	428	15 477	444	358	2 956 577
車体等の衝突の火花	343	1 163	4	2	460 588
火 入 れ	280	1 033	26	4	63 378
ボ イ ラ ー	271	7 015	260	167	410 775
こ た つ	254	24 248	389	333	1 181 894
そ の 他 ・ 不 明	12 902	19 151 621	13 355	8 140	59 265 281
計	59 674	33 621 835	50 336	36 336	144 021 140

原 因 の 推 移

年 構 成 割 合 %	昭 和 61 年			昭 和 62 年			昭 和 63 年		
	順位	件 数	構成 割合 %	順位	件 数	構成 割合 %	順位	件 数	構成 割合 %
9.8	3	6 754	10.7	1	6 856	11.7	1	7 101	11.9
11.5	1	7 195	11.4	2	6 399	10.9	2	6 319	10.6
10.4	2	7 135	11.3	3	6 071	10.3	3	5 438	9.1
7.8	4	5 194	8.2	4	4 999	8.5	4	5 052	8.5
6.8	6	3 895	6.2	6	3 501	6.0	5	4 397	7.4
6.2	5	4 032	6.4	5	3 600	6.1	6	3 860	6.5
4.4	7	2 792	4.4	7	2 556	4.3	7	2 858	4.8
3.4	8	2 021	3.2	8	1 764	3.0	8	1 682	2.8
2.2	9	1 430	2.3	9	1 185	2.0	9	1 203	2.0
—	—	—	—	—	—	—	10	1 070	1.8
1.5	11	930	1.5	10	944	1.6	11	972	1.6
—	—	—	—	—	—	—	12	819	1.4
1.4	10	946	1.5	11	830	1.4	13	783	1.3
0.9	13	582	0.9	12	584	1.0	14	699	1.2
1.0	12	633	1.0	13	569	1.0	15	588	1.0
総 出 火 件 数		63 272			58 833			59 674	

7 用途別の主な火災事例

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和48年9月25日	大阪市高島区	西武大	西武大	6	14	7,051,300	放	火
" " 11月29日	大阪市高島区	大熊千	大熊千	100	124	1,747,396	不	明
" " 12月7日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	5	192,400	不	明
昭和49年2月17日	大阪市高島区	兵衛	兵衛	—	40	1,086,574	不	疑
" " 7月16日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	—	247,000	不	明
昭和51年1月2日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	—	211,720	不	明
昭和54年6月22日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	1	213,266	不	明
" " 11月9日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	4	356,954	不	明
昭和55年12月23日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	—	330,228	不	明
昭和56年3月4日	大阪市高島区	神奈川	神奈川	—	—	353,929	不	明

(ホテル・旅館)

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和44年2月5日	福和	光	光	30	41	1,098,261	石	ブ
" " 5月18日	山賀	山賀	山賀	—	16	2,321,732	不	明
昭和46年1月2日	山賀	山賀	山賀	—	15	216,637	不	明
昭和48年10月11日	山賀	山賀	山賀	6	5	14,919	不	明
昭和50年3月15日	山賀	山賀	山賀	4	64	99,477	不	明
昭和53年6月20日	山賀	山賀	山賀	7	24	60,116	不	明
昭和55年11月20日	山賀	山賀	山賀	45	22	533,751	不	明
昭和57年2月8日	山賀	山賀	山賀	33	34	1,726,126	不	明
" " 11月18日	山賀	山賀	山賀	2	8	472,780	不	明
昭和58年2月21日	山賀	山賀	山賀	11	2	308,563	不	明
昭和61年2月11日	山賀	山賀	山賀	24	—	17,120	不	明
昭和62年4月21日	山賀	山賀	山賀	3	—	112,810	不	明
昭和63年12月30日	山賀	山賀	山賀	3	1	3,114	不	明

(病院)

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和35年1月6日	神奈川	神奈川	神奈川	16	—	19,122	石	消
" " 3月19日	福岡	福岡	福岡	11	—	1,536	不	忘

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
" " 10月29日	山賀	山賀	山賀	5	5	2,270	放	火
昭和39年3月30日	山賀	山賀	山賀	9	3	7,015	不	明
昭和44年11月19日	山賀	山賀	山賀	6	5	10,908	放	火
昭和45年6月29日	山賀	山賀	山賀	17	1	2,365	放	火
" " 8月2日	山賀	山賀	山賀	5	—	2,793	放	火
昭和46年2月2日	山賀	山賀	山賀	6	—	3,782	不	明
昭和48年3月8日	山賀	山賀	山賀	13	3	57,593	取	線
昭和52年5月13日	山賀	山賀	山賀	7	5	7,178	取	線
昭和59年2月19日	山賀	山賀	山賀	6	1	1,328	不	明

(社会福祉施設)

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和30年2月17日	神奈川	神奈川	神奈川	99	—	15,340	か	未
昭和43年1月14日	山賀	山賀	山賀	6	—	2,793	ア	未
昭和45年3月20日	山賀	山賀	山賀	4	—	不明	電	未
昭和48年3月14日	山賀	山賀	山賀	2	—	234	不	明
昭和61年2月8日	山賀	山賀	山賀	2	6	5,352	た	明
" " 7月31日	山賀	山賀	山賀	8	—	56,702	放	疑
昭和62年2月11日	山賀	山賀	山賀	3	1	14,807	不	明
" " 6月6日	山賀	山賀	山賀	17	25	71,666	放	疑

[複合用途防火対象物(雑居ビル)]

出火年月日	出火場所	事業	事業所	死者数	負傷者数	損害額(千円)	出火原因	因
昭和47年5月13日	大阪府	大阪府	大阪府	118	81	1,649,693	た	疑
昭和48年12月19日	大阪府	大阪府	大阪府	—	1	256,336	不	明
昭和50年3月1日	大阪府	大阪府	大阪府	5	17	57,789	不	明
昭和51年12月4日	大阪府	大阪府	大阪府	6	2	7,810	不	明
" " 12月16日	大阪府	大阪府	大阪府	3	—	10,270	た	疑
昭和53年3月10日	大阪府	大阪府	大阪府	15	8	38,781	放	未
" " 11月19日	大阪府	大阪府	大阪府	11	2	10,483	不	明
昭和54年11月20日	大阪府	大阪府	大阪府	4	3	17,685	た	明
昭和55年8月16日	大阪府	大阪府	大阪府	4	2	48,988	不	明
昭和56年2月28日	大阪府	大阪府	大阪府	14	223	554,226	不	明
昭和59年11月15日	大阪府	大阪府	大阪府	3	2	140,964	不	明
昭和61年6月14日	大阪府	大阪府	大阪府	8	13	68,954	不	明

附属資料8 昭和21年以降

年	出火件数							焼計
	計	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	
昭和21年	14 460	14 460
22	18 806	15 888	2 918
23	17 022	15 099	1 923
24	18 484	16 346	1 334	261	111	432
25	19 243	16 663	1 161	470	102	847
26	21 223	18 130	1 582	1 511		
27	22 075	18 350	1 501	974	150	1 100
28	25 677	21 214	1 726	1 299	167	1 271
29	27 870	22 618	1 579	1 674	179	1 820	35 083	...
30	29 947	23 769	1 840	2 054	192	2 092	36 231	...
31	33 312	25 814	2 109	2 531	251	2 607	41 418	...
32	34 650	26 170	2 844	2 408	257	2 971	37 705	...
33	36 178	27 861	2 229	2 637	257	3 194	39 196	...
34	36 913	28 218	2 093	2 883	321	3 398	41 446	...
35	43 679	31 187	3 941	3 411	347	4 793	41 014	...
36	47 106	32 573	4 209	3 801	364	6 159	46 265	...
37	49 644	33 532	5 049	3 981	342	6 740	44 867	...
38	50 478	33 546	5 443	4 120	330	7 039	42 930	...
39	49 020	33 647	4 572	4 107	354	6 340	43 688	...
40	54 157	34 614	7 842	3 888	357	7 456	45 116	...
41	48 057	32 983	4 336	3 924	337	6 477	41 103	...
42	54 506	35 687	6 833	3 732	330	7 924	45 840	...
43	53 654	34 453	6 628	3 784	261	8 528	43 864	...
44	56 797	37 653	5 348	4 176	300	7 933	51 328	...
45	63 905	39 845	7 033	4 182	317	6 12 522	55 266	...
46	64 019	39 549	7 101	4 057	306	5 13 001	53 810	...
47	58 291	38 868	4 541	3 774	313	8 10 787	51 900	...
48	73 072	42 551	8 311	3 986	301	7 17 916	57 243	...
49	67 712	39 143	8 351	3 420	303	4 16 491	52 539	...
50	62 212	38 455	5 517	3 078	248	4 14 910	50 275	...
51	62 304	38 796	5 549	3 099	233	5 14 622	52 956	...
52	63 974	39 302	5 227	3 392	215	2 15 836	51 828	...
53	70 423	39 912	7 208	3 590	254	5 19 454	53 552	...
54	63 794	38 291	5 534	3 639	244	4 16 082	51 925	...
55	59 885	38 014	4 120	3 773	155	2 13 821	51 317	...
56	60 788	38 882	3 709	4 050	157	7 13 983	53 239	...
57	60 568	36 996	4 579	4 417	173	2 14 401	49 331	...
58	59 740	37 395	3 918	4 638	179	4 13 606	50 615	...
59	63 789	38 254	4 786	4 758	147	2 15 842	51 949	...
60	59 865	36 879	4 155	4 988	160	7 13 676	49 717	...
61	63 272	38 121	4 838	5 179	173	3 14 958	51 026	...
62	58 833	36 515	4 120	5 272	111	5 12 810	49 255	...
63	59 674	37 090	3 589	5 591	134	5 13 265	50 336	...

(注) 火災報告取扱要領の改正に伴う昭和44年以降の火災と昭和43年以前の火災の
 (1) 航空機火災をその他の火災から分離した。

の火災損害状況

損棟数			焼損面積		死傷者数	
全焼	半焼	部分焼	建物(m ²)	林野(a)	死者	負傷者
...	3 533 924	...	420	1 695
...	3 891 485	3 909 947	485	2 695
...	2 551 689	3 065 084	407	2 046
...	3 032 367	2 236 649	425	4 333
...	2 286 742	3 271 516	423	4 269
...	2 368 582	1 637 308	678	6 475
...	2 353 260	6 054 526	471	7 844
...	2 167 810	5 289 788	499	4 392
21 161	5 135	8 787	2 301 493	1 112 726	525	6 523
20 300	5 798	10 133	2 211 096	555 849	694	6 764
25 368	5 709	10 341	2 650 923	1 515 085	640	7 511
20 909	5 552	11 244	2 094 371	1 638 211	626	7 313
20 860	5 828	12 508	1 984 887	614 885	583	7 584
17 073	5 484	18 889	1 812 226	1 144 534	655	7 937
19 765	6 251	14 998	2 056 123	1 253 790	780	8 113
23 877	6 632	15 756	2 472 998	18 266 307	806	8 774
21 433	7 038	16 396	2 409 001	1 274 708	861	8 610
19 881	6 793	16 256	2 334 986	1 945 517	853	8 622
19 717	6 711	17 260	2 530 362	821 496	940	9 145
20 882	7 092	17 142	2 490 196	2 099 485	965	9 308
18 041	6 230	16 832	2 318 555	890 964	1 111	8 210
19 383	6 790	19 667	2 436 970	1 129 115	1 106	9 370
17 579	6 450	19 835	2 245 673	1 270 689	1 160	8 807
18 680	5 589	27 059	2 555 551	1 508 517	1 334	9 302
19 278	5 627	30 361	2 705 789	1 462 299	1 595	9 725
17 604	5 350	30 856	2 514 028	1 247 049	1 483	9 208
15 896	5 230	30 774	2 434 485	471 847	1 672	9 692
17 736	5 800	33 707	2 571 700	840 278	1 870	9 789
15 842	5 150	31 547	2 289 580	1 093 723	1 646	9 070
14 423	4 980	30 872	2 082 624	698 419	1 674	8 232
16 441	5 113	31 402	2 267 147	567 919	1 648	9 365
14 387	5 090	32 351	2 124 268	555 642	1 909	8 506
15 317	5 155	33 080	2 209 124	773 054	1 854	8 718
14 291	4 917	32 717	2 043 066	395 933	2 070	8 157
13 890	4 954	32 473	2 128 326	530 685	1 947	8 049
14 441	5 166	33 632	2 094 854	196 866	1 971	8 004
12 832	4 692	31 807	1 932 409	313 606	1 849	8 112
13 563	4 686	32 366	1 954 917	766 602	1 828	7 407
13 767	5 025	33 157	2 031 409	372 739	2 089	7 858
12 927	4 582	32 208	1 977 347	492 389	1 747	7 550
12 879	4 696	33 451	1 944 033	489 257	2 061	7 731
12 552	4 261	32 442	1 854 633	488 983	1 857	7 681
12 621	4 428	33 287	1 859 535	317 623	2 116	7 703

取扱い区分の主な相違点は次のとおりである。

附属資料 8 昭和 21 年 以 降

年	り 災 世 帯 数			り 災 人員数	損 害	
	計	全 焼	半 焼		計	建 小 計
昭和21年	23 954	21 193	2 761	...	3 333 057	...
22	34 283	30 162	4 121	...	10 864 194	...
23	22 561	18 664	3 897	...	13 323 769	...
24	25 908	21 597	4 311	...	26 997 306	26 153 038
25	20 589	16 694	3 895	...	21 812 185	21 206 878
26	20 234	16 121	4 113	...	22 228 151	21 847 986
27	21 368	17 998	3 370	...	38 613 883	37 704 725
28	17 585	13 853	3 732	...	24 255 833	23 394 394
29	27 567	16 829	10 738	133 668	32 859 786	32 329 667
30	29 234	16 717	12 517	139 117	31 859 417	31 301 021
31	31 250	18 417	12 833	150 795	37 128 320	35 566 526
32	28 385	15 116	13 269	138 397	26 251 287	23 522 522
33	30 942	16 109	14 833	144 247	21 749 898	21 198 296
34	35 067	12 868	22 199	167 710	20 803 401	20 307 075
35	34 220	14 961	19 259	156 564	24 433 611	23 410 593
36	37 804	17 757	20 047	171 272	43 020 927	36 092 254
37	37 070	16 580	20 490	166 802	40 199 998	38 174 597
38	35 624	15 210	20 414	158 978	39 020 771	36 481 762
39	35 387	15 363	20 024	152 363	52 908 641	46 876 331
40	35 935	16 290	19 645	151 258	51 203 175	44 807 241
41	33 764	15 152	18 612	138 364	48 865 228	43 964 947
42	36 440	15 533	20 907	143 827	53 294 553	49 792 014
43	34 164	14 113	20 051	143 195	54 252 470	50 061 631
44	39 533	(全損) 15 506	(半損) 4 502	(小損) 19 525	145 372	70 171 860
45	41 782	15 697	4 820	21 265	151 103	83 387 083
46	42 636	15 158	4 588	22 890	148 152	78 569 529
47	40 176	13 291	4 266	22 619	137 966	84 106 133
48	43 464	14 458	4 507	24 499	147 650	113 795 975
49	40 153	12 305	4 371	23 477	135 595	112 305 713
50	39 030	11 976	3 921	23 133	128 561	110 148 495
51	40 716	13 034	4 002	23 680	134 604	160 953 944
52	39 693	11 614	4 023	24 056	129 990	129 393 052
53	39 789	11 770	3 933	24 086	131 927	130 538 604
54	37 801	10 617	3 701	23 483	123 051	136 827 438
55	37 948	10 595	3 640	23 713	123 467	150 707 250
56	38 385	10 885	3 523	23 977	124 120	150 302 972
57	37 717	9 507	3 376	24 834	120 562	149 072 798
58	36 794	10 052	3 378	23 364	117 678	150 579 160
59	37 764	10 295	3 383	24 086	119 822	146 210 317
60	35 833	9 563	3 288	22 982	112 016	154 927 483
61	36 887	9 741	3 348	23 798	114 839	149 766 240
62	35 813	9 548	3 027	23 238	110 700	146 153 576
63	36 336	9 830	3 093	23 413	111 292	144 021 140

- (2) 建物の焼損程度の区分の基準を、延べ床面積に対する焼損床面積の割合から建
- (3) り災世帯の焼損程度の区分を改めた。

の 火 災 損 害 状 況 (つづき)

害 額 (千円)						
建 物	物 収 容 物	林 野	車 両	船 舶	航 空 機	そ の 他
...
...	...	202 730
...	...	280 845
...	...	198 128	68 676	365 300	212 164	...
...	...	343 607	77 845	123 847	60 008	...
...	...	152 172	227 993			...
...	...	731 901	79 564	64 708	32 985	...
...	...	655 216	83 846	104 084	18 293	...
13 976 474	18 353 193	386 375	64 657	55 805	23 282	...
12 644 431	18 656 590	212 575	227 786	87 232	30 803	...
16 631 028	18 935 498	890 006	110 097	106 733	454 958	...
9 689 987	13 832 535	1 693 325	85 290	200 244	749 906	...
8 960 668	12 237 628	305 388	128 664	69 774	47 776	...
8 211 205	12 095 870	127 555	110 263	104 990	153 518	...
9 139 485	14 271 108	528 606	153 553	107 769	233 090	...
13 184 610	22 907 644	5 826 308	187 777	165 125	749 463	...
15 268 732	22 905 865	954 962	210 625	134 348	725 466	...
14 239 854	22 241 908	1 103 613	254 215	169 223	1 011 958	...
17 307 802	29 568 529	431 906	299 906	181 801	5 118 697	...
17 598 957	27 208 284	3 393 137	312 592	296 844	2 393 361	...
17 096 026	26 868 921	499 555	281 577	152 188	3 966 961	...
19 342 703	30 449 311	1 842 062	423 371	348 586	888 520	...
19 026 977	31 034 654	2 709 421	502 821	240 714	737 883	...
26 964 044	38 024 632	2 652 718	531 654	779 980	503 170	715 662
31 674 117	45 468 032	2 496 673	618 796	702 362	679 465	1 747 638
29 321 666	44 438 085	2 680 367	700 125	416 660	283 343	729 283
29 783 453	51 172 317	843 362	746 547	487 230	152 782	920 442
41 414 311	64 417 090	2 324 963	970 063	659 786	126 580	3 883 182
40 271 212	64 689 761	3 400 455	978 744	1 389 356	133 520	1 442 665
44 816 523	61 611 137	879 275	913 124	447 877	462 140	1 018 419
68 017 902	84 928 289	2 393 271	1 002 986	1 185 988	238 959	3 186 549
53 465 524	68 598 346	4 858 170	1 053 960	436 940	...	980 112
56 796 244	66 870 591	3 059 104	1 263 886	494 794	868 025	1 185 960
58 688 581	72 442 020	1 471 970	1 780 214	610 374	5 106	1 829 173
67 330 883	77 660 119	2 080 916	1 419 022	761 926	209	1 454 175
71 314 250	74 159 664	741 897	1 441 273	1 075 687	223 633	1 346 568
69 176 236	72 609 967	991 007	1 443 246	590 823	2 772 800	1 488 719
72 574 122	68 519 302	4 752 124	1 564 401	761 853	1 061 362	1 345 996
72 706 336	68 897 030	1 187 462	1 668 440	394 225	—	1 356 824
74 683 599	75 298 631	1 229 278	1 973 958	511 965	280 553	949 499
72 779 256	70 991 650	1 512 371	2 290 169	525 723	386 049	1 281 022
69 290 933	67 576 300	3 581 546	2 893 178	498 821	46 267	2 266 531
71 832 142	66 001 799	1 440 295	2 688 676	548 860	25 826	1 483 542

物の評価額に対する当該建物の焼き損害額の割合によることとした。

附属資料9 昭和21年以降

区分 年	総出火 件数 指数	出火率 (指数)	死者 指数	負傷者 指数	損害額 指数	出火件数		
						建物	林野	車両
昭和21年	100	1.9(100)	100	100	100
22	130	2.4(126)	115	159	326
23	118	2.2(116)	97	121	400
24	128	2.4(126)	101	256	810	88.4	7.2	1.4
25	133	2.3(121)	101	252	654	86.6	6.0	2.4
26	147	2.5(132)	161	382	667	85.4	7.5	...
27	153	2.6(137)	112	463	1 159	83.1	6.8	4.4
28	178	3.1(163)	119	259	728	82.6	6.7	5.1
29	193	3.3(174)	125	385	986	81.2	5.7	6.0
30	207	3.4(179)	165	399	956	79.4	6.1	6.9
31	230	3.7(195)	152	443	1 114	77.5	6.3	7.6
32	240	3.8(200)	149	431	788	75.5	8.2	6.9
33	250	3.9(205)	139	447	653	77.0	6.2	7.3
34	255	4.0(211)	156	468	624	76.4	5.7	7.8
35	302	4.7(247)	186	479	733	71.4	9.0	7.8
36	326	5.0(263)	192	518	1 291	69.1	8.9	8.1
37	343	5.2(274)	205	508	1 206	67.5	10.2	8.0
38	349	5.2(274)	203	509	1 171	66.5	10.8	8.2
39	339	5.0(263)	224	540	1 587	68.6	9.3	8.4
40	375	5.5(289)	230	549	1 536	63.9	14.5	7.2
41	332	4.8(253)	265	484	1 466	68.6	9.0	8.2
42	377	5.5(289)	263	553	1 599	65.5	12.5	6.8
43	371	5.3(279)	276	520	1 628	64.2	12.4	7.1
44	393	5.5(289)	318	549	2 105	66.3	9.4	7.4
45	442	6.2(326)	380	574	2 502	62.4	11.0	6.5
46	443	6.0(316)	353	543	2 357	61.8	11.1	6.3
47	403	5.5(289)	398	572	2 523	66.7	7.8	6.5
48	505	6.8(358)	445	578	3 414	58.2	11.4	5.5
49	468	6.2(326)	392	535	3 369	57.8	12.3	5.1
50	430	5.6(295)	399	486	3 305	61.8	8.9	4.9
51	431	5.6(295)	392	553	4 829	62.3	8.9	5.0
52	442	5.7(300)	455	502	3 882	61.4	8.2	5.3
53	487	6.2(326)	441	514	3 916	56.7	10.2	5.1
54	441	5.5(289)	493	481	4 105	60.0	8.7	5.7
55	414	5.1(268)	464	475	4 522	63.5	6.9	6.3
56	420	5.2(274)	469	472	4 509	64.0	6.1	6.7
57	419	5.1(268)	440	479	4 473	61.1	7.6	7.3
58	413	5.0(263)	435	437	4 518	62.6	6.6	7.8
59	441	5.3(279)	497	464	4 387	60.0	7.5	7.5
60	414	5.0(263)	416	445	4 648	61.6	6.9	8.3
61	438	5.2(274)	491	456	4 493	60.3	7.6	8.2
62	407	4.8(253)	442	453	4 385	62.1	7.0	8.9
63	413	4.9(258)	504	454	4 321	62.2	6.0	9.4

の火災損害比較

構成比(%)			火災損害額構成比(%)					
船舶	航空機	その他	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他
...
...
...
0.6	2.3	...	96.9	0.7	0.3	1.4	0.8	...
0.5	4.4	...	97.2	1.6	0.4	0.6	0.3	...
7.1	98.3	0.7	...	1.0
0.7	5.0	...	97.6	1.9	0.2	0.2	0.1	...
0.7	4.9	...	96.4	2.7	0.3	0.4	0.1	...
0.6	6.5	...	98.4	1.2	0.2	0.2	0.1	...
0.6	7.0	...	98.2	0.7	0.7	0.3	0.1	...
0.8	7.8	...	95.8	2.4	0.3	0.3	1.2	...
0.7	8.6	...	89.6	6.5	0.3	0.8	2.9	...
0.7	8.8	...	97.5	1.4	0.6	0.3	0.2	...
0.9	9.2	...	97.6	0.6	0.5	0.5	0.7	...
0.8	11.0	...	95.8	2.2	0.6	0.4	1.0	...
0.8	13.1	...	83.9	13.5	0.4	0.4	1.7	...
0.7	13.6	...	95.0	2.4	0.5	0.3	1.8	...
0.7	13.9	...	93.5	2.8	0.7	0.4	2.6	...
0.7	12.9	...	88.6	0.8	0.6	0.3	9.7	...
0.7	13.8	...	87.5	6.6	0.6	0.6	4.7	...
0.7	13.5	...	90.0	1.0	0.6	0.3	8.1	...
0.6	14.5	...	93.4	3.5	0.8	0.7	1.7	...
0.5	15.9	...	92.3	5.0	0.9	0.4	1.4	...
0.5	0.0	16.4	92.6	3.8	0.8	1.1	0.7	1.0
0.5	0.0	19.6	92.5	3.0	0.7	0.8	0.8	2.1
0.5	0.0	20.3	93.9	3.4	0.9	0.5	0.4	0.9
0.5	0.0	18.5	96.3	1.0	0.9	0.6	0.2	1.1
0.4	0.0	24.5	93.0	2.0	0.9	0.6	0.1	3.4
0.4	0.0	24.4	93.5	3.0	0.9	1.2	0.1	1.3
0.4	0.0	24.0	96.6	0.8	0.8	0.4	0.4	0.9
0.4	0.0	23.5	95.0	1.5	0.6	0.7	0.1	2.0
0.3	0.0	24.8	94.3	3.8	0.8	0.3	...	0.8
0.4	0.0	27.6	94.7	2.3	1.0	0.4	0.7	0.9
0.4	0.0	25.2	95.8	1.1	1.3	0.4	0.0	1.3
0.3	0.0	23.1	96.2	1.4	0.9	0.5	0.0	1.0
0.3	0.0	23.0	96.8	0.5	1.0	0.7	0.1	0.9
0.3	0.0	23.8	95.1	0.6	1.0	0.4	1.9	1.0
0.3	0.0	22.8	93.7	3.2	1.0	0.5	0.7	0.9
0.2	0.0	24.8	96.9	0.8	1.1	0.3	0.0	0.9
0.3	0.0	22.8	96.8	0.8	1.3	0.3	0.2	0.6
0.3	0.0	23.6	96.0	1.0	1.5	0.3	0.3	0.9
0.2	0.0	21.8	93.6	2.5	2.0	0.3	0.0	1.6
0.2	0.0	22.2	95.7	1.0	1.9	0.4	0.0	1.0

附属資料10 昭和 21 年 以 降

番 号	出 火 場 所	出火年月日及び時刻	死 者 数	負傷 者 数	災 り 世帯数	災 り 人員数	焼損 棟数
2	福島県田島町	21年5月20日1時30分	—	31	455	2 412	515
3	飯 田 市	21年7月15日12時15分	—	4	185	850	198
4	青森県五所川原町	21年11月23日19時40分	—	9	716	4 654	594
5	新潟県両津町	22年4月17日15時40分	—	—	435	1 868	315
6	飯 田 市	22年4月20日11時48分	—	—	4 010	17 771	3 742
7	茨城県那珂湊町	22年4月29日17時20分	—	6	1 210	6 080	1 508
8	北海道三笠町	22年5月16日10時20分	2	4	977	5 081	488
9	宮 崎 市	22年12月7日5時10分	—	—	130	684	65
10	北海道喜茂別村	23年5月11日2時5分	1	2	317	969	180
11	能 代 市	24年2月20日0時30分	3	874	2 239	8 790	2 238
12	北海道古平町	24年5月10日11時30分	2	52	521	—	721
13	山梨県谷村町	24年5月13日2時30分	—	17	339	1 586	334
14	熱 海 市	25年4月13日17時23分	—	3 277	979	5 808	1 461
15	長野県上松町	25年5月13日23時50分	18	153	619	2 797	615
16	秋田県鷹巣町	25年6月1日21時40分	—	242	705	3 400	599
17	山形県温海町	26年4月24日23時ごろ	—	225	513	1 583	376
18	松 阪 市	26年12月16日23時30分	—	195	874	3 565	1 155
19	鳥 取 市	27年4月17日15時ごろ	3	963	5 714	20 451	7 240
20	北海道岩内町	29年9月26日20時20分	33	551	3 398	17 223	3 299
21	大 館 市	30年5月3日13時25分	1	20	264	1 226	345
22	新潟県市	30年10月1日2時50分	1	275	1 193	5 901	892
23	新 潟 市	30年12月3日4時30分	—	—	1 452	5 845	1 361
24	能 代 市	31年3月20日22時50分	—	19	1 263	6 087	1 475
25	福 井 県 芦 原 町	31年4月23日6時40分	1	349	348	1 653	737
26	大 館 市	31年8月18日23時45分	—	16	770	4 323	1 344
27	魚 津 市	31年9月10日19時45分	5	170	1 597	7 078	1 677
28	新潟県分水町	32年4月2日1時0分	—	176	304	1 315	378
29	鹿児島県瀬戸内町	33年12月27日23時30分	—	48	1 357	5 311	1 628
30	岩手県新里村(三陸大火)	36年5月29日13時39分	5	97	1 078	4 310	1 062
31	八 戸 市	36年5月29日23時40分	—	—	664	3 627	720
32	北海道森町	36年10月23日23時30分	—	80	506	2 238	554
33	福 江 市	37年9月26日2時10分	—	28	811	3 936	486
34	新潟市(昭和石油KK)	39年6月16日18時0分	—	—	348	1 407	346
35	各務原市(川崎航空KK工場火災)	39年10月1日1時50分	—	1	—	—	6
36	東 京 都 大 島 町	40年1月11日23時10分	—	—	408	1 273	585
37	三 沢 市	41年1月11日14時15分	—	26	817	2 132	282
38	大 館 市	43年10月12日11時16分	—	1	248	917	281
39	加 賀 市	44年5月18日13時10分	—	16	115	270	68
40	酒 田 市	51年10月29日17時40分	1	1 003	1 023	3 300	1 774
41	滋賀県甲西町(東洋ガラスKK倉庫火災)	55年1月12日20時50分	—	—	—	—	2

(注) 大火とは、建物の焼損面積が3万3,000m²(1万坪)以上の火災をいう。

の 大 火 記 録

焼損面積	損 害 額	出 火 原 因	気 象 状 況				
			天 気	風 向	平均風速	最大風速	相対湿度
m ²	千円				m	m	%
135 231	16 541	煙 突 の 火 の 粉	晴	SE	8.0	15.0	50
44 781	56 990	マッパの火が油に引火	晴後小雨	WNW	3.3	11.3	77
33 500	20 000	台所の煙の突の過熱	晴	SE	4.0	12.0	39
76 303	81 433	たばこの吸が	曇	NW	10.0	15.0	49
57 806	100 000	煙 突 の 過熱	晴後曇	SW	4.0	15.0	...
481 985	1 500 000	煙 突 の 火 の 粉	晴	W	5.5	13.0	33
80 451	150 000	煙 突 の 火 の 粉	晴	NW	4.3	11.7	64
40 260	1 060 891	煙 突 の 過熱	晴	SW	13.0	20.0	42
33 000	108 900	煙 突 の 過熱	晴	NW	1.8	4.3	59
35 805	300 000	ストーブの過熱	晴	ESE	3.0	12.0	64
210 411	3 025 590	ストーブの残火の不始末	晴	NW	15.7	15.7	59
103 274	1 119 050	ストーブの不始末	薄雲	SW	15.0	30.0	30
60 222	558 420	モーターの過熱	薄雲	WSW	13.0	14.3	54
141 900	5 467 169	たばこの吸が	曇	SE	15.0	30.0	55
85 000	801 870	ストーブの残火の不始末	晴	NW	10.0	15.0	26
61 727	899 563	取 灰 の 不 始 末	晴	NE	10.0	10.0	74
45 124	1 517 492	不始末	晴	W	13.0	15.0	66
52 315	2 180 000	たばこの吸が	晴	WNW	7.1	12.0	48
449 295	19 324 390	機 関 車 の 飛 火	薄雲	SSW	10.8	22.5	28
321 311	3 914 110	火 鉢 の 残 火	曇	SSE	21.7	33.0	82
38 211	710 572	不始末	晴	ENE	13.0	13.0	39
214 447	6 987 069	不始末	晴	WSW	20.2	33.6	59
65 997	1 512 050	たばこの吸が	晴	N	5.4	8.0	52
178 933	2 016 380	七 り ん こ ん	曇	NNE	14.5	21.7	61
建物 72 498	建物 5 088 259	こ た つ	曇	SSE	14.8	25.0	50
林野 32ha	林野 143 000	こ た つ	曇	SSE	14.8	25.0	50
156 984	4 022 041	たばこ	曇	SE	8.7	12.2	87
175 966	1 590 140	不始末	晴	SSW	9.3	17.0	53
36 274	360 000	煙 突	曇	SW	7.4	...	82
建物 66 314	建物 1 000 000	七 り ん こ ん の 不 始 末	曇	NNW	10.0	15.0	47
林野 600ha	林野 980	七 り ん こ ん の 不 始 末	曇	NNW	10.0	15.0	47
建物 53 047	建物 2 155 350	か ま ど	晴	WSW	30.0
林野 40 366ha	林野 784 596	か ま ど	晴	WSW	30.0
51 752	774 317	放 火	晴	SW	14.2	...	60
44 664	2 221 191	たばこ	晴	W	5.5	...	72
64 698	3 975 200	マッパ	晴	NNE	7.5	15.0	66
57 282	3 174 136	不始末	晴	W	5.2	...	60
34 116	300 000	不始末	晴	NE	1.0	...	96
37 453	2 069 455	たばこ	晴	WSW	22.0	...	40
53 537	1 565 605	ガ ス こ ん	晴	W	22.0	25.0	53
37 790	1 203 268	たばこ	曇	WSW	5.7	...	52
33 846	2 321 732	たばこ	曇	S	8.0	...	44
152 105	40 500 000	不始末	雨	WSW	12.2	26.3	68
47 871	2 199 457	不始末	曇	E	0.0	...	83

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	人的被害(人)				建物	
		死者	行方不明者	負傷者		全壊・流失	半壊
				重傷	軽傷		
北海道	道	10	—	26	32	2	5
	青森	6	—	11	16	—	—
	岩手	3	—	2	2	—	1
	宮城	—	—	—	1	—	1
東北	秋田	8	—	22	14	—	1
	山形	1	—	7	3	—	—
	福島	—	—	—	2	1	—
	茨城	—	—	—	—	—	—
関東	栃木	—	—	—	—	—	—
	群馬	1	—	1	3	2	1
	埼玉	—	—	—	4	—	2
	千葉	2	—	1	9	1	4
中部	神奈川	1	—	1	6	—	2
	新潟	2	—	28	5	—	3
	富山	1	—	—	—	—	—
	石川	1	—	—	—	—	—
北陸	福井	1	—	3	3	—	—
	山梨	—	—	—	4	—	—
	長野	2	—	1	4	4	1
	岐阜	1	1	2	2	—	—
近畿	静岡	1	—	—	8	—	—
	愛知	1	—	—	1	—	1
	三重	4	—	1	—	1	3
	滋賀	—	—	—	—	2	—
中国	京都	—	—	1	1	—	1
	大阪	—	—	—	—	—	3
	兵庫	2	—	—	—	3	1
	奈良	—	—	—	—	—	—
四国	和歌山	1	—	2	20	1	22
	鳥取	1	—	—	1	2	1
	島根	2	4	9	20	71	108
	岡山	1	—	—	—	1	—
九州	広島	15	—	2	10	38	20
	山口	1	—	—	—	—	—
	徳島	1	—	1	1	—	1
	香川	—	—	—	—	—	—
沖縄	愛媛	4	—	2	17	5	6
	高知	3	—	1	1	1	3
	福岡	2	—	—	3	1	2
	佐賀	—	—	—	—	—	—
その他	長門	—	—	—	—	—	—
	熊野	6	—	1	—	—	5
	能登	—	—	8	19	54	31
	大分	—	—	—	—	1	—
合計	鹿嶋	1	—	—	2	6	2
	鹿嶋	2	—	—	8	5	5
	鹿嶋	1	—	—	—	1	6
	鹿嶋	1	—	—	—	—	—
合計	88	5	135	230	203	242	
地震災害を除いた計	88	5	134	221	203	242	

(注) 風水害等とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象により生じる被害をいう。

都道府県別被害状況

(昭和63年中)

一部破損	被害(棟)			り災世帯数	り災者数
	床上浸水	床下浸水	非住家		
409	1 897	4 062	82	1 975	6 423
—	5	54	18	5	10
13	126	884	301	120	583
56	57	1 600	84	58	185
13	1	46	19	—	—
—	3	25	—	—	—
22	58	728	52	57	185
5	7	228	5	7	24
—	57	406	83	57	183
7	42	649	106	56	201
625	16	376	262	14	69
44	91	943	19	117	365
11	34	427	58	37	96
14	22	177	35	27	59
20	65	599	18	68	239
2	11	399	—	11	40
2	1	179	22	—	—
—	—	45	2	—	—
—	—	5	—	—	—
8	39	607	1	42	123
2	9	577	179	8	33
139	22	273	73	22	60
2	68	5 801	145	128	363
43	224	2 834	2	245	805
—	5	251	24	4	12
11	97	1 362	52	92	352
—	174	3 789	3	—	—
5	33	606	179	34	127
—	2	29	—	2	9
326	425	2 704	10	448	1 206
—	21	369	—	24	82
255	1 755	5 295	1 134	2 006	6 147
1	11	256	7	12	28
21	75	593	1	757	2 284
—	—	1	—	—	—
—	49	504	20	49	183
—	—	153	—	—	—
15	253	1 117	64	273	773
10	9	179	7	14	59
11	76	1 982	26	79	232
1	11	202	1	11	26
47	251	1 588	26	256	826
119	3 028	6 556	551	3 068	9 742
8	2	266	5	5	12
19	9	239	15	17	56
54	98	936	25	110	317
18	182	175	17	182	503
2 358	9 421	51 076	3 734	10 497	33 022
2 335	9 421	51 076	3 729	10 497	33 022

象により生じる被害をいう。

附属資料11 風水害等による

都道府県	区分	その					
		田 (ha)		畑 (ha)			道路(箇所)
		流失・埋没	冠水	流失・埋没	冠水	水	
北海道	道	1 600	5 523	3 646	4 224	349	
青森	森	—	—	—	—	118	
岩手	手	181	2 348	14	1 399	875	
宮城	城	5	718	27	294	418	
秋田	田	—	—	—	—	131	
山形	形	3	—	—	20	151	
福島	島	8	—	2	—	947	
茨城	城	13	596	15	154	107	
栃木	木	9	—	2	—	279	
群馬	馬	16	36	18	36	697	
埼玉	玉	—	57	—	245	22	
千葉	葉	13	267	17	245	1 944	
東京都	京	—	3	—	10	129	
神奈川県	神	—	24	—	1	1	
新潟	潟	6	883	5	68	383	
富山	山	28	1	—	17	146	
石川	川	—	23	—	—	332	
福井	井	2	—	—	—	119	
山梨	梨	—	—	1	—	70	
長野	野	—	—	—	—	1 048	
岐阜	阜	25	39	1	3	499	
静岡	岡	1	223	6	106	299	
愛知	岡	—	143	—	38	577	
三重	重	—	15	—	—	845	
滋賀	賀	—	835	—	170	97	
京都	都	29	620	1	166	778	
大阪	阪	—	2	—	—	155	
兵庫	庫	70	1 004	3	131	572	
奈良	良	—	—	—	—	363	
和歌山	山	12	—	1	—	1 003	
鳥取	取	8	—	—	—	168	
島根	根	251	1 672	43	237	4 329	
岡山	山	8	—	5	—	795	
広島	島	66	—	2	—	220	
山口	口	2	—	—	—	236	
徳島	島	—	1 580	—	178	490	
香川	川	—	—	—	—	150	
愛媛	媛	15	418	2	472	1 452	
高知	知	—	—	—	—	909	
福岡	岡	24	4 235	1	259	581	
佐賀	賀	43	—	16	—	266	
長門	崎	72	1 902	89	158	763	
熊本	本	—	7 664	—	—	2 679	
大分	分	74	—	32	—	1 077	
宮崎	崎	53	347	9	—	1 162	
鹿児島	島	139	—	24	—	1 203	
沖縄	縄	2	67	3	449	70	
合計	計	2 778	31 245	3 985	9 080	30 004	
地震災害を除いた計	計	2 778	31 245	3 985	9 080	29 998	

都道府県別被害状況(つづき)

(昭和63年中)

他				
橋りょう(箇所)	河川(箇所)	崖くずれ(箇所)	鉄道不通(箇所)	船舶被害(隻)
50	1 927	77	—	—
—	219	—	—	—
—	902	—	2	—
52	512	24	1	—
6	—	—	—	—
—	1 080	2	—	1
—	495	13	2	—
1	—	—	—	—
5	1 372	—	1	—
—	—	—	—	—
2	200	37	13	—
—	—	—	—	—
3	626	1	—	—
—	—	—	—	—
12	874	214	—	—
—	7	19	2	—
—	—	—	—	—
16	639	704	11	2
—	—	—	—	—
2	4	64	—	1
—	6	48	—	—
—	—	—	—	—
—	165	126	5	16
1	148	—	—	—
—	—	—	—	—
2	401	—	—	—
—	—	—	—	—
—	120	1	—	—
—	—	—	—	—
6	292	11	—	—
—	—	—	—	—
29	938	—	—	—
—	—	—	—	—
9	919	149	—	—
—	—	—	—	—
9	463	17	—	6
—	—	—	—	—
—	139	—	1	—
—	—	—	—	—
15	1 281	114	1	3
—	—	—	—	—
1	189	52	4	—
—	—	—	—	—
6	986	155	2	1
—	—	—	—	—
—	21	14	—	—
—	—	—	—	—
10	289	218	—	3
—	—	—	—	—
5	433	19	—	—
—	—	—	—	—
10	1 393	122	—	—
—	—	—	—	—
2	91	—	—	—
—	—	—	—	—
47	2 637	307	93	18
—	—	—	—	—
1	564	2	3	—
—	—	—	—	—
7	280	159	27	—
—	—	—	—	—
—	148	—	—	—
—	—	—	—	—
8	512	—	1	—
—	—	—	—	—
—	388	—	—	—
—	—	—	—	—
3	1 218	—	—	—
—	—	—	—	—
12	1 287	58	—	—
—	—	—	—	—
41	519	227	—	1
—	—	—	—	—
—	435	56	—	7
—	—	—	—	—
2	579	261	1	—
—	—	—	—	—
36	2 531	152	4	—
—	—	—	—	—
2	—	—	—	—
13	991	49	—	—
—	—	—	—	—
7	829	13	1	—
—	—	—	—	—
1	1 615	92	—	—
—	—	—	—	—
—	70	17	—	4
—	—	—	—	—
432	31 734	3 594	175	63
—	—	—	—	—
432	31 731	3 592	173	63

附属資料11 風水害等による都道府県別被害状況 (つづき)

(昭和63年中)

都道府県	区分	災害対策本部の設置		災害救助法 適用市町村 (団体)	消防職員及び 消防団員の出 動延人数	被害総額 (百万円)
		都道府県(回)	市区町村 (団 体)			
北海道	道	1	43	3	2 867	115 605
	支庁	—	—	—	73	8 826
	市	1	16	—	9 816	72 305
	町	—	14	—	6 506	9 263
	村	—	—	—	9	26 288
青森県	支庁	—	—	—	164	33 579
	市	—	—	—	—	83 300
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
岩手県	支庁	—	3	—	3 320	30 392
	市	—	—	—	—	29 615
	町	—	11	—	2 330	35 482
	村	—	—	—	160	1 321
	計	—	—	—	—	—
宮城県	支庁	—	—	—	—	—
	市	1	6	—	5 788	33 901
	町	—	14	—	2 361	2 011
	村	—	2	—	1 629	—
	計	—	—	—	—	—
秋田県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
山形県	支庁	—	5	—	3 571	24 824
	市	—	—	—	127	3 108
	町	—	—	—	40	6 271
	村	—	—	—	99	4 328
	計	—	—	—	—	—
福島県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
茨城県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
栃木県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
群馬県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
千葉県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
東京都	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
神奈川県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
新潟県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
富山県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
石川県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
福井県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
岐阜県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
静岡県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
愛知県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
三重県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
滋賀県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
京都府	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
大阪府	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
兵庫県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
奈良県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
和歌山県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
徳島県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
香川県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
高知県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
福岡県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
佐賀県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
熊本県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
大分県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
鹿児島県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
沖縄県	支庁	—	—	—	—	—
	市	—	—	—	—	—
	町	—	—	—	—	—
	村	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—
地震災害を 除いた計	25	914	11	106 835	990 088	

(注) 出動延人数は、災害出動に係るもののうち被害報告のあったものに限る。

附属資料12 関東大地震以後の主な地震災害

発生日月	地震名等	規模 (マグニ チュード)	家屋損失戸数				死者数
			全壊	全焼	流失	計	
大正12. 9. 1	関東大地震	7. 9	128 266	447 128	868	576 262	142 807
〃 13. 1. 15	丹沢山塊地震	7. 3	1 298	—	—	1 298	19
〃 14. 5. 23	北但馬地震	6. 8	1 295	2 180	—	3 475	428
昭和2. 3. 7	北丹後地震	7. 3	12 584	3 711	—	16 295	2 925
〃 5. 11. 26	北伊豆地震	7. 3	2 165	—	75	2 240	272
〃 6. 9. 21	西埼玉地震	6. 9	206	—	—	206	16
〃 8. 3. 3	三陸沖地震	8. 1	2 346	216	4 917	7 479	3 008
〃 10. 7. 11	静岡地震	6. 4	814	—	—	814	9
〃 14. 5. 1	男鹿半島地震	6. 8	585	—	—	585	27
〃 18. 8. 10	鳥取地震	7. 2	7 485	251	—	7 736	1 083
〃 19. 12. 7	東南海地震	7. 9	26 130	—	3 059	29 189	998
〃 20. 1. 13	三河地震	6. 8	12 142	—	—	12 142	1 961
〃 21. 12. 21	南海地震	8. 0	11 591	2 598	1 451	15 640	1 432
〃 23. 6. 28	福井地震	7. 1	35 420	3 691	—	39 111	3 895
〃 24. 12. 26	今市地震	6. 2	873	—	—	873	8
〃 27. 3. 4	十勝沖地震	8. 2	815	—	91	906	33
〃 35. 5. 23	チリ地震津波	8. 5	1 571	—	1 259	2 830	139
〃 36. 2. 2	長岡地震	5. 2	220	—	—	220	5
〃 37. 4. 30	宮城県北部地震	6. 5	369	—	—	369	3
〃 39. 6. 16	新潟地震	7. 5	1 960	290	—	2 250	26
〃 43. 2. 21	えびの地震	6. 1	368	—	—	368	3
〃 43. 5. 16	1968年十勝沖地震	7. 9	673	18	—	691	52
〃 49. 5. 9	1974年伊豆半島沖地震	6. 9	134	5	—	139	30
〃 53. 1. 14	1978年伊豆大島近海地震	7. 0	94	—	—	94	25
〃 53. 6. 12	1978年宮城県沖地震	7. 4					

附属資料13 昭和21年以降の風水害等の記録

番号	被害発生年月日	災害種目	被害地域	人的被害(人)		住宅被害(棟)				
				死者	行方不明者	負傷者	全壊(流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
1	23. 9. 11~12	水害	西日本	121	126	317	391	872	246	2 026
2	9. 15~17	台風	関東、申信、東北、特に岩手、九州から東北部、特に鹿児島、愛媛	512	326	1 956	5 889	12 127	44 867	75 168
3	24. 6. 18~22	台風	九州、四国	252	216	367	1 410	4 005	4 627	52 926
4	8. 13~18	台風	東日本、特に関東	154	25	213	569	1 966	33 680	68 314
5	8. 31~9. 1	台風	九州、北陸、関東	135	25	479	3 733	13 470	51 899	92 161
6	25. 1. 10~14	台風	四国、近畿中部、北日本、特に近畿	398	141	26 062	19 131	101 792	93 116	308 960
7	9. 3~4	台風	中部以西、特に京都	162	144	358	630	727	13 532	89 766
8	26. 7. 7~17	台風	東北以西、特に山口	572	371	2 644	24 716	47 948	30 110	108 163
9	10. 13~15	台風	関東以西、特に静岡	65	70	28	73	89	4 020	35 692
10	27. 6. 22~24	台風	中国、四国、近畿、東海	67	73	101	356	238	20 733	21 456
11	7. 10~12	台風	九州、中国、四国、特に北九州	748	265	2 720	5 699	11 671	199 979	254 664
12	28. 6. 23~30	台風	東北以西、特に和歌山	713	411	5 819	7 704	2 125	20 277	66 202
13	7. 16~25	台風	東近畿、特に京都	290	140	994	893	765	6 222	18 894
14	8. 11~15	台風	全国、特に近畿	393	85	2 559	8 604	17 467	144 300	351 575
15	9. 22~26	台風	北日本、近畿	172	498	59	606	1 471	—	23
16	29. 5. 8~12	台風	関東以西、特に南九州	107	37	311	2 162	5 749	45 040	136 756
17	9. 10~14	台風	全国、特に北海道、四国	1 361	400	1 601	8 396	21 771	17 569	85 964
18	9. 24~27	台風	全国	16	104	18	42	100	77	219
19	20. 2. 19~20	霜害	四国(高松)	166	—	—	—	—	—	—
20	5. 11	霜害	東北、関東、北海道	47	53	—	2	10	1 087	1 320
21	4. 17~18	風害	九州、特に諫早周辺	586	136	3 860	1 564	2 802	24 046	48 519
22	32. 7. 25~28	水害								

23	33. 1. 26~27	風浪害(南海丸事件)	西日本	174	83	8	—	—	—	—
24	9. 26~28	台風(狩野川)	近畿以東、特に静岡	888	381	1 138	2 118	2 175	132 227	389 488
25	34. 8. 12~14	台風(伊勢湾)	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	188	47	1 528	4 089	10 139	32 298	116 309
26	9. 26~27	台風(伊勢湾)	全国(九州を除く。)、特に愛知	4 697	401	38 921	80 838	113 052	157 858	205 753
27	35. 5. 24	浪害(チリ地震津波)	北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島	122	17	872	6 943	2 136	23 322	18 494
28	36. 6. 24~7. 5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	302	55	1 320	1 758	1 908	73 126	341 236
29	9. 15~16	台風(第二室戸)	全国、特に近畿	194	8	4 972	15 238	46 653	123 103	261 017
30	10. 25~28	台風	関東以西、特に大分	78	31	86	234	444	10 435	50 313
31	37. 7. 1~8	水害	関東以西、特に九州	110	17	114	263	285	16 108	92 448
32	38. 1.	雪害	北陸、山陰、山形、滋賀、岐阜	228	3	356	753	982	640	6 338
33	39. 7. 17~20	水害	山陰、北陸	114	18	221	669	—	9 360	48 616
34	40. 9. 10~18	台風(第23・24・25号)	全国、特に徳島、兵庫、福井	153	28	1 206	1 879	3 529	46 183	258 239
35	41. 9. 23~25	台風(第24・26号)	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	238	79	824	2 422	8 431	8 834	42 792
36	42. 7. 8~9	水害	中部以西、特に長崎、広島、兵庫	102	16	152	163	169	17 213	103 731
37	42. 8. 26~29	水害	新潟、東北南部	83	55	155	449	408	26 641	39 542
38	43. 8. 17	水害	岐阜、京都	106	13	29	64	79	2 061	13 460
39	47. 7. 3~15	台風(飛騨川バス転落)	全国、特に北九州、島根、広島	421	26	1 056	2 977	10 204	55 537	276 291
40	49. 5. 29~8. 1	水害・台風(第6・7・9号)	静岡、神奈川、三重、兵庫、香川	145	1	496	657	1 131	77 933	317 623
41	51. 9. 8~14	台風(第8号)	全国、特に香川、岡山	161	10	537	1 669	3 674	101 103	433 392
42	52. 1.	雪害	東北、近畿北部、北陸	101	—	834	56	83	177	1 367
43	54. 10. 17~20	台風(第20号)	全国、特に東海、関東、東北	110	5	534	139	1 287	8 156	47 943
44	55. 12~56. 3	雪害	東北、北陸	133	19	2 158	165	301	732	7 365
45	57. 7~57. 8	集中豪雨と台風(第10号)	全国、特に長崎、熊本、三重	427	12	1 175	1 120	1 919	45 367	166 473
46	58. 7. 20~29	集中豪雨	山陰以東、特に島根	112	5	193	1 098	2 040	4 484	11 264
47	58. 12~59. 3	雪害	東北、北陸、特に新潟、富山	131	—	1 366	61	128	70	852

(注) 死者及び行方不明者の合計が100人以上のものを掲げた。

附属資料14 都道府県の防災

都道府県	区分	回数	災 害 想						
			台風等の 風水害	土砂災害	地震	コンビナ ート災害	大火災	林野火災	
北海道	道	7	4	—	1	1	1	1	
		2	—	1	2	1	1		
		1	—	—	1	1	—		
		4	1	—	2	1	—		
		3	2	—	2	1	1		
		3	—	—	2	—	—		
		9	4	—	7	1	1		
		青森県	森	4	3	—	2	—	1
				2	—	2	—	—	—
3	1			—	2	1	1		
3	1			—	1	—	1		
4	—			—	2	—	1		
46	1			2	—	—	—		
2	—			—	1	—	—		
新潟県	新			2	—	—	1	—	—
				2	—	—	1	—	—
		2	1	—	—	—	—		
		1	1	1	—	—	1		
		山梨県	山	1	—	—	1	—	—
				2	1	—	2	—	1
				3	1	—	2	—	—
				4	—	—	2	—	—
				3	1	—	1	1	—
3	—			—	1	—	—		
1	—			—	1	—	—		
滋賀県	滋			2	1	1	1	—	1
				—	—	—	—	—	—
		5	2	—	2	—	1		
		6	2	—	1	—	2		
		2	1	—	—	—	1		
		2	1	—	1	1	—		
		鳥取県	鳥	1	—	—	1	—	—
				2	1	—	—	1	—
				3	1	—	—	1	—
2	1			1	—	1	—		
5	3			—	—	1	1		
徳島県	徳			3	1	—	1	—	—
				1	1	—	—	—	1
				4	1	—	1	1	1
				3	2	—	2	—	—
		福岡県	福	2	1	—	—	1	1
				3	1	—	1	—	1
				2	1	1	1	1	1
				5	1	—	2	2	—
				2	1	1	1	1	1
2	1			1	1	—	—		
3	1			1	—	1	—		
3	1			1	—	1	—		
2	1			1	1	1	1		
合計		176	48	11	55	24	12	23	

訓練の実施状況

(昭和63年度)

定	訓練形態	訓 練 形 態			
		噴火災害	その他	図上	通信
—	原子力災害	3	—	2	—
—	—	1	—	1	—
—	津波	1	—	—	—
—	原子力災害	4	—	—	—
—	—	2	—	1	—
—	—	1	2	—	—
1	—	8	—	1	—
—	—	2	—	2	—
—	—	1	—	—	—
—	高圧ガス輸送	2	—	1	—
—	—	3	—	—	—
—	—	4	—	—	—
—	定期的に通信訓練	3	—	43	—
—	—	1	—	1	—
—	原子力災害	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	1	—	—	—
—	—	1	—	—	—
—	{高圧ガス事故 原子力災害	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	1	—
—	—	2	—	1	—
—	—	3	—	—	—
—	—	1	—	—	—
—	航空機事故	2	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	高圧ガス事故・雪害	3	—	2	—
—	—	4	2	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	原子力災害	1	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	3	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	3	—	2	—
—	—	2	—	1	—
—	—	1	—	—	—
—	—	3	—	1	—
—	—	1	—	2	—
—	原子力災害	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	1	—
—	—	5	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	2	—	—	—
—	—	1	—	—	—
—	—	1	—	—	—
—	原子力災害	3	—	—	—
—	—	2	—	—	—
3	合計	104	4	64	—

附属資料15 都道府県別市

都道府県	区分	消 防 本 部					消 防 署	出 張 所
		計	市	町	村	組 合		
北海道	道	72	20	8	—	44	117	385
	森	16	1	2	—	13	35	50
	手	14	3	1	—	10	18	56
	城	12	3	—	—	9	28	75
	田	17	2	1	—	14	20	66
	形	15	8	2	—	5	15	49
	島	12	2	—	—	10	26	70
	茨	29	9	6	1	13	56	58
	栃	15	4	1	—	10	17	52
	群	12	2	—	—	10	25	51
茨城県	馬	49	28	6	—	15	54	121
	玉	33	20	4	—	9	61	120
	葉	6(3)	3(1)	2(2)	1(1)	—	78	214
	京	28	19	7	—	2	55	189
	奈	—	—	—	—	—	—	—
	新	36(1)	11	8(1)	—	17	44	77
	富	22	9	11	—	2	29	23
	石	11	3	3	—	5	17	39
	福	12	1	3	—	8	16	40
	山	10	2	1	—	7	17	30
山梨県	野	20	8	2	—	10	45	37
	阜	24	8	2	—	14	46	50
	岡	31	14	3	—	14	40	96
	知	46	28	6	—	12	62	121
	重	15	8	1	—	6	19	51
	滋	11	3	—	—	8	24	19
	京	17	9	4	—	4	31	57
	大	32	23	5	—	4	72	164
	兵	32	18	1	—	13	55	91
	奈	13	5	1	—	7	24	19
和歌山県	良	21	7	6	—	8	29	13
	鳥	3	—	—	—	3	13	13
	島	11	2	1	—	8	12	39
	岡	14	5	—	—	9	21	60
	山	22	6	4	—	12	38	70
	徳	11	3	—	—	8	22	11
	香	11	4	1	—	6	15	23
	愛	16	4	—	—	12	17	34
	高	15	6	—	—	9	19	23
	福	27	9	2	—	16	46	90
佐賀県	岡	10	3	—	—	7	15	21
	賀	10	3	—	—	7	16	73
	崎	14	1	—	—	13	20	56
	本	15	4	1	—	10	18	37
	分	9	6	—	—	3	12	22
	崎	21	4	1	—	16	28	54
	島	23	9	3	—	2	9	20
	熊	—	—	—	—	—	—	—
	大	—	—	—	—	—	—	—
	宮	—	—	—	—	—	—	—
鹿	—	—	—	—	—	—	—	
児	—	—	—	—	—	—	—	
沖	—	—	—	—	—	—	—	
計	931(4)	358(1)	111(3)	4(1)	458	1 535	3 160	

(注) ()内は、任意設置の消防本部を示し、内数である。
○内は、東京消防庁(特別区)であり、内数である。

町村消防組織一覽

(平成元. 4. 1現在)

消防職員	消 防 団	分 団	消 防 団 常 備 部				消 防 団 員
			計	市	町	村	
8 119	233	1 077				29 318	
2 065	68	806				22 069	
1 500	62	494				26 433	
2 253	78	505				24 328	
1 588	67	629	1		1	22 365	
1 344	44	354				30 586	
1 965	90	640				40 054	
3 299	92	1 129				28 091	
1 901	49	348				16 213	
2 049	70	488				13 651	
6 018	89	600				15 882	
6 288	72	882				32 108	
18 204	98	718				25 102	
7 929	62	542				19 181	
2 771	112	808				48 768	
1 136	40	297				9 704	
1 206	39	224	4		4	5 312	
1 009	32	244				5 453	
898	64	238				18 706	
1 797	121	883				44 751	
2 089	101	538				23 968	
3 525	75	651				25 805	
6 458	350	790				28 483	
1 753	69	484				14 617	
1 131	50	200				9 355	
2 910	73	411				20 870	
8 971	39	397	1		1	9 992	
4 633	104	1 603				52 536	
1 264	47	344				10 241	
1 146	50	329				12 489	
604	41	249				5 858	
800	59	388				14 991	
1 750	78	468				33 371	
2 984	93	712				25 592	
1 501	56	523				15 014	
812	46	471				11 767	
1 070	43	268				7 737	
1 339	70	523				22 544	
942	53	292				8 529	
3 956	110	728				27 247	
899	49	204				23 044	
1 539	79	875				23 824	
1 845	98	816				42 176	
1 361	58	460				18 465	
914	44	139				17 122	
1 725	96	732				17 058	
1 177	36	119				1 601	
132 437	3 649	25 620	6		6	1 002 371	

附属資料16 消防機関数と消防職団員数の推移

区分 年	消 防 本 部					消 防 団			
	消防本 部	うち組 合	消防署	出張所	消防職員	消防団	分 団	消防団 常備部	消防団員
昭和28年	314	8	407	612	28 547	10 073	...	113	2 015 780
29	328	6	423	638	30 493	9 337	...	120	2 023 011
30	360	6	454	683	31 194	5 951	...	106	1 944 233
31	383	6	465	713	31 861	5 332	...	101	1 830 222
32	406	6	488	735	32 745	4 481	...	107	1 737 319
33	429	6	507	778	33 729	4 304	...	104	1 677 555
34	438	6	533	831	35 168	4 153	...	93	1 633 792
35	445	3	562	833	36 627	4 016	...	102	1 591 053
36	461	3	578	889	38 489	3 957	35 463	96	1 542 406
37	484	3	597	919	40 948	3 909	35 377	100	1 488 495
38	511	3	617	961	43 169	3 852	34 323	116	1 445 508
39	544	4	641	996	45 357	3 835	33 825	117	1 413 285
40	620	4	735	1 024	48 075	3 826	31 653	123	1 330 995
41	640	4	755	1 072	50 806	3 818	30 940	125	1 301 702
42	671	5	817	1 110	53 957	3 764	29 926	107	1 283 003
43	700	9	851	1 155	56 681	3 748	29 451	94	1 258 277
44	734	26	892	1 242	60 486	3 743	28 998	89	1 234 696
45	756	58	937	1 308	64 230	3 699	28 482	71	1 210 839
46	782	129	986	1 470	70 077	3 682	27 732	61	1 189 675
47	805	221	1 094	1 769	79 092	3 659	27 638	23	1 166 625
48	829	304	1 155	2 120	88 754	3 696	27 392	25	1 148 567
49	848	359	1 230	2 407	98 329	3 682	27 081	22	1 131 723
50	859	378	1 258	2 590	105 005	3 668	26 805	22	1 118 036
51	869	387	1 286	2 665	107 632	3 673	26 650	22	1 105 299
52	878	398	1 321	2 742	110 618	3 669	26 463	17	1 094 367
53	887	408	1 336	2 771	114 249	3 669	26 324	18	1 087 269
54	895	419	1 366	2 840	117 657	3 666	26 281	12	1 078 536
55	906	427	1 425	2 883	120 460	3 641	26 084	11	1 069 140
56	914	435	1 462	2 930	123 204	3 645	25 995	11	1 063 761
57	923	441	1 470	3 001	125 335	3 656	26 115	9	1 057 404
58	927	445	1 476	3 063	126 959	3 653	26 002	8	1 050 271
59	932	451	1 483	3 111	128 087	3 658	25 858	8	1 042 463
60	933	454	1 496	3 132	128 914	3 641	25 798	7	1 033 376
61	933	454	1 501	3 151	129 610	3 650	25 701	7	1 026 224
62	931	455	1 514	3 152	130 463	3 648	25 667	7	1 017 807
63	930	456	1 526	3 170	131 407	3 649	25 606	6	1 008 998
平成元年	931	458	1 535	3 160	132 437	3 649	25 620	6	1 002 371

(注) 各年とも4月1日現在の数である。

附属資料17 政令指定市町村数の推移

区分 年度	指 定 数			町村合併等による移動			差 引 累 計			
	計	市	町村	計	市	町村	計	市	町村	
昭和40年度	114	64	50	—	2	△ 2	600	532	68	
41	26	2	24	△ 1	—	△ 1	625	534	91	
42	42	10	32	△ 11	1	△ 12	656	545	111	
43	38	6	32	△ 1	△ 1	—	693	550	143	
44	95	2	93	—	—	—	788	552	236	
45	218	4	214	△ 2	1	△ 1	△ 2	1 004	556	448
46	389	7	382	△ 1	28	△ 1	△ 28	1 392	590	802
47	507	18	489	△ 3	24	△ 27	1 896	632	1 264	
48	365	2	363	△ 11	10	△ 21	2 250	644	1 606	
49	221	—	221	△ 7	—	△ 7	2 464	644	1 820	
50	68	—	68	△ 4	—	△ 4	2 528	644	1 884	
51	73	—	73	—	1	△ 1	2 601	645	1 956	
52	63	—	63	—	1	△ 1	2 664	646	2 018	
53	50	—	50	—	1	△ 1	2 714	647	2 067	
54	30	—	30	—	—	—	2 744	647	2 097	
55	48	—	48	—	—	—	2 792	647	2 145	
56	52	—	52	—	3	△ 3	2 844	650	2 194	
57	62	—	62	—	2	△ 2	2 906	652	2 254	
58	25	—	25	—	—	—	2 931	652	2 279	
59	29	—	29	△ 2	—	△ 2	2 958	652	2 306	
60	5	—	5	—	—	—	2 963	652	2 311	
61	15	—	15	△ 1	2	△ 3	2 977	654	2 323	
62	11	—	11	△ 6	2	△ 1	△ 7	2 982	655	2 327
63	15	—	15	—	1	△ 1	2 997	656	2 341	
平成元年度 (見込み)	18	—	18	—	—	—	3 015	656	2 359	

附属資料18 自主防災組織の

区分	市区町村数	自主防災組織を有する市区町村数	自主防災組織数	組織されている地域の世帯数	組織率 (%)	平常時の任務と活動項目別自主防災		
						防災訓練	防災知識の啓発	防火巡回
北海道	212	80	935	183 079	8.9	305	290	131
道	67	42	235	84 086	17.8	66	131	50
青森	62	62	393	182 600	43.0	352	376	286
岩手	71	63	2 406	469 576	69.7	2 084	2 362	1 440
宮城	69	62	2 120	152 379	42.0	1 609	1 853	1 569
秋田	44	43	1 145	102 995	30.3	895	851	480
山形	90	90	1 271	300 282	50.1	979	1 194	833
福島	88	31	513	79 201	9.7	343	262	241
茨城	49	24	308	66 123	11.9	174	177	124
栃木	70	21	266	79 480	13.7	111	20	57
群馬	92	43	1 045	579 856	29.6	633	494	497
千代田	80	39	1 697	470 383	26.8	1 499	1 497	1 164
東京都	64	50	5 076	3 553 075	74.4	4 285	3 698	2 102
神奈川	37	37	6 492	2 186 178	79.1	6 459	6 295	1 817
新潟	112	44	1 449	198 866	28.7	183	181	54
富山	35	28	335	62 484	20.1	274	144	247
石川	41	40	1 083	92 642	26.7	685	385	245
福井	35	30	887	73 633	32.5	496	367	326
山梨	64	64	2 468	246 841	95.5	2 452	2 170	1 037
長野	121	62	2 029	312 894	48.7	1 549	1 132	572
岐阜	99	71	3 171	442 550	75.9	2 027	1 699	945
静岡県	75	75	4 974	1 073 007	97.7	4 967	4 807	3 237
愛知	88	58	5 300	1 398 324	67.1	5 100	4 399	628
三重	69	57	1 077	179 803	33.0	550	373	444
滋賀	50	48	1 345	149 184	43.9	986	905	872
京都	44	22	574	375 035	42.1	292	273	172
大阪	44	21	712	284 739	9.3	688	84	71
兵庫県	91	51	1 378	421 661	23.8	902	872	279
奈良	47	21	358	107 017	25.9	95	118	127
和歌山	50	17	212	19 376	5.5	78	76	22
鳥取	39	39	1 078	66 784	36.0	779	424	368
島根	59	22	373	34 410	14.3	65	273	107
岡山	78	50	977	153 660	24.8	474	536	127
広島	86	30	1 915	493 749	50.2	1 882	1 877	1 866
山口	56	34	368	68 721	12.6	178	201	92
徳島	50	24	140	16 164	6.1	38	38	22
香川	43	25	246	26 173	8.0	117	28	35
愛媛	70	19	240	86 265	16.5	76	74	72
高松	53	21	277	28 793	9.5	101	108	93
福岡	97	24	324	40 383	2.5	161	123	125
佐賀	49	8	109	20 116	8.0	11	107	8
長門	79	28	671	103 503	19.9	320	337	3
熊本	98	23	93	58 628	10.1	25	16	20
分岐	58	38	549	97 889	24.0	351	377	291
大崎	44	40	686	83 178	20.8	326	291	315
宮島	96	49	272	73 855	11.1	199	172	134
鹿沖	53	5	140	17 729	4.8	2	4	3
全 国	3 268	1 875	59 712	15 397 349	38.0	46 223	42 471	23 750

(注) 組織率は、組織されている地域の世帯数を管内の世帯数で除したものである。

都道府県別結成状況

(平成元.4.1現在)

災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数	災害時の任務とされている活動項目別自主防災組織数									
	三角バケツの消火器等共同購入	その他	災害危険箇所等	災害危険箇所以外の情報収集	簡易巡回視察	初期消火	負傷者等の救出・保護	住民の避難誘導	給食給水	その他
北海道	56	174	83	299	274	115	195	149	113	
道	11	12	10	59	80	34	29	87	4	
青森	180	64	24	87	269	89	104	361	5	
岩手	1 034	660	966	1 238	1 688	1 213	1 255	1 955	362	
宮城	444	201	606	789	1 342	664	881	748	17	
秋田	212	1	487	618	919	649	659	766	1	
山形	273	118	603	955	1 147	974	1 034	1 156	8	
福島	220	111	220	313	487	311	178	275	59	
茨城	117	128	5	59	85	44	59	58	45	
栃木	5	—	52	57	113	57	51	48	3	
群馬	276	131	160	454	711	454	461	434	67	
千代田	995	599	1 170	1 468	1 499	1 467	1 488	1 447	510	
東京都	769	893	1 675	3 525	3 524	3 509	3 505	3 357	538	
神奈川	2 982	197	2 397	6 283	6 363	6 368	6 368	6 248	1 038	
新潟	67	2	37	45	231	84	20	73	2	
富山	84	30	28	42	259	64	105	41	9	
石川	49	77	76	48	548	128	77	90	27	
福井	—	139	232	244	423	244	236	1	139	
山梨	505	242	1 839	2 394	2 444	2 271	2 444	2 173	329	
長野	627	331	1 023	1 434	1 514	1 433	1 438	950	327	
岐阜	562	137	1 125	1 631	1 825	1 674	1 710	1 671	51	
静岡県	1 551	534	3 575	4 967	4 944	4 932	4 944	4 733	522	
愛知	344	2 251	518	4 371	4 822	4 339	4 777	4 070	2 744	
三重	308	74	382	384	619	385	413	361	15	
滋賀	191	153	324	153	1 127	341	457	226	—	
京都	173	13	161	153	250	153	157	184	2	
大阪	19	27	—	43	66	45	51	40	4	
兵庫県	87	135	318	758	810	765	782	353	117	
奈良	150	—	49	89	223	27	57	27	—	
和歌山	40	1	6	1	41	42	8	47	—	
鳥取	63	45	364	334	943	247	336	156	3	
島根	77	73	78	82	195	116	180	180	64	
岡山	92	26	133	140	603	77	101	166	—	
広島	28	1 841	97	1 847	1 886	1 774	1 864	43	84	
山口	9	61	16	15	229	116	123	29	12	
徳島	12	23	16	14	115	9	11	15	8	
香川	92	2	8	6	141	10	7	3	2	
愛媛	50	3	2	12	74	62	60	60	76	
高松	13	33	85	80	119	77	151	26	23	
福岡	106	46	117	117	129	110	120	109	—	
佐賀	—	8	90	96	103	85	85	96	6	
長門	256	—	254	295	303	290	309	290	—	
熊本	1	15	12	11	32	10	14	22	—	
分岐	117	16	321	334	359	232	352	250	1	
大崎	105	34	255	295	332	358	361	301	20	
宮島	110	19	81	114	163	37	121	116	14	
鹿沖	—	3	2	2	2	2	2	2	2	
全 国	13 462	9 683	20 082	36 755	44 375	36 487	38 140	33 993	7 373	

る。

附属資料19 事業所の自

区分	消防法施行規則第3条第1項に基づく自衛消防の組織数	左のうちの、地域の自主防災相互協力をしている組織数		その他の法令に基づく自衛消防の組織数	左のうちの、地域の自主防災相互協力をしている組織数	
		左のうちの、消防活動力有する組織数	左のうちの、消防活動力有する組織数		左のうちの、消防活動力有する組織数	左のうちの、消防活動力有する組織数
北海道	27 665	38	36	425	7	4
北海	6 815	5	—	23	—	—
道	7 756	3	2	—	—	—
青森	10 528	36	34	60	1	1
岩手	5 191	31	—	826	13	13
宮城	4 704	17	14	6	—	—
秋田	8 235	4	—	1 683	—	—
福	7 341	1	1	155	—	—
茨	8 218	1	—	—	—	—
栃	7 048	8	3	102	—	—
群	12 822	11	2	1	1	1
埼	13 853	12	12	92	39	39
千	73 468	408	42	3 133	175	51
東	33 524	264	3	115	38	19
神奈	11 567	11	8	110	—	—
新	4 340	7	5	219	—	—
富	7 519	18	14	11	—	—
石	4 267	79	42	4	—	—
福	4 346	407	157	3	1	1
山	5 726	173	94	14	—	—
長	5 616	14	5	40	—	—
岐	17 997	296	292	61	—	—
静	27 956	13	13	237	—	—
愛	4 518	1	1	43	—	—
三	3 539	47	36	1	—	—
滋	10 320	48	39	457	—	—
京	30 934	2	2	1 112	8	2
大	21 118	167	167	64	19	19
阪	2 502	1	—	—	—	—
奈	3 798	6	1	12	3	3
和歌	1 733	69	14	—	—	—
鳥	1 319	15	9	58	—	—
島	6 319	—	—	27	—	—
岡	13 912	11	2	17	—	—
廣	6 654	2	—	208	—	—
山	2 915	—	—	23	—	—
徳	4 246	1	1	169	4	4
香	5 484	2	2	15	—	—
愛	2 298	—	—	1	—	—
高	21 708	183	183	60	31	31
福	2 794	—	—	6	4	4
佐	7 161	7	1	12	1	1
長	8 735	4	2	106	—	—
熊	4 967	2	2	905	—	—
大	4 488	—	—	—	—	—
宮	6 055	6	2	6	—	—
鹿	805	3	—	24	—	—
沖						
計	494 824	2 434	1 243	10 646	345	193

主防災組織の状況

(平成元. 4. 1 現在)

市町村条例、規則に基づく自衛消防(防災)組織数	左のうちの、地域の自主防災相互協力をしている組織数		事業所において任意に設置している自衛消防(防災)組織数	左のうちの、地域の自主防災相互協力をしている組織数	
	左のうちの、消防活動力有する組織数	左のうちの、消防活動力有する組織数		左のうちの、消防活動力有する組織数	左のうちの、消防活動力有する組織数
—	—	—	18	—	—
—	—	—	16	—	—
—	—	—	27	—	—
1	—	—	22	9	8
—	—	—	4	1	1
—	—	—	15	1	—
—	—	—	11	1	1
—	—	—	—	—	—
—	—	—	71	2	2
136	—	—	32	1	1
441	3	2	6	—	—
99	—	—	218	—	—
2	—	—	88	—	—
—	—	—	26	2	2
—	—	—	—	—	—
164	—	—	14	1	1
—	—	—	34	20	1
2	—	—	42	—	—
—	—	—	125	13	13
—	—	—	684	4	4
26	—	—	65	—	—
—	—	—	25	1	1
—	—	—	14	—	—
68	—	—	86	—	—
—	—	—	568	—	—
—	—	—	5	—	—
—	—	—	6	—	—
—	—	—	32	—	—
—	—	—	8	7	7
—	—	—	9	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	12	—	—
—	—	—	39	2	2
—	—	—	2	—	—
—	—	—	1	—	—
—	—	—	74	—	—
—	—	—	5	3	3
65	—	—	11	10	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	33	2	2
—	—	—	8	—	—
—	—	—	5	—	—
—	—	—	50	—	—
4	—	—	2	—	—
—	—	—	—	—	—
1 008	3	2	2 513	80	59

附属資料20 危険物施

年	施設 合計	製造所	貯 蔵				
			小 計	屋 内 貯蔵所	屋 外 タンク 貯蔵所	屋 内 タンク 貯蔵所	地 下 タンク 貯蔵所
昭和34年	95 207	2 523	63 303	23 566	19 090	2 048	5 484
38	133 233	2 675	87 612	26 794	32 262	3 973	9 603
39	150 823	2 759	99 264	28 125	36 342	5 109	12 478
40	171 788	2 787	113 030	30 115	41 092	6 401	15 619
41	190 122	2 899	126 597	32 344	45 010	7 605	19 553
42	213 526	3 008	140 842	34 163	48 975	8 863	23 891
43	246 767	3 164	157 456	36 523	53 938	9 993	28 243
44	279 012	3 309	175 150	38 880	59 504	11 172	33 142
45	308 784	3 459	192 155	40 709	64 693	12 334	38 852
46	346 113	3 684	213 883	43 254	71 320	13 611	45 880
47	377 123	3 789	231 972	44 872	76 090	14 667	52 132
48	410 158	3 929	251 372	46 769	81 388	15 575	58 913
49	461 500	4 037	288 771	50 253	91 596	16 840	68 423
50	495 161	3 961	312 009	53 239	97 846	17 534	75 642
51	512 675	4 035	323 827	55 140	99 401	17 936	80 906
52	527 118	4 104	333 440	56 772	99 626	18 236	85 874
53	539 532	4 124	341 341	57 819	99 456	18 632	90 734
54	552 597	4 184	349 777	58 528	98 984	18 929	95 823
55	575 376	4 272	366 356	60 165	100 373	19 451	104 193
56	587 052	4 346	373 465	61 554	97 509	19 923	109 755
57	569 575	4 393	379 752	62 789	97 007	20 013	113 398
58	601 905	4 435	382 914	63 440	96 341	19 955	115 724
59	607 040	4 477	386 406	63 598	96 057	19 878	117 715
60	613 364	4 560	390 825	63 878	95 685	19 831	119 749
61	617 540	4 598	393 419	64 081	94 998	19 621	121 254
62	620 783	4 657	395 877	63 980	94 334	19 465	122 509
63	574 720	4 677	397 687	63 693	93 497	19 354	123 402
平成元年	578 881	4 722	400 597	63 562	93 105	19 150	124 374

(注) 昭和34年は9月30日現在である。

設 数 の 推 移

(各年3月31日現在)

所			取 扱 所					
簡 易 タンク 貯蔵所	移 動 タンク 貯蔵所	屋 外 貯蔵所	小 計	給 油 取扱所	第一種 販売 取扱所	第二種 販売 取扱所	移 送 取扱所	一 般 取扱所
7 237	3 527	2 351	29 381	19 937	1 702	—	—	7 742
4 433	7 918	2 629	42 946	28 254	1 716	—	—	12 976
4 332	9 992	2 886	48 800	31 697	1 903	—	—	15 200
4 565	11 868	3 370	55 971	35 481	2 088	—	—	18 402
4 596	13 292	4 197	60 626	38 443	2 135	—	—	20 048
4 648	15 190	5 112	69 676	42 347	2 059	—	—	25 270
4 731	17 856	6 172	86 147	49 041	2 478	—	—	34 628
4 793	20 556	7 103	100 553	54 060	2 907	—	—	43 586
4 767	22 645	8 155	113 170	58 096	3 274	—	—	51 800
4 849	25 396	9 573	128 546	62 749	3 553	—	—	62 244
4 805	28 484	10 922	141 362	66 638	3 722	91	—	70 911
4 748	32 139	11 840	154 857	71 049	3 697	163	—	79 948
4 774	36 049	20 836	168 692	74 697	3 763	258	—	89 974
4 578	39 364	23 806	179 191	76 879	3 727	319	1 148	97 118
4 540	41 909	23 995	184 813	78 508	3 717	374	1 225	100 989
4 496	44 266	24 170	189 574	79 998	3 675	464	1 229	104 208
4 286	46 333	24 081	194 067	81 288	3 626	513	1 251	107 389
4 194	49 427	23 892	198 636	82 900	3 538	541	1 316	110 341
4 187	52 350	25 637	204 748	84 588	3 462	604	1 357	114 737
4 076	54 986	25 662	209 241	86 056	3 416	647	1 366	117 756
3 953	57 126	25 466	212 430	86 962	3 351	667	1 382	120 068
3 871	58 662	24 921	214 556	87 678	3 284	705	1 380	121 509
3 742	61 019	24 397	216 157	88 143	3 221	729	1 391	122 673
3 638	64 393	23 651	217 979	88 582	3 124	744	1 400	124 129
3 531	66 998	22 936	219 523	88 882	3 040	739	1 402	125 460
3 435	69 976	22 178	220 249	88 890	2 939	758	1 397	126 265
3 361	72 957	21 423	172 356	89 088	2 845	766	1 381	78 276
3 288	76 451	20 667	173 562	89 506	2 768	765	1 372	79 151

附属資料21 容量別、都道府県別

都道府県	容量	合計	1 000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所		
			1 000kℓ未満の屋外タンク貯蔵所	1 000kℓ以上の屋外タンク貯蔵所	
北海道	道	4 192	3 471	721	
	青森	965	761	204	
	岩手	771	735	36	
	宮城	1 116	930	186	
	秋田	901	800	101	
福島県	山形	791	761	30	
	福島	1 613	1 469	144	
	茨城県	茨城	3 447	3 183	264
		栃木	1 629	1 605	24
		群馬	2 322	2 303	19
埼玉		2 219	2 184	35	
千葉		5 888	4 855	1 033	
東京都	神奈川	1 321	1 234	87	
	東京都	5 637	4 351	1 286	
	新潟県	新潟	2 694	2 432	262
		富山	1 447	1 358	89
		石川	945	880	65
福井		854	773	81	
山梨県		山梨	471	462	9
	長野	2 052	2 029	23	
	岐阜	2 213	2 206	7	
	静岡	3 893	3 691	202	
	愛知	6 280	5 683	597	
三重県	三重	3 713	3 308	405	
	滋賀県	滋賀	1 255	1 248	7
		京都	570	541	29
		大阪	3 949	3 401	548
		兵庫	4 572	4 061	511
奈良		333	333	—	
和歌山県	和歌山	1 553	1 207	346	
	鳥取県	鳥取	362	333	29
		岡山	684	672	12
		広島	3 008	2 458	550
		山口	2 005	1 838	167
徳島		3 049	2 392	657	
高知県	徳島	646	618	28	
	香川	807	681	126	
	愛媛	1 651	1 351	300	
	高知	533	497	36	
	福岡県	福岡	3 300	3 026	274
佐賀		614	600	14	
長崎		1 030	936	94	
熊本		1 053	997	56	
大分		1 322	1 122	200	
宮崎県	宮崎	815	762	53	
	鹿児島	1 724	1 622	102	
	沖縄	896	677	219	
	計	93 105	82 837	10 268	
	構成比(%)	100.0	89.0	11.0	

屋外タンク貯蔵所の施設数

(平成元. 3. 31現在)

施設数	左 の 内 訳				
	1 000kℓ～ 5 000kℓ	5 000kℓ～ 1 万kℓ	1 万kℓ～ 5 万kℓ	5 万kℓ～ 10万kℓ	10万kℓ以上
370	139	104	18	90	
124	18	11	—	51	
25	8	—	—	3	
99	24	46	17	—	
66	6	15	—	14	
20	6	4	—	—	
94	14	18	14	4	
119	38	68	17	22	
24	—	—	—	—	
19	—	—	—	—	
33	2	—	—	—	
449	290	168	106	20	
79	2	6	—	—	
615	311	282	74	4	
154	42	47	13	6	
47	9	26	7	—	
48	17	—	—	—	
46	1	—	4	30	
9	—	—	—	—	
23	—	—	—	—	
7	—	—	—	—	
166	27	4	5	—	
271	147	125	40	14	
218	60	89	26	12	
7	—	—	—	—	
24	1	4	—	—	
234	130	149	30	5	
267	123	105	16	—	
—	—	—	—	—	
151	71	85	24	15	
26	3	—	—	—	
12	—	—	—	—	
289	108	121	17	15	
120	17	18	12	—	
315	131	159	38	14	
16	—	12	—	—	
37	53	29	—	7	
151	96	38	9	6	
36	—	—	—	—	
216	36	14	—	8	
11	—	—	3	—	
63	20	6	—	5	
54	1	1	—	—	
79	53	54	10	4	
49	4	—	—	—	
38	1	4	2	57	
51	35	50	23	60	
5 371	2 044	1 862	525	466	
5.7	2.2	2.0	0.6	0.5	

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区域

都道府県	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱 量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)
北海道	1 釧路 2 小室 3 釜室 4 上	773	7(1)	2	32	143
		19 435	12(5)	7	1 223	4 416
		7 228	2(2)	7	218	23 219
		496	2()	1	70	12
青森	4-2むつ小川 5 青八 6 八	2 508	2()		621	
		123	5()		17	
		1 251	9(2)	7	51	370
宮城	7 塩釜 8 仙	297	8(5)	3	26	683
		4 598	3(1)	5	277	3 700
秋田	9 男鹿 10 秋	1 040	1(1)	1	66	
		1 699	4()	7	48	188
山形	11 酒田	3 165	4()	3	24	43
福島	11-2広い 12 わ	1 216	1()		23	
		7 435	11(2)	9	184	930
茨城	13 鹿島臨海	23 835	12(10)	10	698	25 636
千葉	14 京葉臨海 15 京葉臨海 16 京葉臨海	2 587	10(1)	4	55	849
		44 660	37(26)	31	2 137	160 370
		12 512	3(2)	1	14	1 611
東京	17 豊島川・大洲井 18 品川	891	2()	1	5	
		292	2()		13	
神奈川	19 京浜臨海 20 根岸 21 久里浜	34 259	54(29)	47	1 408	102 766
		6 340	4(2)	6	491	27 016
		708	1()		58	
新潟	22 新潟東西 23 新潟 24 直江	18 551	9(3)	4	235	11 462
		6 975	5(3)	8	158	8 296
		2 723	4()	2	11	69
富山	25 富山 26 新伏 27 伏 28 婦	751	2(1)	3	119	2 336
		447	1()		26	
		171	2()	1	8	89
		571	1(1)		1	4 571
石川	29 金沢港北	341	6()	4	28	481
福井	30 福井臨海	2 633	6()	1	407	
静岡	31 清水	1 138	3(1)	10	72	438
愛知	32 渥蒲美郡 33 蒲衣 34 衣名 35 古屋港臨海	1 079	1()		98	
		168	2()	2	15	199
		8 914	4(1)	7	34	1 558
		25 712	32(9)	24	945	45 112
三重	36 四日市臨海 37 尾	10 999	16(14)	21	727	62 498
		797	2(1)	1	78	36
大阪	38 大阪北臨海 39 堺泉北 40 岬	4 470	9(1)	18	71	834
		19 702	21(12)	27	538	99 504
		557	2(2)		29	5

(注) 第一種事業所欄の()内は、レイアウト規制対象事業所数で内数である。

域の現況と防災資機材の整備状況

(平成元. 4. 1現在)

大型化学 消防車 (台)	大型高 放水車 (台)	泡原液 搬送車 (台)	大型化学 高所 放水車 (台)	その他 の 消防車 (台)	泡消火 薬 剤 (kl)	オイル フェンス (m)	オイル フェンス 展張船 (隻)	油回 収船 (隻)	消防艇 (隻)
1	1			2	97	5 780	2		
6	1	5	4	2	172	11 100	2	2	
3	2	2		8	171	3 420	2	1	
2	2	2		2	114	2 240	3		
2	2	2		3	226	2 400	1	1	1
1	1	1			52	3 240	5		
1	1	1			168	7 360	1		
				2	96	7 170	1		
2	2	2		3	96	5 060	4	1	2
1	1	1		2	33	1 720	1		
1	1	1		2	72	5 590	3		
1	1	1		2	42	3 300	1		
1	1	1			38	2 200	1	1	
2	2	2		7	222	7 610	1	1	
5	4	3		16	217	11 660	3	1	1
2	2	2		1	104	6 510	4		
27	10	16	6	32	706	34 920	10	1	1
1	1	1		3	34	2 560	1		
					52	2 700	2		
1	1	1			26	1 620	1		
20	10	10		30	672	44 210	8	1	
6	5	5		7	257	9 060	4	1	1
1	1	1			11	1 620	1		
2	2	2		1	145	8 870	1	1	
3	2	2		2	167	4 820	3		1
				7	52	3 000	1		
2	1	1		2	67	4 320	1	1	
1	1	1		1	19	1 620	1		
				2	71	2 100	1		
				2	7				
1	1	1			69	4 140	1		
2	2	2	1	2	144	10 220	3	2	1
2	1	1		1	121	5 100	2		
1	1	1			14	2 160	1	1	
1	1	1			27	1 620	3		
1	1	1		6	35	4 580	6		1
10	8	8	2	19	364	28 535	14	2	
6	4	4		18	704	18 923	1	2	3
1	1	1		3	128	6 960	2		
2	1	1		10	173	7 940	1		
12	8	9		22	465	25 420	9	1	
1	1	1			32	2 280	1		

附属資料22 石油コンビナート等特別防災区

都道府県	特別防災区域	面積 (千m ²)	第一種事業所	第二種事業所	石油の貯蔵・取扱量 (万kl)	高圧ガスの処理量 (万Nm ³)	
兵庫	41 尼崎	4 331	6(3)	13	45	561	
	42 神戸	2 851	9(2)	6	99	2 439	
	43 東播磨	11 385	6(4)	10	45	5 993	
	44 姫路	19 200	10(9)	9	388	15 763	
	44-2赤穂	533	1(1)		24	4	
和歌山	45 和歌山北部臨海北部	5 083	3(2)		14	2 832	
	46 和歌山北部臨海中部	1 483	3(3)		93	579	
	47 和歌山北部臨海南部	2 990	3(1)		595	12 443	
	47-2御坊	338	1(1)		34	3	
岡山	48 水島臨海	25 580	15(13)	10	976	96 400	
広島・岡山	49 福山・笠岡	11 068	4(2)	2	24	5 342	
	広島	50 江田島	194	1()	1	23	
51 能美		394	1()		79		
山口・広島	52 岩国・大竹	5 339	6(5)	7	247	15 564	
	53 下徳山・新南	2 699	2(1)	3	122	137	
	54 宇部	7 904	9(9)	11	435	70 905	
	55 小野	4 725	5(4)	7	18	12 585	
	56 彦島	1 929	1(1)		457	8 149	
57	124	3()		26			
徳島	58 阿南	800	1()	1	25	16	
香川	59 番の州	4 225	3(2)	1	337	10 631	
	媛	60 新居浜	4 331	5(3)	5	20	5 034
		61 上浦	112	()			
	61-2波	299	1(1)		35	5 287	
	62 菊間	564	2(1)		159	3 088	
63 松山	2 496	4(3)	1	121	10 059		
福岡	63-2豊前	465	1(1)		18	1	
	64 北九州	957	1()	3	3		
	65 前田	23 594	15(8)	14	80	20 828	
	66 福岡	451	9(1)	15	29	668	
佐賀	67 唐津	336	3(1)	1	20	857	
	長崎	68 相浦	239	1(1)		20	1
		69 長崎	170	4()	4	12	91
	69-2上五島	263	1()		26		
熊本	70 八代	156	5()		13		
大分	71 大分	10 649	10(9)	4	324	40 766	
	71-2川内	437	2(2)	1	13	475	
鹿児島	72 喜入	1 922	1()		884		
	73 平座	4 097	3(1)		784	6 006	
沖縄	74 安泊	186	1(1)		35	501	
	75 小那覇	821	1(1)		199	1 283	
合 計		449 767	487(235)	414	18 261	944 731	

域の現況と防災資機材の整備状況 (つづき)

(平成元. 4. 1現在)

大型化学消防車 (台)	大型高所放水車 (台)	泡原液搬送車 (台)	大型化学高所放水車 (台)	その他の消防車 (台)	泡消火薬剤 (kl)	オイルフェンス (m)	オイルフェンス展開船 (隻)	油回収船 (隻)	消防艇 (隻)
1	1	1		7	70	5 550	5		
2	2	2		4	105	9 640	5		
1	2	1		17	76	9 200	9		
4	5	4	3	16	163	15 510	11	1	
1	1	1			17	1 620	1		
1	1	1		8	59	5 080	4	1	2
2	2	2		3	88	6 380	4		
5	5	5		2	252	7 800	3	1	2
1	1	1			17	1 800	2		
4	5	7		30	301	25 440	14	2	
		1		5	68	4 360	6		
2	2	2			36	3 970	5		
1	1	1			37	4 420	3		
2	1	3	2	19	249	12 600	4	1	
1	1	1		1	91	3 780	2		
6	1	2	2	15	299	10 260	9	1	
1	1	1		7	43	4 420	1		
2	2	2		2	99	2 180	1	1	1
					44	3 240	2		
1	1	1			18	2 380	2		
3	3	3		4	92	12 060	6	1	
2	1	1		3	76	4 000	1		
1	1	1			44	3 320	2		
2	2	2		1	32	2 200	4	1	1
2	1	1		4	74	5 400	4	1	
1	1	1			12	1 740	1		1
				3	22	1 920	2		
3	4	3		12	177	13 740	8		
3	1	2			105	6 880	1		
1	1	1		3	20	3 320	2		
1	1	1			17	1 620	1		
				1	64	3 860	6		
				1	130	3 900	2	1	1
1	1	1			53	3 240	1		
4	4	4		11	200	8 280	5	1	
1	1	1			20	1 620	1		
2	2	2		2	157	8 340	4	3	4
2	2	3		7	68	5 610	4	2	5
1	1	1			26	1 640	1	1	1
2	2	2		1	85	2 260	1	1	1
205	152	165	20	411	10 087	560 238	264	41	31

附属資料23 都道府県別救急

区分	市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)	救急業務実施市町村 ^①	
			市町村数	人口 (昭和60年国勢 調査)
都道府県				
北海道	212	5 679 439	212	5 679 439
青森	67	1 524 448	67	1 524 448
岩手	62	1 433 611	62	1 433 611
宮城	71	2 176 295	71	2 176 295
秋田	69	1 254 032	69	1 254 032
山形	44	1 261 662	44	1 261 662
福島	90	2 080 304	90	2 080 304
茨城	88	2 725 005	87	2 722 210
栃木	49	1 866 066	49	1 866 066
群馬	70	1 921 259	70	1 921 259
埼玉	92	5 863 678	90	5 857 291
千葉	80	5 148 163	74	5 065 322
東京都	42	11 829 363	36	11 820 344
神奈川県	37	7 431 974	37	7 431 974
新潟	112	2 478 470	107	2 418 601
富山	35	1 118 369	32	1 113 386
石川	41	1 152 325	37	1 108 993
福井	35	817 633	35	817 633
山梨	64	832 832	64	832 832
長野	121	2 136 927	97	2 012 578
岐阜	99	2 028 536	88	1 999 793
静岡	75	3 574 692	67	3 526 968
愛知	88	6 455 172	77	6 389 920
三重	69	1 747 311	51	1 603 868
滋賀	50	1 155 844	50	1 155 844
京都	44	2 586 574	42	2 569 319
大阪	44	8 668 095	39	8 597 470
兵庫県	91	5 278 050	89	5 254 265
奈良	47	1 304 866	40	1 269 167
和歌山	50	1 087 206	40	1 045 291
鳥取	39	616 024	39	616 024
島根	59	794 629	49	739 530
岡山	78	1 916 906	75	1 891 080
広島	86	2 819 200	72	2 715 991
山口	56	1 601 627	52	1 580 923
徳島	50	834 889	36	774 379
香川	43	1 022 569	42	1 017 535
愛媛	70	1 529 983	69	1 520 800
高松	53	839 784	52	835 076
福岡	97	4 719 259	97	4 719 259
佐賀	49	880 013	49	880 013
長門	79	1 593 968	78	1 591 740
熊野	98	1 837 747	98	1 837 747
大分	58	1 250 214	53	1 250 214
宮崎	44	1 175 543	31	1 099 709
鹿児島	96	1 819 270	85	1 752 399
沖縄	53	1 179 097	41	1 158 248
合計	3 246	121 048 923	3 037	119 790 852

業務実施状況

市町村数 (%)	人口 (%)	救急出場件数		対前年 増減率 $\frac{C-B}{B} \times 100$ (%)	①内にお ける人口1万 人当たりの 救急出場件 数 (件)
		62年中 ^② (件)	63年中 ^③ (件)		
100.0	100.0	106 610	109 590	2.8	193
100.0	100.0	23 349	23 975	2.7	158
100.0	100.0	21 002	21 907	4.3	153
100.0	100.0	31 182	32 431	4.0	149
100.0	100.0	15 506	16 237	4.7	130
100.0	100.0	17 511	18 351	4.8	146
100.0	100.0	34 511	35 948	4.2	173
98.9	99.9	46 300	48 698	5.2	179
100.0	100.0	31 228	33 029	5.8	178
100.0	100.0	34 880	36 350	4.2	189
97.8	99.9	114 418	121 136	5.9	207
92.5	98.4	106 238	113 995	7.3	225
85.7	99.9	348 427	369 376	6.0	313
100.0	100.0	186 531	196 006	5.1	264
95.5	97.6	39 931	41 160	3.1	171
91.4	99.6	14 964	15 376	2.8	139
90.2	96.2	15 637	16 956	8.4	154
100.0	100.0	12 467	12 603	1.1	156
100.0	100.0	17 885	18 419	3.0	222
80.2	94.2	34 539	36 522	5.7	182
88.9	98.6	33 516	34 942	4.3	176
89.3	98.7	65 870	68 621	4.2	195
87.5	99.0	113 722	120 929	6.3	190
73.9	91.8	28 591	30 217	5.7	189
100.0	100.0	22 656	23 975	5.8	208
95.5	99.3	56 746	59 784	5.4	234
88.6	99.2	227 688	239 999	5.4	279
97.8	99.5	100 968	108 016	7.0	206
85.1	97.3	26 387	28 063	6.4	223
80.0	96.1	22 231	22 974	3.3	221
100.0	100.0	9 925	10 399	4.8	170
83.1	93.1	11 296	11 538	2.1	158
96.2	98.7	33 303	34 228	2.8	181
86.0	96.3	51 129	53 876	5.4	199
94.6	98.7	31 229	31 981	2.4	202
72.0	92.8	13 817	14 683	6.3	191
97.7	99.5	20 565	22 530	9.6	223
98.6	99.4	30 229	31 109	2.9	205
98.1	99.4	18 081	18 448	2.0	222
100.0	100.0	90 821	93 989	3.5	200
100.0	100.0	14 429	14 789	2.5	168
98.7	99.9	26 285	26 925	2.4	169
100.0	100.0	29 343	30 346	3.4	166
100.0	100.0	21 382	22 188	3.8	178
70.5	93.5	17 961	18 411	2.5	169
87.5	96.3	30 089	30 967	2.9	177
77.4	98.2	25 477	25 708	0.9	224
93.6	99.0	2 426 852	2 547 700	5.0	213

附属資料24 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技
北海道	920	7	137	17 787	2 002	1 210
青森	210	1	54	4 632	317	192
岩手	145	4	33	4 332	383	290
宮城	408	0	64	6 974	503	241
秋田	25	1	32	3 095	318	207
山形	113	0	26	3 473	324	157
福島	64	0	57	8 136	637	385
茨城	269	0	87	14 851	935	429
栃木	237	3	20	10 144	617	245
群馬	85	2	27	10 520	720	291
埼玉	969	4	46	32 327	2 538	1 166
千葉	900	8	119	27 638	1 911	918
東京都	3 564	9	219	77 815	5 254	3 029
奈良	1 872	5	161	44 391	3 032	1 552
新潟	152	8	98	9 542	1 005	390
富山	13	0	33	4 006	416	146
石川	22	2	31	4 213	350	164
福井	23	1	43	3 654	349	158
山梨	171	3	17	4 764	363	329
長野	153	6	32	8 328	741	506
岐阜	167	4	56	10 058	1 004	392
静岡	413	4	134	18 577	1 601	610
愛知	997	1	100	31 688	2 690	970
三重	61	4	48	8 722	730	259
滋賀	95	0	32	6 603	733	304
京都	317	8	44	18 869	895	648
大阪	2 745	6	110	47 877	4 260	1 530
兵庫	572	5	108	24 554	2 051	899
奈良	105	1	13	6 947	637	277
和歌山	86	2	45	5 646	399	232
鳥取	99	3	40	2 318	215	102
島根	12	9	32	2 581	280	161
岡山	98	1	78	10 422	730	251
広島	180	4	67	13 612	1 116	456
山口	139	0	51	7 201	490	276
徳島	47	0	32	3 950	330	143
香川	123	1	37	6 425	440	239
愛媛	167	11	44	7 977	720	331
高知	138	2	50	4 018	430	164
福岡	536	5	123	20 327	1 362	668
佐賀	18	1	32	3 805	259	147
長門	42	1	71	4 620	393	251
熊本	138	9	44	7 018	535	407
大分	42	3	35	4 756	359	242
宮崎	116	1	44	4 280	270	203
鹿児島	184	5	56	5 926	480	329
鹿嶋	119	5	69	4 725	266	264
合計	18 071	160	2 931	594 124	46 390	22 760

種別救急出場件数

(昭和63年中)

一般負傷	加害	自損行為	急病	転院搬送	医師搬送	資器材等送	その他	計
12 002	1 023	1 547	54 643	16 406	245	45	1 616	109 590
2 567	243	254	11 873	3 197	85	78	272	23 975
2 377	137	285	11 214	2 358	54	7	288	21 907
2 923	372	320	14 869	4 807	346	10	594	32 431
1 769	82	207	8 888	1 417	21	0	175	16 237
2 109	109	219	9 829	1 726	69	0	197	18 351
3 849	307	377	18 616	2 986	119	79	336	35 948
4 399	581	524	21 839	3 890	235	65	594	48 698
2 847	301	451	14 880	2 821	110	3	350	33 029
3 716	337	407	17 032	2 698	195	8	312	36 350
12 359	1 876	1 376	58 426	6 650	845	126	2 428	121 136
12 806	1 961	1 140	55 123	8 941	276	211	2 043	113 995
48 145	8 251	3 370	196 514	18 729	470	969	3 038	369 376
23 403	3 235	1 770	101 173	12 056	889	354	2 113	196 006
5 002	284	563	19 146	4 373	142	25	430	41 160
1 675	94	183	7 325	1 156	40	17	272	15 376
2 156	173	190	8 213	1 250	25	1	166	16 956
1 474	96	161	5 536	916	43	6	143	12 603
2 081	149	208	8 598	1 314	162	31	229	18 419
4 533	259	328	17 976	3 021	294	36	309	36 522
3 700	265	352	15 742	2 606	127	81	388	34 942
7 267	660	705	31 730	5 893	245	9	773	68 621
12 373	1 587	1 254	57 909	8 850	1 009	232	1 269	120 929
3 321	307	258	14 055	1 920	97	153	282	30 217
2 908	219	188	11 405	1 239	47	13	189	23 975
6 433	782	581	28 039	2 820	1	2	345	59 784
28 124	6 055	2 741	131 347	12 407	59	85	2 653	239 999
13 091	1 661	1 404	53 999	7 377	372	47	1 876	108 016
3 547	291	307	13 526	2 072	79	0	261	28 063
2 688	254	262	11 137	1 796	65	34	328	22 974
1 197	80	108	5 246	850	29	0	112	10 399
1 541	63	130	5 833	767	13	7	109	11 538
3 965	271	365	14 955	2 780	40	6	266	34 228
6 447	516	629	24 559	5 368	178	79	665	53 876
3 945	295	348	15 308	3 399	117	32	380	31 981
1 572	117	152	6 827	1 286	24	27	176	14 683
2 520	225	208	9 947	2 039	91	16	219	22 530
3 915	314	337	13 795	2 913	88	3	494	31 109
2 486	220	233	8 545	1 860	11	3	288	18 448
9 666	1 307	1 162	45 684	11 109	385	6	1 649	93 989
1 520	127	174	6 459	1 983	100	8	156	14 789
3 096	252	354	13 001	3 942	106	101	695	26 925
3 349	248	341	14 284	3 557	116	14	286	30 346
2 581	163	219	10 032	3 313	151	41	251	22 188
1 712	206	233	8 460	2 574	96	30	186	18 411
3 237	313	373	14 703	4 343	148	6	864	30 967
3 345	507	311	13 053	2 497	1	0	546	25 708
291 738	37 175	27 609	1 261 293	202 272	8 460	3 106	31 611	2 547 700

附属資料25 都道府県別事故

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害
都道府県					
北海道	227	3	101	21 492	1 935
青森	53	1	42	5 352	310
岩手	31	3	28	4 919	376
宮城	88	0	41	7 667	492
秋田	24	2	21	3 593	302
山形	45	0	18	3 966	323
福島	66	0	48	9 519	622
茨城	109	0	63	17 757	914
栃木	64	2	14	11 964	602
群馬	71	1	15	12 432	713
埼玉	299	3	34	36 555	2 517
千葉	223	8	105	32 149	1 886
東京都	924	9	176	82 726	5 179
神奈川県	357	10	124	48 320	3 010
新潟	89	7	73	10 689	993
富山	12	0	29	4 587	399
石川	24	2	22	4 829	337
福井	17	1	37	4 238	336
山梨	31	5	12	5 540	347
長野	86	7	19	9 786	724
岐阜	113	3	35	12 026	987
静岡県	122	4	113	20 861	1 576
愛知県	274	1	76	35 912	2 642
三重	57	5	39	10 233	708
滋賀	53	0	25	7 950	726
京都	115	0	36	20 590	877
大阪	496	12	84	51 094	4 152
兵庫県	235	7	77	27 279	2 021
奈良	61	1	8	8 022	627
和歌山	26	2	40	6 162	392
鳥取	30	3	36	2 693	209
島根	13	7	28	2 911	279
岡山	103	1	70	11 396	726
広島	123	4	46	15 072	1 094
山口	44	0	35	7 808	479
徳島	32	0	26	4 387	317
香川	37	1	36	7 337	437
愛媛	57	13	36	8 794	706
高松	39	1	29	4 236	418
福井	202	17	88	22 056	1 324
佐賀	21	3	26	4 342	248
長門	41	1	58	4 911	376
熊野	38	10	33	7 563	522
大分	40	3	22	5 135	357
宮崎	26	1	29	4 544	264
鹿児島	64	7	41	6 235	453
沖縄	22	8	57	4 838	257
合計	5 324	179	2 251	662 467	45 491

種別救急搬送人員

(昭和63年中)

運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
1 224	11 453	985	1 181	51 973	17 200	107 774
199	2 446	229	193	11 201	3 332	23 358
297	2 292	138	217	10 693	2 433	21 427
239	2 729	370	250	13 728	4 883	30 487
214	1 691	73	156	8 452	1 470	15 998
158	1 992	118	163	9 344	1 821	17 948
403	3 691	307	298	17 754	3 089	35 797
456	4 215	574	402	20 795	4 067	49 352
263	2 711	294	354	13 935	2 935	33 138
302	3 593	338	344	16 062	2 803	36 674
1 203	11 874	1 888	1 037	55 639	7 339	118 388
983	12 311	1 958	887	52 670	9 700	112 880
3 121	44 799	8 021	2 625	181 348	18 712	347 640
1 615	22 157	3 142	1 350	94 517	12 732	187 334
402	4 814	286	397	18 139	4 609	40 498
152	1 601	95	138	6 992	1 227	15 232
164	2 050	167	135	7 764	1 293	16 787
159	1 393	103	127	5 205	972	12 588
334	2 020	146	165	8 064	1 421	18 085
522	4 353	258	226	16 910	3 143	36 034
426	3 551	269	290	15 035	2 770	35 505
630	6 966	651	555	29 996	6 217	67 691
1 030	11 728	1 567	884	53 531	9 154	116 799
273	3 186	314	196	13 339	1 987	30 337
328	2 843	209	149	10 879	1 333	24 495
673	6 119	761	464	26 120	2 974	58 729
1 567	26 080	5 955	2 158	122 466	12 879	226 943
941	12 275	1 646	1 046	50 680	7 714	103 921
301	3 437	290	245	12 742	2 218	27 952
243	2 521	239	209	10 510	1 920	22 264
105	1 157	76	93	4 991	880	10 273
168	1 488	60	103	5 573	806	11 436
267	3 805	257	313	14 216	2 906	34 060
457	6 189	518	491	23 237	5 482	52 713
278	3 781	295	270	14 533	3 505	31 028
162	1 507	120	129	6 430	1 338	14 448
275	2 418	233	172	9 500	2 109	22 555
347	3 748	310	273	13 132	3 123	30 539
168	2 365	218	194	8 131	1 979	17 778
711	8 985	1 353	869	42 502	11 600	89 707
156	1 436	125	128	5 972	2 041	14 498
257	2 937	238	268	12 218	4 423	25 728
415	3 141	231	244	13 386	3 598	29 181
267	2 458	134	178	9 286	3 380	21 260
202	1 606	188	184	7 766	2 659	17 469
328	2 990	286	261	13 515	4 941	29 121
261	3 117	467	264	12 326	2 773	24 390
23 646	276 019	36 500	21 275	1 183 197	211 890	2 468 239

附属資料26 都道府県別経営主体別救

区分 都道府県	病 院	診 療 所	小 計	国 及	
				病	
				国	国に準ず るもの
北海道	262	120	382	7	2
青森	64	36	100	2	—
岩手	62	10	72	1	—
宮城	43	15	58	2	—
秋田	31	2	33	1	1
山形	24	8	32	0	—
福島	48	0	48	1	—
茨城	110	26	136	3	—
栃木	75	59	134	3	—
群馬	68	53	121	4	—
埼玉	200	53	253	3	—
千葉	141	38	179	6	—
東京都	404	87	491	9	1
神奈川県	180	71	251	5	—
新潟	56	32	88	2	—
富山	67	45	112	1	—
石川	67	49	116	3	—
福井	56	28	84	2	—
山梨	32	38	70	1	—
長野	95	35	130	4	—
岐阜	85	21	106	1	—
静岡県	90	211	301	7	1
愛知県	256	187	443	4	—
三重	73	33	106	4	—
滋賀	27	1	28	1	—
京都	100	2	102	4	—
大阪	224	9	233	4	—
兵庫県	151	32	183	6	—
奈良	33	2	35	1	—
和歌山	59	26	85	1	1
鳥取	20	7	27	2	1
島根	23	4	27	2	—
岡山	88	10	98	3	1
広島	133	109	242	5	1
山口	75	32	107	5	—
徳島	45	5	50	1	—
香川県	53	42	95	2	1
愛媛	48	4	52	1	1
高知県	41	7	48	2	—
福岡	117	28	145	5	—
佐賀	36	19	55	3	—
長門	50	0	50	5	—
熊本市	81	39	120	3	1
大分	46	7	53	3	—
宮崎	60	3	63	1	—
鹿児島	112	59	171	3	—
沖縄	15	0	15	1	—
合 計	4 226	1 704	5 930	140	12

急病院及び救急診療所告示状況一覧

(平成元. 4. 1現在)

地 方 団 体	公 的 等			私 的		
	病 院	診 療 所	小 計	病 院	診 療 所	小 計
73	26	—	108	154	120	274
22	8	1	33	32	35	67
37	3	—	41	21	10	31
16	2	2	22	23	13	36
9	10	—	21	10	2	12
13	1	—	14	10	8	18
7	5	—	13	35	0	35
6	9	—	18	92	26	118
2	11	—	16	59	59	118
9	5	—	18	50	53	103
11	8	—	22	178	53	231
26	3	—	35	106	38	144
18	12	—	40	364	87	451
15	17	—	37	143	71	214
15	12	—	29	27	32	59
11	6	—	18	49	45	94
16	3	—	22	45	49	94
6	3	—	11	45	28	73
12	3	1	17	16	37	53
21	16	1	42	54	34	88
17	9	—	27	58	21	79
20	13	—	41	49	211	260
28	17	—	49	207	187	394
13	9	—	26	47	33	80
8	7	—	16	11	1	12
14	4	—	22	78	2	80
11	9	—	24	200	9	209
24	7	—	37	114	32	146
8	4	—	13	20	2	22
10	3	—	15	44	26	70
7	3	—	13	7	7	14
6	5	—	13	10	4	14
13	2	—	19	69	10	79
18	8	1	33	101	108	209
13	9	—	27	48	32	80
6	6	—	13	32	5	37
11	6	—	20	33	42	75
7	5	—	14	34	4	38
7	3	—	12	29	7	36
10	7	—	22	95	28	123
7	3	—	13	23	19	42
16	2	—	23	27	0	27
8	8	—	20	61	39	100
5	2	—	10	36	7	43
18	2	—	21	39	3	42
10	2	—	15	97	59	156
7	1	—	9	6	0	6
667	319	6	1 144	3 088	1 698	4 786

附属資料27 都道府県別救助活

区分	火災		交通事故		水難事故		自然災害		機械による事故	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
北海道	369	97	486	524	49	52	23	65	42	54
青森	11	6	97	116	11	11	—	—	4	4
岩手	88	4	76	91	—	—	—	—	—	—
宮城	113	36	189	215	19	25	2	—	11	11
秋田	42	2	71	90	7	4	—	—	5	4
山形	8	5	83	93	11	10	—	—	10	10
福島	5	8	158	181	11	8	1	2	11	32
茨城	69	6	217	257	27	29	—	—	10	10
栃木	75	7	191	247	11	7	2	2	9	9
群馬	25	2	157	199	14	12	4	30	10	14
埼玉	168	19	450	563	21	10	—	—	38	40
千葉	247	28	479	548	25	25	2	8	34	51
東京都	922	84	2 296	2 010	63	62	5	8	99	150
新潟	541	70	443	540	54	48	9	7	41	43
富山	33	8	169	209	23	17	2	5	11	11
石川	17	2	92	123	4	2	—	—	10	10
福井	13	17	79	94	8	5	1	—	2	2
山梨	44	19	90	109	2	2	1	—	4	4
長野	29	—	92	127	4	6	—	—	3	3
岐阜	10	12	153	172	6	7	4	12	18	21
静岡	43	20	175	298	18	21	5	9	20	21
愛知	108	24	313	371	34	38	1	1	13	13
三重	382	55	417	502	38	32	—	—	30	43
滋賀	97	15	219	268	21	18	9	5	5	5
京都	36	—	121	157	4	8	—	—	10	10
大阪	50	15	139	157	18	14	1	1	18	24
兵庫	739	68	400	462	41	42	2	13	72	125
奈良	371	57	373	461	48	38	4	17	41	57
和歌山	13	6	112	138	5	3	—	—	5	5
鳥取	27	4	120	156	21	20	1	1	11	18
島根	54	6	53	73	1	1	1	1	3	3
岡山	—	—	66	88	7	7	8	12	2	2
広島	38	6	172	224	9	7	—	—	9	9
山口	95	18	201	287	26	15	—	—	14	14
徳島	82	6	133	177	12	9	—	—	10	9
香川	15	1	34	76	12	9	1	—	6	6
愛媛	32	2	84	102	15	11	—	—	7	7
高知	40	15	112	128	8	6	4	15	11	12
福岡	3	1	44	65	20	15	2	—	10	15
佐賀	130	29	306	396	38	28	8	24	33	36
長門	5	2	50	63	4	4	—	—	6	6
熊本	11	2	77	116	9	6	—	—	3	3
分岐	187	6	116	165	16	14	16	83	17	17
本崎	30	22	100	114	8	8	2	3	9	11
大島	1	1	68	82	11	7	—	—	1	1
宮島	21	8	118	163	41	19	6	21	14	25
鹿島	1	—	64	77	23	22	—	—	22	37
計	5 440	821	9 255	11 874	878	764	127	345	774	1 017

動件数及び救助人員

(昭和63年中)

建物等による事故		ガス及び酸欠事故		爆発事故		その他		計	
件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
53	41	178	31	—	—	143	112	1 343	976
3	3	—	—	—	—	13	17	139	157
1	1	—	—	—	—	17	18	182	114
5	4	13	5	—	—	30	23	382	319
—	—	—	—	—	—	22	14	147	114
3	3	—	—	—	—	12	11	127	132
8	8	—	—	—	—	24	25	218	264
8	8	1	1	1	1	36	34	369	346
3	3	1	1	1	5	30	29	323	310
5	5	—	—	—	—	22	19	237	281
44	44	2	2	—	—	69	66	792	744
35	35	7	6	3	1	67	60	899	762
417	480	26	31	—	—	377	391	3 205	3 216
62	69	13	17	1	—	127	127	1 291	921
6	6	2	2	—	—	52	40	298	298
3	3	—	—	—	—	14	11	140	151
2	2	—	—	—	—	11	11	116	131
1	1	2	1	—	—	9	6	153	142
1	1	2	—	—	—	19	18	150	155
5	5	—	—	—	—	23	24	219	253
1	1	4	4	—	—	24	28	290	402
4	7	2	4	—	—	53	50	528	508
22	24	18	22	—	—	52	47	959	725
1	2	1	1	—	—	32	31	385	345
3	3	3	3	—	—	20	33	197	214
18	19	—	—	—	—	55	52	299	282
104	109	14	9	1	2	115	103	1 488	933
57	63	12	8	1	2	143	126	1 050	829
5	5	2	2	—	—	15	16	157	175
4	4	—	—	—	—	22	22	206	225
1	1	—	—	—	—	9	9	122	94
—	—	—	—	—	—	5	9	88	118
—	—	3	6	—	—	19	19	250	271
10	11	1	4	—	—	27	27	374	376
2	2	4	7	—	—	15	16	258	226
2	2	1	1	—	—	4	3	75	98
5	5	—	—	—	—	15	15	158	142
6	6	3	6	1	5	28	29	213	222
6	6	—	—	—	—	14	10	99	112
18	21	6	167	—	—	87	79	626	780
—	—	—	—	—	—	7	7	72	82
3	3	3	4	—	—	16	16	122	150
3	3	2	5	—	—	28	32	385	325
5	6	1	—	1	1	25	25	181	190
1	3	1	1	—	—	14	17	97	112
5	5	8	5	—	—	43	42	256	288
2	2	4	5	—	—	28	30	144	173
953	1 035	340	361	10	17	2 032	1 949	19 809	18 183

附属資料28 1988 年 世界 主要

都 市 名 (国 名)	管内面積 (km ²)	人 口 (万人)	消 防 職 員 数 (人)	出火件数 (件)
北 京 (中 国)	4 368	983	3 581	334
東 京 (23区) (日 本)	602	816	14 122	4 999
ロ ン ド ン (英 国)	1 612	677	7 976	47 838
香 港 (英 国)	1 071	574	7 529	12 057
ロサンゼルス市 (米 国)	1 215	340	3 467	22 822
横 浜 (日 本)	432	312	2 992	1 014
シ カ ゴ (米 国)	593	301	5 680	38 309
グレート・マンチェスター (英 国)	3 333	269	2 694	89 801
大 阪 (日 本)	213	254	3 577	1 438
名 古 屋 (日 本)	328	210	2 256	1 144
ベ ル リ ン (西 ド イ ツ)	480	202	3 267	6 620
ヒューストン (米 国)	1 508	175	3 165	65 543
バルセロナ (ス ペ イ ン)	99	172	878	3 256
フィラデルフィア (米 国)	337	160	2 630	20 928
ハンブルグ (西 ド イ ツ)	755	160	2 274	8 029
札 幌 (日 本)	1 118	158	1 615	628
神 戸 (日 本)	545	143	1 249	817
京 都 (日 本)	610	142	1 744	223
ランカシャー ()	7 979	139	1 702	9 625
福 岡 (日 本)	338	116	961	543
川 崎 (日 本)	136	111	1 376	464
広 島 (日 本)	737	104	1 072	619
北 九 州 (日 本)	481	104	892	513
サンフランシスコ (米 国)	127	75	1 618	5 636
シ ア ト ル (米 国)	230	49	995	3 285
コペンハーゲン (デンマーク)	88	47	898	1 801
オ ス ロ (ノルウェー)	453	46	511	1 488
バンクーバー (カ ナ ダ)	113	43	881	1 341
ホ ノ ル ル (米 国)	1 564	39	1 027	2 905

(注) 日本以外の都市については、東京消防庁の調査による。

都 市 の 火 災 状 況

出 火 率 (人口1万 人当りの 出火件 数)	死者数 (人)	人口100万 人当りの 死者数 (人)	死者1人当 たりの出火 件数 (件)	主 な 出 火 原 因		
				1 位	2 位	3 位
4.5	85	8.3	54.9	電 気	た ば こ	可燃性物質
0.4	33	3.4	10.1	電 気	生活用の火	た ば こ
6.1	99	12.1	50.5	放火(疑含)	た ば こ	コ ン ロ
76.7	144	21.3	332.2	—	—	—
21.0	24	4.2	502.4	た ば こ	コ ン ロ	電 気
67.1	56	16.5	407.5	た ば こ	放火(疑含)	た き 火
3.3	38	12.2	26.7	放火(疑含)	た ば こ	コ ン ロ
127.3	154	51.2	248.8	不 明	た ば こ/マ ッチ	放火(疑含)
333.8	69	25.7	1 301.5	マ ッ チ	調 理 器 具	電 気 器 具
5.7	58	22.8	24.8	放火(疑含)	た ば こ	コ ン ロ
5.4	27	12.9	42.4	放火(疑含)	た ば こ	コ ン ロ
32.8	32	15.8	206.9	放火(疑含)	電 気 調 理 器 具	マ ッ チ
374.5	33	18.9	1 986.2	放 火	漏 洩	電 気 (ショ ート)
18.9	1	0.6	3 256.0	放 火	暖 房 設 備 熱 源 の 誤 使 用	電 気
130.8	104	6.5	201.2	機 械 的 欠 陥	用 炉	そ の 他
50.2	11	6.9	729.9	放 火	暖 房 設 備	技 術 的 欠 陥
4.0	19	12.0	33.1	コ ン ロ	放 火 (疑 含)	た ば こ
5.7	24	16.8	34.0	放 火 (疑 含)	コ ン ロ	た ば こ
1.6	18	12.7	12.4	放 火 (疑 含)	た ば こ	コ ン ロ
69.2	26	18.7	370.2	火 遊 び	調 理 器 具	た ば こ
4.7	11	9.5	49.4	コ ン ロ	放 火 (疑 含)	火 遊 び
4.2	13	11.7	35.7	放 火 (疑 含)	コ ン ロ	た ば こ
6.0	13	12.5	47.6	放 火 (疑 含)	コ ン ロ	火 遊 び
4.9	24	23.1	21.4	放 火 (疑 含)	コ ン ロ	た ば こ
75.1	13	17.3	433.5	放 火 (疑 含)	た ば こ	—
67.0	6	12.2	547.5	高 温 物 品	裸 火、火 花	た ば こ
38.3	—	—	—	—	—	—
32.3	8	17.4	186.0	—	—	—
31.2	5	11.6	268.2	放 火	電 氣 的 欠 陥	た ば こ
74.5	5	12.8	581.0	放 火 の 疑 い	等 放 火	電 気 ショ ート